

島田市地域防災計画

共通対策編
地震対策編
原子力災害対策編
風水害対策編
大火災対策編
大規模事故対策編
(計画の部)

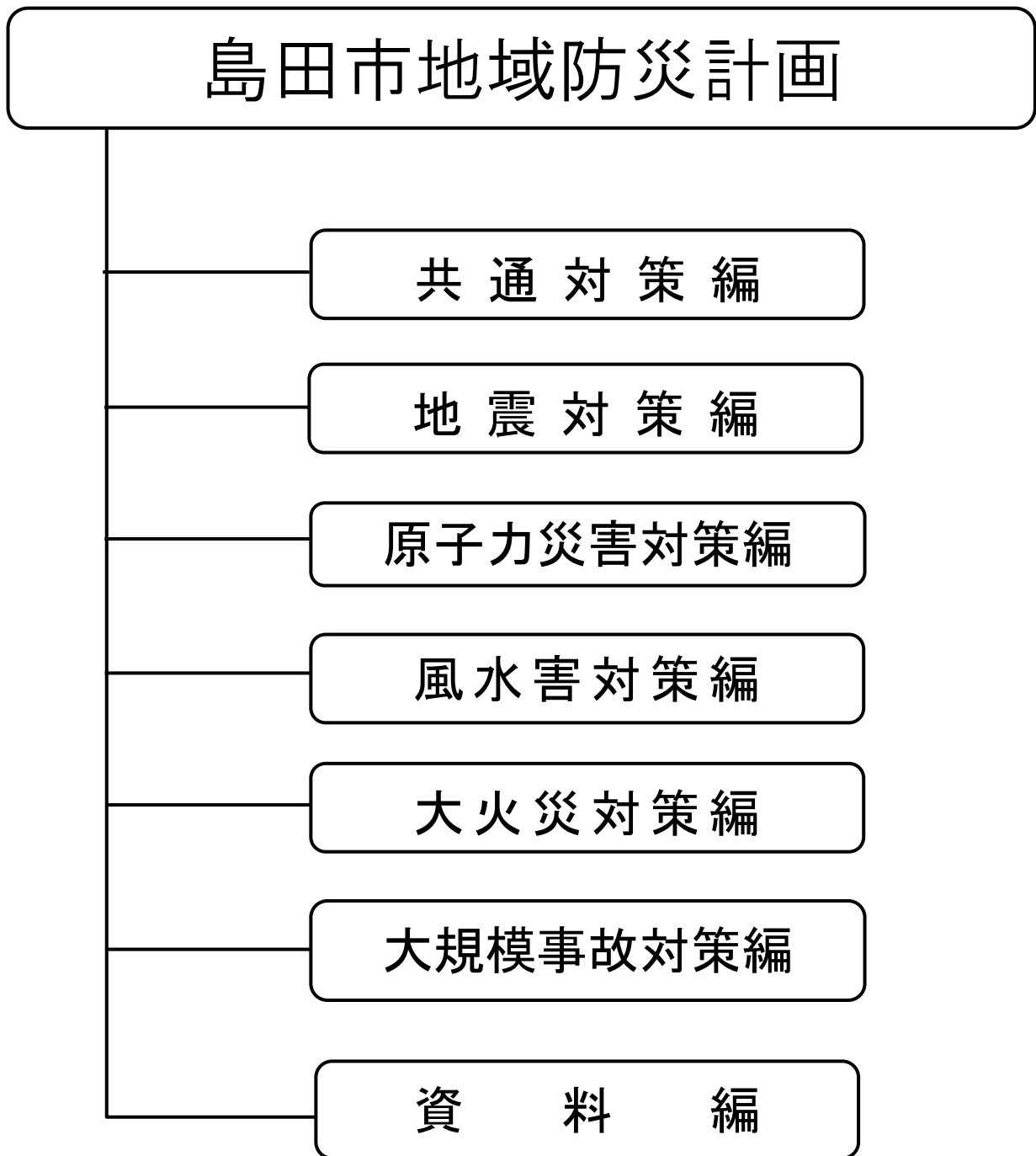
令和6年3月改定

島田市防災会議

計画の沿革

平成17年5月5日	旧島田市と旧金谷町が合併	
平成18年1月19日	市地域防災計画（一般対策編・地震対策編）	制定
平成19年8月6日	市地域防災計画（一般対策編・地震対策編）	一部改定
平成20年4月1日	旧川根町編入	
平成21年2月18日	市地域防災計画（一般対策編・地震対策編）	一部改定
平成22年1月27日	市地域防災計画（一般対策編・地震対策編）	一部改定
平成23年2月3日	市地域防災計画（一般対策編・地震対策編）	一部改定
平成24年2月8日	市地域防災計画（一般対策編・地震対策編）	一部改定
平成25年3月19日	市地域防災計画（一般対策編・地震対策編）	一部改定
	市地域防災計画（原子力災害対策編）	制定
平成26年3月20日	市地域防災計画（一般対策編・地震対策編）	廃止
	市地域防災計画（共通対策編・地震対策編・風水害対策編・ 大火災対策編・大規模事故対策編）	制定
	市地域防災計画（原子力災害対策編）	一部改定
平成27年2月10日	市地域防災計画（共通対策編・地震対策編・原子力災害対策編 風水害対策編・大火災対策編）	一部改定
平成28年3月22日	市地域防災計画（共通対策編・地震対策編・原子力災害対策編・ 風水害対策編・大火災対策編・大規模事故対策編）	一部改定
平成29年1月20日	市地域防災計画（共通対策編・地震対策編・原子力災害対策編・ 風水害対策編・大火災対策編・大規模事故対策編）	一部改定
平成30年3月15日	市地域防災計画（共通対策編・地震対策編・原子力災害対策編・ 風水害対策編・大火災対策編・大規模事故対策編）	一部改定
平成31年2月8日	市地域防災計画（共通対策編・地震対策編・原子力災害対策編・ 風水害対策編・大火災対策編・大規模事故対策編）	一部改定
令和2年2月10日	市地域防災計画（共通対策編・地震対策編・原子力災害対策編・ 風水害対策編・大火災対策編・大規模事故対策編）	一部改定
令和3年3月18日	市地域防災計画（共通対策編・地震対策編・原子力災害対策編・ 風水害対策編・大火災対策編・大規模事故対策編）	一部改定
令和4年3月22日	市地域防災計画（共通対策編・地震対策編・原子力災害対策編・ 風水害対策編・大火災対策編・大規模事故対策編）	一部改定
令和5年3月23日	市地域防災計画（共通対策編・地震対策編・原子力災害対策編・ 風水害対策編・大火災対策編・大規模事故対策編）	一部改定
令和6年3月19日	市地域防災計画（共通対策編・地震対策編・原子力災害対策編・ 風水害対策編・大火災対策編・大規模事故対策編）	一部改訂

<島田市地域防災計画の構成>



島田市地域防災計画

共通対策編

令和6年3月 改定

島田市防災会議

目次

総則

第1章 総則	1
第1節 計画の構成	1
第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
1 指定地方行政機関	2
2 指定公共機関	4
3 指定地方公共機関	5
4 自衛隊	6
5 その他の防災関係団体	6
6 市	7
7 消防機関	7
8 県	7
第3節 市の自然条件	8
1 位置及び境域	8
2 地形・地質の概要	8
3 気候	9
第4節 市の社会条件	10
第5節 予想される災害と地域	10
1 地震	10
2 原子力災害	11
3 風水害	11
4 土石流・地すべり・がけ崩れ	12
5 火災・爆発	12
6 事故	12
7 複合災害・連続災害	12

発災前

第2章 災害予防計画	13
第1節 通信施設等整備改良計画	13
第2節 防災資機材整備計画	14
第3節 防災知識の普及計画	14
1 普及方法	14
2 普及すべき内容	15
3 市の実施事項	15
4 防災関係機関	18
第4節 防災訓練	18
第5節 住民の避難体制	20
1 避難地・避難路の周知啓発	20
2 避難地・避難路の安全性の向上	20
3 避難所の指定、整備	20
4 避難地、避難所等の施設管理	22
5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発	22
第6節 自主防災組織等の育成	23
1 自主防災組織等の概要	23
2 推進方法	24
3 研修会等の開催	24
4 市民の果たすべき役割	24
5 地域における自主防災組織等の果たすべき役割	25
6 市の指導及び助成	26
7 自主防災組織と消防団との連携	27

8 地区の救援体制の構築.....	27
第7節 事業所等の自主的な防災活動.....	28
第8節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進.....	29
第9節 ボランティア活動に関する計画.....	29
第10節 要配慮者支援計画.....	29
第11節 救助・救急活動に関する計画.....	31
第12節 応急住宅・災害廃棄物処理.....	31
第13節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画.....	32
第14節 被災者生活再建支援に関する計画.....	33
第15節 市の業務継続に関する計画.....	33
第16節 複合災害対策及び連続災害対策.....	34
第17節 男女共同参画の支援からの災害対応体制整備.....	34
第18節 災害に強いまちづくり.....	34

発災後

第3章 災害応急対策計画.....	36
第1節 総則.....	36
1 市地域防災計画と県地域防災計画との関係.....	36
2 市の行う措置.....	36
3 この計画を理解し実施するための留意事項.....	37
第2節 組織計画.....	38
第3節 動員・応援・受援計画.....	39
1 動員の実施基準.....	39
2 実施方法.....	39
3 応援職員受入態勢の確立.....	40
4 市職員の応援について.....	41
第4節 通信情報計画.....	41
1 気象の予報及び警報等の収集体制並びに周知方法.....	42
2 被害状況等の報告.....	43
3 情報伝達手段及び通信系統.....	45
4 異常現象発見の通報.....	46
第5節 災害広報計画.....	47
1 広報の内容等.....	47
2 経費負担区分.....	48
3 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法.....	48
第6節 災害救助法の適用計画.....	48
1 災害救助法の適用基準.....	48
2 被害世帯の算定基準.....	49
3 災害救助法の適用手続.....	49
4 災害救助法事務.....	49
5 災害救助法適用外の災害.....	49
第7節 避難救出計画.....	50
1 避難誘導.....	50
2 被災者の救助.....	54
3 避難地への避難誘導.....	55
4 避難所の開設・運営等.....	55
5 災害救助法に基づく県の実施事項.....	57
6 市長の要求・要請に基づく県の実施事項.....	58
7 避難行動要支援者への支援.....	58
8 広域避難・広域一時滞在.....	59

第8節	愛玩動物救護計画	60
第9節	食料供給計画	61
1	実施主体と実施内容	61
2	災害救助法に基づく実施事項	62
3	実施方法	63
4	国への要請事項	63
5	交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置	63
6	災害救助法適用外の災害	63
第10節	衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画	63
1	実施主体と実施内容	63
2	災害救助法に基づく実施事項	64
3	衣料、生活必需品、その他物資調達供与の方法	65
4	国への要請事項	65
5	市長の要請を待たずに行う県の実施事項	65
6	災害救助法適用外の災害	65
第11節	給水計画	65
1	実施主体と実施内容	65
2	災害救助法に基づく実施事項	66
3	給水実施要領	66
4	給水施設の応急復旧	66
5	県への要請	66
6	災害救助法適用外の災害	66
第12節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	67
1	被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定	67
2	災害危険区域の指定	67
3	応急住宅の確保	68
4	災害救助法に基づく実施事項	69
5	実施方法	70
6	災害救助法適用外の災害	71
7	要配慮者への配慮	71
8	住宅の応急復旧活動	71
9	非常災害時における特例	71
第13節	医療・助産計画	71
1	基本方針	71
2	救護所、救護病院及び災害拠点病院	72
3	実施主体と実施内容	73
4	日本赤十字社静岡県支部の活動	74
5	災害救助法に基づく実施事項	74
6	実施方法	75
7	非常災害時における特例	75
8	災害救助法適用外の災害	75
第14節	防疫計画	75
1	市の実施事項及び県への要請事項	75
2	衛生班の実施方法	76
3	市民及び自主防災組織の実施事項	76
4	関係団体の実施事項	76
5	その他	76
第15節	清掃及び災害廃棄物処理計画	76
1	基本方針	76
2	し尿処理	77
3	廃棄物(生活系)処理	77

4	災害廃棄物処理	78
5	非常災害時における特例	78
第16節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	79
1	基本方針	79
2	実施主体と実施内容	79
3	災害救助法に基づく実施事項	80
4	実施方法	80
5	非常災害時における特例	81
6	災害救助法適用外の災害	81
第17節	障害物除去計画	81
1	災害救助法に基づく実施事項	81
2	実施方法	81
3	県への要請事項	81
4	災害の拡大と二次災害の防止活動	81
5	災害救助法適用外の災害	82
第18節	社会秩序維持計画	82
第19節	輸送計画	82
1	輸送力の確保	82
2	防災関係機関の緊急輸送	83
3	災害救助法の規定による輸送の範囲	83
4	緊急通行用車両の申請	83
5	県への要請事項	83
第20節	交通応急対策計画	84
1	陸上交通の確保	84
2	航空交通の確保	87
3	有料道路の通行	88
4	交通マネジメント	88
第21節	応急教育計画	88
1	基本方針	88
2	計画の作成	88
3	災害救助法に基づく実施事項	89
4	実施方法	89
5	県知事への要請事項	90
6	災害救助法適用外の災害	90
第22節	社会福祉計画	90
1	基本方針	90
2	実施事項	90
第23節	県警察災害警備計画	91
第24節	消防計画	91
第25節	水防計画	91
第26節	応援協力計画	92
1	実施基準	92
2	実施方法	92
第27節	ボランティア活動支援計画	92
1	市の実施事項	92
2	県の実施事項	93
第28節	自衛隊派遣要請の要求計画	94
1	災害派遣要請の範囲	94
2	災害派遣要請手続き	94
3	災害派遣部隊受入の体制	95
4	災害派遣部隊の撤収要請の要求	95

5	経費の負担区分	95
6	その他	95
第29節	電力施設災害応急対策計画	96
1	応急措置の実施	96
2	県との連絡協議	96
第30節	ガス災害応急対策計画	96
1	非常体制組織の確立	96
2	応急対策	96
3	市との連絡協議	97
4	事故の報告	97
第31節	下水道応急対策計画	97
第32節	市有施設及び設備等の対策計画	97
1	無線通信施設・設備	97
2	公共施設等	97
3	コンピュータ	98

復旧・復興期

第4章	復旧・復興対策	99
第1節	災害復旧計画	99
第2節	激甚災害の指定	99
第3節	被災者の生活再建支援	100
1	災害弔慰金等の支給	100
2	被災者の援護	100
3	要配慮者の支援	101
第4節	風評被害の影響の軽減	102
1	正しい情報の提供	102
2	必要な検査等の実施	102
3	被害の拡大防止	102
4	関係機関との連携	102

第1章 総則

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。なお、この計画は県計画(静岡県国土強靱化地域計画)及び島田市国土強靱化地域計画における推進方針を踏まえたものであり、島田市総合計画とも整合を図っている。

また、新型インフルエンザ等の感染症及び武力攻撃事態等における国民保護措置については、別に定めるものとする。

第1節 計画の構成

市地域防災計画は、次の編から構成する。

各編の名称	記載内容
1 共通対策編	各編(2～6編)に共通する総則、災害予防計画、災害応急計画、災害復旧計画
2 地震対策編	地震による災害対策
3 原子力災害対策編	原子力事故等による災害対策
4 風水害対策編	風水害による災害対策
5 大火災対策編	大火災(林野火災を含む。)、大爆発による災害対策
6 大規模事故対策編	道路事故、鉄道事故、航空機事故等による災害対策
7 資料編	各編に付属する各種資料

第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市の地域に係る防災に寄与するべきものとし、それぞれが防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
総務省東海総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 (4) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 (5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。 (6) 非常通信協議会の運営に関すること。
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること。
厚生労働省静岡労働局 (島田労働基準監督署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導 (2) 事業場等の被災状況の把握 (3) 操業再開時における労働災害防止のための監督指導 (4) 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
農林水産省関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること (2) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。 (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 (9) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること。 (10) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 (11) 被害農業者に対する金融対策に関すること。
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

機関名	処理すべき事務又は業務
<p>国土交通省 中部地方整備局 (浜松河川国道事務所) (静岡河川事務所) (静岡国道事務所)</p>	<p>管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>ア 所管施設の耐震性の確保</p> <p>イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>(2) 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員(リエゾン)等及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>(3) 応急・復旧</p> <p>ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>ウ 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>エ 市及び県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸与 (ただし、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う)</p>
<p>国土交通省中部運輸局 (静岡運輸支局)</p>	<p>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>(2) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>(3) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>(4) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>(5) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p> <p>(6) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>(7) 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。</p>
<p>国土地理院 中部地方測量部</p>	<p>(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</p> <p>(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>(4) 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>
<p>気象庁東京管区気象台 (静岡地方気象台)</p>	<p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。</p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>(3) 異常現象(異常水位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が市長から通報された時、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。</p> <p>(4) 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。</p> <p>(5) 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p> <p>(6) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>(7) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>(8) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>

機関名	処理すべき事務又は業務
環境省 関東地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処置施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	(1) 所管財産使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

2 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社東海支社 (島田郵便局・金谷郵便局・川根郵便局)	(1) 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じた、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 (2) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。
日本赤十字社静岡県支部	(1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること。 (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (3) 被災者に対する救援物資の配布 (4) 義援金の募集 (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 (6) その他必要な事項
日本放送協会(静岡放送局)	気象予警報、災害情報その他の有効適切な災害広報
中日本高速道路株式会社	(1) 管轄する道路の建設及び維持管理 (2) 交通状況に関する関係機関との情報連絡 (3) 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施 (4) 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
東海旅客鉄道株式会社 (島田駅・六合駅・金谷駅) 日本貨物鉄道株式会社	(1) 鉄道防災施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 災害時における応急救護活動 (5) 応急復旧用資材等の確保 (6) 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導 (7) 被災施設の調査及び早期復旧
西日本電信電話株式会社(静岡支店) 株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店)	(1) 電気通信施設の防災対策及び復旧対策 (2) 電気通信の特別取扱い (3) 気象警報の伝達 (4) 防災関係機関の重要通信の優先確保 (5) 被害施設の早期復旧 (6) 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害伝言

機関名	処理すべき事務又は業務
	板、災害用音声お届けサービスの提供
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地、 2次基地から充填所へのLP ガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行 (2) 災害時の応急輸送対策
中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社 (島田営業所)	(1) 電力供給施設の防災対策 (2) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への 緊急事態の通報 (3) 災害時における電力供給の確保 (4) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防 止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等 を利用しての広報 (5) 被災施設の調査及び復旧
KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス 1) 県からの要請による災害救助の実 施に必要な物資の調達等	(1) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等 の実施 (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動の早期再開

3 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
大井川土地改良区 金谷土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策 (2) 農地たん水の防排除活動(用水の緊急遮断) (3) 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧 (4) 消防機関が行う消火活動への協力
島田ガス株式会社	(1) ガス供給施設の防災対策 (2) 二次災害の発生防止のための緊急遮断 (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製 造、供給制限 (4) 必要に応じて代替燃料の供給 (5) 災害応急復旧の早期実施
一般社団法人静岡県LP ガス協会 (島田金谷地区会、北榛原地区会)	(1) ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策 (2) 被災施設の調査及び復旧 (3) 需要家へのガス栓の閉止等の広報 (4) 必要に応じた代替燃料の供給の協力
大井川鐵道株式会社	(1) 鉄道施設の整備

	(2) 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 被災施設の調査及び復旧
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	(1) 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保 (2) 災害時の応急輸送対策
静岡県道路公社	(1) 管轄する道路の建設及び維持管理 (2) 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡 (3) 緊急輸送路確保のための応急復旧 (4) 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力 (5) 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
民間放送機関(株式会社FM島田)	気象予警報、災害情報その他あらかじめ市と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
一般社団法人静岡県医師会 (一般社団法人島田市医師会・榛原医師会) 一般社団法人静岡県歯科医師会 (一般社団法人島田市歯科医師会・榛原歯科医師会) 公益社団法人静岡県薬剤師会 (島田薬剤師会・榛原薬剤師会) 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	(1) 医療救護施設等における医療救護活動の実施 (2) 検案(公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会及び公益社団法人静岡県看護協会を除く。) (3) 災害時の口腔ケアの実施(一般財団法人静岡県歯科医師会)
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路、交差点等での交通整理支援
公益社団法人静岡県栄養士会	(1) 要配慮者(※)等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	(1) 緊急事態を想定した訓練の実施 (2) 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 (3) 空港利用者の避難場所等の確保及び調整 (4) 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 (5) 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

(※)要配慮者・・・高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者

4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊東部方面隊 第1師団第34普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊横須賀地方総監部	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊第1航空団 (浜松基地)	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動

5 その他の防災関係団体

機関名	処理すべき事務又は業務
島田市消防団	(1) 災害予防、警戒及び災害応急活動 (2) 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 (3) 気象警報の伝達 (4) その他災害現場の応急作業

機関名	処理すべき事務又は業務
島田市自主防災組織	(1) 市の実施する被害調査、応急対策についての協力 (2) 住民に対する情報の連絡、收受 (3) 避難誘導、指定緊急避難場所(以下「避難地」という。)及び指定避難所の運営に関する協力 (4) 被災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
静岡県石油商業組合 (島田地区会・初倉地区会・金谷地区会・北榛原地区会)	災害時における必要な燃料等の供給に関する協力
大井川農業協同組合	(1) 農林水産物の被害調査についての協力 (2) 災害時における農産物の確保 (3) 農林水産物等の災害応急対策についての指導
島田建進会, 島田建設工業団体連合会	災害時における応急復旧対策についての協力
島田商工会議所 島田市商工会 島田青年会議所	(1) 市が行う商工業関係の被害調査についての協力 (2) 災害時の物価安定についての協力 (3) 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力 (4) B C P等策定の支援
防災上重要な施設の管理者	(1) 所管に係る施設についての防火管理 (2) 防災に関する保安措置、応急措置の実施 (3) 当該施設に係る災害復旧

6 市

処理すべき事務又は業務	
(1) 市防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災に関する訓練の実施 (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (5) 防災に関する施設の新設、改良及び復旧 (6) 消防、水防その他の応急措置 (7) 警報の発令、伝達及び避難指示(警戒レベル4)	(8) 情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 被災者の救難、救助その他保護 (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (11) 清掃、防疫その他保健衛生 (12) 緊急輸送の確保 (13) 災害復旧の実施 (14) その他災害の発生の防御又は 拡大防止のための措置

7 消防機関

処理すべき事務又は業務
(1) 消防施設、消防体制の整備に関すること。 (2) 救急及び救急体制の整備に関すること。 (3) 危険物施設の実態把握と防護の指導監督に関すること。 (4) 消防知識の啓発、普及に関すること。 (5) 火災発生時の消火に関すること。 (6) 水防活動の協力に関すること。 (7) 被災者の救助、救援に関すること。 (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (9) 市、関係課間との連絡調整に関すること。

8 県

処理すべき事務又は業務
(1) 県地域防災計画に掲げられている掌握業務 (2) 市及び防災関係機関の災害事務及び業務実施についての総合調整

第3節 市の自然条件

1 位置及び境域

市は県のほぼ中央に位置し、大井川沿いの平坦部を除いてほとんどが山林地帯である。

北は無双連山を始めとする山嶺を境に川根本町に接し、東は静岡市及び東北部の高根山から山稜の尾根を境にして藤枝市に接している。

西は浜松市、森町及び掛川市、南西部は菊川市、南は高尾山を境にして牧之原市に接し、東南部で吉田町及び大井川をはさんで焼津市に接している。

一級河川大井川をはじめ家山川、笹間川、身成川、伊久美川、相賀谷川、伊太谷川、大津谷川、東光寺川、大代川そして湯日川等の急流河川が流れており、大井川により運ばれた土砂の堆積によってできた平坦地が緩い勾配となって海岸へ向かっている。

面積・人口等

(島田市住民基本台帳人口：令和5年12月31日現在)

東西	南北	面積	人口
約23km	約31km	315.70km ²	95,698人(内外国人1,883人)

2 地形・地質の概要

市は、大井川扇状地のように平坦なところから、伊久身、笹間地区のように険しい山岳地帯に至るまで、変化に富んだ地形をしている。その状況によって次の7つに区分することができる。

地域	地形・地質等
伊久美川流域	(1) 平坦地が少ないため、狭い段丘面上を利用し、生活の場としている。 (2) 地質は、四万十層群と呼ばれる硬い砂岩と頁岩から構成され、この層は更に下部、中部、上部の3つに分けられる。 (3) 長島地区と西向から大森にかけては、四万十層群の下部層が分布しているが、この下部層は主に緑色から黒色の頁岩からできており、ところどころに砂岩と頁岩の互層が見られる。 (4) 中平から小川にかけての地区は、緑色の頁岩でできた上部層が分布している。 (5) その他広い地域は中部層で、リズムミクな砂岩と頁岩でできている。これらの場所では、急傾斜や断層によって破壊された地帯も見られ、この地帯では地すべりの発生する危険性がある。地すべりは、水を含むと粘土化するような軟弱な岩石や、断層によって岩石地や断層が破壊され、断層粘土ができるようなところに集中的に発生している。この地すべりによって、道路や家屋、耕地に被害が現れているので、その対策には十分な注意が必要である。
相賀谷川流域	(1) 流域の山地を形成している地質は、伊久美川流域から連続している四万十層群と、南側に分布する瀬戸川層群とから成り立っている。 (2) 四万十層群と瀬戸川層群とは、相賀谷川右岸の山腹に北東から南西方向に走る笹山構造線と呼ばれる断層によって接している。 (3) 四万十層群は伊久美川流域の長島地区の断層と連続しており、下部層と中部層の砂岩、頁岩からなっている。 (4) 瀬戸川層群は主に相賀谷川右岸に分布する市之瀬と左岸に分布する滝沢層の2つから成り立っている。 (5) 滝沢層中には、蛇紋岩や玄武岩から成る貫入岩体が多数分布し、それらが山嶺を形成している。 (6) 北東から南西に走る断層によってできた谷(断層谷)を埋め広い直線的な谷底平野ができている。 (7) 相賀谷川流域は山の傾斜が比較的急で、山すそに小規模の地すべりがみられる。特に相賀谷川の両岸に広がる平坦地は基盤が浅く、谷の出入口や霞堤の末端では湿地となっている。 (8) 洪水のときには、内水氾濫が起こる可能性があり、流域面積の広い支流では土石流が発生することもある。 (9) 一方相賀谷川の左岸のうち、熱水変質作用を受けて岩盤がもろくなった所では崩壊が起り易くなっている。

地域	地形・地質等
旧島田北方山地	<p>(1) 本地域は、主に瀬戸川層群のもろい頁岩からなり、千葉山から大井川扇状地にかけてなだらかな山地、丘陵となっている。</p> <p>(2) 市街地のすぐ北側の山地には段丘礫層が乗っており、その周辺部で小規模地すべりが発生しているため注意を要する。</p> <p>(3) これらの山地は、西から伊太谷川、大津谷川、東光寺谷川などの大井川の支流により削られ、開析が進んでいる。</p> <p>(4) それぞれの河川は、北から南にかけて大井川扇状地に流れ込み、谷底平野を形作っている。この谷底平野は、沖積層の粘土・シルトからなり、泥炭や有機質を含み、非常に不安定な地質であり、地震動に対して危険な地域となっている。</p>
大井川扇状地	<p>(1) 駿河湾に向けてラップ状に開いた大井川扇状地は、大井川が堆積した砂礫層でできている。</p> <p>(2) この砂礫層は最大65mにもなるが、大井川層群、瀬戸川層群を基盤として、最下部が粘土混じりの砂礫からなり、その上部は礫径の大小の変化を伴いながら、同じような砂礫が累積した形になっている。</p> <p>(3) このため他の地域に比べ地震に対して安定した基盤となっているが、ただ扇状地の上に残っている旧河道は、泥質の堆積物でできているため、地震のときには不安定で危険な地域となっている。</p>
湯日川流域	<p>(1) 本流域は、瀬戸川層群・大井川層群・相良層群を基盤とし、これを覆う古大井川の堆積物である牧の原礫層下部には、湧水やそれに伴う地すべりが発生しており、特に上流部の多くは地すべり防止地区に指定されている。したがって地すべり面の排水対策などが必要である。</p> <p>(2) 河床は、泥質堆積物により谷底平野となっており、大津谷川と同様に地震動に対して危険な地域となっている。</p>
金谷地区	<p>(1) 大井川右岸に面している金谷地区は、平地はおおむね礫質地盤で一部大代川流域に挟まれる所に旧流路の細長い砂泥礫地盤を發展させている。</p> <p>(2) 大代川流域は礫質地盤でほとんど軟弱地盤は見当たらない。</p> <p>(3) 牧之原台地を背にしている地域では湧水やそれに伴う地すべりが発生しており、地すべり防止区域に指定されている。したがって地すべり面の排水対策などが必要である。</p>
川根地区	<p>(1) 川根地区の地質は、中世代三倉累層群(伊久美層群、徳山層群)及び沖積層によって構成され、総面積の約95%が三倉累層群によって占められ、身成川、大井川に沿った一部に沖積層(河岸段丘)が見られる。</p> <p>(2) 土壌は礫質壤土及び礫質植壤土で腐植に富み、地味も良好である。</p> <p>(3) 地区の面積の約9割が山地であり、地形が錯そうし、急傾斜地が多く山地災害が起こりやすい環境にある。</p>

3 気候

市の気候は、温和で典型的な太平洋岸式気候を示している。冬は北西の季節風の影響により晴天で乾燥した日が続く、夜は冷え込みが大きく霜の降りる地域も広くある。

逆に夏は太平洋からの湿った暖かい風の影響で高温多湿となり、内陸では午後に雷雨になる場合も多くある。

(令和5年 静岡气象台統計記録より)

気 温	<p>(1) 令和5年の平均気温は16.9℃、気温は最も寒い1月及び2月の平均気温が7.1℃で、最も暑い8月の平均気温は27.4℃となっている。最高気温が8月の34.9℃、最低気温が1月の-4.6℃である(観測地点は静岡空港)。</p> <p>(2) 近年、年平均気温・真夏日日数・猛暑日数は上昇傾向にある</p>
-----	---

降水量	(1) 令和5年の年間降水量は、平地部で約2,300mm（地点：静岡空港）、伊久身地区及び川根地区の多い所で約3,300mm（地点：高根山）となっており、近年ではやや少ない降水量となっている。市の平均的な年間降水量は3,000mm程度であり、大井川の上流域になる程降雨量は多くなっていく。 (2) 特に川根笹間地区及び伊久美地区は県内でも雨量の多い地域となっている。 (3) 月別の雨量は6月が最大で、5月、8月の順となっている（地点：静岡空港）。 (4) 1時間降水量50ミリ以上の発生回数は、静岡県でも増加傾向がみられ、島田市でのここ数年の状況は短時間豪雨の回数は増加傾向にある。
日照時間	令和5年の日照時間は約2,400時間となっており、日照時間の多い月は7月で約256時間、少ない月は6月で120時間となっている（地点：菊川牧之原）。
風	令和5年の平均風速は3.9m/s、1月が強く平均風速5.4m/sで、もっとも弱い8月の平均風速は3.1m/sとなっている。最大風速は12月の16.7m/sである。最大瞬間風速は、12月の23.1m/sである（地点：静岡空港）。
天気	市の気候は、温和で典型的な太平洋岸式気候を示している。冬は北西の季節風の影響により晴天で乾燥した日が続き、夜は冷え込みが大きく霜の降りる地域も広くある。 逆に夏は太平洋からの湿った暖かい風の影響で高温多湿となり、内陸では午後に雷雨になる場合も多くなる。

第4節 市の社会条件

平成17年5月5日、旧島田市と旧金谷町が合併し、新しい島田市が誕生した。

両市町は、大井川、牧之原台地など地理的なつながり、かつて東海道の宿場町であった歴史的なつながりが深く、経済活動、文化日常生活など様々な面で一体的な生活圏を形成しており、住民相互の交流も活発に行われている。

平成20年4月1日には、島田市と旧川根町が合併した。

両市町は古くから大井川流域の歴史的なつながり、さらに近年の経済・文化・生活など様々な面で強い結びつきをもっており、住民相互の交流も活発に行われている。

令和5年12月31日時点での人口構成比率は、65歳以上人口が32.1%であり高齢化率は県平均を上回っている。また、外国人は約1,800人と年々増加している。また、産業別就業者の状況(令和2年国勢調査)は、第一次産業が5.5%、第二次産業が36.5%、第三次産業が57.0%である。主要作物は、茶、レタス、米、温州みかん等があげられる。

市内には2本の国道と20本の県道、東名高速道路及び新東名高速道路がある。また、湯日地区には富士山静岡空港があり、交通の要衝として高い利便性を確保している。

当市は、関東圏と中京圏を結ぶ陸上交通の主要幹線が大井川を渡る形で存在する。また、静岡空港、30km圏内に浜岡原子力発電所や清水港・御前崎港及び航空自衛隊静浜基地が存在する。また、市の所在する志太榛原地域は、沿岸部から内陸部にかけての十分な地積があることから中部圏における大規模災害対応における重要な防災拠点となりえる。

デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、あらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第5節 予想される災害と地域

1 地震

本計画において、県第4次地震被害想定で公表した駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1（発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波）・レベル2（発生頻度は極めて低い、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波）の地震・津波、神奈川県西部の地震その他市において注意すべき地震、当該地震に起因する津波及びこ

れらに伴う災害のことを東海地震等という。

南海トラフ沿いの大規模地震(M8からM9クラス)は、平常時においても今後30年以内に発生する確率が70%から80%であり、昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から既に70年以上が経過していることから切迫性の高い状態が続いている。

予想される東海地震等では、最大で1.3%の地域で震度7、74.2%の地域で震度6強、24.5%の地域で震度6弱の揺れが想定される。それに伴い、家屋倒壊、火災、道路、橋梁の損壊、急傾斜地の土砂崩壊のほか、一部液状化による建築物の損壊、ライフラインや交通・通信インフラの損壊等、市内全域にわたって大きな被害が予想される。

1854年12月23日に発生した安政東海地震(M8.4)では、島田宿、金谷宿ともに大きな被害が出た。両宿場とも土地に亀裂が入り泥水を噴出し、住宅等にかなりの被害が出た。山間部では震度4～6であったが山がけ崩れ等が発生し大きな被害をもたらした。笹間川では堰止め湖も発生した。

近年では、1930(昭和5)年の北伊豆地震(M7.3)、1935(昭和10)年の静岡地震(M6.4)、1944(昭和19)年の東南海地震(M7.9)、1974(昭和49)年の伊豆半島沖地震(M6.9)、1978(昭和53)年の伊豆大島近海地震(M7.0)、2009(平成21)年の駿河湾の地震(M6.5)、2011(平成23)年の静岡県東部の地震(M6.4)などがある。この内、平成8年10月の川根町直下を震源とするM4.6の地震や、平成13年4月の静岡市の一部で震度5強を記録したM5.3の地震は、影響は小さいと考えられるものの、プレート境界の固着状態に影響を与えた可能性があり、平成21年8月の駿河湾を震源とするM6.5の地震では、初めて東海地震観測情報が出され、気象庁地震防災対策強化地域判定会委員打合せ会において東海地震に結びつくものではないと判断されたが、東海地震の切迫性が一段と進んだ可能性があることが指摘された。

このような中、地震の規模や発生時期の予測は不確実性を伴うものであり、現時点において、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はないことから、東海地震のみに着目した従来の東海地震に関連する情報の発表(地震発生の予知)は行わないことになった。これに替わり、地震発生の切迫性の観点から南海トラフ地震臨時情報の発表が行なわれることとなった。

2 原子力災害

原子力災害については、御前崎市に浜岡原子力発電所があり、1、2号機が廃炉措置中、3～5号機が運転停止中であるが、現在でも使用済み燃料が冷却プールに一定量保管されていることから、万一の事故による放射性物質の大量放出に伴う原子力災害対策が必要である。

県は、国の原子力規制委員会の指針と、原子力規制委員会が公表した拡散シミュレーション結果を踏まえ、浜岡原子力発電所から半径約31kmの範囲を原子力災害対策重点区域とした。

市は、原子力災害対策重点区域に含まれるが、それ以外の区域についても区域内と同様な原子力防災対策を実施する旨を、市地域防災計画(原子力災害対策編)に記載した。

3 風水害

大井川上流は、降水量が多い地域であり、中上流部山地は、地形的、地質的に崩壊しやすい地域である。また、大井川の河床勾配が大きいことが水害の一要因である。

風水害は、季節と密接な関係にあることはもちろんであるが、市の水害史は、大井川とともにあり、過去にしばしば大災害を繰り返してきた。

中小河川においては、これまで台風や集中豪雨に起因して伊久美川、相賀谷川、東光寺谷川、大代川などの氾濫により、山津波や家屋への浸水が発生し、多くの犠牲者が出ている。

近年は、強靱な堤防整備などの治水工事の成功とダムの建設、先人の幾多の苦勞による水防対策の確立により、大きな水害は発生していない。

一方で、近年は局所的、短時間の記録的豪雨、突風、雷等の発生頻度が高まっており、これまで被害の発生していない地域も含めて、風水害の発生が予想される。

特に令和元年東日本台風(19号)では、尾川と沢川(南原地区)が溢水し、床上浸水、床下浸水が発生している。また、大代川、大津谷川、伊太谷川、東光寺谷川も氾濫注意水位(又はそれに準じる水位)まで上昇した。

令和2年度にも、7月下旬に初倉地区で線状降水帯が急激に発生し、南原地区で床上浸水が発生するなどの被害が出ている。

また、強風やがけ崩れ等に伴う倒木等により、広域かつ長期間の大規模停電が発生する可能性がある。

令和4年台風15号に伴う大雨により、市内各地で土砂災害や倒木、床上床下浸水、孤立集落の発生等大

きな被害があり、災害救助法の適用を受けた。

4 土石流・地すべり・がけ崩れ

市北部の山間部や平地部との境界部を中心に、急峻な地形となっており、土石流、地すべり及びがけ崩れ(急傾斜地崩壊)等の危険性を有している。これらの地域には、土砂災害警戒区域に指定されている箇所が700箇所以上あり、強風雨時や地震時の被害が予想される。

これらの地域以外の急斜面や造成地(盛土)でも集中豪雨や地震等によって崩壊するおそれがある。(資料編7-1～7-2参照)

5 火災・爆発

市街地では、住宅の密集、老朽住宅の集合等の地区がみられる。また、大規模小売店舗やホテルの建築、不特定多数の人々が利用する建物の高層化と複合用途化が進んでおり、これらの施設で一度火災が発生すると、大規模な建物の消火の困難性もあり、多数の人命が失われる危険性が高まっている。

更に、石油タンク等危険物施設、高圧ガス施設の防災対策についても十分配慮しておく必要がある。

また、当市は山間地を抱えており、特に冬季は非常に乾燥するため、山火事においても十分注意する必要がある。

6 事故

市内には関東、関西を結ぶ大動脈である東名高速道路や新東名高速道路、東海道本線及び東海道新幹線等の交通網が存在し、交通量が多いことから防災体制について十分な配慮が必要である。

特にトンネル内における事故は大きな災害に結びつきやすく、1979(昭和54)年の東名日本坂トンネルの火災事例などを踏まえ、今後とも防災体制の充実が必要である。

なお、静岡空港の立地市として、航空機事故に対しても注意する必要がある。令和2年12月に民間ヘリコプターが金谷大代安田地区に墜落するという事故が起こっている。

7 複合災害・連続災害

1つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。

市の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模災害の発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。また、1707年10月28日に発生した宝永地震の49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

また、近年発生リスクが高まっている大型で強い台風接近等に伴う広域かつ長期の大規模停電とこれによる水道等のライフラインへの障害、道路阻絶等への対策も必要である。

第2章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下、「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第1節 通信施設等整備改良計画

災害時における通信業務は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を速やかに処理するため重要な業務である。したがって有事に際し、その機能を有効かつ適切に発揮できるよう常時防災行政無線等の情報通信施設の整備点検を行い、**定期的な訓練等を通じた平常時から**の**連携体制の構築**と同時に設備の改良・拡充を図る。また、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。併せて**L I N E**等**市公式SNS**を活用し、幅広い情報発信に努める。

災害時に孤立が予想される地域については、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

市内の通信設備は次のとおり。

区 分	内 容
市同時通報用無線 (アナログ式)	(1) 平成27年度にプラザおおりに統合卓を設置し、島田地区、金谷地区、川根地区の同時放送を行えるようになり、緊急時の早期対応ができるようになった。(資料編3-1) 令和5年度に完成した新庁舎への移転に伴い、総合卓を移設した。 (2) 難聴地域解消のため、自治会等の要望を受け子局の新設、移設を進める。 (3) 戸別受信機一覧表は、資料編3-2のとおり。 (4) デジタル式同時通報用無線の整備を検討していく。
市防災行政無線 (デジタル式・移動系)	(1) 県と共同で整備し、平成26年度から運用を開始する。 (2) 無線局の設置箇所は、市施設、防災関係機関、学校、現地避難地(所)班員等であり、災害対策本部との通信、あるいは機関相互の通信を行う。配備一覧表は、資料編3-3のとおり。
県防災行政無線 (移動系)	平成26年度に県庁の基地局をデジタル式に移行し、平成27年度から運用を開始した県、国、都道府県及び全国の市町村等と音声とファクシミリによる通信システム。 市は、災害対策室に設置している。(勤務時間外については、市役所本庁舎守衛室へ転送している。)
全国瞬時警報システム (J-ALERT)	自然災害や弾道ミサイル攻撃等の情報を、衛星回線を使って同時通報用無線から伝達するものである。
デジタルMCA無線	デジタル式防災行政無線(移動系)の補助的機能として配備している。配備一覧表は資料編3-4のとおり。
衛星携帯電話	孤立予想集落及び市関係施設との連絡手段を確保するため配備している。配備一覧表は3-8のとおり。
県防災相互無線	県及び近隣市町との通信手段として移動無線局が開設されている。配備一覧表は資料編3-5のとおり。
消防無線	静岡市消防局に設置された基地局と移動局(車載・携帯)との間で、災害情報の収集や指令等に使用されているもので、市災害対策室に移動局(半固定局)を1基配備している。配備一覧表は、資料編12-4のとおり。
防災メール配信システム	気象警報、土砂災害警戒情報、東海地震情報及び同時通報用無線での放送内容等を、登録した携帯電話やパソコンに文字でメール配信するシステム。
I P無線	携帯電話のデータ帯域を利用し、携帯電話の基地局が稼動していれば全国どこにいても使用できる無線機で、現在は、災害時等に消防団の情報伝達手段を確保するため配備している。配備一覧は、資料編3-5のとおり。

県その他通信設備の防災対策	県は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するよう努める。
障害のある方への情報伝達体制の整備	(1) 市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 (2) 市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 防災資機材整備計画

市及び県は、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急関係省庁と情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

第3節 防災知識の普及計画

地震等による被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対応要領を啓発指導し、個々の災害対応力の向上を図る。

また災害対策関係職員及び市民に対する防災・減災、あるいは、災害応急対策、復旧・復興等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

区 分	内 容
教育機関	防災に関する教育の充実と地域で防災活動に参画できる人材育成に努める。
市	(1) 多様な主体が関わる自主防災組織等の地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。 (2) 地域で率先して防災活動を実践できる人材の育成に努めるとともに、防災活動を自発的に行っている市民団体等の活動を支援することで、効率的な防災知識の普及促進を図る。 (3) 防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 (4) 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、男女共同参画の視点からの防災手引書(平成25年6月静岡県)なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 (5) 専門家(風水害にあっては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

1 普及方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどにより、防災に関する市民の理解促進に努めるほか、次の方法により防災知識の普及に努める。

区 分	内 容
学校教育、社会教育を通じての普及	専門機関の支援を得る等により、災害の種類、災害発生メカニズム等についての科学的知識及び災害予防措置、避難方法を学習科目や内容に組み入れる。学校での年間を通じての計画的な防災訓練を通じて、実践的な知識の普及に努め、中学校におけるジュニア防災士の育成を継続する。また、市民学級等の様々

	な社会教育の場を通じ、防災教育のさらなる普及徹底を図る。 また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。
広報紙、インターネット、ラジオ、テレビ、新聞、印刷物等による普及	市民等に対し、 広報紙 、インターネット、ラジオ、テレビ、新聞等の広報媒体を通じ、また、印刷物等を作成配布し防災知識の幅広い普及を図る。
映画、研修会、講演会等による普及	市民並びに防災関係者等に対し、映画、研修会、講演会等を適宜開催して、防災知識の普及を図る。
専門講座開催による普及	市民及び職員を対象とした専門講座を行い、地域や職場で防災活動を率先して実践できる中核人材を継続して育成する。
防災訓練・防災イベント開催による普及	毎年の防災訓練や年間を通じての様々な防災イベントを通じて、幅広い年齢層、要配慮者を含み、より実践的な防災知識の普及に努める。
県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及	市民等に対し、静岡県ホームページや静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」を通じ、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど災害から命を守るための知識の普及を図る。

2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては、周知徹底を図る必要のある事項を重点的に行うものとする。普及事項は、おおむね次のとおりである。

普及事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害・気象に関する知識 (2) 防災の一般的知識 (3) 市地域防災計画の概要 (4) 自主防災組織の意義 (5) 災害時の心得 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害情報等の聴取方法 イ 停電時の心構え ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常性バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難路等の事前確認の徹底 エ 食料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備 オ 避難所の適正な運営 カ 複合災害、災害対応における感染症対策等、災害の態様に応じ、その他の取るべき手段方法等 キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動 (6) 災害危険箇所に関する知識 (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮
------	--

3 市の実施事項

(1) 市職員等に対する教育

市職員として、行政をすすめる中で、積極的に災害等に対する防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど、次の事項について研修会等を通じて教育を行う。

教育に当たっては、大学の防災に関する講座等との連携、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

教育事項	ア 災害等の防止に関する基礎知識 イ 南海トラフ地震等に伴う災害発生に関する知識 ウ 第4次地震被害想定の内容 エ 静岡県地震対策推進条例(平成8年県条例第1号)に規定する対策 オ 市地域防災計画の内容と市が実施している災害等の防止対策 カ 災害等が発生した場合及び災害等に関する情報が発表された場合、具体的にとるべき行動に関する知識 キ 職員等が果たすべき役割(職員の動員体制と任務区分) ク 南海トラフ地震臨時情報の意義とこれらに基づきとるべき措置 ケ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 コ 家庭の災害等の防止対策と自主防災組織の育成強化対策 サ 災害等の防止対策の課題その他必要な事項
------	---

上記については、年度当初に各所属課等において、職員に対し、十分に周知する。

各所属課等は所管事項に関する地震等の防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

市教育委員会は、静岡県学校安全教育目標及び学校の危機管理マニュアル(災害安全)によって、それぞれの職員に対して教育を行う。

(2) 児童・生徒等に対する教育

市教育委員会は、公立の学校及び幼稚園等に対し、幼児・児童・生徒(以下「生徒等」という。)に対する地震等の防災教育の指針を示し、その実施を指導する。

住んでいる地域の特徴・災害リスクや過去の教訓等について、継続的な防災教育に努めるものとする。市は、県と協力して私立学校に対し、これに準じた教育を行うよう指導するものとする。

区 分	内 容
生徒等に対する指導	自らの安全を確保するための判断力や行動力の育成、生命の尊重や地域の安全のために貢献する心の育成、防災に関する知識・理解を深める学習等の指導を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して実践する。 ア 災害発生時の実践的な防災対応能力を身につけられるよう、学校の防災教育・防災訓練の充実を図る。 イ 社会に奉仕する精神を培うとともに、災害ボランティアとして活動するための知識や技術を習得するため、学校教育だけでなく地域社会の各種の取組みを活用して、ボランティア活動への参加を促進する。 ウ ジュニア防災士の資格取得を通じた知識技能の習得と地域の防災活動への積極的な参加を促す。
応急救護の技能習得	中学生、高校生を中心に実践的応急救護技能の徹底習得を図る。

(3) 市民に対する防災思想の普及

市は、地震発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

この際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

この場合、自主防災組織及び市地域防災リーダー、静岡県ふじのくに防災士や、日本防災士機構の防災士等の積極的な活用を図る。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

区 分		内 容
一般的な啓発	啓発内容	ア 南海トラフ地震等防災の基礎的な知識 イ 第4次地震被害想定の内容 ウ 静岡県地震対策推進条例に規定する対策 エ 突発地震等の災害が発生した場合の行動指針等の応急対策 オ 南海トラフ地震臨時情報の意義と、これらの情報発表時の対応等の基本的知識 カ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置 キ 地域及び事業所等における自主防災活動及びそれらの連携の重要性 ク 防災関係機関等が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 ケ がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険予想地域等に関する知識 コ 避難地、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識 サ 住宅の耐震診断及び耐震改修、ブロック塀の倒壊防止、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備等の平常時の備え シ 居住用の建物・家財の保険・共済加入等の生活再建に向けた事前の備え ス 消火、救出・救助、応急手当等に関する知識 セ 避難生活に関する知識 ソ 大規模(広域・長期)停電・断水への備えと発生時の対応 タ 災害対応における感染症予防対策 チ 要配慮者への配慮及び男女双方の視点への配慮の具体的事項 ツ 安否情報の確認の要領 テ 地域コミュニティ等との連携による森林保全活動の重要性 ト 地域コミュニティ、文化財愛護団体との連携による文化財保護活動の重要性 ナ 避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において被災者や支援者が性犯罪・性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための、暴力は許されない意識の普及・徹底
	手段・方法	ア パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、DVD及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、県と協力して普及を図る。 イ 特に突然発生した地震に対する住民の行動指針について周知徹底を図る。
社会教育を通じた啓発	市教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災に寄与する意識を高める。	
	啓発内容	ア 市民に対する一般的な啓発に準ずる イ その他各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。
	手段・方法	各種学級、講座、集会、大会、学習会及び研修会等において実施する。
各種団体を通じた啓発	ア 市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。 イ これによって、それぞれの団体の構成員である民間事務所等の組織内部における防災知識の普及を促進させるものとする。 ウ 市及び県は、国(総務省)と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。	

区 分	内 容				
自動車運転者に対する啓発	<p>ア 県公安委員会は、運転免許更新時の講習及び自動車教習所における教習等の機会を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時において、自動車運転者が措置すべき事項について徹底を図る。</p> <p>イ 市は、南海トラフ地震臨時情報発表時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。</p>				
防災上重要な施設管理者に対する教育	<p>市は、危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、地震防災応急計画及び対策計画の作成・提出の指導等を通じ、南海トラフ地震臨時情報発表時、緊急地震速報を受信した時及び地震発生時における施設管理者のとるべき措置についての知識の普及に努める。</p>				
相談窓口等	<p>市は、それぞれの機関において、所管する事項について、市民の地震対策の相談に応じるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>総括的な事項</td> <td>市危機管理課、県中部地域局</td> </tr> <tr> <td>建築物に関する事項</td> <td>市建築住宅課、市都市政策課</td> </tr> </table>	総括的な事項	市危機管理課、県中部地域局	建築物に関する事項	市建築住宅課、市都市政策課
総括的な事項	市危機管理課、県中部地域局				
建築物に関する事項	市建築住宅課、市都市政策課				

(4) 県が主催する市町防災担当者研修会への参加

災害応急対策の推進に当たり、県が主催する次の内容の防災事務研修会に市担当職員は参加する。県は、その際国が開発する公開用eラーニング等を活用するものとする。

研修事項	<p>ア 気象状況の知識</p> <p>イ 救急・救出の実務</p> <p>ウ 非常無線の取扱方法</p> <p>エ 非常危険箇所に関する知識</p> <p>オ その他防災に関すること</p>
------	--

4 防災関係機関

東海旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社(島田営業所)、島田ガス株式会社、静岡県LPガス協会(島田・金谷地区会、北榛原地区会)、大井川鐵道株式会社などの防災関係機関は、それぞれの所掌する事務、又は業務に関する地震防災応急対策、地震災害応急対策及び利用者等の実施すべき事項等について広報を行う。

第4節 防災訓練

市における本部運営機能の向上、防災関係機関との連携強化、地域の防災体制の確立及び市民の防災意識の高揚、大規模広域災害時の円滑な広域避難の実施及び過去の災害対応の教訓の共有を図るため、年間を通じて計画的かつ段階的に実践的訓練を実施する。

また、市及び県等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。

さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。

区 分	内 容
防災訓練の実施	<p>(1) 災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければならない。</p> <p>(2) 特に災対法の趣旨に基づき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が要請されている現況に鑑み、他の地方公共団体や防災関係機関及び自主防災組織等地域住民の協力を得て、おおむね次の事項に重点をおき、防災訓練を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 消火 イ 道路啓開(道路上の障害物の除去等) ウ 救出・救護 エ 避難・誘導 オ 通信情報連絡 カ 救助物資集積・輸送・配分 キ 避難所運営 ク 給水・炊出し ケ 応急復旧 コ 遺体措置 サ 災害廃棄物処理 <p>(3) 防災訓練では、要配慮者に配慮した訓練を実施し、要配慮者等の支援体制の整備に努めるものとする。</p>
防災関係者等の訓練実施	<p>災害対策本部要員をはじめとした防災関係者は、各種防災知識を取得並びに体得し、災害時において速やかに応急措置等の活動ができるように、実際に即した個別訓練並びに連携訓練を実施するものとする。</p>
救助・救急関係機関の連携	<p>市、県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに顔の見える関係を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p>
非常通信訓練	<p>災害時において、災害地から市災害対策本部及び県中部方面本部並びに防災関係機関に対する災害通報及び情報発信が迅速かつ正確に行えるよう通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。</p>
防災訓練のための交通の禁止又は制限	<p>(1) 県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>(2) その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した別図に掲げる標示を設置するものとする。(資料編6-2参照)</p>
防災訓練実施後の評価等	<p>防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。</p>

第5節 住民の避難体制

市は、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所(以下、「避難地」という。)及び避難者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所」という。))のほか、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知に努める。

1 避難地・避難路の周知啓発

市は住民等に対し、避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

市は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者(※1)にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1) 避難地

- ① 避難地標識等による住民への周知
- ② 周辺の緑化の促進
- ③ 複数の進入口の確保

(2) 避難路

- ① 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- ② 落下・倒壊物対策の推進
- ③ 誘導標識、誘導灯の設置
- ④ 段差解消、誘導ブロックの設置

(※) 避難行動要支援者とは…

災対法第49条の10に規定される災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。島田市では、以下のとおりとしている。

- ① 重度要介護者(介護保険の要介護3～5の認定者のうち居宅介護者)
- ② 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている在宅の者
- ③ 療育手帳Aの交付を受けている在宅の者
- ④ 難病患者のうち、総合支援法に基づく障害福祉サービスを現に受けている者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている在宅の者
- ⑥ 要支援1・2又は要介護1・2かつ介護保険の居宅でのサービス利用者
- ⑦ その他災害時の避難等に不安があり、名簿への掲載を希望する者

3 避難所の指定、整備

市は、災対法第49条の7に基づき、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1) 避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ① 市は、できるだけ浸水や土砂崩落の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人数等について、住民への周知徹底を図

る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多彩な手段の整備に努めるものとする。

- ② 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ③ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- ④ 市は、避難所の施設について、良好な生活環境を確保するために、以下の項目に努める。また県はこれらの対策を支援するものとする。
 - ・ 必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努める。
 - ・ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
 - ・ 避難者による災害情報の入手に資するラジオ等の機器の整備を図る。
 - ・ 特に、トイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、これらの環境改善に努める。
 - ・ 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
 - ・ 感染症対策について、平常時から避難所のレイアウトや動線等を確認しておく。
 - ・ 感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理課と健康づくり課が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
 - ・ 静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。
- ⑤ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、簡易ベッド又は段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- ⑥ 避難所は、一次指定避難所のほか、予備として二次・三次の指定避難所を指定する。また、広域避難者の受入れ等で第四次指定避難所を指定する。
- ⑦ 避難に際しては、地震・風水害・火災等の災害発生の様相や避難者の数を考慮し、避難所の他、地区の集会所等を有効に活用する。

(2) 2 次的避難所の整備

① 福祉避難所

- ・ 市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設や民間宿泊施設等と協定を締結するなど福祉避難所として確保する。一般の避難所で過ごすことに困難である要配慮者等が、福祉避難所を利用する必要がある場合、要配慮者の特性に配慮しながら、受入れ施設を調整するよう努めるものとする。
- ・ 市は、要配慮者の要配慮特性に応じ、努めて多くの要配慮者、特に避難行動要支援者を受け入れることができるよう、福祉避難所を確保するものとする。
- ・ 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)に基づいた島田市福祉避難所開設運営マニュアルを整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- ・ 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- ・ 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよ

う、社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わす等、福祉避難所の円滑な運営体制整備に努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

② 2次的避難所

- ・ 2次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。
- ・ 市及び県は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。
- ・ 市及び県は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

4 避難地、避難所等の施設管理

(1) 市

市は、島田市避難所運営マニュアルに基づき、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等による主体的な避難所運営を促進するように努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

- ① 避難所の管理者不在時の開設体制
- ② 避難所へ現地避難地班職員の派遣
- ③ 災害対策本部との連絡体制
- ④ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、指定緊急避難場所の指定に関する手引き(内閣府)を参考とする。

なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市及び県は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発

- (1) 市が発令する避難情報と、それに対応して住民に求められる安全確保措置について、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市及び県は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

- (2) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、以下のとおりである。
- ・ 避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難(立ち退き避難・水平避難)を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により屋内安全確保を行うことも可能である。
 - ・ 避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は緊急安全確保を行うべきであり、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。
- (3) 住民は避難情報が出されなくても、自らの命は自らが守るという考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。
- (4) 市及び県は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載するわたしの避難計画を、河川氾濫に係る避難行動計画(マイ・タイムライン)の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。
- (5) 台風の接近や地震直後の大雨等に伴い、災害発生の前触れ現象の発生や過去の災害事例等を考慮して早めの避難が必要と判断される場合、各家庭又は自主防災組織毎に自発的に避難する(自宅の2階以上に移動したり、地区の集会所等に避難する等により安全を確保する)。
- (6) 県は、**新型インフルエンザ等感染症(※)の濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等**の被災に備えて、平常時から、市危機管理課と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。
- ※新型インフルエンザ等感染症：感染症法の類型の一つで、新型インフルエンザや再興型インフルエンザなどがある。なお、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)は令和5年5月8日に5類感染症に移行しているため含まれない。**

第6節 自主防災組織等の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動(公助)が地域の末端に十分即応できない事態が予測される。

特に、広域被害が予想される南海トラフ地震等に際しては、このおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動(自助・共助)が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。

当面、南海トラフ地震等の対策を主眼に地域の実情に応じた自主防災組織の育成を積極的に推進し、あわせて一般的な風水害に対しても、地域保全のための防災活動を行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

1 自主防災組織の概要

区 分	内 容
組 織	町内会等を活用し、防災活動が効果的に実施できる組織とする。 なお、各組織には、防災会長・委員長・防災委員等をおくものとする。また、市及び県は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の

	参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努めるものとする。	
編 成	本部組織として、情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食給水班等を置き必要に応じて小単位の下部組織を置く。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。	
活動内容	平常時	防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄・点検、危険箇所の点検・把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。
	災害時	地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、地区対策本部の開設・運営、在宅避難者の支援等を行う。

2 推進方法

実施主体	内 容
市	市は、地域住民に対して自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備についての助成を行う。 また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。
県	南海トラフ地震等の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、市町の行う自主防災組織の防災資機材等の整備についての助成を行い、南海トラフ地震等の対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように組織化を推進していく。

3 研修会等の開催

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

4 市民の果たすべき役割

地震等の防災に関し、市民が果たすべき役割は極めて大きい。

市民は、自分達の安全は、自らの手で守る意欲を持ち、平常時から発災後に至るまでの次の事項を想定し、可能な防災対策を着実に実施し、災害が発生した場合の備えに万全を期する必要がある。

区 分	内 容
平常時からの実施事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災気象に関する知識の吸収 (2) 地震防災等に関する知識の吸収 (3) 地域の危険度の理解 (4) 家庭における防災の話し合い (5) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認 (6) 石油ストーブ、ガス器具等について対震自動消火装置の取付及び避難時ブレーカー切断等の火災予防措置の実施 (7) 家屋の耐震補強、又は防災ベッド・耐震シェルターの設置等 (8) ブロック塀や屋外給湯機器等の耐震補強 (9) 家具その他落下倒壊危険物の対策 (10) 就寝時の非常持ち出し品、屋外避難用衣類、運動靴の配備 (11) 飲料水、食料、携帯トイレ、日用品、医療品等生活必需品の備蓄(飲料水、食料、携帯トイレについては最低7日分) (12) 通信機器の充電装置、バッテリーの準備 (13) 自動車へのこまめな満タン給油 (14) 避難時の非常持ち出し品収納リュック及びヘルメットの確認 (15) 安否確認のための黄色旗の確認 (16) 居住用の建物・家財の保険等の生活再建に向けた事前の備え (17) 緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動 (18) 動物の飼い主については、ペットフード等、飼育に要する物資備蓄(少なくとも5日分)

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報発表時の実施事項	<p>平常時の準備を生かし自主防災活動を中心として概ね次の事項が実施できるようにする。</p> <p>(1) 正確な情報の把握 (2) 火災予防措置 (3) 非常持出品の準備 (4) 適切な避難及び避難生活 (5) 自動車の運転の自粛</p>
災害発生後の実施事項	<p>(1) 自分自身の安全確保 (2) 出火防止及び初期消火、安否確認の黄色旗の表示 (3) 屋外への一時避難地区の班・組毎の集合と安否確認 (4) 地域における相互扶助による被災者の救出活動 (5) 負傷者の応急手当及び軽症者の救護、負傷者の救護所への搬送 (6) 自力による生活手段の確保</p>

5 地域における自主防災組織等の果たすべき役割

(1) 自主防災組織

地域における防災対策は、自主防災組織により共同して実施することが効果的である。

自主防災組織は、市と協力し、地域の防災は自らの手で担う意欲をもって、平常時から次の活動を実施するものとする。

区 分	内 容
防災知識の学習	<p>(1) 正しい防災知識を一人ひとりが持つように映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。</p> <p>(2) 主な啓発事項は、東海地震等の知識、南海トラフ地震臨時情報の意義や内容、平常時における防災対策、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割、女性が自主防災組織に参画する重要性等である。</p>
防災委員等の自主防災組織内での活動	<p>防災委員及び地域防災リーダーは、住民の防災対策の啓発活動を行うほか、自主防災組織内においても、役員として、又は組織の長の相談役、補佐役として、次の諸活動の企画、実施に参画するものとする。</p>
自主防災組織の地区防災計画の作成	<p>地域を守るために必要な事項をあらかじめ地区防災計画として策定する。</p> <p>(1) 自主防災組織構成員ごとの役割及び指揮連絡系統を明確にする。</p> <p>(2) 地域に内在する危険箇所や、災害時に必要となる施設、避難経路を表す地図(防災マップ)を作成して掲示し、各戸に配布する。また、必要に応じて避難行動要支援者の所在等を示す地図を作成する。</p> <p>(3) 大規模火災、洪水、土砂災害、大規模事故等における避難場所・避難経路等について地区防災計画として策定する。地区集会所等を避難所とする場合は、避難所の運営についても必要な事項を定める。災害の規模・様相により市外に避難する場合(広域避難)は、市の計画に基づき対応する。</p> <p>(4) 大規模地震災害等において、町内会単位で地区の救援体制を構築する場合は、地区対策本部の設置、自主防災組織を活用した本部組織、地区内の自宅避難、車中泊等の様々な形で避難している地区住民への給食・給水、救援物資配分、避難所運営組織や自治会との連絡要領等の必要な事項を定める。</p>

区 分	内 容
自主防災台帳等の作成	<p>自主防災組織が的確な防災活動の実施に必要な自主防災組織の人員構成、活動状況、資機材等設備の現況及び南海トラフ地震臨時情報発表時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。</p> <p>(1) 世帯台帳(基礎となる個票) (2) 人材台帳(世帯台帳と兼ねて作成することも可) (3) 避難行動要支援者避難支援のための個別計画 (4) 各家庭までの連絡網</p> <p>なお、市から提供された避難行動要支援者名簿を適正に管理するとともに避難行動要支援者の避難支援に関する個別計画の作成に当たっては、民生委員・児童委員との連携に努め、必要に応じて障害者相談員、福祉関係団体等に協力を求める。</p>
防災点検の日の設置	<p>家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材の整備及び点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。</p>
避難所の運営体制の整備	<p>島田市避難所運営マニュアルや県の避難生活の手引き、避難所運営マニュアル等を参考に、市及び施設管理者と協力して避難所ごとのルールやマニュアル等の運営体制を整備する。</p>
防災訓練の実施	<p>総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、災害発生時、南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する次の事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災訓練、市との有機的な連携をとるものとする。また、要配慮者への配慮及び男女共同参画の視点を生かした訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>(1) 情報の収集及び伝達の訓練 (2) 安否確認訓練 (3) 出火防止及び初期消火の訓練 (4) 避難誘導訓練 (5) 救出及び救護の訓練 (6) 炊き出し訓練 (7) 避難所開設運営訓練 (8) 地区対策本部運営訓練 (9) 地区内の様々な避難者に対する救援活動実施訓練 (10) 地区内の軽微な災害廃棄物の処理訓練</p>
地域内の他組織との連携	<p>地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生委員・児童委員、障害者相談員、福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。</p>

(2) 避難所運営組織

ア 避難所ごとに避難所運営マニュアルを作成する。

イ 避難所運営マニュアルに基づく運営訓練を行う(実動訓練、避難所運営ゲーム：HUG、実員を配置しての運営手順確認訓練等)。

ウ 当初、避難所毎の避難所運営マニュアルに規定した避難所組織により開設・運営をする。できるだけ早い時期に、避難者自身による運営組織を構築し新たな運営組織によって運営を継続する。また避難者の減少に伴い、運営組織を柔軟に修正する。

6 市の指導及び助成

区 分	内 容
自主防災組織づくりの推進	<p>市は、県中部地域局と連携して地域住民と地震対策等について十分話し合い、共通の目的意識を持ち、最もその地域に合った自主防災組織づくりを推進する。</p>
防災委員	<p>自主防災組織は、住民の防災対策の啓発活動を強化するため防災委員を選出する。</p>

区 分	内 容												
地域防災リーダー	<p>(1) 市は、自主防災組織の活性化を図るため、地域防災リーダーを育成する。</p> <p>(2) 県と連携して、災害図上訓練(D I G)をはじめとする研修を実施するほか必要な情報の提供を行い、地域防災リーダーの育成及び能力向上を図る。</p> <p>(3) 地域防災リーダーは、住民の防災意識の高揚、自主防災組織の育成等による地域防災力の強化と底上げを図る。</p>												
自主防災に関する意識の高揚	<p>市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び自主防災組織における男女共同参画に関する理解の促進に努めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研 修 名</th> <th>実施機関</th> <th>対 象 者</th> <th>目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織中核的リーダー研修</td> <td>市 県</td> <td>自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・防災委員長・班長等)</td> <td>防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。</td> </tr> <tr> <td>防災委員研修</td> <td>市</td> <td>防災委員</td> <td>防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。</td> </tr> </tbody> </table>	研 修 名	実施機関	対 象 者	目 的	自主防災組織中核的リーダー研修	市 県	自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・防災委員長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。	防災委員研修	市	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。
研 修 名	実施機関	対 象 者	目 的										
自主防災組織中核的リーダー研修	市 県	自主防災組織の中心的リーダー(会長・副会長・防災委員長・班長等)	防災上の知識・技能の向上を図ることにより単位自主防災組織の活性化に資するとともに、自主防災活動の情報交換を行い、広域的な視野を持つ地域リーダーとしての活動者を育成する。										
防災委員研修	市	防災委員	防災上の知識・技能を修得し、自主防災組織及び地域住民への防災意識・対策について啓発・強化に資する。										
組織活動の促進	<p>市は、消防団等と有機的な連携を図りながら、職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織及び避難所運営組織が行う訓練、その他の活動の充実を図る。</p>												
コミュニティ防災センターの活用	<p>市はコミュニティ防災センターを設置し、自主防災活動の拠点として次の事項等について活用する。</p> <p>(1) 平常時は自主防災活動の中心として、防災訓練及び防災知識の普及の場とする。</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時は、自主防災組織の地震防災応急対策の活動拠点とするとともに、避難を必要とする者を受け入れる施設とする。</p> <p>(3) 地震発生後は、緊急に避難するための施設として活用するほか、自主防災活動等の拠点とする。</p>												
地区公会堂の活用	<p>(1) 市は地区公会堂等を活用し、平常時は地区の自主防災活動の中心として訓練及び防災知識普及の場とする。</p> <p>(2) 災害時用の備蓄品、資機材用の倉庫としての活用を促す。</p>												
自主防災組織への助成	<p>自主防災組織及び避難所運営組織の活動に必要な防災用資機材、倉庫の整備及び地区防災マップ等の地区防災計画整備を促進するため、市及び県は必要な助成を行う。</p>												
静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」の活用	<p>市及び県は、当該アプリに搭載した機能を活用し、自主防災組織毎の状況を把握及び理解するとともに、自主防災組織の役員が自らの組織の状況を評価し改善できるようにするなど、地域防災力の向上に努めるものとする。</p>												

7 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導や消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図ることとする。

消防団と自主防災組織の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

8 地区の救援体制の構築

(1) 大規模地震災害における地区毎の救援体制について、地域の特性や実情に応じて、地区災害対策本部を設置する単位をあらかじめ定める。この際、避難所運営組織や市の救援体制、ボランティアセンター等との連携について留意する。

- (2) 地区対策本部においては、地区住民の安否確認を行う他、地区の自宅避難、車中泊等の様々な形で避難している地区住民への情報提供、給食・給水、救援物資配分、地区住民の救援ニーズのとりまとめと市への提出、住宅被害調査、防疫、生活再建、仮設住宅等への入居、瓦礫処理、ライフライン復旧、学校再開等の応急復旧対策等に関する住民要望等について、必要に応じ地区としての協議を行い、市へ要望を提出する。
- (3) 地区の救援体制の構築の具体的事項については、今後、モデル地区による検証・研究や研修を経て地区の特性・実情に適合した体制づくりを進める。

第7節 事業所等の自主的な防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者(以下「事業所等」という。)は、平常時から次の事項について努めなければならない。

- (1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携を取り、事業所及び関係地域の安全を確保すること。
- (3) 発災後数日間は、従業員・利用者等を施設内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること。
- (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所は、事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策へ協力すること。
- (5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することがないように、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること。

区 分	内 容
防災活動の概要	(1) 防災訓練 (2) 従業員等の防災教育 (3) 情報の収集、伝達体制の確立 (4) 火災その他災害予防対策 (5) 避難対策の確立 (6) 救出及び応急救護等 (7) 飲料水、食料、災害トイレ、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保 (8) 施設及び設備の耐震性の確保 (9) 予想被害からの復旧計画策定 (10) 各計画の点検・見直し
防災力向上の促進	(1) 市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。 (2) 物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。 (3) 県、市及び商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

<p>事業継続計画 (BCP)の取組み</p>	<p>事業所等は事業所の果たすべき役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。</p>
-----------------------------	--

第8節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案できる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要と認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる。

なお、市は、個別計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第9節 ボランティア活動に関する計画

市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。

区 分	内 容
<p>ボランティア活動の支援</p>	<p>(1) 市は、社会福祉法人島田市社会福祉協議会等と協力して、地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策活動の促進を図る。 (2) 市は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティアコーディネーター等との連携に努めるものとする。</p>
<p>ボランティア活動経費の確保</p>	<p>(1) 市は、ボランティアが災害時に活動する資機材の整備や初動経費の事前準備に努めるなど、事前にボランティアを活用できる環境を整備する。 (2) 南海トラフ地震等大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。 (3) 県は、大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動と県が実施する救助との調整事務を（福）静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会が運営する静岡県災害ボランティア本部・情報センターに委託して実施する場合、その人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る）及び旅費（県外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担する。</p>

第10節 要配慮者支援計画

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。

区 分	内 容								
<p>要配慮者の支援体制</p>	<p>(1) 市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、危機管理課と福祉担当課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。</p> <p>(2) 地域においては、自主防災組織が中心となり、次の関係団体と日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。</p> <table border="1" data-bbox="408 456 1417 680"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="408 456 1417 495">避難支援等関係者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="408 495 624 568">行政機関</td> <td data-bbox="624 495 1417 568">警察、消防、保健福祉センター、こども発達支援センター、特別支援学校、地域包括支援センター(高齢者センター)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 568 624 602">地域組織</td> <td data-bbox="624 568 1417 602">消防団、自治会、町内会等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 602 624 680">福祉関係者、福祉関係団体</td> <td data-bbox="624 602 1417 680">民生委員・児童委員、障害者等の相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等</td> </tr> </tbody> </table>	避難支援等関係者		行政機関	警察、消防、保健福祉センター、こども発達支援センター、特別支援学校、地域包括支援センター(高齢者センター)	地域組織	消防団、自治会、町内会等	福祉関係者、福祉関係団体	民生委員・児童委員、障害者等の相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等
避難支援等関係者									
行政機関	警察、消防、保健福祉センター、こども発達支援センター、特別支援学校、地域包括支援センター(高齢者センター)								
地域組織	消防団、自治会、町内会等								
福祉関係者、福祉関係団体	民生委員・児童委員、障害者等の相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体等								
<p>避難行動要支援者の把握</p>	<p>市は、県と連携し要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者(以下「避難行動要支援者」という。)に対し、発災時の適切な対応に役立てるため、市が把握している要配慮者情報を積極的に活用し、自主防災組織、民生委員・児童委員及び社会福祉関係団体と協力して避難行動要支援者に関する情報を把握する。避難行動要支援者の対象要件は第2章第4節2のとおりとする。</p>								
<p>避難行動要支援者名簿</p>	<p>(1) 市は、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>(2) 地域における避難行動要支援者の居住状況や避難を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(3) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p>								
<p>避難行動要支援者名簿の提供</p>	<p>(1) 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難支援・安否確認体制の整備を図る。ただし、現に災害が発生、又は、発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿提供の際、記載情報の漏えいの防止等、あらかじめ定めた必要な措置を講じるものとする。</p>								
<p>個別計画の作成</p>	<p>市は、市地域防災計画に基づき、危機管理課、福祉課、長寿介護課など関係部局との連携の下、以下のとおり個別計画を策定している。</p> <p>(1) 避難行動要支援者の中でも、関係者への情報提供について同意を得られ、自力避難不可かつ家族等支援無と特定した者について自主防災組織が重点的・優先的に個別計画を作成する。</p> <p>(2) 個別計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。</p> <p>(3) 大規模災害時に計画の活用に支障が生じないよう、自主防災組織、避難支援者、民生委員等の関係者と情報共有し、適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(4) 市は、個別計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等に携わる自主防災組織や民生委員への必要な情報の提供をするなど、配慮をするものとする。</p> <p>(5) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p>								

区 分	内 容
防災訓練	市は、県と連携し要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。
人材の確保	市は、県と連携し日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要な人材の確保に努める。
協働による支援	市は、県と連携し、要配慮者の支援を、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。
地区防災計画との整合	市は、地区防災計画が定められている地区において、個別計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
情報伝達の配慮	市は、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促すことができるよう、避難情報の判断・伝達マニュアル水害編及び避難情報の判断・伝達マニュアル土砂災害編に基づく高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(警戒レベル4)等の発令及び伝達について配慮する。 要配慮者の中には視覚障害者や聴覚障害者をはじめとした情報伝達手段が異なる方がいる。そのため、必要な情報が適切な手段で一人ひとりに伝わるように配慮する。 また、市は、在京大使館等からの外国人の安否確認に必要な連絡体制を確保する。
避難支援等関係者の安全確保	市は、地域において避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域住民全体で話し合っ避難支援等関係者の安全確保のためのルールを決めるよう周知に努める。
観光客の安全確保	市は、県、関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等、観光客への安全対策を推進するものとする。
要配慮者利用施設における避難確保措置等	要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、訓練を実施するものとする。 また、市は、施設管理者に対し、法令に基づく要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の提出を求めるとともに、避難訓練の実施状況等について、定期的に確認し必要な支援を行うよう努めるものとする。

第11節 救助・救急活動に関する計画

区 分	内 容
救助隊及び救急隊の整備	市は、大規模・特殊災害に対応するため、静岡市消防局と連携し、高度な技術・資機材を有する救助隊及び救急隊の整備を推進する。
保健医療福祉調整本部の総合調整	市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

第12節 応急住宅・災害廃棄物処理

区 分		内 容
応急住宅	建設型応急住宅	市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮して配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
	賃貸型応急	市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間

	住宅	賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。
	公営住宅	
災害廃棄物処理		<p>1 市及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>2 市及び県は、国とともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。</p> <p>3 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>

第13節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

実施主体	内 容
市及び県	<p>1 市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。</p> <p>2 市及び県は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>3 市及び県は、防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点もしくは地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</p> <p>4 県は、緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、石油連盟と締結した災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書に基づき、重要施設(災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの)の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。</p> <p>5 県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</p>
重要施設の管理者	<p>1 市、県及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等を安全な位置に整備し、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。</p> <p>2 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3 市、県及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達に当たっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大に努めるものとする。</p> <p>4 県は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>5 市、県、災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。</p>

ライフライン事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。 2 ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。 3 電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 4 被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。 5 下水道管理者は民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。
-----------	--

第14節 被災者生活再建支援に関する計画

項目	内容
人材育成	<p>県が提供する住家被害の調査の担当者のための研修に参加する等し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。</p> <p>他自治体や民間団体等との応援体制の強化を図るものとする。</p>
実施体制の整備	<p>市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査を調査班、り災証明書の交付を救助班と定めており、以下の事項を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 住家被害の調査及びり災証明書交付の訓練 イ 応援協定の締結 ウ 応援の受入れ体制の構築
システムの活用	<p>市は、住家被害の調査及びり災証明書交付を効率的に実施するため、当該業務を支援するシステムの活用について導入を検討するものとする。</p> <p>システム導入までの間は、被災者台帳による業務実施に努めるものとする。</p>

第15節 市の業務継続に関する計画

区分	内容
業務継続体制の確保	<ol style="list-style-type: none"> (1) 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。 (2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。
業務継続計画等において定めておく事項	<p>市は、市町村のための業務継続計画作成ガイド(内閣府(防災担当)平成27年5月)、大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(内閣府(防災担当)平成28年2月)を踏まえ、少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ウ 執務環境の確保 エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 オ 重要な行政データのバックアップ カ 非常時優先業務の整理

第16節 複合災害対策及び連続災害対策

- 1 市及び防災関係機関は、地震、津波、原子力災害、風水害、火山災害等の複合災害・連続災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
特に大規模地震災害に伴う原子力災害、連続地震や豪雨に伴う土砂災害や建物倒壊、自然堤防の崩壊、電力復旧等に伴う火災、感染症の大規模流行等に留意する。また、近年多発している強い台風等に伴う大規模停電等による2次被害についても留意が必要である。
これらに備えるため、あらかじめ被害の様相について地域の特性に応じた見積を行い、災害発生当初から複合災害、連続災害、2次災害に関する前兆現象の把握に努め、関係機関からの情報を積極的に入手する。また、緊急時の連絡通報態勢を万全にする。
- 2 市及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることにも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。また、事前に後続災害のリスクを軽減するための対策を着実に進めることに努める。
- 3 市及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第17節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、市民協働課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。また、平常時及び災害時における市民協働課の役割について、危機管理課と市民協働課が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第18節 災害に強いまちづくり

- 1 市及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高めるEco-DRR(生態系を活用した防災・減災)※1及びグリーンインフラ※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。
注)※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制等が、※2の例として多自然川づくり等の取組が挙げられる。
- 2 市及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。
- 3 市は、平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。
- 4 市及び県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

るものとする。

- 5 市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。
- 6 市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急措置等、災害の拡大を防止するために市が防災関係機関の協力を得て行うべき措置について定める。

市が実施する措置
(1) 災対法第5条(市町村の責務)の規定に基づき、市の責務として実施する場合の措置
(2) 災対法第67条(他の市町村長に対する応援の要求等)の規定に基づき、他の市町村長等に対して応援を要求する場合の措置
(3) 災対法第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)の規定に基づき、知事等に対して応援を要求する場合の措置
(4) 災対法第68条の2(災害派遣要請の要求等)の規定に基づき、知事に対して、災害派遣の要請の要求をする場合の措置

第1節 総則

1 市地域防災計画と県地域防災計画との関係

災対法第42条(市町村地域防災計画)では、市地域防災計画は、県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にあるため、市地域防災計画では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するに当たって留意する事項について定める。

2 市の行う措置

災対法第50条(災害応急対策及びその実施責任)の規定に基づき市が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。

市の行う措置
(1) 警報の発表及び伝達並びに避難指示(警戒レベル4)の発令に関する事項
(2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
(3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
(5) 施設及び設備の応急復旧に関する事項
(6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
(7) 犯罪の予防、交通の規則その他災害における社会秩序の維持に関する事項
(8) 緊急輸送の確保に関する事項
(9) ライフラインの被害に伴う被災者の生活維持に必要な措置
(10) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防御又は拡大防止のための措置に関する事項

上記(10)として行う措置の例は以下のとおりである。

- ・ 発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- ・ 大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。
- ・ 国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定するよう努める。

3 この計画を理解し実施するための留意事項

区 分	内 容
関係法律との関係	<p>災対法第10条(他の法律との関係)に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。</p>
相互協力	<p>(1) 災対法第4条(都道府県の責務)、第5条(市町村の責務)、第6条(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)、第7条(住民等の責務)及び第54条(発見者の通報義務等)の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。</p> <p>(2) この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。</p> <p>(3) 市及び県は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市及び県は、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</p> <p>(4) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。</p>
市の配慮すべき事項	<p>(1) 要請について</p> <p>ア 市長は、市地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は、遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して連絡要請をするものとする。</p> <p>イ 連絡要請は電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。</p> <p>なお、電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。</p> <p>(2) 関係者への連絡周知について</p> <p>市長は、県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。</p>
応援の指揮系統	<p>災対法第67条(他の市町村長に対する応援の要求)、第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)及び第72条(都道府県知事の指示)の定めるところにより応援に従事するのは、市長の指揮の下に行動するものとする。</p>
協力要請事項の正確な授受	<p>要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては、特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか、次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。</p> <p>(1) 機関名</p> <p>(2) 所属部課名</p> <p>(3) 氏名</p>
従事命令等の発動	<p>法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。</p>

区 分	内 容
標 示 等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。
知事による 応急措置の 代行	災対法第73条(都道府県知事による応急措置の代行)の規定に基づき、市が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、当該市地域防災計画の定めるところより行うものとする。
経 費 負 担	(1) 災害応急対策に要する経費については、災対法第91条(災害予防等に要する費用の負担)の定めるところにより災害救助法(昭和22年法律第118号)等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 (2) 市長の要請により県が、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町村若しくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第2節 組織計画

市の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障がないよう措置する。

組織名等	概 要
島田市防災会議	(1) 編成は、資料編1-9のとおり。 (2) 運営は、島田市防災会議条例(平成17年市条例第176号)の定めるところによる。
島田市災害対策本部	(1) 編成は、資料編1-1のとおり。 (2) 設置及び運営は、次のとおり。 ア 災害対策本部は、次のいずれかに該当したときに設置する。 (ア) 市内において震度5強以上の地震動が発生したとき。 (イ) 市内において次のaからfに掲げる災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が市を挙げて総合的な応急対策を行う必要があると認めるとき。 a 地震動(震度5弱以下) b 風水害 c 土砂災害(土石流、がけ崩れ又は地すべり) d 火災又は爆発 e 道路事故、鉄道事故又は航空機事故 f その他の事象 イ 災害対策本部の設置場所は、 島田市役所 大会議室及び災害対策室とする。 ウ 災害対策本部の運営は、島田市災害対策本部設置運営要領の定めるところによる。
島田市水防会議	水防会議に関し必要な事項は、風水害対策編の定めるところによる。
島田市水防本部	水防本部組織に関し必要な事項は、風水害対策編の定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。
その他	(1) 本部活動を円滑に進めるため、本部員、各班長、副班長、情報班、本部班、本部避難地班、連絡員等は役職を明記したビブスを着用するものとする。 (2) 本部職員の証票は、市職員身分証明書をもって兼ねるものとする。 (3) 災害対策本部の設置に至らない状況においては、本計画における災害別の対策編による他、災害の様相・規模や住民の安全確保に及ぼす影響等を踏まえ、情報連絡・初動対応・応急対策に必要な体制の構築と運用について、危機管理部長が統括する。

第3節 動員・応援・受援計画

この計画は、市長が市職員等の動員を指示し、若しくは命令し、又は要請する場合の対象者、実施時期及び実施方法等を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

1 動員の実施基準

区 分	内 容
動員の時期	市長が必要と認めるとき又は他の計画の定めるところにより実施する。
動員対象者	(1) 市職員 (2) 消防団員
応援動員対象者	(1) 警察官 (2) 消防職員 (3) 自衛官 (4) 医師、歯科医師又は薬剤師 (5) 看護師又は助産師 (6) 土木技術者又は建築技術者 (7) 大工、左官又はとび職 (8) 土木業者、建築業者及びこれらの者の従事者

2 動員の実施方法

区 分	内 容
市職員の動員	(1) 市職員の動員は、職員安否確認・参集メールシステムにより行うものとする。 (2) このメールシステムによる動員ができない場合を想定し、各部課の電話による連絡責任者と連絡系統を定めておくものとする。 (3) 動員要請がない場合であっても、次の場合は自主参集するものとする。 ア 地震により市内において震度5強以上の揺れが発生した情報を得たとき (震度5弱以下はあらかじめ定めた職員。震度5強以上は全職員)。 イ 地震により立ってられない程度の揺れを感じたとき。
消防職員の動員	消防職員の動員に関しては、静岡市消防職員動員実施要綱の定めるところによる。
消防団の動員要請	応援動員要請は、原則として、消防団を統括する消防団長に対して次の事項により行う。 (1) 動員をする分団名 (2) 作業内容及び作業場所 (3) 装具等 (4) 集合時間及び集合場所 (5) その他必要と認める事項
警察官の動員要請	警察官の出動を必要とする場合は、島田警察署長に対し出動を要請する。
自衛隊の派遣要請や要求	自衛隊の派遣に関する必要な事項は〈第28節 自衛隊派遣要請の要求計画〉の定めるところによる。
医療・助産関係者の動員要請	医師、歯科医師、薬剤師、助産師及び看護師等の動員に関し、必要な事項は〈第13節 医療・助産計画〉の定めるところによるものとする。
土木業者、建設業者及び技術者等の動員要請	動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、資料編7-8による業者を中心として、当該応援動員対象事業者又は個人若しくは当該業者の所属する業者組合に対して行うものとする。
市	市長は、当該市の災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (1) 応援を必要とする理由 (2) 応援を必要とする人員、装備、資機材等 (3) 応援を必要とする場所

		(4) 応援を必要とする期間 (5) その他応援に関し必要な事項
	他の市町長に対する 応援要請	(1) 市長は、当該市町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。 (2) 消防組織法第39条に基づき締結された静岡県消防相互応援協定に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。
	県から市町に対する 応援	(1) 知事は、市町から災害応急対策を実施するために応援を求められた場合は、県の災害応急対策の実施との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力をする。 (2) 知事は市町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町長に対し次の事項を示して当該市町の災害応急対策の実施状況を勘案しながら、市町相互間の応援について必要な指示又は調整を行う。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、装備、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他応援に関し必要な事項
関係機関等への協力要請	災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、前項の動員のみでは不足する場合には、災対法第29条の規定に基づき、それぞれ指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するとともに、知事又は災害時の応援に関する協定を締結している市町に対し、職員の応援を求める。	
動員要請の実施担当	市職員及び消防団の動員、自衛隊の災害派遣要請や要求、応援動員、関係機関等への協力要請の実施担当は、島田市災害対策本部事務分掌によるものとする。 この際、災害発生直後の初動対応において緊急を要する場合は、必要に応じて本部班が必要な機関への応援の打診や情報提供を行うことがある。	

3 応援職員受入態勢の確立

- (1) 市は、県と協議して、すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。
- (2) 市は、応援動員を受ける場合、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- (3) 市及び県は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- (4) 市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

4 市職員の応援について

(1) 救助作業隊

市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

(2) 技術職員

市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。

5 富士山静岡空港の活用

市は、全国の防災関係機関等から災害応急対策活動に係る広域応援を受け入れるため、救助・消火活動、医療活動等を総合的かつ広域的に行う大規模な広域防災拠点として富士山静岡空港を活用する。

区 分	内 容
富士山静岡空港	(1) 警察災害派遣隊航空機、緊急消防援助隊航空機、自衛隊災害派遣部隊航空機、ドクターヘリ等の駐機・給油等を行う救助活動拠点 (2) 災害派遣医療チーム (DMAT) の空路参集拠点 (3) 広域医療搬送等を行う航空搬送拠点 (4) 広域物資輸送拠点の補完 (航空輸送拠点) (5) 陸上自衛隊が設置する後方支援拠点 (6) 警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の陸路での集結及び活動等の拠点

第4節 通信情報計画

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

基本方針	(1) 市、県間の緊密化 ア 情報の収集及び伝達は、市災害対策本部と県中部方面本部、各相互のルートの基本として島田警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。 イ 情報活動の緊密化のため島田警察署は、市災害対策本部に警察官を派遣するものとし、県中部方面本部も市災害対策本部に職員を派遣する。
	(2) 報道機関との連携 日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、正確・迅速な情報の伝達を行う。
	(3) 情報活動の迅速的確化 災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を県の大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領 (以下「情報広報実施要領」という。)に定める。
	(4) 県災害対策本部との連携 ア 県災害対策本部に対する報告、要請等は市災害対策本部において取りまとめて実施する。

	<p>イ 県に緊急災害現地対策本部が設置された場合には、市災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図る。</p> <p>ウ 県、市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム(総合防災情報システム及び各種災害関連情報を電子地図上に一元化するシステムであるSIP4D(基盤的防災情報流通ネットワーク))に集約できるよう努めるものとする。</p>
	<p>(5) 情報伝達体制の確保</p> <p>市、県、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報について大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p>

1 気象の予報及び警報等の収集体制並びに周知方法

区 分	内 容
<p>気象、地象、地動及び水象に関する情報の受理、伝達、周知</p>	<p>(1) 県(災害対策本部)から伝達される気象、地象、地動及び水象に関する情報(以下「気象等情報」という。)の受理は、市災害対策本部(市災害対策本部設置前においては、市地震災害警戒本部若しくは危機管理課)で受理する。</p> <p>(2) 市は、気象等情報について関係機関から積極的に収集する。</p> <p>(3) 気象等情報は、必要に応じて同時通報用無線、防災メール配信システム、市ホームページ、市公式SNS及び広報車等を活用して、住民等に対して周知するものとする。</p> <p>(4) 気象注意報、警報等の種類及び発表基準は、資料編3-11のとおり。</p> <p>(5) 水防予警報の収集及び伝達は、〈第24節 水防計画〉の定めるところによる。</p> <p>(6) 災害の発生するおそれがある異常な現象(著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等)を発見した者は、その概要を遅滞なく市又は島田警察署に通報するものとする。</p> <p>(7) 静岡県内で震度5強以上の地震が発生した場合や火山噴火等で、県は静岡地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報の発表基準を見直す必要があると考えられた場合、通常基準より引き下げた暫定基準を設けて運用するものとする。</p>
<p>災害応急活動に関する情報の収集、伝達</p>	<p>(1) 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱部局等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。</p> <p>ア 災害の状況(災害の原因となる事象の種類・様相・規模、気象状況等)、複合・連続災害発生の有無・程度及び発生の可能性、2次災害発生の危険度</p> <p>イ 被害発生状況(人的被害、物的被害(建物、ライフライン、交通・通信インフラ)、火災、洪水・土砂災害、液状化等)</p> <p>ウ 住民避難に関する事項、特に避難指示(警戒レベル4)の発令又は警戒区域設定状況</p> <p>エ 孤立化地域の有無、孤立化の程度。乗り物の立ち往生の有無</p> <p>オ 地域住民の動向(避難の状況等)、観光客等の帰宅困難者の状況</p> <p>カ 国・県・関係機関の対応状況</p> <p>(ア) 対策本部等の体制、現地要員派遣の状況</p> <p>(イ) 緊急事態等の事態認定の有無</p> <p>(ウ) 他の地方自治体における避難指示(警戒レベル4)の発令又は警戒区域設定状況</p> <p>(エ) 広域応援部隊(自衛隊・警察・消防・災害派遣医療チーム等)等の出動状況</p> <p>(オ) 報道機関による報道内容</p> <p>キ 市の対応状況</p> <p>(ア) 常備消防・消防団の活動状況</p> <p>(イ) 市の出先機関の活動状況</p> <p>(ウ) 市による避難指示(警戒レベル4)の発令又は警戒区域設定状況等の住民避難に関する事項</p> <p>(エ) 避難所の開設・運営状況(指定避難所等)</p> <p>(オ) 島田市立総合医療センターの活動状況、救護所の開設・運営状況</p>

区 分	内 容										
	<p>ク 自治会・自主防組織の活動状況 (ア) 消火・救出活動状況 ケ 生活必需物資の在庫及び供給状況 コ 物資の価格、役務の対価動向 サ 金銭債務処理状況及び金融動向 シ 避難所の開設・運営状況(指定避難所及び地区毎の避難所) ス 避難所以外の被災者の避難生活の状況 セ 医療救護施設及び病院の活動状況 ソ 地区毎の救援体制(地区対策本部の設置・運営、地区内の救援活動状況) タ 応急給水状況 チ 緊急輸送路等の被害及び復旧状況 ツ 人命救助の有無 テ 広域応援部隊・防災機関の進出・活動拠点の設定状況 ト ライフライン施設の被害及び復旧状況 ナ ボランティア活動の申し出状況 ニ その他各班の所管する事項</p> <p>(2) 消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。</p> <p>(3) 危険の切迫性に応じて指示等の伝達文の内容を工夫すると共に、避難情報等については、災害時情報共有システム(Lアラート)の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p>										
<p>情報収集方法等</p>	<p>災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため島田警察署の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="435 1151 1426 1727"> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 1151 695 1301">市出先機関、職員派遣による収集</td> <td data-bbox="695 1151 1426 1301">市の出先機関から情報を収集するとともに、災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。この際、ドローン等を有効活用する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1301 695 1413">自治会、自主防災組織等を通じたの収集</td> <td data-bbox="695 1301 1426 1413">自治会、自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1413 695 1525">参集途上の職員等による収集</td> <td data-bbox="695 1413 1426 1525">勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員や職員家族から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1525 695 1615">消防団による情報収集</td> <td data-bbox="695 1525 1426 1615">火災発生状況の他、各地区の被害状況について地元消防団から情報を収集する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1615 695 1727">報道機関、県・国の機関、民間事業所等からの情報</td> <td data-bbox="695 1615 1426 1727">テレビ・ラジオ・インターネット等の報道情報、国・県から配信される情報、民間事業所から提供される情報を活用する。</td> </tr> </tbody> </table>	市出先機関、職員派遣による収集	市の出先機関から情報を収集するとともに、災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。この際、ドローン等を有効活用する。	自治会、自主防災組織等を通じたの収集	自治会、自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	参集途上の職員等による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員や職員家族から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。	消防団による情報収集	火災発生状況の他、各地区の被害状況について地元消防団から情報を収集する。	報道機関、県・国の機関、民間事業所等からの情報	テレビ・ラジオ・インターネット等の報道情報、国・県から配信される情報、民間事業所から提供される情報を活用する。
市出先機関、職員派遣による収集	市の出先機関から情報を収集するとともに、災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。この際、ドローン等を有効活用する。										
自治会、自主防災組織等を通じたの収集	自治会、自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。										
参集途上の職員等による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員や職員家族から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。										
消防団による情報収集	火災発生状況の他、各地区の被害状況について地元消防団から情報を収集する。										
報道機関、県・国の機関、民間事業所等からの情報	テレビ・ラジオ・インターネット等の報道情報、国・県から配信される情報、民間事業所から提供される情報を活用する。										

2 被害状況等の報告

区 分	内 容
市長に対する報告	市職員は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、各担当班は所管事項にかかる災害情報及び被害の情報を収集して担当部長に報告し、報告を受けた担当部長は、市長に報告する。

区 分	内 容
知事に対する報告又は要請	<p>(1) 被害速報(随時)</p> <p>ア 市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編9-2に定める基準に基づき、〈被害速報(随時)〉により、県中部方面本部長(中部地域局長)を経て、県本部長(知事)に報告する。また、被害規模を早期に把握するため、市長は119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し、県中部方面本部長(中部地域局長)に報告する。</p> <p>イ 市長は、県中部方面本部長(中部地域局長)に連絡がつかない場合は、県本部長(知事)に、県本部長(知事)に連絡がつかない場合は、内閣総理大臣に報告する。なお、連絡がつき次第、県本部長(知事)及び県中部方面本部長(中部地域局長)に報告する。</p> <p>(2) 定時報告</p> <p>ア 市長は、定められた時間に県中部方面本部長(中部地域局長)に〈災害定時及び確定報告書〉により定時報告をする。</p> <p>イ 市長は、可能な限り最新の被害状況を把握しておくものとする。</p> <p>(3) 確定報告</p> <p>市長は、被害状況確定後速やかに〈災害定時及び確定報告書〉により県中部方面本部長(中部地域局長)を経由して、県本部長(知事)に文書をもって報告するものとする。</p> <p>(4) 要請</p> <p>市長は、知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の計画に定める必要事項を具備して要請する。</p> <p>(5) 市長は、情報広報実施要領に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、市の区域内で震度5強以上を記録した場合(被害の有無を問わない。)には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部にも報告する。情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。</p> <p>ア 緊急要請事項</p> <p>イ 被害状況</p> <p>ウ 市の災害応急対策実施状況</p> <p>(6) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。</p>

区 分	内 容																		
内閣総理大臣 に対する報告	<p>(1) 災対法第53条1項の規定に基づき、市が県に報告できない場合、内閣総理大臣に報告すべき災害は、次のいずれかである。</p> <p>ア 県が災害対策本部を設置した災害</p> <p>イ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害</p> <p>ウ ア又はイに定める災害になるおそれのある災害</p> <p>(2) ただし、大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。</p> <p>(3) なかでも交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合には、当該災害等が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。</p> <p>(4) なお、内閣総理大臣への報告は、市からは消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府(内閣総理大臣)へ報告することとされている。</p> <p>(5) また、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされている。</p> <p>消防庁防災課応急対策室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>地域衛星通信ネットワーク</th> <th>NTT有線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平日 (9:30~ 18:15)</td> <td>電話</td> <td>8-048-500-90-49013</td> <td>03-5253-7527</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>8-048-500-90-49033</td> <td>03-5253-7537</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外 (宿直室)</td> <td>電話</td> <td>8-048-500-90-49101</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>8-048-500-90-49102</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </tbody> </table>			地域衛星通信ネットワーク	NTT有線	平日 (9:30~ 18:15)	電話	8-048-500-90-49013	03-5253-7527	FAX	8-048-500-90-49033	03-5253-7537	上記以外 (宿直室)	電話	8-048-500-90-49101	03-5253-7777	FAX	8-048-500-90-49102	03-5253-7553
		地域衛星通信ネットワーク	NTT有線																
平日 (9:30~ 18:15)	電話	8-048-500-90-49013	03-5253-7527																
	FAX	8-048-500-90-49033	03-5253-7537																
上記以外 (宿直室)	電話	8-048-500-90-49101	03-5253-7777																
	FAX	8-048-500-90-49102	03-5253-7553																
被害の調査 (被災台帳) (り災証明書)	被害状況の調査に当たっては、調査担当員を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を実施するとともに、被災台帳を整備し、必要があるときは、り災証明を交付する。																		

3 情報伝達手段及び通信系統

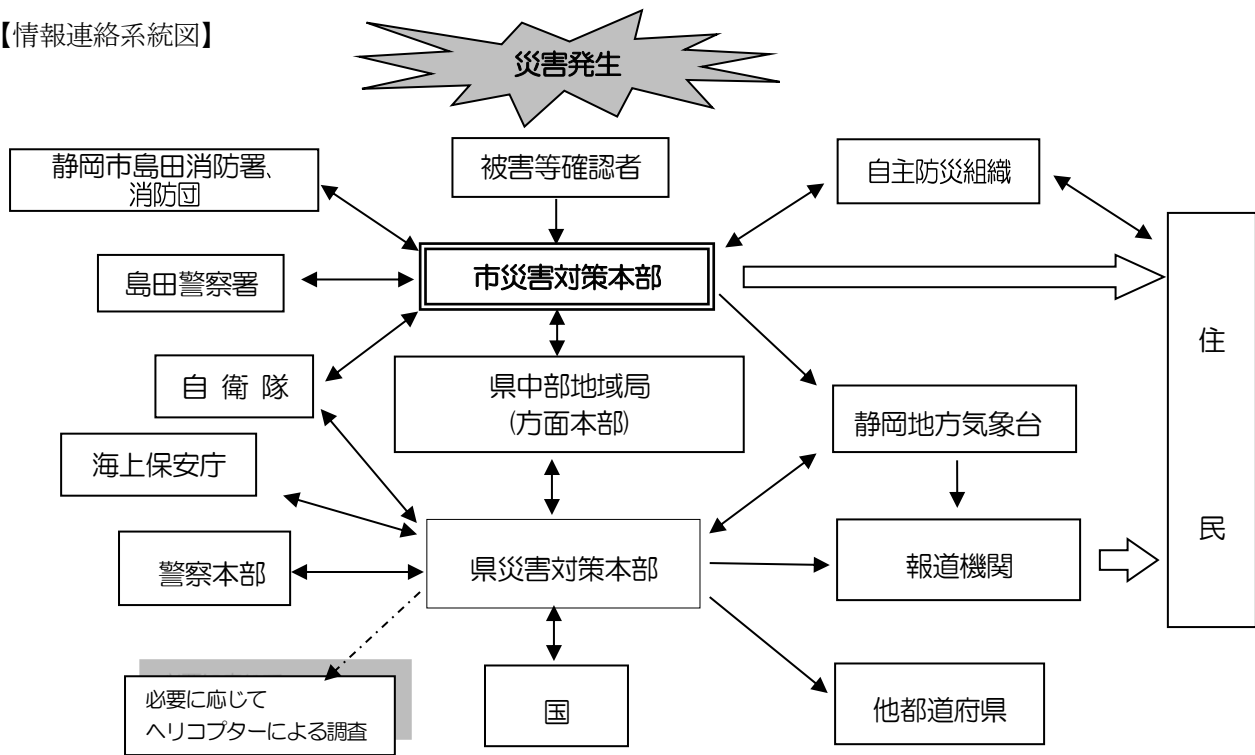
情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集又は通報のため市、県及び関係機関を結ぶ通信系統は資料編1-13のとおり。

区 分	内 容
同時通報用無線の利用 (資料編3-1参照)	災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは同時通報用無線を活用し、市民に情報の周知徹底を図る。
防災行政無線の利用 (資料編3-3参照)	災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときは防災行政無線を利用し、地域の被害状況等の情報を災害対策本部へ伝達する。
デジタルMCA無線の活用 (資料編3-4参照)	災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときはデジタルMCA無線を利用し、地域の被害状況等の情報を災害対策本部へ伝達するとともに、防災関係機関相互及び災害対策本部との連絡を行う。
IP無線の活用 (資料編3-5参照)	災害が発生したとき又は発生のおそれがあるときはIP無線を利用し、地域の被害状況等の情報を消防団等と共有する。
災害時特設公衆電話の活用 (資料編3-7参照)	公衆用として、市内48箇所に79回線が設置されている。

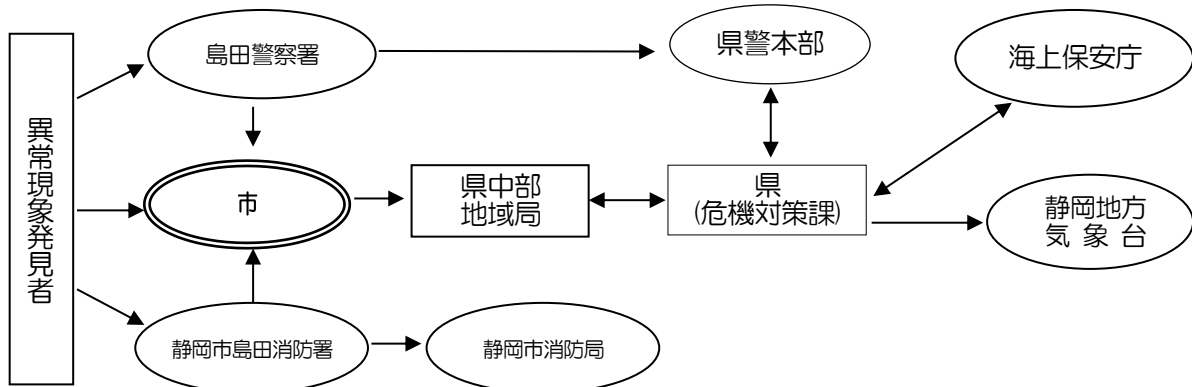
衛星携帯電話 (資料編 3-8 参照)	災害の発生により孤立予想集落において通信回線や道路が遮断された場合、その集落に整備されている衛星携帯電話を利用し、被害状況等の情報を災害対策本部へ伝達する。
非常無線通信の利用	災害の発生により通信回線の利用ができなくなった場合、各防災関係機関の所有する無線を最大限に活用し、非常の際における通信連絡網の確立を図る。
自治会・自主防災組織を通じての連絡	主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
電気事業者	停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
電気通信事業者	通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。
広報車等の活用	

【情報連絡系統図】



4 異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象(著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹等)を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。また、火山噴火や竜巻等を発見した通報を受けた市は、気象庁(0570-015-024)へ通報するものとする。



第5節 災害広報計画

災害時において、市民等に正しい情報を正確かつ迅速に提供して人心の安定を図るとともに、県、関係機関及び報道機関との協力体制を定め、広報活動の万全を期する。

その際、高齢者、障害のある人、外国人等の要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、市外に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

市、県及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 広報の内容等

区 分	内 容							
広 報 事 項	(1) 災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、情報広報実施要領等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。 (2) 実施に際しては、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行う。 (3) 広報事項の主なものは、次のとおりである。 ア 気象、地象、水象に関する情報 イ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 ウ 電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路、空港等の被害状況及び復旧見込み エ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 オ 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み カ 人心安定のため市民等に対する呼びかけ キ 自主防災組織に対する活動実施要請 ク その他社会秩序保持のための必要事項							
報道機関に対する協力等	(1) 広報は、災害の状況に応じて、秘書広報班が行う。 (2) 報道機関に対する情報の提供は、原則として島田記者クラブを通じて行う。 (資料編3-10参照)							
広報実施方法	同時通報用無線、市町用防災行政無線(戸別受信機を含む。)、コミュニティFM、IP通信網、CATV、広報車等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。特にFM島田に対しては、積極的な放送要請を行うものとする。停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。							
	市内	<table border="1"> <tr> <td>印刷媒体</td> <td>広報しまだ、ポスター、チラシ類</td> </tr> <tr> <td>視聴覚媒体</td> <td>同時通報用無線、防災メール配信システム、インターネット(県・市の公式ホームページ)、県・市の公式SNS等、緊急速報メール、ケーブルテレビ、災害時情報共有システム(Lアラート)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・市所有の広報車両による被災地に対する現地広報 ・自治会を通じての電話連絡 など</td> </tr> </table>	印刷媒体	広報しまだ、ポスター、チラシ類	視聴覚媒体	同時通報用無線、防災メール配信システム、インターネット(県・市の公式ホームページ)、県・市の公式SNS等、緊急速報メール、ケーブルテレビ、災害時情報共有システム(Lアラート)	その他	・市所有の広報車両による被災地に対する現地広報 ・自治会を通じての電話連絡 など
印刷媒体	広報しまだ、ポスター、チラシ類							
視聴覚媒体	同時通報用無線、防災メール配信システム、インターネット(県・市の公式ホームページ)、県・市の公式SNS等、緊急速報メール、ケーブルテレビ、災害時情報共有システム(Lアラート)							
その他	・市所有の広報車両による被災地に対する現地広報 ・自治会を通じての電話連絡 など							
	市外	<table border="1"> <tr> <td>印刷媒体</td> <td>新聞</td> </tr> <tr> <td>視聴覚媒体</td> <td>FM島田、その他テレビ・ラジオ</td> </tr> </table>	印刷媒体	新聞	視聴覚媒体	FM島田、その他テレビ・ラジオ		
印刷媒体	新聞							
視聴覚媒体	FM島田、その他テレビ・ラジオ							
県との連携	(1) 県から広報の要請を受けた場合、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。 (2) 県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。							

区 分	内 容
外部機関との連携等	(1) 市災害対策本部は、外部機関から災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用する。 (2) 市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議する。 (3) 市災害対策本部が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。
被災者の安否に関する情報等の提供	市は県と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の提供等が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努める。 また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、静岡県の定めた災害時における安否不明者の氏名等の公表について（方針）、災害時における行方不明者の氏名等の公表について（方針）及び災害による死亡者の氏名等の公表について（方針）（以下「安否確認の方針」という）に基づき県及び警察等と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報の収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

2 経費負担区分

区 分	内 容
広報媒体活用の場合	ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。
外部機関からの広報事項の受領	市災害対策本部は、外部機関から災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領し、その広報に必要な媒体を活用するものとする。市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。
報道機関から収集する災害記録写真	報道機関から収集する場合に要する経費は、市が負担するものとする。

3 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。情報源とその主な情報内容は、次のとおりである。

情報源	情報内容
ラジオ、テレビ、インターネット	地震情報等、交通機関運行状況等
県のホームページ、防災メール配信システム	主として市域内又は県の情報、指示、指導等
静岡県防災、県X（旧twitter）、県Facebook	ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等
同時通報用無線、FM島田、市のホームページ、市公式SNS、広報車	主として市域内の情報、指示、指導等
自主防災組織を通じての連絡	主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

第6節 災害救助法の適用計画

災害救助法に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期する。

1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、市において具体的に適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

適用基準	<p>(1) 住家が滅失した世帯の数が、80世帯以上のとき。</p> <p>(2) 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市の世帯のうち、40世帯以上の住家が滅失したとき。</p> <p>(3) 県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。</p> <p>(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。</p>
------	--

2 被害世帯の算定基準

区 分	内 容
被害世帯の算定	前記1の(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
住家の滅失等の認定	住家の滅失等の認定及び世帯住家の単位は、資料編9-2による。

3 災害救助法の適用手続

区 分	内 容
市の報告	市は、市の区域に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を、県中部地域局長を経由して県(知事)に報告しなければならない。
県における適用手続	<p>(1) 知事は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたとときは、災害救助法の適用等について、内閣総理大臣に報告するとともに、市及び県関係部局に通知するものとする。</p> <p>(2) 災害救助法を適用したときは、速やかに公示を行う。</p>

4 災害救助法事務

区 分	内 容		
事 務	<p>(1) 災害に際し、市における被害が、前記災害救助法の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> ア 避難所及び福祉避難所の設置 イ 応急仮設住宅の供与 ウ 炊き出しその他による食品の供与 エ 飲料水の供給 オ 被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与 カ 医療 キ 助産 </td> <td style="width: 50%;"> ク 被災者の救出 ケ 被災した住宅の応急修理 コ 学用品の供与 サ 埋葬 シ 死体の搜索 ス 死体の処理 セ 障害物の除去 ソ 輸送費及び賃金職員等雇い上げ費 </td> </tr> </table>	ア 避難所及び福祉避難所の設置 イ 応急仮設住宅の供与 ウ 炊き出しその他による食品の供与 エ 飲料水の供給 オ 被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与 カ 医療 キ 助産	ク 被災者の救出 ケ 被災した住宅の応急修理 コ 学用品の供与 サ 埋葬 シ 死体の搜索 ス 死体の処理 セ 障害物の除去 ソ 輸送費及び賃金職員等雇い上げ費
	ア 避難所及び福祉避難所の設置 イ 応急仮設住宅の供与 ウ 炊き出しその他による食品の供与 エ 飲料水の供給 オ 被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与 カ 医療 キ 助産	ク 被災者の救出 ケ 被災した住宅の応急修理 コ 学用品の供与 サ 埋葬 シ 死体の搜索 ス 死体の処理 セ 障害物の除去 ソ 輸送費及び賃金職員等雇い上げ費	
<p>(2) 一時繰替支弁 市は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は一時繰替支弁する。</p>			

5 災害救助法適用外の災害

災害救助法の適用されない小規模の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示(警戒レベル4)、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難(警戒レベル3)の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市及び県は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

市は、住民の自発的安全確保の行動を促すために、危険の切迫性に応じ、適宜、自主避難の呼びかけや自治会長への注意喚起等を行う。

(1) 高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(警戒レベル4)、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

必要に応じて、県又は関係機関(静岡地方気象台、国交省出先機関等)から助言を受ける。また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

① 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報(警報級の可能性)※1 (気象庁が発表)		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(注意)	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3	高齢者等避難(市長が発令)	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル(洪水警報)	・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外

		<p>報の危険度分布) (警戒)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) (警戒) 	<p>出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した避難地へ立退き避難することが強く望まれる。
警戒レベル4	避難指示(市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) (非常に危険) ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) (非常に危険) 	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難地等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した避難地へ速やかに立退き避難する。 ・避難地への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、屋内安全確保を行う。 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 <p><市から避難指示(警戒レベル4)が発令された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした近隣の安全な場所への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により屋内安全確保を行う。 ・避難指示(警戒レベル4)は、地域の状況に応じて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
警戒レベル5	緊急安全確保(市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害)※2 ・(大雨特別警報(土砂災害)※2 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布) (災害切迫) ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) (災害切迫) ・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布) (災害切迫) 	<p>命の危険直ちに安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注1 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示(警戒レベル4)及び緊急安全確保(警戒レベル5)を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努める。

また、台風接近に伴い早めの避難行動を促し住民の安全を確保するため、警戒レベル3以下の状況においても、避難情報を発令する場合がある。

- 注2 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注3 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて土砂災害に関するメッシュ情報と呼ぶ。
- 注4 ※1 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、現行では避難指示（警戒レベル4）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。
- 注5 早期注意情報（警報級の可能性）は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、中部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。
- 注6 ※2 の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

② 実施者

ア 緊急安全確保、避難指示

- a 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う（災対法第60条）。

- b 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。
- c 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（災対法第61条）。
- d 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。
- e 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。
- f 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- g 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

イ 高齢者等避難の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、避難情報の判断・伝達マニュアル等に基づき、高齢者等避難を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

市長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線(同報系、戸別受信機を含む。)、広報車、Ｌアラート(災害情報共有システム)、**市公式LINE**、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、要配慮者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

① 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩危険箇所等)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

② 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

③ 避難路の確保

市、県、県警察及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

- ① 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。
- ② 警察官、海上保安官又は自衛官は災対法第63条第2項、第3項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。
- ③ 知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災対法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

2 被災者の救助

(1) 基本方針

ア	救出を必要とする負傷者等(以下「負傷者等」という。)に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
イ	県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。
ウ	市及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた安否確認の方針に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。
エ	県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
オ	市は、当該市町の区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
カ	自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
キ	自衛隊の救出活動は第28節 自衛隊派遣要請の要求計画の定めるところにより行う。
ク	救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	<p>ア 平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。</p> <p>イ 職員を動員し負傷者等を救出する。</p> <p>ウ 市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。</p> <p>エ 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。</p> <p>オ 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。</p> <p>(ア) 応援を必要とする理由</p> <p>(イ) 応援を必要とする人員、資機材等</p> <p>(ウ) 応援を必要とする場所</p> <p>(エ) 応援を必要とする期間</p> <p>(オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項</p>
県	<p>知事は、市から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めるときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。</p> <p>ア 県職員を派遣し救出活動を支援する。</p> <p>イ 他の市町長に対し応援を指示する。</p> <p>ウ 自衛隊に対し支援を要請する。</p> <p>エ 救出活動の総合調整を行う。</p> <p>オ 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタイムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。</p>
県警察	被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。
自主防災組織、事業所等	<p>自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。</p> <p>ア 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。</p> <p>イ 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。</p> <p>ウ 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。</p> <p>エ 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。</p> <p>オ 救出活動を行うときは、可能な限り市町、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。</p>
自衛隊	県の要請に基づき救出活動を実施する。

3 避難地への避難誘導

区 分	内 容
避難地への市職員等の配置	市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
地震災害発生時における避難方法	<p>災害の状況により異なるが原則として次により避難する。</p> <p>(1) 要避難地区で避難を要する場合</p> <p>ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域</p> <p>(ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。</p> <p>(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。</p> <p>(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。</p> <p>(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。</p> <p>イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。</p> <p>(2) その他の区域で避難を要する場合</p> <p>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。</p>
幹線避難路の確保	市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	<p>要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。</p> <p>ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集</p> <p>イ 地震等に関する情報の伝達</p> <p>ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）</p> <p>エ 必要な応急救護</p> <p>オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動</p> <p>市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。</p>

4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、県の支援を受け、施設の確保や避難者の移送等を行う。

(1) 避難所の開設

① 市

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難施設（又は避難先）を開設し、ホームページや市公式SNS等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや市公式SNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

② 県

市から要請があった場合は、県内の他の市町への応援の指示、全国知事会等への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関の協力を得て避難者を移送するための措置を講じる。

また、市町から避難所を開設した旨報告があった場合には、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営に責任を有する。この際、運営主体は各避難所の自主防災組織や避難者で構成する避難所運営組織とする。

① 避難受入れの対象者

ア 災害によって現に被害を受けた者

- a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- b 現に災害を受けた者であること

イ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- a 避難指示(警戒レベル4)が発せられた場合
- b 避難指示(警戒レベル4)は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

ウ その他避難が必要と認められる場合

② 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

ア 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

イ 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

ウ 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

エ 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

オ 避難行動要支援者への配慮

カ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド又は段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施

キ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

ク 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

- ケ 相談窓口の設置(女性指導員の配置)
- コ 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への配慮
- サ 避難所運営組織へ女性の参画を推進する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮
- シ 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- ス 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- セ 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するため、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- ソ ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底
- タ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
- チ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- ツ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の危機管理課と健康づくり課、保健所等関係機関が連携した感染症対策として必要な措置の実施

(3) 避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、県、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 災害救助法に基づく県の実施事項

(1) 避難所の設置

① 設置基準

- ・原則として学校、公民館等既存建物を使用する。
- ・既存建物で不足する場合は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。
- ・静岡県地域防災計画 資料編Ⅱ(20-1-2)のとおり。
- ・災害発生の日から7日以内。

② 費用の限度

③ 実施期間

- ・ただし、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。

(2) リ災者の救出

① 実施基準

- ・災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。

② 費用の限度

- ・救助に必要な機械器具等の借上代等実費

③ 実施期間

- ・災害発生の日から3日以内。
- ・ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。

6 市長の要求、要請に基づく県の実施事項

(1) 市長の要求に基づく県の実施事項

- ① 当該市外の既存施設を避難所とする場合のあつせん
- ② 当該市内の既存施設を避難所とする場合の強制使用
- ③ 自衛隊の派遣要請
- ④ 海上保安庁に対する支援要請
- ⑤ 消防団の応援動員要請

(2) 市長の要請事項

- ① 市長は、自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で、知事に 応援を要請する。
- ② 県は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な 避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

区 分	内 容	
避難の場合	ア 避難希望地域 イ 避難を要する人員 ウ 避難期間	エ 輸送手段 オ その他必要事項(災害発生原因)
救出の場合	ア 救出を要する人員 イ 周囲の状況(詳細に記入のこと) ウ その他必要事項(災害発生原因)	

- ③ 市及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- ④ 市及び県は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- ⑤ 市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。なお、県は、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

(3) 市長の県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

7 避難行動要支援者への支援

市及び県は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

- ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握
- (ア) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

また、危機管理課、福祉課、長寿介護課、その他関係者との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、市及び県は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

(イ) 被災状況の把握

市及び県は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ 要配慮者の施設への緊急入所等

市及び県は、被災により、居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所(二次的な避難施設)への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

ウ 広域支援体制の確立

県は、市等を通じて、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、必要に応じて、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、被災市町等に介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

8 広域避難・広域一時滞在

(1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議することが出来る。

また、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し受入れ先都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で受入れ先都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。

また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市は、自然災害に伴う広域避難について近隣市町及び南海トラフ地震の影響を受けない遠隔地6市との災害応援協定を締結しているほか、原子力災害に伴う広域避難について、県内15市町、東京都、南相

馬市及び小松市と連携している。

- (3) 市は、計画上、富士市等からの広域避難者の受け入れることとしている。ローズアリーナを一時集結地とし、その後、市の2次・3次指定避難所等で受け入れることとしている。

区 分		内 容
県内市町への避難	被災市町	県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。 また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。
	受入市町	広域避難を受入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 市は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
	県	被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力(施設数、施設概要等)の助言を行う。
県外への避難	被災市町	他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。
	県	被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

- (4) 市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。
- (5) 市及び県は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (6) 市及び県は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部(以下「政府本部」という。)、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第8節 愛玩動物救護計画

災害により、住宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主とはぐれたペットへの対応に支障のないよう県、市、飼い主等の実施事項を定める。

区 分		内 容
同行避難動物への対応	県	避難所でのペットの飼育・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県内全域における一体性を有した体制を図る。
	市	人とペットの災害対策ガイドライン(環境省作成)、災害時における愛玩動物対策行動指針、避難所のペット飼育管理ガイドライン(県作成)、避難所運営マニュアル(市作成)により、避難所におけるペットの取扱い等について広く住民に周知を行う。

区 分		内 容
	飼い主	(1) 人とペットが安全に避難するため、又避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 (2) 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 (3) 処方箋(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 (4) 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。
放浪動物への対応	県	市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県内全域における一体性を有した体制整備を図る。
	市	(1) 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 (2) 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 (3) 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 (4) 飼い主からの飼育犬、飼育猫の保護依頼に関し、県に対し必要な協力を求める。 (5) 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の紹介に必要な協力をする。
	飼い主	(1) 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 (2) 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。

※ 同行避難：災害時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。
避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

災害により日常の食事に支障があるり災者に対し、必要な食料品を確保し支給するため、市、県等の行う実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント(情報の評価・分析)の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

応急食料の確保計画量	市及び県は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
------------	--

実施主体	内 容
市	(1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。 (2) 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。 ア 調達又はあっせんを必要とする理由 イ 必要な食料の品目及び数量 ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ 連絡課及び連絡責任者 オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 カ 経費負担区分

	<p>キ その他参考となる事項</p> <p>(3) 応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</p> <p>(4) 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。</p>
県	<p>(1) 知事は、市から応急食料の調達又はあっせんの要請があったときは、調達又はあっせんに努める。</p> <p>(2) 災害の規模に鑑み、被災市町が自ら応急食料の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に応急食料を確実に届けられるよう、応急食料の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 応急食料の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによっても不足するときは、他の食料保有者から調達する。</p> <p>(4) 応急食料の輸送は、原則として当該食料調達先の業者等に依頼する。当該食料調達先に依頼できないときは、＜第19節 輸送計画＞に基づき措置する。</p> <p>(5) 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した食料保有者の応急食料の在庫量の把握を行う。</p> <p>(6) 県は、備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、食料の調達を要請するものとする。</p> <p>(7) 必要に応じて、保管命令、収用等応急食料の供給を確保する措置を講ずる。</p> <p>(8) 知事は、国に対する応援要請によっても応急食料が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、応急食料の調達を要請する。</p>
市民及び 自主防災組織	<p>(1) 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。</p> <p>(2) 自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。</p> <p>(3) 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。</p>
農林水産省	<p>県から応急食料の調達について協力要請があった時は、応急食料をあっせんし又は調達する。</p>

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
食品給与の対象者	<p>(1) 避難所に避難した者</p> <p>(2) 住家の被害が、全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者又は食料品を喪失した者</p> <p>(3) 旅館等の宿泊人、一般家庭の来訪客</p> <p>(4) 被害を受け、現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品を喪失し、持ち合わせがない者</p>
対象品目	<p>(1) 主食(米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等)</p> <p>(2) 副食(調味料を含む。)</p>
対象経費	<p>(1) 主食費 ア 米穀販売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀 イ 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 ウ 小売・製造業者から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等</p> <p>(2) 副食費(調味料を含む。)</p> <p>(3) 燃料費</p> <p>(4) 雑費 ア 器物(炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等)の使用謝金又は借上料 イ アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費</p>
実施期間	<p>災害発生の日から7日以内</p> <p>ただし、期間内に炊出し、その他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事に対して期間の延長を要請することができる。</p>

3 実施方法

区 分	内 容
応急的炊き出し	り災者及び災害地における救助作業等に従事する者に対し、必要に応じ炊き出しを実施する。
応急食料の調達、あっせん及び備蓄	(1) 市は、平時より災害に備え、応急食料の必要数、調達可能量を把握し、業者と調達協定書を締結するとともに、調達予定先より調達、あっせんを行うものとする。 (2) 市は、長期保存の可能な応急食料を年次計画に基づき備蓄する。
輸送方法	(1) 調達、あっせんによる応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 (2) 輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、＜第19節輸送計画＞に基づき措置するものとする。

4 国への要請事項

市は、備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は非常災害対策本部等に、食料の調達を要請するものとする。その際は、内閣府防災担当の所管する物資調達・輸送調整等支援システムを活用することとする。

5 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんに要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記の災害救助法に基づく実施事項に準じて対策を実施する。

第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画

災害により物資の販売ルート等が混乱し物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資(以下この節において「物資」という。)及び燃料を確保するため、市の実施事項と、県に対する要請事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置する。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

物資の確保計画量	市及び県は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
----------	--

実施主体	内 容
市	(1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。 (2) 物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんに要請する。 ア 調達又はあっせんを必要とする理由 イ 必要な物資の品目及び数量 ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ 連絡課及び連絡責任者 オ 荷役作業員の派遣の必要の有無

	<p>カ 経費負担区分 キ その他参考となる事項</p> <p>(3) 物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。</p> <p>(4) 市は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあつせんを行う。</p> <p>(5) 市長は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあつせんに要請する。</p> <p>ア 必要なLPガスの量 イ 必要な器具の種類及び個数</p>
県	<p>(1) 知事は、市から物資の調達又はあつせんの要請があったときは、調達又はあつせんに努める。</p> <p>(2) 災害の規模に鑑み、被災市町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。</p> <p>(3) 物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者等とする。これによっても不足するときは、他の物資保有者から調達する。</p> <p>(4) 物資の輸送は、原則として当該物資調達先の業者等に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、＜第19節輸送計画＞に基づき措置する。</p> <p>(5) 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて、協定を締結した物資保有者の緊急物資の在庫量の把握を行う。</p> <p>(6) 県は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は政府本部に、物資の調達を要請するものとする。</p> <p>(7) 必要に応じて、保管命令、収用等物資の供給を確保する措置を講ずる。</p> <p>(8) 知事は、国に対する応援要請によっても物資が不足する場合は、相互応援協定に基づき、全国知事会に対して、物資の調達を要請する。</p> <p>(9) 知事は、市から炊き出しに必要なLPガス及び燃料器具の調達について、あつせんの要請があったときは、一般社団法人静岡県LPガス協会に対し、その調達につき協力を要請する。</p> <p>(10) 県は、県内の重要施設等の燃料需要を取りまとめ、緊急性に応じて優先順位を決定した上で、政府本部に対して、燃料の供給を要請する。</p>
市民及び 自主防災組織	<p>(1) 物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。</p> <p>(2) 自主防災組織は市が行う物資の配分に協力する。</p> <p>(3) 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等を確保するものとする。</p>
日本赤十字社 静岡県支部	<p>日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。</p>
経済産業省	<p>県から物資の調達について協力要請があった時は、物資をあつせんし又は調達する。</p>

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容	
衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により、使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
対象 品 目	被服、寝具、身の回り品	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等
	日用品	石けん、歯みがき、トイレットペーパー等
	炊事用具、食器	炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等
	光熱材料	マッチ等
給(貸)与の期間	災害発生の日から10日以内。 ただし、知事に対して期間の延長を要請することができる。	

3 衣料、生活必需品、その他物資調達供与の方法

区 分	内 容
調達の 方法	必要な物資については、費用限度額に基づいて被災状態、物資の種類、数量等を勘案して食料物資班が調達するものとする。
輸送の 方法	(1) 調達した物資の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとする。 (2) 当該物資発注先の業者において措置できないときは、〈第19節 輸送計画〉に基づき市が措置するものとする。
供与の 方法	物資の供与を実施する場合、災害対策本部救助班は物資の配分計画を作成するものとする。また、各現場にそれぞれ現場責任者を置き、責任者は物資の配分の適正、円滑を期するため万全の措置を講ずるものとする。

4 国への要請事項

市は、備蓄食料の状況等を踏まえ、供給すべき食料が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国又は非常災害対策本部等に、食料の調達を要請するものとする。その際は、内閣府防災担当の所管する「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用することとする。

5 市長の要請を待たずに行う県の実施事項

- (1) 県は、通信手段の途絶や行政機能の麻痺等により、市からの要請が滞る場合には、要請を待たずに避難場所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、市へ輸送することを検討する。
- (2) 県は、要請によらない場合も市へ物資を確実に供給できるように、平常時から訓練等を通じて緊急物資の配分に関する計画の手順を確認するとともに、検証を行うよう努めるものとする。

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記の災害救助法に基づく実施事項に準じて対策を実施する。

第11節 給水計画

災害により、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために市、市民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置する。

1 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	(1) 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。 (2) 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあつせんを要請する。 ア 給水を必要とする人員 イ 給水を必要とする期間及び給水量 ウ 給水する場所 エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 カ その他必要事項 (3) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。 (4) 地震発生後約8日を目途に最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。
市民及び自主防災組織	(1) 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 (2) 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急

	<p>給水により飲料水を確保する。</p> <p>(3) 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。</p> <p>(4) 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。</p>
--	---

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
給水対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者
飲料水の供給量	大人1人1日最小おおむね3リットル
飲料水の供給期間	災害発生の日から7日以内 ただし、知事に対して期間の延長を要請することができる。
費用の限度	制限なし(ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限られる。)

3 給水実施要領

区 分	内 容
給水の方法	給水は、資料編8-3の応急給水用資機材、資料編8-5の非常用給水タンクに基づき措置する。
給水実施計画の作成	<p>上下水道班は、給水を必要とする事態が生じた場合には、次の事項について調査し、給水実施計画を作成するものとする。</p> <p>(1) 給水を必要とする地域及び人員</p> <p>(2) 搬送方法、容器等の有無</p> <p>(3) 搬送要領の有無</p> <p>(4) 補給水源の状況</p> <p>(5) 今後の見通し</p>
水源及びろ水機	飲料水の補給は、資料編8-4の水源から取水する。ろ過するためのろ水機は、資料編8-6のとおりである。
衛生広報	自己の努力により飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意の広報を行う。
仮設共用栓の設置	災害発生後約8日間を目途とし、仮設共用栓等を設置し最低の生活に必要な水を供給するように努める。

4 給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には、迅速なる応急復旧に努めるとともに、必要に応じ市内指定給水装置工事事業者の応援を求めるものとする。

5 県への要請

区 分	内 容
調達あっせん要請	<p>市長は、市内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。</p> <p>(1) 給水対象人員</p> <p>(2) 給水期間及び給水量</p> <p>(3) 給水場所</p> <p>(4) 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量</p> <p>(5) 給水車両の借上げの場合その数量</p> <p>(6) その他必要事項</p>

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記の災害救助法に基づく実施事項に準じて対策を実施する。

第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

市及び県は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を提供し、また、災害のため被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、災害救助法の規定に基づいて県から委任を受けて行う市の実施事項と、県に対する要請事項を定め、住宅の確保に支障のないよう措置する。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への受入れについては、第7節 避難救出計画の8 広域避難・広域一時滞在による。

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容	
市	建築物	市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
	宅地等	市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
県	建築物	県は、被災状況に応じて地震被災建築物応急危険度判定支援本部及び地震被災建築物応急危険度判定支援支部を設置し、その旨を各市町、国及び建築関係団体へ連絡するとともに、支援要請等必要な調整を行う。
	宅地等	県は、市から支援要請を受けたときは、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等の支援措置を講ずることとし、また、被災規模により必要があると認めるときは、国又は他の都道府県に対して支援を要請する。
市民	(1) 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 (2) 市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	

2 災害危険区域の指定

区 分	内 容
指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 市の実施事項

区 分		内 容		
被害状況の把握		災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。		
体制の整備		応急住宅対策に関する体制を整備する。		
住宅の確保 応急仮設	建設 急住宅の 建設型応	(1) 建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 (2) 建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。		
	借上げ 急住宅の 賃貸型応	借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。		
応急仮設住宅の管理運営		(1) 応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 (2) その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。		
応急住宅の入居者の認定		(1) 避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 (2) 入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。		
市営住宅等の一時入居		市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。		
応急住宅の管理		(1) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 (2) 入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。		
住宅の応急修理		建築業関係団体の協力を得て、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。		
建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請		市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。		
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>応急仮設住宅の場合</td> <td>① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</td> </tr> <tr> <td>住宅応急修理の場合</td> <td>① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項</td> </tr> </tbody> </table>	応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項
応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項			
住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項			

	市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。
--	---

(3) 県の実施事項

区 分		内 容
被害状況の把握		市の被災状況により、県内全体の被災状況を把握する。
体制の整備		応急住宅対策に関する体制を整備する。
応急住宅の確保	の建設 建設型 応急住宅	(1) 被災状況等を基に、県内の建設戸数を決定する。 (2) あらかじめ協定した社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設を行う。この場合において、被災者に関する世帯人員数や高齢者・障害のある人等に配慮した仕様の設定及び設計を行う。 (3) 知事が、状況により必要と認めた場合は、応急仮設住宅の建設を市長が行うこととする。
	げ住宅の 借上 賃貸型 応急	民間賃貸住宅を必要に応じ、応急住宅として確保する。なお、不動産業界団体等に対し必要に応じ、協力を要請する。
	等公 入居 営 時 住宅	(1) 応急住宅として活用可能な県内の公営住宅等の空家状況を把握する。 (2) 県営住宅等の空家に必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。 (3) 国及び他県等へ必要に応じ、被災者の一時入居について要請する。
応急住宅の入居者の認定及び管理		(1) 知事は、応急住宅の入居者の認定及び管理について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。 (2) 入居者の認定に当たっては、一人暮らしの高齢者や障害のある人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者を優先的に入居させるとともに、従前地区のコミュニティの維持に配慮するよう努める。
住宅の応急修理		(1) 知事は、住宅の応急修理及びその対象者の認定について自ら実施することが適当であると認めた場合は、これを実施する。
建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん		(1) 県の実施する住宅の応急修理に必要な建築資機材は、住宅の応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書を提出した業者等に協力を求めて調達する。 (2) 市長からあっせんの要請があったときは、知事は(1)に定める者に対し協力を要請する。 (3) 資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼するものとする。 なお、当該物資発注先において輸送できないときは、〈第19節輸送計画〉に基づき措置する。
住居等に流入した土石等障害物の除去		知事は、市長から要請があったときは、障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・あっせんを行う。

4 災害救助法に基づく実施事項

区 分		内 容
応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者

区 分	内 容	
	規模及び費用	<p>(1) 設置基準は29.7㎡(9坪)を基準とする。構造は1戸建又はアパート式建築のいずれでもよい。ただし、プレハブ業界において、単身用(6坪タイプ)、小家族用(9坪タイプ)大家族用(12坪タイプ)の仕様が設定されていることも考慮する。</p> <p>(2) 市長は、建設戸数に対応する土地を選定の上、私有地については2か年程度の賃貸借契約をするものとする。</p> <p>(3) 入居については、入居契約書を徴して入居させ、後日立退きについて問題の生じないように配慮すること。</p> <p>(4) 整地費、建築費、附帯工事費、人夫費及び建築事務費等一切の経費</p> <p>(5) 直営工事の場合の事務費</p> <p>(6) 災害救助法第24条の規定による救助業務従事命令の場合の実費弁償費</p> <p>(7) 1戸あたり29.7㎡を基準とし6,285,000円以内</p>
	整備開始期間	災害発生の日から20日以内。ただし、期間内に着工できない場合は、知事に対して必要最小限度の期間の延長を要請することができる。
住宅応急修理	修理対象者	<p>(1) 災害のため住家が半焼又は半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p> <p>(2) 公共住宅・会社の寮、飯場以外の住宅に居住している者</p>
	規模及び経費	<p>(1) 修理の規模については坪数の制限はないが、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分の最小限度の補修費</p> <p>(2) 応急修理の原材料</p> <p>(3) 大工、左官、人夫等の労務費</p> <p>(4) 材料の輸送費、工事事務経費等</p> <p>(5) 災害救助法第24条の規定による救助業務従事命令の場合の実費弁償費</p> <p>(6) 費用の限度額は、災害救助法施行細則(昭和38年静岡県規則第25号)に定める額とする。</p>
	修理期間	災害発生の日から 3か月 以内ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内。

5 実施方法

区 分	内 容	
入居者・修理者の選考	<p>(1) 選考事務の公正を期するため必要に応じ選考委員会を設置し、その都度市長が任命するものとする。</p> <p>(2) 選考に当たっては、り災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員の意見を徴する等、公平な選考に努めるものとする。</p> <p>ア 生活保護法の被保護者及び要保護者</p> <p>イ 特定の資産のない高齢者世帯、障害者世帯、病弱者</p> <p>ウ 特定の資産のない寡婦、母子世帯</p> <p>エ 特定の資産のない失業者</p> <p>オ 特定の資産のない勤労者、中小企業者</p> <p>カ 前各号に準ずる経済的弱者</p>	
仮設・処理方法	実施者	県から委任され、住宅の仮設及び応急修理を実施する場合は、建設班が担当する。工事の施工は原則として工事請負によるものとする。
	住宅の規模及び構造等	設置数、規模、構造単価及び修理方法については、災害救助法の実施基準に基づいて行うものとする。

区 分	内 容
仮設住宅建設用地の配慮	仮設住宅の建設用地については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し選定するものとする。市有地に適地がなく、私有地に建設する場合は、所有者と市との賃貸借契約(契約期間2か年)締結後、工事に着手するものとする。
建築資材、労務者等	(1) 建築資材の調達及び建築業者の動員については、り災状態により必要数等を勘案して、建設班が調達するものとする。 (2) 調達した建設資材等の輸送は、原則として発注先の業者等に依頼するものとするが、当該業者等において措置できないときは、第19節 輸送計画に基づき市が措置するものとする。

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記の災害救助法に基づく実施事項を必要に応じて実施する。

7 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。

特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

8 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住ができる住宅の応急修繕を推進するものとする。

9 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において市長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
市の措置	(1) 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 (2) 応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第13節 医療・助産計画

災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、災害救助法の規定に基づいて行う市の実施事項と、県に対する要請事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置する。

1 基本方針

(1) 市は、当該市域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。

(2) 県は、あらかじめ指定した災害拠点病院により、他の医療救護施設で処置の困難な重症患者の処置及び受入を広域的に行い、市独自では対応できない事態に対応する。

- (3) 県は、県内での治療が困難な重症患者を、航空機により、被災地外の医療機関へ搬送（以下「広域医療搬送」という。）するとともに、被災地外からのDMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）等医療チーム（救護班）受入による治療を実施する。
- (4) 県は、災害拠点病院及び市等の要請により、災害拠点病院及び救護病院等の最寄りのヘリポートから重症患者の地域医療搬送を行う。なお、ヘリポートまでの重症患者の搬送については、災害拠点病院等の要請により市が行う。
- (5) 市及び県は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- (6) 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- (7) 市及び県は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- (8) 県は、国、他の都道府県及び医療関係団体等と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター等の協力の下、広域的な医療救護活動を実施する。
- (9) 県は、県内が被災していない場合は、国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）の応援派遣を行うものとする。
- (10) 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (11) 市及び県は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (12) 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。
- (13) 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行うものとする。

2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区 分	内 容	
救護所	設置	市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活動	(1) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。 (2) 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 (3) 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 (4) 死亡の確認及び遺体搬送の手配

		(5) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告 (6) その他必要な事項
救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。
	活動	(1) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）。 (2) 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ (3) 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 (4) 死亡の確認及び遺体搬送の手配 (5) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告 (6) その他必要な事項
災害拠点病院	設置	県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす地域災害拠点病院を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院について、原則として1か所指定する。
	活動	(1) 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） (2) 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 (3) 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 (4) DMA T等医療チームの受入れ及び派遣 (5) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

3 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	<p>あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 (2) 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。 (3) 傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。 (4) 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。 (5) 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。 (6) 市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんに要請するものとする。 ア 必要な救護班数 イ 救護班の派遣場所 ウ その他必要事項(災害発生の原因)</p> <p>(7) 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。</p>
県	<p>あらかじめ定める県医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 知事は、市から救護班（DMA T、D P A T等医療チーム）の派遣要請があったときは関係機関に対して救護班の派遣を要請する。 (2) 知事は、市から医薬品等の調達について要請があったときは静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び一般社団法人静岡県薬事振興会から調達・あっせんを図る。 (3) 知事は、市から輸血用血液の調達・あっせんについて要請があったときは、静岡県赤十字血液センターへ供給を要請する。 (4) 知事は、市から救護班の派遣や患者輸送及び医薬品等の輸送について要請があり、必要と認めるときは緊急輸送計画の定めるところにより緊急輸送を行う。 (5) 知事は、市から医師の派遣要請があったときは、一般社団法人静岡県医師会に対して、日本医師会災害医療チーム(J M A T)の派遣を要請する。 (6) 知事は、市から薬剤師等の派遣要請があったときは、公益社団法人静岡県薬剤師会に対して、その確保及び派遣を要請する。</p>

	<p>(7) 被害の状況の推移に応じて、救護病院で医療救護ができないときは、市町間の医療救護活動について必要な調整を行い、又は災害拠点病院への重症患者の受入れの要請等必要な措置を講ずる。</p> <p>(8) 被害の状況に応じて県内の医療救護施設で対応できないときは、重症患者を広域医療搬送するために必要な措置を講ずる。</p>
市民及び自主防災組織	<p>(1) 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。</p> <p>(2) 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。</p>

4 日本赤十字社静岡県支部の活動

区 分	内 容
医療救護班の派遣	<p>(1) 日本赤十字社静岡県支部長は、県から医療救護班の派遣要請があったときは、ただちに出勤させる。</p> <p>(2) 医療救護班は医療救護を行う地域の市町と連携を保ち、医療救護、助産及び遺体の措置等の応援を行う。</p>
広域応援	<p>(1) 日本赤十字社静岡県支部長は、災害の状況に応じ第3ブロック代表支部長（日本赤十字社愛知県支部長）に対し、医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(2) 日本赤十字社静岡県支部長は、日本赤十字社に対し、必要に応じ輸血用血液の確保及び緊急輸送について援助を要請する。</p> <p>(3) 医療救護班及び輸血用血液の輸送のためのヘリポート、輸送車両の確保について必要があるときは県に必要な措置を要請する。</p>

5 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
医療を受ける対象者	医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
助産を受ける対象者	<p>(1) 災害のため助産の途を失った者</p> <p>(2) 現に助産を要する状態の者</p> <p>(3) 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者</p> <p>(4) 被災者である与否とを問わない</p> <p>(5) 本人の経済的能力の如何を問わない</p>
医療・助産の範囲	<p>医療</p> <p>(1) 診察</p> <p>(2) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p>
	<p>助産</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前、分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給</p>
実施期間	<p>医療</p> <p>災害発生の日から14日以内</p> <p>ただし、知事に対して期間の延長を要請することができる。</p>
	<p>助産</p> <p>分べんした日から7日以内</p> <p>ただし、知事に対して期間の延長を要請することができる。</p>
費用の限度	<p>医療</p> <p>(1) 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費</p> <p>(2) 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内</p> <p>(3) 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内</p>
	<p>助産</p> <p>(1) 救護班による場合、使用した衛生材料等の実費</p> <p>(2) 助産師による場合、当該地域における慣行料金の8割以内の額</p>

6 実施方法

災害時の医療救護活動は、医療班、救護班を主体とし、島田市医師会、榛原医師会等医療関係団体の協力を得て実施するものとする。

区 分	内 容	
医療関係団体	災害が発生した場合は、医療関係団体と緊密な連携をとり医療活動の万全を期するものである。	
救護班	救護班の編成等	医療活動を必要とする事態が発生した場合は、島田市医師会、榛原医師会等の協力を得て救護班を編成し医療救護を行うものとする。
	救護所の設置	救護班による医療救護活動を実施する場合は救護所を開設し、必要に応じて医師、看護師等を被災地に派遣するなど適切な医療救護を行うものとする。なお、救護所を開設する場合は、関係地域住民に周知徹底を図るものとする。
	救護班の派遣要請等	大規模な災害が発生し、市内の診療所における医療需要が増大して、救護班の編成が困難な場合には、災害対策本部の他の班や自主防災組織に協力を要請するものとする。
医薬品の確保	医療及び助産を実施するにあたり必要とする医薬品等の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の態勢を整備しておくものとする。	

7 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例の措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において市長が設置する医療施設については、医療法(昭和23年法律第205号)第4章及び消防法(昭和23年法律第186号)第17条の規定は、適用しない。
県、市長の措置	(1) 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 (2) 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

8 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

第14節 防疫計画

被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

1 市の実施事項及び県への要請事項

区 分	内 容
実施事項	(1) 病原体に汚染された場所の消毒 (2) ねずみ族・昆虫等の駆除 (3) 病原体に汚染された物件の消毒等 (4) 生活用水の供給 (5) 浸水地域の防疫活動の実施 (6) 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請 (7) 臨時予防接種の実施

要請事項	(1) 防疫薬剤の種類及び数量 (2) その他必要事項
------	--------------------------------

2 衛生班の実施方法

区 分	内 容			
衛生班の編成	衛生班は、おおむね作業員5名をもって1班とし、災害の状況に応じて数班を編成して前項に定める実施事項を処理するものとする。			
優先地域	被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は次の該当する地域から優先実施するものとする。 (1) 下痢患者、有熱患者が多発している地域 (2) 集団避難所 (3) 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域			
実施方法	屋内消毒	(1) 床上床下浸水家屋を対象として、消石灰を一世帯当たり、平均6kgを床下に散布する。 (2) 台所、炊事場、便所、炊事具、食器等はクレゾール消毒する。(一世帯当たり床上200ml、床下50ml) (3) 井戸、飲料水は次亜塩素酸ナトリウムにより消毒する。(上水道は塩素滅菌0.2ppm以上) (4) 蚊とハエの撲滅として、防疫剤を一世帯当たり平均油剤500ml散布する。		
	外消毒	蚊とハエの発生しやすい塵芥、汚物等の集積場所に殺虫効果のある粉剤、油剤を使用するものとする。		
	防疫器具	二兼機5台、動力噴霧器3台、手動式噴霧器3台		
	運搬方法	財政班と密接な連絡のもとに、薬剤資材を所定の場所に運搬するものとする。		
	消毒薬剤	品目	調達予定先	調達数量
	消石灰	市内取扱業者	20kg入 700袋	14 t
	クレゾール液	市内薬業店	500ml入 1,000本	500 ^{リットル}

3 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して**食中毒及び関連する感染症**の発生を防止する。

4 関係団体の実施事項

飲食物に起因する**食中毒及び関連する感染症**の発生防止について、市及び県から要請があった場合は、積極的に協力をを行う。

5 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲み取り処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため市、県等の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置する。

1 基本方針

- (1) し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、島田市災害廃棄物処理計画に従って迅速・適正に処理する。
- (2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を島田市災害廃棄物処理計画に従って迅速・適正に処理する。

- (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

実施主体	内 容
市	<p>(1) 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。</p> <p>(2) 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</p> <p>(3) 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 <p>(4) 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</p> <p>(5) 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。</p>
県	<p>(1) 市の要請に基づき、市の行うし尿処理について処理場や清掃用運搬機材のあつせん、必要な指導を行う。</p> <p>(2) 市の要請に基づき、県内市町、他県、国又は関係団体に対して、し尿処理の応援を要請する。ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</p> <p>(3) 流域下水道の被災状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限について流域関係市町に連絡を行う。</p> <p>(4) 速やかに流域下水道施設の応急復旧に努めるものとする。</p>
市民及び自主防災組織	<p>(1) 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。</p> <p>(2) 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。</p>

3 廃棄物(生活系)処理

実施主体	内 容
市	<p>(1) 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。</p> <p>(2) 収集体制を住民に広報する。</p> <p>(3) 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 <p>(4) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。</p>
県	<p>(1) 市の要請に基づき市の行うごみ処理について処理場や死亡獣畜処理場(市又は清掃業者)、清掃用運搬資機材のあつせん、必要な指導を行う。</p> <p>(2) 市の要請に基づき、県内市町、他県、国に対して、ごみ処理の応援を要請する。ただし、被災状況に応じ、必要と認めた場合は、市の要請の有無にかかわらず国等に応援を要請する。</p>
市民	<p>(1) ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。</p> <p>(2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。</p>

4 災害廃棄物処理

実施主体	内 容	
市	災害廃棄物処理対策組織の設置	市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。
	情報の収集	市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 (1) 家屋の被害棟数等の被災状況 (2) ごみ処理施設等の被災状況 (3) 産業廃棄物処理施設等の被災状況 (4) 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 (5) 仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
	仮置場、仮設処分場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施	県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した市災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
県	災害廃棄物処理対策組織の設置	災害廃棄物の処理に関する諸事務を実施するため、災害廃棄物処理対策組織を設置する。
	情報の収集	(1) 災害廃棄物に関する被災状況の把握について、市を支援・指導する。 (2) 市町の被災状況を集計し、県全体の被災状況を把握する。
	関係団体等への協力要請	収集、整理した情報に基づき、災害廃棄物の処理について、以下の機関へ協力を要請する。 (1) 国、近隣都県、県内非被災市町 (2) 関係団体 ア 公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 イ 静岡県環境整備事業協同組合 ウ 日本環境保全協会静岡県連合会
	処理方法の市町への周知	災害廃棄物の処理を円滑に推進するため、静岡県災害廃棄物処理計画等による災害廃棄物処理実行計画(以下「実行計画」という。)を被災市町へ周知し、対応状況の把握・助言を行う。
企業	(1) 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 (2) 市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。	
市民	(1) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法にて搬出等を行う。 (2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。	

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において市の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
県、市長の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、あるいは、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、市、県等の実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処する。

1 基本方針

- (1) 市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3) 県は、市の遺体処理計画の策定状況を把握するとともに、策定及びその内容について市に助言する。
- (4) 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (5) 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。
- (7) 県は、市が遺体措置を行う必要が生じた場合において、市から要請があったときは、必要に応じて大規模な遺体収容施設を設置する。

2 実施主体と実施内容

実施主体	内 容		
市	遺体の搜索	市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。	
	遺体収容施設	設置	市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
		活動	市は、遺体収容施設において次の活動を行う。 (1) 警察の協力を得て遺体措置を行う。 (2) 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 (3) 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 (4) 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 (5) 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
	遺体の処置	市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。	
	広域火葬	大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。	
	県への要請	市長は、遺体の搜索、措置、火葬について、市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあつせんを要請する。 (1) 搜索、措置、火葬に必要な職員数 (2) 搜索が必要な地域 (3) 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否 (4) 必要な輸送車両の台数 (5) 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 (6) 広域火葬の応援が必要な遺体数	

県	<p>市長から遺体の捜索及び措置に関し、要請があった場合、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 知事は、市から医師の派遣の要請があったときは、医師に対する協力要請派遣のため必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 知事は、県職員、自衛隊、消防団、青年団等遺体の捜索及び措置に必要な要員の派遣、遺体の措置に必要な器具、資材、輸送車両等の調達又はあっせんを行う。</p> <p>(3) 知事は、大規模な遺体収容所の設置を行う。</p> <p>(4) 知事は、火葬要員のあっせんを行う。</p> <p>(5) 知事は、静岡県広域火葬計画に基づき、県内の市町、さらには他の都道府県の応援を得て、火葬場の割り振り調整、応援資機材集積拠点の指定等、広域火葬を行うために必要な措置を講ずる。</p>
市民及び自主防災組織	<p>行方不明者についての情報を、市町に提供するよう努める。</p>

3 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
遺体捜索対象者	<p>行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者</p>
遺体の処理(措置)内容	<p>(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置</p> <p>(2) 遺体の一時保存</p> <p>(3) 検案</p> <p>(4) 遺体の身元確認</p>
埋葬対象者	<p>(1) 災害時の混乱の際に死亡した者</p> <p>(2) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合</p>
実施期間	<p>災害発生から10日以内</p> <p>ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、知事に対して延長を要請することができるものとする。</p>

4 実施方法

区 分	内 容									
遺体捜索対象者の捜索	<p>市は、消防団員、自衛隊、地元関係者の協力により捜索を行う。</p>									
遺体を発見したときの措置	<p>(1) 遺体は、速やかに検視又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引き取り人があるときは速やかに引き渡すものとする。</p> <p>(2) 身元が判明しない遺体又は引き取り人がいない遺体は、速やかに遺体安置所に引き渡すものとする。</p>									
遺体措置	<p>遺体の措置は、救助班及び医療班をもってこれにあてる。ただし必要に応じて市長は他の班に指示してこれにあたらせるものとする。</p>									
遺体収容	<p>(1) 安置所は島田市斎場、島田市金谷斎場静浄苑及び島田市川根地区センターとするが、了解を得て付近の寺院を使用する。また、適当な場所がないときは広場、集会施設等へ仮設するものとする。</p> <p>(2) 遺体収容に当たっては、極力損傷を与えないよう丁重に扱うとともに死者に対し礼の失われることのないよう注意する。</p>									
埋火葬	<p>火葬は下記施設において措置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">施設名</th> <th style="width: 33%;">炉 数</th> <th style="width: 33%;">1日の処理能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島田市斎場</td> <td>3 炉</td> <td>18体</td> </tr> <tr> <td>島田市金谷斎場静浄苑</td> <td>2 炉</td> <td>12体</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 炉の処理能力は、1日12時間稼動として6体</p>	施設名	炉 数	1日の処理能力	島田市斎場	3 炉	18体	島田市金谷斎場静浄苑	2 炉	12体
施設名	炉 数	1日の処理能力								
島田市斎場	3 炉	18体								
島田市金谷斎場静浄苑	2 炉	12体								

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間内及び地域において、死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続きの特例が定められる。

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記災害救助法に基づく実施事項に準じて対策を実施する。

第17節 障害物除去計画

災害により、土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、市の実施事項と県に対する要請事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置する。

1 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者
実施期間	災害発生の日から10日以内 ただし、知事に対して期間の延長を要請することができる。

2 実施方法

区 分	内 容
障害物除去の要員	市職員、消防団、自衛隊及び自主防災組織等を対象とし、被害の状況に応じ適宜動員及び要請するものとする。
除去車両の調達	〈第19節 輸送計画〉に定めるところに準じて措置するものとする。
除去作業用機械器具の調達	市及び建設業者所有の機械器具
集積場所	除去した集積物は、住民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するよう措置するものとする。

3 県への要請事項

市長は、市において障害物を取り除くことが困難な場合は、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
(1) 除去を必要とする住家戸数(半壊、床上浸水別)	(4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
(2) 除去に必要な人員	(5) 集積場所の有無
(3) 除去に必要な期間	

4 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

5 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記災害救助法に基づく実施事項に準じて対策を実施する。

第18節 社会秩序維持計画

災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について市の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置することを目的とする。

区 分	内 容
住民に対する呼びかけ	市長は、市内に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。
生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、次の調査及び対策を講じるものとする。 (1) 生活物資の価格及び需要動向の把握に努める。 (2) 特定物資の報告徴取、立入検査等 ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
県に対する要請	市長は、市内の社会秩序を維持するため、必要と認めるときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
警察に対する要請	市長は、市内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、島田警察署長に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。 (1) 不法事態に対する措置 (2) 鉄砲、刀剣類に対する措置 (3) 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底

第19節 輸送計画

災害時における応急対策従事者及び**救援**物資の輸送を円滑に処理するため、輸送の万全を期する。

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

市及び県は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

1 輸送力の確保

区 分	内 容
車両による活用	(1) 市が所有する車両 (2) 公共的団体が所有する車両 (3) 輸送を業とする者が所有する車両
車両確保の方法	(1) 市有車両の確保は財政班が担当し、災害対策本部の各班は緊急輸送用の車両を必要とし、かつ、所管において確保が困難な場合は、次の条件を明示して依頼するものとする。 ア 輸送区間及び借上げ期間

	<p>イ 輸送量及び車両台数 ウ 集合場所及び日時 エ その他必要事項 (2) 車両調達の借上げ及び協力要請 市有車両だけでは輸送車両の確保が困難な場合、輸送業者等に協力を要請し、車両を借上げるものとする。また、車両の確保が困難な場合、又は輸送の都合上他の市町村より調達することが適当と認められるときは、県及び市町村に協力を要請するものとする。</p>
航空機による輸送	<p>災害の状況により航空機による輸送が必要となったときは、市長は、知事に対し自衛隊による空輸についての災害派遣の要請をするものとする。なお、ヘリコプター離着陸可能場所は、資料編6-5のとおりである。</p>

2 防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内 容
防災関係機関	<p>防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。</p>
国土交通省 中部運輸局	<p>中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。</p>

3 災害救助法の規定による輸送の範囲

区 分	内 容
輸送の範囲	<p>(1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分</p> <p>ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。</p>
実施期間	<p>前項の各救助の実施期間 ただし、知事に対して期間の延長を求めることができる。</p>
費用の限度	<p>当該地域における通常の実費</p>

4 緊急通行車両の申請

災対法第76条に基づき、県公安委員会において災害対策用緊急車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われた場合、財政班は次の要領により必要な手続きを行い、緊急通行車両の円滑な運用を図るものとする。

区 分	内 容
緊急通行車両確認申請	<p>緊急通行車両確認申請に必要事項を記入の上、知事又は公安委員会に申請する。</p>
緊急通行車両確認証明書及び標章の交付	<p>(1) 県公安委員会で緊急通行車両であると認定されたものについては、証明書及び標章が交付される。 (2) 交付を受けた証明書は、当該車両が運行する期間中運行責任者が常に携帯するものとする。 (3) 交付を受けた標章は、当該車両の運転席又は反対側面の見やすい箇所に掲示する。</p>

5 県への要請事項

市長は、輸送計画について知事に対し応援を求める場合には、輸送の内容により、各計画に定めるところに従って要請するものとする。

第20節 交通応急対策計画

交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者、空港管理者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業の効率化を図るとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図る。

1 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

- (ア) 市は、国土交通省、県、中日本高速道路株式会社、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。
- (イ) 県公安委員会（県警察）は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。
- (ウ) 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- (エ) 県公安委員会（県警察）及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- (オ) 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
緊急地震速報を聞いたとき	<p>ア ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。</p> <p>イ 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。</p> <p>ウ 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。</p>
地震等が発生したとき	<p>走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。</p> <p>ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。</p> <p>イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。</p> <p>ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。</p> <p>エ 避難のために車両を使用しないこと。</p> <p>オ 災対法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災対法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。</p> <p>(ア) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所 ・ 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 <p>(イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。</p> <p>(ウ) 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。</p>

(3) 道路管理者の実施事項

区 分	内 容
<p>応急態勢の確立</p>	<p>道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。</p>
<p>主要交通路等の確保</p>	<p>主要な道路、橋梁の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路を設定する。</p>
<p>災害時における通行の禁止又は制限</p>	<p>ア 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 イ 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は道路標識により適当なまわり道を明示する。</p>
<p>放置車両の移動等</p>	<p>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は災対法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動を行うものとする。</p>
<p>道路の応急復旧</p>	<p>ア 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。 ただし、県は、市が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。</p> <p>イ 市長の責務 (ア) 他の道路管理者に対する通報 市長は、市区域内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。 (イ) 緊急の場合における応急復旧 市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。 (ウ) 知事への応援要請 市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を求めるものとする。</p> <p>ウ 応急復旧、仮設道路の設置 (ア) 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 (イ) 既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ、新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県と協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。</p>
<p>経費の区分</p>	<p>ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。 イ 緊急の場合における応急復旧の経費 市長が市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は、市がその経費の一時繰替支弁をすることができるものとする。</p>

(4) 県知事又は県公安委員会の実施事項

区 分	内 容
災害時における交通の規制等	<p>ア 県公安委員会は、県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両(①道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両)以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>イ 県公安委員会(県警察)は、緊急交通路を確保するため災対法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。</p> <p>ウ 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。</p> <p>エ 県公安委員会は、上記のための必要があるときは、道路管理者に対し、緊急車両の通行を確保するための区域の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>オ 県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>カ 県公安委員会(県警察)は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。</p>
警察官の措置命令等	<p>ア 警察官は、災対法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。</p> <p>イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。</p> <p>ウ 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>エ 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p> <p>オ 道路管理者は、災対法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。</p>
除去障害物の処分	<p>ア 除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。</p> <p>イ 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。</p>
通行の禁止又は制限に係る標示	<p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した資料編6-3に掲げる標示を設置しなければならない。</p>

交通安全施設の復旧	県公安委員会（県警察）は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。
緊急通行車両の確認	ア 知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。 イ 確認後は当該車両の使用者に対し、緊急標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。（資料編6-4参照）
緊急通行車両の事前届け出	ア 指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に緊急通行車両として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。 イ 県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認めたものについて緊急通行車両事前届出済証を交付する。 ウ 事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。
交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	ア 警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。 イ 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(5) 鉄道事業者の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。
代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
応急復旧の実施	崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

2 航空交通の確保

区 分	内 容
応急態勢の確立	空港管理者は、異常気象、航空機事故等による災害が発生したときは、静岡空港緊急時対応計画に基づき現地対応本部を設置する等により応急態勢を確立し、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設等の空港施設の被害状況、航空機の被害状況、空港利用者の被災状況等空港内及び空港周辺の状況についての情報収集を行うとともに応急対策を実施する。
空港施設の運用制限・休止	滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設等が被害を受け、航空機の離着陸の安全に支障をきたすおそれのある場合には、直ちにその運用を一時休止し、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行う。
空港機能確保の措置	(1) 空港管理者は、県及び東京航空局等関係機関と相互に連絡し、空港機能の確保について必要な調整を行う。 (2) 空港管理者は、空港機能を確保するため、空港施設の被害状況を把握し障害物の除去、応急修理等の応急工事を行い、空港機能の早期復旧に努める。
緊急用務空域指定の依頼	県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、 輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から 災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

3 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

4 交通マネジメント

- (1) 国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、静岡県災害時交通マネジメント検討会(以下「検討会」という。)を組織する。
- (2) 県は、市の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所に対し検討会の開催を要請することができる。
- (3) 市は、県に対し検討会の開催を要請することができる。
- (4) 検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- (5) 検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

注1) 交通システムマネジメントとは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注2) 交通需要マネジメントとは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第21節 応急教育計画

小・中・高・特別支援学校(以下この章において「学校」という。)の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 基本方針

- (1) 県教育委員会は、公立学校に対し、静岡県学校安全教育目標及び学校の危機管理マニュアル(災害安全)等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、県は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
- (2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。
- (4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区 分	内 容
災害応急対策	(1) 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 (2) 計画に定める項目は、次のとおりとする。 ア 学校の防災組織と教職員の任務 イ 教職員動員計画

	ウ 情報連絡活動 エ 生徒等の安全確保のための措置 オ その他、学校の危機管理マニュアル（災害安全）等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策	
応急教育	計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。	
	被害状況の把握	生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。
	施設・設備の確保	(1) 学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。 (2) 被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。
	教育再開の決定・連絡	(1) 生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 (2) 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。
	教育環境の整備	不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。
	給食業務の再開	施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。
	学校が地域の避難所となる場合の対応	(1) 各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 (2) 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。
生徒等の心のケア	(1) 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 (2) 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。	

3 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
学用品の給与を受ける者	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外、特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。)
学用品の品目	教科書及び正規の教材、文房具、通学用品、その他学用品
実施期間	災害発生の日から教科書(教材を含む。)は、1か月以内、文房具及び通学用品は、15日以内とする。 ただし、知事と協議し期間の延長を要請できるものとする。

4 実施方法

区 分	内 容
学用品給与の方法	(1) 給与の対象となる児童、生徒の人員数は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別、学年別に正確に把握する。 (2) 小学校児童及び中学校生徒の判定時期は、原則として災害発生の日とする。 (3) 教科書は、学年別、学科別、交付所別に調査集計し、購入配分する。 (4) 通学用品、文房具は、被害状況別、小・中学校別に学用品購入(配分)計画表を作成し、これにより購入配分する。 (5) 給与品目は、各人の被害状況程度等実状に応じ、特定品目に重点をおくことも差し支えない。 (6) 教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認の上給与する。

応急教育等の実施事項	(1) 分散授業及び二部授業の実施 (2) 市有施設、近隣小・中学校の一時使用 (3) 教職員の確保 (4) 文教施設の応急復旧対策計画 (5) 学校給食
------------	---

5 県知事への要請事項

市長は、応急教育の実施等困難な場合は、次の事項により知事にあつせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
(1) 応急教育施設あつせん確保 (2) 集団移動による応急教育あつせん及び応急教育の実施指導 (3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導	(4) 教職員の派遣充当 (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あつせん

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記災害救助法に基づく実施事項に準じて対策を実施する。

第22節 社会福祉計画

県及び市は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
- (4) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 実施事項

区 分	内 容	
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急対策	(1) り災社会福祉施設の応急復旧 (2) り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあつせん (3) 臨時保育所の開設の指導及び職員のあつせん	
り災低所得者に対する生活保護の適用	り災を受けた低所得者に対して、その区域の担当民生委員の協力の元に要保護者が最低限度の生活が出来ないときは、必要な保護を行う。	
り災者の生活相談	実施機関	市(被害が大きい場合は県と共催)
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
	協力機関	県、社会福祉協議会(市・県)、静岡県災害対策土業連絡会、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、 日本司法支援センター静岡地方事務所(法テラス静岡) 、その他関係機関
り災低所得者に対する生活福祉資金	実施機関	社会福祉協議会(県、市)
	協力機関	県、市、民生委員・児童委員

区 分	内 容		
の貸付け	貸付対象	り災低所得者世帯(災害により低所得世帯となった者も含む。)	
	貸付額	生活福祉資金貸付金制度要綱による	
り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県(健康福祉センター)	
	協力機関	市、民生委員・児童委員、母子協力員	
	貸付対象	り災母子世帯・寡婦(災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。)	
	貸付額	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第7条に規定する額	
り災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児 童	県、市
		18歳以上	市
	協力機関	児 童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
		18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、身体障害者更生相談所
	対 象	り災身体障害児者	
交付等の内 容	(1) 災害で補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付 (2) 災害で負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生(育成)医療の給付 (3) り災身体障害児者の更生相談		
災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付け	実施機関	市	
	支給及び貸付対象	災害弔慰金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
		災害援護資金	り災世帯主
支給及び貸付額	災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところによる		
被災者(自立)生活再建支援制度	実施機関	(財)都道府県会館(被災者生活再建支援法人)(県単制度は県)	
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊・中規模半壊等の被害を受けた世帯	
	支給額	被災者生活再建支援法第3条に定める額	
義援金の募集及び配分	実施機関	県、市	
	協力機関	教育委員会(県、市)、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会(県、市)、報道機関、その他関係機関	
	募集方法	災害の程度を考慮し、その都度関係機関で募集委員会を設け協議決定する。	
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。	
義援品の受け入れ	実施機関	県、市	
	協力機関	報道機関、その他関係機関	
	受入方法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受け入れの調整に努める。	

第23節 県警察災害警備計画

この計画は、災害時における島田警察署風水害・事故災害警備計画による。

第24節 消防計画

この計画は、各種災害時に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図る。この計画については、大火災対策編及び市消防計画によるものとする。

第25節 水防計画

この計画は、水防法及び災害救助法に基づき市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等水防活動の円滑な

実施並びに水防管理団体の行う水防の計画基準等について必要な事項を規定し、河川の洪水等による水災の防御とこれによる被害を軽減することを目的とする。

この計画については、風水害対策編及び市水防計画によるものとする。

第26節 応援協力計画

被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため市長が民間団体の応援協力を必要とする場合の実施事項を定める。

1 実施基準

区 分	内 容
県への要求	他の計画の定めるところにより、知事に対し協力要請対象団体のうちから適宜指定して、要求の要請をするものとする。
協力要請対象団体	(1) 応援協定を締結した地方公共団体 (2) 青年団及び男女共同参画団体 (3) 大学生及び高校生 (4) 赤十字奉仕団

2 実施方法

区 分	内 容
応援協定締結先への要請	市長は、災害時の応援に関する協定を締結している各市町及び他県地方公共団体の長に対して応援の要請を行うものとする。
青年団及び男女共同参画団体への要請	(1) 青年団にあっては青年団長に対して行うものとする。 (2) 男女共同参画団体にあっては県男女共同参画センター運営主体、県地域女性団体連絡協議会の長等に対して行うものとする。 (3) 応援協力要請人数、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
大学生及び高校生への要請	(1) 当該学生、生徒の在学する学校の長に対して行うものとする。 (2) 応援協力要請人数、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
赤十字奉仕団への要請	日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

第27節 ボランティア活動支援計画

市及び県は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、**島田市社会福祉協議会**（以下「**島田市社協**」という。）、静岡県社会福祉協議会や静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら、ボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報を**島田市社協**等に的確に提供する。

1 市の実施事項

区 分	内 容
行政・ 島田市社協 ・ボランティア(NPO)等の三者連携	市は、国及び県とともに、 災害ボランティア の活動環境として、行政、 島田市社協 、 ボランティア(NPO) 等の三者で連携するとともに、 災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。 また、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における 災害ボランティア 活動の受入れや調整を行う体制、 災害ボランティア 活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交

	換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
市災害ボランティアセンターの設置及び運用	<p>(1) 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた災害対策本部を設置した場合、プラザおおりに島田市社協と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。</p> <p>(2) 市災害ボランティアセンターは、島田市社協職員等で構成し、運営する。</p> <p>(3) 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として市災害ボランティアセンターに配置し、その活動を支援する。</p>
ボランティア活動拠点の設置	<p>(1) 市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、島田市社協職員等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。</p> <p>(2) 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</p>
ボランティア団体等に対する情報の提供	市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	市は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

2 県の実施事項

区 分	内 容
行政・NPO・ボランティア等の三者連携	県は、国及び市町とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
県災害ボランティア本部・情報センターの設置及び運用	<p>(1) 県は、災害ボランティアの必要性に応じて、静岡県総合社会福祉会館に(福)静岡県社会福祉協議会及び(特非)静岡県ボランティア協会と連携して、ボランティア活動の申出者に対する情報の提供、参加要請、ボランティアの配置調整等を行う静岡県災害ボランティア本部・情報センターを設置する。</p> <p>(2) 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、(福)静岡県社会福祉協議会ボランティアセンター及び(特非)静岡県ボランティア協会の職員、災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営するものとする。</p> <p>(3) 静岡県災害ボランティア本部・情報センターは、必要により、島田市災害ボランティアセンターの支援、島田市災害ボランティアセンターとの連絡調整及び近隣市町間の調整を行う支援チームを組織し、市へ派遣する。</p> <p>(4) 県は、随時、静岡県災害ボランティア本部・情報センターと情報交換、協議等を行う。</p> <p>(5) 県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターの構成員の宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるよう努める。</p>
ボランティア団体等に対する情報の提供	県は、(福)静岡県社会福祉協議会及び(特非)静岡県ボランティア協会と連携して、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動経費の助成	<p>(1) 南海トラフ地震等大規模な災害が発生した場合に、ボランティアが災害救助活動等を効果的に実施できる体制を整備するため、県は、公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」により基金を運用し、災害ボランティア活動経費の確保を図る。</p> <p>(2) 県は、大規模な災害が発生した際に、ボランティア活動と県が実施する救助との調整事務を(福)静岡県社会福祉協議会及び静岡県ボランティア協会が運営する静岡県災害ボランティア本部・情報センターに委託して実施する場合、その人件費(社</p>

	協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む。）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金に限る）及び旅費（県外から災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）を負担する。
ボランティア活動資機材の提供	県は、静岡県災害ボランティア本部・情報センターにおけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第 28 節 自衛隊派遣要請の要求計画

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにする。

1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命及び財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。

具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

区分	内 容	
要請要件	緊急性	差し迫った必要性があること
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適切な手段がないこと
要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	遭難者等の捜索救助	
	水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な防火用具をもって、消防機関に協力し消火活動(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動(薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用)
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
	物資の無償貸付及び譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
	危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
	防災要員等の輸送	
	連絡幹部の派遣	
その他	その他市長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。	

2 災害派遣要請手続き

区 分	内 容
知事に対する自衛隊派遣要請の要求手続き	原則として市長が行うものとする。

災害派遣要請の要求手続	<p>(1) 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、知事に対して要請書により自衛隊派遣要請を行うよう要求するとともに、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊又は最寄りの部隊に通知する。</p> <p>(2) 突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市町防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。</p> <p>(3) 知事への要求が出来ない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊又は最寄りの部隊に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知すること。</p> <p>(4) 知事への要請書は次の事項を明記し、県危機対策課に1部提出する。</p> <p>ア 災害の情况及び派遣を必要とする事由</p> <p>イ 派遣を希望する期間</p> <p>ウ 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>エ その他参考となるべき事項</p>
-------------	--

3 災害派遣部隊受入の体制

区 分	内 容	
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。	
作業計画及び資材等の準備	市長は、自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮するものとする。	
作業実施に必要な物資機材等	市長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより知事へ要請するものとする。	
自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化	市長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。	
派遣部隊の受入れ	市長は、派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備するものとする。	
	本 部 事 務 室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など
	宿 舎	屋内宿泊施設(学校、公民館等)とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準
	材料置場炊事場	屋外の適当な広場
駐 車 場	適当な広場(車一台の基準は3m×8m)	

4 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、知事は、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)に対して、災害派遣部隊の撤収を要請する。

5 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のために必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担するものとする。

6 その他

市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

第29節 電力施設災害応急対策計画

災害発生時の被災地に対する電力供給を確保するため、電力会社の実施体制及び連絡方法等について、定める。

1 応急措置の実施

応急措置の実施は電力会社の定める〈中部電力パワーグリッド(株) 防災業務計画〉により実施する。

2 県との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあつては市と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置するものとする。

県が関係者と調整を行い、配備先を決定した場合には、当該配備先について電源車等の配備に努めるものとする。

第30節 ガス災害応急対策計画

ガス災害の発生に際し、市民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

1 非常体制組織の確立

区 分	内 容
緊急出動に関する相互協力	消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について協定を結ぶなど相互に協力する。
ガス事業者の緊急体制の整備	(1) ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。 (2) 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

区 分	内 容
保護保安対策	(1) ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。 (2) ガス事業者は、事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定(以下「相互協定」という。)により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 (3) ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設(貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等)の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。 (4) 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。 (5) ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。 (6) 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車等をもって周知の徹底を図る。また、市防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。 (7) ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

危険防止対策	(1) 災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。 (2) 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。
応急復旧対策	(1) ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。 (2) 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。 (3) 都市ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院、給食センターの復旧を優先させる。 (4) 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には、暫定供給を考慮する。

3 市との連絡協議

都市ガス事業者及び高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、市、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

都市ガス事業者は、ガス事故の報告を市、消防機関及び警察に行う。

第31節 下水道災害応急対策計画

市長は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第32節 市有施設及び設備等の対策計画

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 無線通信施設・設備

区 分	内 容
防災行政無線(移動系及び同報系)及び消防無線等	障害を生じた場合は、あらかじめ定めた業者等に依頼し速やかに復旧措置を講じて機能を確保する。

2 公共施設等

区 分	内 容	
道 路	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋梁等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

	応急措置の実施、2次災害の防止	県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施	緊急輸送路等の早期確保を最優先し、必要に応じ災害時における応急対策業務に関する協定等に基づき協定団体に協力を求め、資機材の確保、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
河川	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡	パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	従前の防災機能が損なわれ、2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施	施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
	住民への連絡	避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。
砂防、地すべり及び急傾斜地等	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急工事の実施	2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
	住民への連絡	避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。
ダム、ため池及び用水路	被害状況の把握	ダム、ため池及び用水路の被害状況を調査する。
	応急措置の実施及び下流域の市町への必要な措置の要請	県は、施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある下流域の市町長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示(緊急)等必要な措置をとるよう要請するとともに迅速に応急措置を講ずる。 市長は、前記の連絡を受けた場合は、速やかに被害の及ぶおそれのある流域の市民に対し、避難指示(緊急)等の必要な措置をとる。
災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握	庁舎等の管理者は、市の災害応急対策上重要な庁舎等の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の実施	施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。
危険物保有施設	発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。	
水道施設	(1) 災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。 (2) 被害の拡大防止と応急復旧を行い、用水の確保に努める。	
下水道施設	(1) 浄化センター及び管渠の調査・点検を実施し、被災状況の把握を行う。 (2) 被災した下水道施設の被災箇所の早期復旧に努め、災害状況に応じて運転について必要な処置を行う。	
し尿処理施設	(1) 島田市クリーンセンターの調査・点検を実施し、被災状況の把握を行う。 (2) 被災した施設の応急復旧を行い、し尿等の受入れ体制の確保に努める。	

3 コンピュータ

- (1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。

第4章 復旧・復興対策

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、第3章 災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、おおむね次に掲げる事業について計画を図るものとする。

なお、他の地方公共団体に対し職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用するものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上水道災害復旧事業計画
- 5 公共用地災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 被災中小企業復興計画
- 12 その他の災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定

大規模災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号、以下、「激甚災害法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるための手続きを行う。

実施主体	内 容
市	(1) 市長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。 (2) 市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各局に提出しなければならない。

第3節 被災者の生活再建支援

1 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。

実施主体	内 容	
市	支給対象者の把握	災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
	支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年市条例第80号)に基づき支給する。

2 被災者の支援

被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び各種被災者支援に関する制度の運用について支援する。

実施主体	内 容	
市	被災状況の把握	<p>災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、被災者台帳を作成するとともに、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の取組を行う。</p> <p>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。</p> <p>県はこれらの体制整備及び発災時の市町の被災者支援に関する活動を支援する。</p> <p>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>【県への報告】</p> <p>(1) 死亡者数</p> <p>(2) 負傷者数</p> <p>(3) 全壊・半壊住宅数等</p> <p>【被災者台帳】</p> <p>(1) 氏名、生年月日、性別</p> <p>(2) 住所又は居所</p> <p>(3) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況</p> <p>(4) 援護の実施の状況</p> <p>(5) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由等</p>
	り災証明の交付	<p>(1) り災証明交付窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を交付する。</p> <p>(2) り災証明調査窓口を設置し再調査の希望に対応する。</p>
	災害援護資金の貸付	災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき被災世帯を対象に災害援護資金の貸付を行う。
	被災者生活再建支援金の申請受付等	被災者に対する制度の説明、必要書類の交付、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。
	義援金の募集等	<p>(1) 市独自で義援金の受け付けを開始する場合、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。</p> <p>(2) 市で独自に義援金窓口を開設する場合、市義援金募集・配分委員会(仮称)を設置する。</p>

	義援金の配分	(1) 市独自で募集した義援金について、市義援金募集・配分委員会（仮称）で統一的な義援金の配分基準を設け、1次・2次配分など多段階に義援金を配分する。 (2) 県義援金募集・配分委員会（仮称）で配分が決定した義援金については、その決定配分に従って被災者へ配分する。
	義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表	市で独自に義援金受付窓口を設置した場合、義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。
	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、市税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
県	被災状況の把握	(1) 被災者の経済再建支援に関する調査、り災証明書の交付等について市町を支援・指導する。県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。 (2) 調査結果を集計し、県全体の被災状況を把握する。
	被災者（自立）生活再建支援金の支給	(1) 市町からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、被災者生活再建支援法適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。 (2) 被災者生活再建支援法が適用されない市町の被災者に対して、県の制度による支援金を支給する。
	租税の減免等	地方税法及び条例に基づき、県税の減免、徴収猶予及び申告等の期限の延長等の適切な措置を行う。
	国への要望	国に対し国税の減免や徴収猶予、社会保険関係の特例措置の実施等を要望する。
社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付を実施する。	

3 要配慮者の支援

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。

生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

実施主体	内 容	
市	被災状況の把握	災害救助法の適用のため調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。 (1) 要配慮者の被災状況及び生活実態 (2) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
	一時入所の実施	災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
	福祉サービスの拡充	(1) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 (2) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 (3) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施する。

	健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。
--	---------	---

第4節 風評被害の影響の軽減

1 正しい情報の提供

市は、災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する。

2 必要な検査等の実施

市は、科学的な知見に基づく客観的な根拠を示すデータ収集や事実を証明する検査などを実施し、数値や指標を用いた広報を実施する。

3 被害の拡大防止

必要に応じて、市長(本部長)等は安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

4 関係機関との連携

市は、国や県、関係機関・団体等と連携し、県内産物の販売促進や観光客等の誘客など積極的な風評被害対策を講じる。

また、迅速な対策を講じることができるよう、平時から関係機関・団体との連携構築等を行う。

島田市地域防災計画

地震対策編

令和6年3月 改定

島田市防災会議

目次
総則

第1章 総 則	1
第1節 計画の主旨	1
第2節 過去の顕著な災害	2
第3節 予想される災害	8
1 第4次地震被害想定	8
2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等)の被害想定の結果	8
3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震(南海トラフ巨大地震)の被害想定の結果	10
第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	13
1 市	13
2 消防機関	13
3 県	14
4 県警察(島田警察署)	14
5 指定地方行政機関	14
6 指定公共機関	16
7 指定地方公共機関	17
8 自衛隊	18
9 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者	19
10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	19

発災前

第2章 平常時対策	20
第1節 防災思想の普及	20
第2節 自主防災活動	20
第3節 地震防災訓練の実施	20
1 市	20
2 県	21
3 防災関係機関	22
第4節 地震災害予防対策の推進	23
1 緊急消防援助隊の受援体制	23
2 消防用施設の整備	23
3 火災の予防対策	24
4 建築物等の耐震対策	24
5 被災建築物等に対する安全対策	26
6 地盤災害の予防対策	26
7 落下倒壊危険物対策	26
8 危険予想地域における災害の予防	27
9 被災者の救出活動対策	28
10 要配慮者の支援	28
11 生活の確保	28
12 緊急輸送活動体制の整備	30
13 災害廃棄物の処理体制の整備	30
14 公共土木施設等の復旧用資材の備蓄	30
15 情報システムの整備	30
16 緊急輸送用車両等の整備	30
17 文化財等の耐震対策	30
第3章 地震防災施設緊急整備計画	31
第1節 地震防災施設整備方針	31
1 整備の目的	31

2	施設等の整備	31
第2節	地震対策緊急整備事業計画	33
第3節	地震防災緊急事業五箇年計画	33
第4章	南海トラフ地震臨時情報への対応	34
I	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	34
第1節	南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等	34
II	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	35
第1節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達等	35
第2節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された後の周知	35
第3節	災害応急対策をとるべき期間等	35
第4節	市及び県がとるべき措置	35
III	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	36
第1節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達、地震災害警戒本部等の設置等	36
第2節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の周知	36
第3節	災害応急対策をとるべき期間等	36
第4節	避難対策等	37
1	基本方針	37
2	避難所の運営	37
第5節	消防機関等の活動	37
第6節	警備対策	38
第7節	水道、電気、ガス、通信、放送関係	38
1	水道	38
2	電気	38
3	ガス	38
4	通信	38
5	放送	38
第8節	金融	38
第9節	交通	39
1	道路	39
2	コミュニティバス・通学・通園バスの運行	39
3	航空、鉄道、乗合バス事業所の対応に関する情報収集	39
第10節	市自らが管理等を行う施設等に関する対策	39
1	防災上重要な施設に対する措置	39
2	不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置	40
第11節	滞留旅客等に対する措置	41

発災後

第5章	災害応急対策	42
第1節	防災関係機関の活動	42
1	市	42
2	消防機関	43
3	防災関係機関	43
第2節	情報活動	43
第3節	広報活動	43
第4節	緊急輸送活動	43
第5節	広域受援活動	43
第6節	災害の拡大及び二次災害の防止活動	43
1	消防活動	43

2	水防活動	43
3	人命の救出活動	44
4	被災建築物等に対する安全対策	44
5	災害危険区域の指定	44
第7節	避難活動	44
第8節	社会秩序を維持する活動	44
第9節	交通の確保対策	44
第10節	地域への救援活動	44
1	食料及び生活必需品等の緊急物資の確保	44
2	給水活動	44
3	燃料の確保	44
4	医療救護活動	44
5	し尿処理	45
6	廃棄物(生活系)処理	45
7	災害廃棄物処理	45
8	防疫活動	45
9	遺体の捜索及び措置	45
10	応急仮設住宅の確保	45
11	ボランティア活動への支援	45
第11節	学校における災害応急対策及び応急教育	45
第12節	被災者の生活再建等への支援	45
第13節	市有施設等及び設備等の対策	45
第14節	防災関係機関等の講ずる災害応急対策	45
第15節	地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策	47
1	各施設・事業所に共通の事項	47
2	各施設・事業所の計画において定める個別の事項	47

復旧・復興期

第6章	復旧・復興対策	49
第1節	防災関係機関の活動	49
1	市	49
2	県	49
3	県警察(島田警察署)	50
4	防災関係機関	50
第2節	激甚災害の指定	53
第3節	震災復興計画の策定	54
第4節	復興財源の確保	54
1	予算の編成	54
2	復興財源の確保	54
第5節	震災復興基金の設立	55
1	震災復興基金の設立	55
第6節	復旧事業の推進	55
1	復旧計画の策定	55
2	基盤施設の復旧	55
第7節	都市・農山村の復興	56
1	都市・農山村復興計画の策定	56
2	都市の復興	56
3	農山村の復興(主に都市計画区域外)	57
第8節	被災者の生活再建支援	57

1	恒久住宅対策	57
2	災害弔慰金等の支給	58
3	被災者の経済的再建支援	58
4	雇用対策	58
5	要配慮者の支援	58
6	生活再建支援策等の広報・PR	58
7	相談窓口の設置	59
8	保険の活用	59
第9節	地域経済復興支援	59
1	産業復興計画の策定	59
2	中小企業を対象とした支援	59
3	農林業者を対象とした支援	59
4	地域全体に影響を及ぼす支援	60
(別紙)	東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	61
第1節	防災関係機関の活動	61
1	市	61
	【東海地震注意情報発表時等】	61
	【警戒宣言発令時】	62
2	県	63
	【東海地震注意情報発表時等】	63
	【警戒宣言発令時】	63
3	防災関係機関	63
	【東海地震注意情報発表時等】	63
	【警戒宣言発令時】	64
第2節	情報活動	66
1	市	66
2	県	67
3	防災関係機関	68
第3節	広報活動	68
1	市	68
2	県	69
3	防災関係機関	69
4	地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法	69
第4節	自主防災活動	70
	【東海地震注意情報発表時】	70
	【警戒宣言発令時】	70
第5節	緊急輸送活動	72
1	市及び防災関係機関	72
2	県	72
第6節	自衛隊の支援	73
第7節	避難活動	73
1	避難対策	74
2	避難地等の設置及び避難生活	76
第8節	社会秩序を維持する活動	76
第9節	交通の確保活動	77
1	陸上交通の確保対策	77
2	航空交通の確保対策	79
第10節	地域への救援活動	79
	【東海地震注意情報発表時】	80

【警戒宣言発令時】	80
1 食料及び日用品の確保	80
2 飲料水等の確保	80
3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理	80
第11節 市有施設設備等の防災措置.....	81
1 無線通信施設等	81
2 公共施設等	81
【東海地震注意情報発表時】	82
【警戒宣言発令時】	82
3 コンピュータ	82
第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置	83
【東海地震注意情報発表時】	83
【警戒宣言発令時】	84
第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	87
<各施設・事業所に共通の事項>.....	87
【東海地震注意情報発表時】	87
【警戒宣言発令時】	88
<各施設・事業所の計画において定める個別事項>	89
第14節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	91
【東海地震注意情報発表時】	91
【警戒宣言発令時】	92

第1章 総則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、市、防災関係機関、事業所及び市民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。また、この計画の基礎となる静岡県第4次地震被害想定(以下「第4次地震被害想定」という。)の概要を示す。

第1節 計画の主旨

この計画は、災対法第42条の規定に基づき作成する島田市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)の地震対策編として定めるものであり、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条の規定に基づく地震防災強化計画、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画及び首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第22条の規定に基づく首都直下地震地方緊急対策実施計画を含むものである。

区分	内 容	
計画の目的	この計画は、平常時に実施する地震防災対策(以下「平常時対策」という。)、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項(以下「地震防災施設緊急整備計画」という。)、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。	
計画の性格	<ol style="list-style-type: none"> この計画は市の地域に係る地震対策について定めるものである。 この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民等が、地震対策に取り組むための基本方針となるものである。 この計画のうち、第3編は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づく地震対策事業及びその他の地震対策事業について定めるものである。 この計画は、静岡県地震対策推進条例(平成8年県条例第1号)に規定する対策について、特に緊急に実施するものである。 この計画は、状況の変化に対応できるよう、必要に応じ見直しを行うものである。 	
計画の構成	この計画は本編と別紙、資料編から構成し、本編の構成は次の6編による。	
	第1章 総則	この計画の目的、性格、構成、第4次地震被害想定など計画の基本となる事項を示す。
	第2章 平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策を示す。
	第3章 地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等を示す。
	第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策
	第5章 災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策を示す。
	第6章 復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧、復興対策を示す。
	別紙東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまで又は発生するおそれなくなるまでの間に行うべき対策

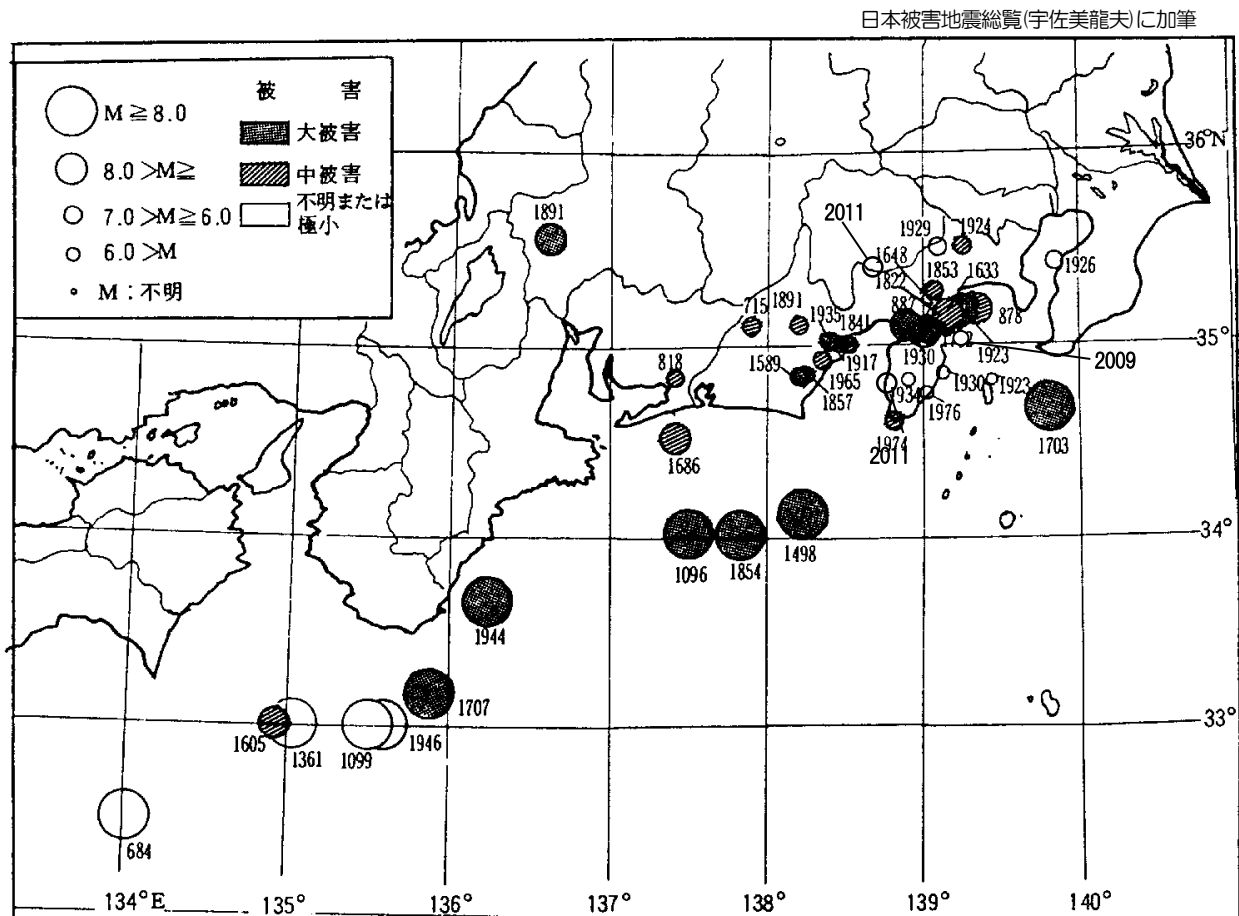
第2節 過去の顕著な災害

県は有史以来たびたび地震、津波による災害に見舞われている。駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。

陸域には糸魚川－静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の被害地震を発生させてきた。

特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾の地震、2011年県東部の地震、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。

県内に大被害を与えた地震及び県内で震度5以上が観測された地震の分布を示すと次の図のようになる。



* 津波を伴った地震

番号	西暦年月日 和暦年月日	東経 北緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被 害		
					西部(遠江)	中部(駿河)	東部(伊豆)
3	* 684. 11. 29 天武13. 10. 14	134. 0 32. 5 南海・西海道	8. 4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。		
5	715. 7. 4 和銅 8. 5. 25	137. 9 35. 1 遠江	6. 4	[0] IV	山崩れ天竜川を塞ぐ、数 日を経て決壊し、敷智・長 下・石田の3郡民家170余区 を没す。		
6	715. 7. 5 和銅 8. 5. 26	137. 4 34. 8 三河	6. 7	[1] IV~V	県西境に多少の被害があつ たと推定される。		
11	* 818. - - 弘仁 9. 7. -	139. 3 35. 2 関東諸国	7. 9	[IV] 1	県東境で多少の被害があつ たか。		
15	841. - - 承和 8. - -	138. 9 35. 1 伊豆	7. 0	[II] IV+	伊豆: 里落完からず。人ある いは傷き、あるいは圧没され た。		
22	878. 11. 1 元慶 2. 9. 29	139. 3 35. 5 関東諸国	7. 4	[II] V	相模・武蔵が特に強かったと いう。県東境にも被害が推定 される。相模国分寺に被害。		
26	* 887. 8. 26 仁和 3. 7. 30	135. 3 33. 0 五畿七道	8. 6	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったと推定される。		
38	* 1096. 12. 17 嘉保 3. 11. 24	137. 5 34. 0 畿内・東海道	8. 4	[III] 2 VI	仏神舎屋百姓四百余流失。		
39	1099. 2. 22 康和 1. 1. 24	135. 5 33. 0 南海道	8. 4	[IV] IV	津波による被害が多少あったと推定される。		
49	1293. 5. 27 正応 6. 4. 13	鎌倉	7. 1	[II]	鎌倉で大被害。伊豆での被害 の可能性あり。		
56	* 1361. 8. 3 正平16. 6. 24	135. 0 33. 0 畿内・土佐・阿波	8. 4	[IV] 3 IV	津波による被害が多少あったか？		
68	* 1498. 9. 20 明応 7. 8. 25	138. 2 34. 1 東海道	8. 6	[IV] 3	山崩れ地裂く。浜名湖海に つながる。今切という。	沿岸に津波死2万6千とい う。(志太郡)	伊豆・仁科郷海溢れて陸地に 上ること18~19町。寺川以下 の田園水没す。
79	1589. 3. 21 天正17. 2. 5	138. 2 34. 8 駿河湾・遠江	6. 7	[I] V~IV	民家多く破れ倒る。(駿・遠)		
84	* 1605. 2. 3 慶長 9. 12. 16	134. 9 33. 0 東海・南海・西海	7. 9	[IV] 3 VI	橋本に津波。100軒のうち20 軒のこる。死者多し。白州丁 津波。		
96	* 1633. 3. 1 寛永10. 1. 21	139. 2 35. 2 駿豆相	7. 1	[II] 1 V	吉原で家崩れ、地割あり。 三島で家くずれる。(不苦 という文書もあり)		
106	1648. 6. 12 慶安 1. 4. 22	139. 2 35. 2 小田原	7. 1	[I] IV	熱海に津波。家・田畑流失。 箱根で岩崩れ道を塞ぐ。通行 の人馬の死あり。		
141	1686. 10. 3 貞享 3. 8. 16	137. 4 34. 5 遠江・三河	7. 0	[I] V	新居で関所・番所・町家少々 破損、死者あり。		

地震対策編

番号	西暦年月日 和暦年月日	東経 北緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西部(遠江)	中部(駿河)	東部(伊豆)
149	* 1703. 12. 31 元禄16. 11. 23	139. 8 34. 7 関東諸国	8. 2	[IV] 3 IV~V			箱根山崩。町宿大分崩死あり。 番所半分潰れ、石垣棚崩倒。 箱根—三島間少し損じ、三島は別条なし。伊豆東海岸に津波、死は 380余(宇佐美)・163(須玖美)、27(下田)。下田で潰・流失 332軒・半潰160軒、破船81、川奈・熱海・竹麻・仁科・片浦に津波。
153	* 1707. 10. 28 宝永 4. 10. 4	135. 9 33. 2 五畿七道	8. 4	[IV] 4 VI	沿岸に大津波。各地でQuicksand 現象あり。横須賀港塞がる。荒井口拡大。東海道沿いで震度VI、袋井・掛川はVII。	駿河湾北岸・吉原・岩本さったで被害大。湾内に津波。東海道筋の震度はVI。	震度はV以下。津波が各地を襲う。下田で流失・皆潰 857軒、半潰55件、死11人、破漏船53。
163	1718. 8. 22 享保 3. 7. 26	伊 那	6. 4	[I] IV~V	伊那・遠山谷満島村山崩れ、遠山川を堰止め後に決壊。三河佐太村大谷までの間で死50余。県北西境、天竜川沿いに被害が推定される。		
171	1729. 3. 8 享保14. 2. 9						伊豆で大地割れ、川筋に水涌く余震20日すぎまで小津波か？
207	* 1782. 8. 23 天明 2. 7. 15	139. 2 35. 2 武相	7. 3	[I] 1 IV~V			田方郡で強く、箱根で石垣崩れ、小田原に津波。甲州の猿橋崩れる。伊豆北部に小被害の可能性あり。
243	1841. 4. 22 天保12. 3. 2	138. 5 35. 0 駿河	6. 4	[0] V~IV		駿府城の石垣30間崩る。久能山銅鳥居・石灯笼いたみ、社堂破損、江尻・清水辺で家・蔵の壁落ち、地裂けて噴水す。三保の砂地2千坪沈下。	
253	1853. 3. 11 嘉永 6. 2. 2	139. 1 35. 3 小田原	6. 5	[I] IV			箱根で落石・山崩。関所破損。御殿場で潰家1、修善寺・三島その他で損所ありという。
257	* 1854. 12. 23 嘉永 7. 11. 4	137. 8 34. 0 東海・東山・南海	8. 4	[IV] 3 VII	御前崎を中心に隆起、1~1.5m沿岸一帯に津波、又低地で液状化現象が各地に見られた。とくに掛川・袋井付近の東海道沿いの被害が大きかった。	駿河湾北岸で震度大。久能山はさほど大ならず、静岡・清水に火災 湾の東岸一帯に地震隆起、精進川村 296軒のうち全潰 178、半潰 116、無傷1、一般に山地は軽かったという。	震度V。下田以西の沿岸に津波下田計875軒のうち840流失・皆潰。30半潰水入、無事は4軒のみ。人口3,851人のうち、死122。
265	1857. 7. 14 安政4. 閏5. 23	138. 2 34. 8 駿河	6. 4	[0]		田中城で塀・門・番所・石垣等破損。藤枝に倒家なしという。	
287	1882. 9. 29 明治 15	139. 05 35. 07 熱海					熱海で落石、墓石の転倒あり。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東経 北緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西部(遠江)	中部(駿河)	東部(伊豆)
300	1891. 10. 28 明治 24	136. 6 35. 6 愛知・岐阜	7. 9	V～VI	遠江で家屋全潰32、半潰31、 道路破裂19、橋梁損落 1、堤 防崩壊24、天竜川護岸堤、見 附浜松間に諸所破損。	志太鉱泉の天然ガス噴出 量倍増、鉱泉の湧出量も増 加。	吉奈・湯ヶ島+15℃、湯ヶ野 + 5℃、蓮台寺- x℃、3～ 4日で復旧。
301	1891. 12. 24 明治 24	138. 2 35. 1 山中湖付近	6. 4	IV		沼津で土蔵の鉢巻おちる。 駕籠坂峠で土地の陥没(長 さ20間巾 3尺、深さ 3尺) あり、道路の亀裂・山崖く ずれ数ヶ所。	三島で土蔵の庇破損2。
414	1917. 5. 18 大正 6	138. 4 34. 95 静岡付近	5. 8		浜松地方で地裂・煙突の倒 壊、壁落あり。	静岡市・煉瓦塀・煉瓦煙突 の被害 清水・江尻でも同 様の小被害。全体で死2(静 岡市)、傷6。	
430	* 1923. 9. 1 大正 12	139. 3 35. 2 関東南部	7. 9	V	県全体で死375、傷1, 243 不明68、家屋全壊2, 298、 半壊10, 219、損失 5、流失 661。	全壊100戸以上の町村は伊 東・熱海・網代・御殿場・ 箱根・北郷・小山・足柄で ある。駿東郡の荒廃林野面 積率は3. 2%。	熱海に津波(12m)、網代で 7. 2m、被害なし。下田で浸 水。
433	1923. 9. 10 大正 12	139. 4 34. 8 大島近海	5. 8				稲取・下河津付近で道路破損 等小被害。
435	1924. 1. 15 大正 13	139. 2 35. 5 丹沢山塊	6. 7	V		駿東郡で傷26、建物全壊 10、 半壊243。	
443	1926. 8. 3 大正 15	139. 8 35. 4 東京湾中部	6. 2 35km				熱海で壁落数戸。
453	1929. 7. 27 昭和 4	139. 1 35. 5 丹沢付近	6. 1 20km	V		箆坂峠で亀裂。土砂崩壊し 県道を埋めた所あり。富士 山で落石。	
461	1930. 11. 26 昭和 5	139. 0 35. 1 北伊豆	7. 3 0～5km	VI		清水港・三保港の岸壁崩 壊。	死259、傷566、住家全壊 2, 077、半壊5, 424、焼失75。 丹那断層を生じ、発光現象が みられた。伊東・大場・長岡・ 函南村間宮で火災。
476	1934. 3. 21 昭和 9	138. 9 34. 8 天城山	5. 5 0～10km	V			湯ヶ島一天城峠間で崖崩れ 10余、墓石の転倒(湯ヶ島・ 与市坂・白田・上河津)。半島 の温泉に異常。
479	1935. 7. 11 昭和 10	138. 4 35. 0 静岡付近	6. 3 10km	VI		静岡市・有度山周辺に被害 集中。家屋全壊率10%以上 は、高松・西大谷・東大谷・ 池田・国吉田 被害計、死 9、傷299、住家全壊237、半 壊1, 412、清水港の岸壁、倉 庫大破。	蓮台寺温泉の水位が5日前か ら70cm上昇。震後急下降。 8月5日までに262cm下降す る。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東経 北緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被害		
					西部(遠江)	中部(駿河)	東部(伊豆)
506	* 1944. 12. 7 昭和 19	136. 2 33. 7 東海沖	7. 9 0~30km	VI	遠州灘で津波の高さ1~2m。太田川流域の住家被害率が高く南御厨村で101%、今井村で97%。	県内全体で、死255、傷704、住家全壊5,828、半壊7,815。静岡市付近に被害率の高い所あり。	下田で津波高さ2.1m。
509	* 1946. 12. 21 昭和 21	135. 6 33. 0 南海沖	8. 0 30km		津波の高さ、舞阪0.8m、御前崎2m。	県内で傷2、住家半壊1、家屋浸水296、船舶損失105。	津波の高さ 下田2m、須崎1m。
546	* 1960. 5. 23 昭和 35	73. 5W 38. 0S チリ地震津波	8. 5	0	舞阪で波高1.1m。	県内で床上浸水1、床下浸水234、非住家被害13、ろ・かい船被害1、清水で波高1.3m。	下田で波高1.8m。
567	1965. 4. 20 昭和 40	138. 18 34. 53 静岡付近	6. 1 20km	IV		清水市北部の平野で被害大。壁の破損・瓦落下土台の破損・柱の移動等があった。全体で死2、傷4、住家一部破損9。	
610	* 1974. 5. 9 昭和 49	138. 48 34. 34 伊豆半島沖	6. 9 10km	V			死30、傷102、家屋全壊134半壊240、全焼5、山(がけ)くずれ101、中木・入間・石廊崎で被害大。断層を生ず。温泉の異常あり。
621	1976. 8. 18 昭和 51	138. 57 34. 47 河津町	5. 4 0km	III			河津町付近で家屋半壊3戸、一部破損61戸、ここでの震度はVか。
624	* 1978. 1. 14 昭和 53	139. 81 34. 48 伊豆大島近海	7. 0 0km	IV			死25、傷139、家屋全壊96同半壊539戸、道路損壊984ヶ所、崖くずれ191ヶ所、持越鉦山の鉦さい堆積場のえん堤損壊、シアンを含む泥流狩野川へ流入。
636	* 1980. 6. 29 昭和 55	139. 12 34. 54 伊豆半島東方沖	6. 7 0km	V			伊豆半島東方沖:伊豆半島で家屋全壊1、同一部破損17、傷8などの被害。
646	1983. 8. 8 昭和 58	139. 10 35. 50 山梨県東部	5. 8 30km	IV			小山町を中心に負傷者2、家屋半壊1、一部破損49、停電42万軒。
	1988. 3. 18 昭和 63	139. 39 35. 40 東京都東部	6 100km	III			三島市を中心に家屋一部損壊19。
	1988. 7. 26 ~ 昭和 63. 8. 10	伊豆半島東方沖	5. 2 10km	IV			伊東市を中心に家屋一部破損2。

番号	西暦年月日 和暦年月日	東経 北緯 震央地名	M 深さ(h)	被害等級 津波規模 県内最大震度	被 害		
					西部(遠江)	中部(駿河)	東部(伊豆)
	1989. 7. 3 ～ 平成元 7. 12	伊豆半島東方沖	5.5 10km	IV			伊東市を中心に負傷者22、家屋一部損壊92、道路損壊24、港湾被害11、水道断水200戸、電話不通66回線、停電3,500軒、ブロック塀1ヶ所。
	1997. 3. 3 ～ 平成 9. 3. 13	伊豆半島東方沖	5.7 10km	V弱			伊東市を中心に負傷者3、家屋一部損壊65、道路損壊8、崖崩れ5、水道断水51戸、ブロック塀1ヶ所。
	2001. 4. 3 平成 13	静岡県中部	5.3 30km	V強			静岡市を中心に負傷者8人、建物の一部破損。
*	2009. 8. 11 平成 21	駿河湾	6.5 23km	VI弱	掛川市及び牧之原市を中心に断水約7万戸、停電約9,500戸。	静岡市及び牧之原市を中心に、県内で死者1、負傷者311、家屋半壊6、一部損壊8,666、火災3、ブロック塀207ヶ所。 東名高速(上り)牧之原IC付近で盛土崩壊。	伊豆市を中心に山(がけ)崩れ81箇所。
*	2011. 3. 11 平成 23	142.9 38.1 三陸沖	9.0 24km	V弱			御殿場市を中心に負傷者4、家屋一部損壊2、下田市で住家床下浸水7、店舗内浸水6
	2011. 3. 15 平成 23	静岡県東部	6.4 14km	VI強			富士宮市を中心に負傷者50、家屋一部損壊521、道路損壊7、崖崩れ8、停電21,700軒、水道断水500戸
	2011. 8. 1 平成 23	駿河湾	6.2 23km	V弱	軽症2人、住宅一部損壊14件	重症1人、軽症9人、住宅一部損壊2件、島田市で12,000世帯で水道が白濁	軽症1人

第3節 予想される災害

現在、市に著しい被害を発生させるおそれがある地震・津波としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河湾トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス)がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード8クラス)があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性が考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震(マグニチュード7.9程度)や神奈川県西部を震源とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として想定外は許さないという観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震(マグニチュード9クラス)や元禄型関東地震(マグニチュード8.1程度)などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

このほか、山梨県東部や伊豆半島、県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。市及び県は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

1 第4次地震被害想定

地震によって、市内の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

試算については、県において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告(中央防災会議 平成23年9月公表)などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフで発生するレベル1・2の地震を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

区 分	レベル1の地震	レベル2の地震
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 宝永型地震 安政東海型地震 5地震総合モデル	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012)(※1))

注)内閣府(2012)： 南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について(以下同じ)

なお、この試算値は、今後、市及び防災関係機関等の適切かつ効果的な地震対策の推進、さらに市民の防災への自助・共助の努力を積み重ねることによって、大幅に減少させることができると考えられる。

2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル1の地震(東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等)の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、駿河トラフから南海トラフの領域を震源域に、東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震等が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、過去の地震被害例等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。なお、強震断層モデルは、レベル1の地震とレベル2の地震との間で地震動の強さに本質的な差がないとの前提の下、暫定的にレベル2の地震と同じもの(内閣府(2012)の基本ケース)を使用している。

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算している。

(2) 建物等被害に係る想定結果

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約7,500	約7,500	約7,500	約7,500
	半壊	約8,800	約8,800	約8,600	約8,800
液状化	全壊	約10	約10	約10	約10
	半壊	約30	約30	約30	約30
人工造成地	全壊	400	約400	約400	約400
	半壊	約1,200	約1,200	約1,200	約1,200
山・がけ崩れ	全壊	約100	約100	約100	約100
	半壊	約300	約300	約300	約300
火災	焼失	約30	約60	約800	約20
建物棟数	48,260				
建物被害総数	全壊及び焼失	約8,100	約8,100	約8,800	約8,000
	半壊	約10,000	約10,000	約10,000	約10,000
建物被害率	全壊及び焼失	約17%	約17%	約18%	約17%
	半壊	約21%	約21%	約21%	約21%

ブロック塀等転倒数	約 900件
屋外落下物が発生する建物数	約1,600棟

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊：災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物被害 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約100 (約20)	約70 (約10)	約100 (約20)	約40 (一)	約20 (一)	約30 (一)
	重傷者数	約800 (約80)	約1,600 (約60)	約800 (約50)	約200 (約20)	約500 (約10)	約200 (約10)
	軽傷者数	約2,400 (約300)	約2,200 (約200)	約1,800 (約200)	約700 (約60)	約600 (約50)	約500 (約50)
山・がけ崩れ	死者数	約10	—	約10	—	—	約10
	重傷者	約10	—	—	—	—	—
	軽傷者	約10	—	—	—	—	—
火災	死者数	—	—	約10	—	—	約10
	重傷者	—	—	約10	—	—	—
	軽傷者	—	—	約30	—	—	—
ブロック塀の転倒、 屋外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者	—	—	約10	—	—	—
	軽傷者	—	約10	約10	—	—	—
合計	死者数	約200	約70	約100	約40	約20	約30
	重傷者	約800	約1,600	約900	約200	約500	約200
	軽傷者	約2,400	約2,200	約1,900	約700	約600	約500

自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約600	約500	約500	約200	約100	約200
--------------------	-----	------	------	------	------	------	------

「—」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

3 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震(南海トラフ巨大地震)の被害想定の結果

(1) 概説

この試算は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸(富士川河口断層帯を含む)とし、南西側(日向灘側)を九州・パラオ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

試算に当たっては、地質や地盤、海岸現況等の基本データを利用し、中央防災会議(2011)等を参考に数値計算を行い、地震動・液状化等の各種危険度の想定をしている。

注)中央防災会議(2011)：東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告

これらの結果を基に、地震動・液状化、人工造成地、山・がけ崩れ及び延焼火災に起因する建物被害とともに、ブロック塀・石塀及び屋外落下物等の物的被害や人的被害の試算をしている。

また、地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後地震が発生した場合について、それぞれ試算をしている。

(2) 建物等被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約7,500	約7,500	約7,500	約7,500
	半壊	約8,800	約8,800	約8,600	約8,800
液状化	全壊	約10	約10	約10	約10
	半壊	約30	約30	約30	約30
人工造成地	全壊	約400	約400	約400	約400
	半壊	約1,200	約1,200	約1,200	約1,200
山・がけ崩れ	全壊	約100	約100	約100	約100
	半壊	約300	約300	約300	約300
火災	焼失	約30	約60	約800	約20
建物棟数	48,260				
建物被害総数	全壊及び焼失	約8,100	約8,100	約8,800	約8,000
	半壊	約10,000	約10,000	約10,000	約10,000
建物被害率	全壊及び焼失	約17%	約17%	約18%	約17%
	半壊	約21%	約21%	約21%	約21%

ブロック塀等転倒数	約 900件
屋外落下物が発生する建物数	約1,600棟

【地震動：陸側ケース：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約2,900	約2,900	約2,900	約2,900
	半壊	約6,900	約6,900	約6,900	約6,900
液状化	全壊	約10	約10	約10	約10
	半壊	約40	約40	約40	約40
人工造成地	全壊	約100	約100	約100	約100
	半壊	約300	約300	約300	約300
山・がけ崩れ	全壊	約100	約100	約100	約100
	半壊	約200	約200	約200	約200
火災	焼失	約10	約10	約40	約10
建物棟数	48,260				
建物被害総数	全壊及び焼失	約3,100	約3,100	約3,100	約3,100
	半壊	約7,500	約7,500	約7,500	約7,500
建物被害率	全壊及び焼失	約6%	約6%	約6%	約6%
	半壊	約16%	約16%	約16%	約16%

ブロック塀等転倒数	約 500件
屋外落下物が発生する建物数	約 300棟

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊： 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊： 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

【地震動：東側ケース：ケース①】

(単位：棟)

項目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地震動	全壊	約6,900	約6,900	約6,900	約6,900
	半壊	約8,400	約8,400	約8,200	約8,400
液状化	全壊	約10	約10	約10	約10
	半壊	約30	約30	約30	約30
人工造成地	全壊	約300	約300	約300	約300
	半壊	約1,000	約1,000	約1,000	約1,000
山・がけ崩れ	全壊	約100	約100	約100	約100
	半壊	約300	約300	約300	約300
火災	焼失	約30	約30	約700	約20
建物棟数	48,260				
建物被害総数	全壊及び焼失	約7,400	約7,400	約8,100	約7,400
	半壊	約9,700	約9,700	約9,600	約9,700
建物被害率	全壊及び焼失	約15%	約15%	約17%	約15%
	半壊	約20%	約20%	約20%	約20%

ブロック塀等転倒数	約 800件
屋外落下物が発生する建物数	約1,300棟

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・全壊： 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊
- ・半壊： 災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊

(3) 人的被害に係る想定結果

【地震動：基本ケース：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物被害 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約100 (約20)	約70 (約10)	約100 (約20)	約40 (-)	約20 (-)	約30 (-)
	重傷者数	約800 (約80)	約1,600 (約60)	約800 (約50)	約200 (約20)	約500 (約10)	約200 (約10)
	軽傷者数	約2,400 (約300)	約2,200 (約200)	約1,800 (約200)	約700 (約60)	約600 (約50)	約500 (約50)
山・がけ崩れ	死者数	約10	—	約10	—	—	—
	重傷者	約10	—	—	—	—	—
	軽傷者	約10	—	—	—	—	—
火災	死者数	—	—	約10	—	—	—
	重傷者	—	—	約10	—	—	—
	軽傷者	—	—	約30	—	—	—
ブロック塀の転倒、屋 外落下物	死者数	—	—	—	—	—	—
	重傷者	—	—	約10	—	—	—
	軽傷者	—	約10	約10	—	—	—
合計	死者数	約200	約70	約100	約40	約20	約30
	重傷者	約800	約1,600	約900	約200	約500	約200
	軽傷者	約2,400	約2,200	約1,900	約700	約600	約500

自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約600	約500	約500	約200	約100	約200
--------------------	-----	------	------	------	------	------	------

「-」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者：1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者：1ヶ月未満の治療を要する負傷者

【地震動：陸側ケース：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物被害 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約60 (約10)	約30 (-)	約40 (約10)	約20 (-)	約10 (-)	約10 (-)
	重傷者数	約300 (約30)	約800 (約20)	約400 (約20)	約80 (約10)	約200 (-)	約100 (-)
	軽傷者数	約1,500 (約100)	約1,400 (約90)	約1,200 (約90)	約400 (約30)	約400 (約20)	約300 (約20)
山・がけ崩れ	死者数	約10	-	約10	-	-	-
	重傷者	約10	-	-	-	-	-
	軽傷者	約10	-	-	-	-	-
火災	死者数	-	-	-	-	-	-
	重傷者	-	-	-	-	-	-
	軽傷者	-	-	-	-	-	-
ブロック塀の転倒、屋 外落下物	死者数	-	-	-	-	-	-
	重傷者	-	-	-	-	-	-
	軽傷者	-	-	約10	-	-	-
合計	死者数	約70	約30	約50	約20	約10	約10
	重傷者	約300	約800	約400	約90	約200	約100
	軽傷者	約1,500	約1,400	約1,200	約400	約400	約300

自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約200	約200	約200	約70	約50	約60
--------------------	-----	------	------	------	-----	-----	-----

【地震動：東側ケース：ケース①】

(単位：人)

項目	被害区分	予知なし			予知あり		
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物被害 (うち屋内収容物移動・ 転倒、屋内落下物)	死者数	約100 (約20)	約60 (約10)	約90 (約10)	約40 (-)	約20 (-)	約30 (-)
	重傷者数	約700 (約60)	約1,300 (約50)	約700 (約40)	約200 (約10)	約400 (約10)	約200 (約10)
	軽傷者数	約2,200 (約200)	約2,000 (約200)	約1,700 (約200)	約600 (約50)	約600 (約40)	約500 (約40)
山・がけ崩れ	死者数	約10	-	約10	-	-	-
	重傷者	約10	-	-	-	-	-
	軽傷者	約10	-	-	-	-	-
火災	死者数	-	-	約10	-	-	-
	重傷者	-	-	約10	-	-	-
	軽傷者	-	-	約30	-	-	-
ブロック塀の転倒、屋 外落下物	死者数	-	-	-	-	-	-
	重傷者	-	-	約10	-	-	-
	軽傷者	-	約10	約10	-	-	-
合計	死者数	約100	約60	約100	約40	約20	約30
	重傷者	約700	約1,300	約800	約200	約400	約200
	軽傷者	約2,200	約2,000	約1,700	約600	約600	約500

自力脱出困難者数・ 要救助者数	地震動	約500	約400	約500	約200	約100	約100
--------------------	-----	------	------	------	------	------	------

「一」：被害わずか

注)・端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

- ・倒壊： 建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井(1999)による建物破壊パターンチャートのD5以上相当。全壊に含まれる。
- ・重傷者： 1ヶ月以上の治療を要する負傷者
- ・軽傷者： 1ヶ月未満の治療を要する負傷者

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市、県及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務の大綱を示すものである。

市、県の機関、市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市

処理すべき事務又は業務
(1) 地震対策計画の作成 (2) 地震防災に関する組織の整備 (3) 自主防災組織の育成指導、その他住民の地震対策の促進 (4) 防災思想の普及 (5) 防災訓練の実施 (6) 地震防災のための施設等の緊急整備 (7) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理 (8) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報 (9) 避難の指示に関する事項 (10) 消防、水防、その他の応急措置 (11) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (12) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び設備の整備又は点検 (13) 緊急輸送の確保 (14) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 (15) その他地震災害発生の防止又は拡大防止のための措置

2 消防機関

処理すべき事務又は業務
島田市災害対策本部と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 (1) 情報の収集と伝達 (2) 消火活動、救助活動及び出動体制の確立 (3) 地域住民への避難の指示の伝達 (4) 出火防止のための広報 (5) 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団との連絡体制の確保 (6) 消防職員及び消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備

3 県

処理すべき事務又は業務	
	(1) 地震対策計画の作成 (2) 地震防災に関する組織の整備 (3) 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進 (4) 防災思想の普及 (5) 防災訓練の実施 (6) 地震防災のための施設等の緊急整備 (7) 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備 (8) 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理 (9) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報、その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 (10) 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発 (11) 避難の指示に関する事項 (12) 水防その他の応急措置 (13) 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 (14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び設備の整備又は点検 (15) 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持 (16) 緊急輸送の確保 (17) 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 (18) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整 (19) その他地震災害発生防止又は拡大防止のための措置

4 県警察(島田警察署)

処理すべき事務又は業務	
	(1) 南海トラフ地震臨時情報報等の受理及び伝達 (2) 南海トラフ地震臨時情報等の広報 (3) 危険区域への立入規制及び警備 (4) 犯罪の予防、交通規制等社会秩序の維持 (5) 避難状況等に関する情報の収集

5 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
総務省東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 (3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 (4) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 (5) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (6) 非常通信協議会の運営に関すること
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	(1) 災害時における財務金融対策の適切な措置並びに関係機関との連絡調整 (2) 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省静岡労働局 (島田労働基準監督署)	(1) 事業場に対する地震防災対策の周知指導 (2) 事業場被災状況の把握

機関名	処理すべき事務又は業務
農林水産省関東農政局	(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること (2) 応急用食料・物資の支援に関すること (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること (5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること (6) 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること (9) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること (10) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること (11) 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
国土交通省 中部地方整備局 (浜松河川国道事務所) (静岡河川事務所) (静岡国道事務所)	(1) 災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 (2) 初動対応 地方整備局災害対応本部からの指示により、情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。 (3) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 市及び県からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸与
国土交通省中部運輸局 (静岡運輸支局)	(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 (2) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。 (3) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。 (4) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あつせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。 (5) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。 (6) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。 (7) 大規模地震災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣する。
国土地理院中部地方測量部	(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。 (3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。 (4) 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(1) 県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと。

機関名	処理すべき事務又は業務
	(2) 気象庁が発表する地震動警報(緊急地震速報)の利用の心得などの周知・広報、大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報(南海トラフ地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説 (3) 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守 (4) 地震予知及び地震に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力 (5) 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずる。
環境省 関東地方環境事務所	(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 (3) 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
防衛省 南関東防衛局	(1) 所管財産使用に関する連絡調整 (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 (3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
日本郵便株式会社東海支社 (島田郵便局) (金谷郵便局) (川根郵便局)	(1) 郵便事業の運営に関すること (2) 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること (3) 施設等の被災防止に関すること (4) 利用者の避難誘導に関すること
日本赤十字社静岡県支部	(1) 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置 (3) 被災者に対する救援物資の配付 (4) 義援金の募集 (5) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整 (6) その他必要な事項
日本放送協会 (静岡放送局)	(1) 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上 (2) 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること (3) 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと (4) 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること
中日本高速道路株式会社 (東京支社)	(1) 交通対策に関すること (2) 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること
東海旅客鉄道株式会社 (島田駅、金谷駅、六合駅) 日本貨物鉄道株式会社 (静岡支社)	(1) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達 (2) 列車の運転規制措置 (3) 旅客の避難、救護 (4) 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 (5) 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 (6) 施設等の整備

機関名	処理すべき事務又は業務
西日本電信電話株式会社 (静岡支店) 株式会社NTTドコモ 東海支社(静岡支店)	(1) 南海トラフ地震臨時情報発表及び災害時における重要通信の確保 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表及び災害時における通信疎通状況等の 広報 (3) 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく手配
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOSグローブ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所 へのLPガスの配送
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社 (島田営業所)	(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通 等による電力供給の確保 (2) 復旧用資材等の整備 (3) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人 日本建設業連合会中部支部 一般社団法人 全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	(1) 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 (2) 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

7 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県医師会 (一般社団法人島田市医師会) (一般社団法人榛原医師会) 一般社団法人静岡県歯科医師会 (社団法人島田市歯科医師会) (榛原歯科医師会) 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 (島田薬剤師会) (榛原薬剤師会)	(1) 検案(公益社団法人静岡県病院協会、公益社団法人静岡県薬剤師会、 公益社団法人静岡県看護協会を除く。) (2) 医療救護施設における医療救護活動の実施 (3) 災害時の口腔ケアの実施(一般社団法人静岡県歯科医師会)
島田ガス株式会社	(1) 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保 (3) 施設設備の耐震予防対策の実施 (4) 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災 害予防措置

機関名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県LPガス協会 (島田金谷地区会) (北榛原地区会)	(1) 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 (2) 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 (4) 燃料の確保に関する協力 (5) 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
大井川鐵道株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 (2) 列車の運転規制措置 (3) 列車の運転状況、乗客の避難状況等の広報
民間放送機関 (静岡放送株式会社) (株式会社テレビ静岡) (株式会社静岡朝日テレビ) (株式会社静岡第一テレビ) (静岡エフエム放送株式会社) (株式会社FM島田)	(1) 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において、特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報その他地震に関する情報、国、県、市、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること (3) 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟店事業所からの緊急輸送車両等の確保
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
土地改良区 (大井川土地改良区) (金谷土地改良区)	(1) 災害予防 所管施設の耐震性の確保 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時 関係機関等に対する用水状況の情報提供 (3) 応急・復旧 ア 関係機関との連携による応急対策の実施 イ 所管施設の緊急点検 ウ 農業用水及び非常用水の確保
公益社団法人静岡県栄養士会	(1) 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 (2) 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	(1) 緊急事態を想定した訓練の実施 (2) 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 (3) 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 (4) 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

8 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊 東部方面隊 ほか	(1) 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 (2) 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊 横須賀地方隊 ほか	(1) 災害時における人命保護のための救助 (2) 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊 第一航空団(浜松基地) ほか	(1) 災害時における人命保護のための救助 (2) 災害時における応急復旧活動

9 地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者

処理すべき事務又は業務
(1) 地震防災訓練 (2) 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 (3) 従業員等に対する防災教育及び広報 (4) 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置 (5) 防災組織の整備 (6) 南海トラフ地震臨時情報等の収集及び伝達 (7) 南海トラフ地震臨時情報発表時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 (8) 南海トラフ地震臨時情報発表時における火気の規制、施設・整備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置 (9) 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力するものとする。

団体名	処理すべき事務又は業務
消防団	(1) 災害予防、警戒及び災害応急活動 (2) 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 (3) 予警報の伝達広報 (4) その他災害現場の応急作業
自主防災組織	(1) 市の実施する被害調査、応急対策についての協力 (2) 住民に対する情報の連絡、收受 (3) 避難誘導、避難地及び避難所の運営に関する協力 (4) り災者に対する応急救護、炊き出し、緊急物資の配分に関する協力
静岡県石油商業組合 (島田地区会)(金谷地区会) (初倉地区会)(川根地区会)	災害時における必要な燃料等の供給に関する協力
大井川農業協同組合 (島田営農経済センター) (初倉営農経済センター) (金谷営農経済センター) (川根営農経済センター)	(1) 災害時における避難所、物資倉庫、物資等の支援協力 (2) 農林産物等の被害調査についての協力 (3) 農林産物等の災害応急対策についての協力 (4) 第三次指定避難所の提供
島田建進会	災害時における応急復旧対策についての協力
島田建設工業団体連合会	災害時における応急復旧対策についての協力
島田商工会議所 島田市商工会	(1) 市が行う商工業関係の被害調査についての協力 (2) 災害時における物価安定についての協力 (3) 救助用物資、復旧資機材の確保についての協力
防災上重要な施設の管理者	(1) 所管に係る施設についての防火管理 (2) 防災に関する保安措置、応急措置の実施 (3) 当該施設に係る災害復旧

第2章 平常時対策

地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1節 防災思想の普及

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第3節防災知識の普及計画に準ずる。)

第2節 自主防災活動

(共通対策編 第2章 災害予防計画 第6節自主防災組織等の育成及び第7節事業所等の自主的な防災活動に準ずる。)

第3節 地震防災訓練の実施

地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に、的確な防災対策を実施するための訓練について定める。市民は自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 市

市は、総合防災訓練及び地域防災訓練を実施する。そのほか、国、県、他の市町村及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。

訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

区 分	内 容
総合防災訓練	(1) 職員の動員 (2) 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 (3) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報 (4) 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画による受援活動 (5) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 (6) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 (7) 食料、飲料水、医療その他の救護活動 (8) 消防、水防活動 (9) 救出・救助 (10) 避難生活 (11) 道路啓開 (12) 応急復旧

区 分	内 容
地域防災訓練	(1) 12月第1日曜日の「地域防災の日」は、自主防災組織を中心とした地域の実情にあった防災訓練を実施する。 (2) この訓練は、南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)発表時又は突発的に発生した地震を想定するものとし、市が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者等に配慮した訓練を実施する。
個別防災訓練	総合防災訓練とは別に個別防災訓練を実施する。 (1) 情報の収集、伝達訓練 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時及び警戒宣言発令時には、特に情報の正確かつ迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。 (2) 防災業務の訓練 各部、各課等はそれぞれの所掌する防災業務について、単独又は関係機関と共同して各種の防災訓練を実施する。
防災訓練に対する協力等	(1) 市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加するよう要請する。 (2) 市は、県又は防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。
防災訓練の実施回数	総合防災訓練 年1回以上 地域防災訓練 年1回以上 個別防災訓練 年1回以上
防災訓練の広報	訓練に市民等の積極的参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため必要な広報を行う。

2 県

県は、国、関係都道府県、市町及び防災関係機関と共同し、又は単独で次の訓練を行う。

訓練に当たっては、南海トラフ地震臨時情報が発表される場合及び突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。

訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。

随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

区 分	内 容
総合防災訓練	(1) 南海トラフ地震臨時情報発表、災害発生を経て応急復旧に至る防災対策に係る次の事項、又は、突発的に大規模な災害が広域的に発生した際の適切な行動対応に重点をおいて行う。 (2) なお、この訓練は、中央防災会議が中心になって行う総合防災訓練に参加して行うことを原則とする。 (3) この場合は、政府本部との連携及び国と協議して定めた事項を訓練内容とする。 ア 職員の動員(県災害警戒本部設置準備のための要員招集) イ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の広報 エ 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画による受援活動 オ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害発生時の避難誘導、避難の指示及び警戒区域の設定 カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 キ 交通規制その他の社会秩序の維持 ク 救援物資の準備及び救援物資の輸送 ケ 消防、水防活動 コ 救援活動 サ 救出・救助

	シ 医療救護 ス 避難生活 セ 道路啓開 ソ 航空偵察 タ 応急復旧
個別防災訓練	総合防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主要な事項は次のとおりとする。
	情報の収集伝達訓練 (1) 南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることに鑑み、市町、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。 (2) この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。 (3) 訓練に当たっては、有線電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜、加えるものとする。
	職員の動員訓練 適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外に実施する。
	防災業務の訓練 (1) 各部門が所掌する防災業務に関する訓練は、部局、課（室）若しくは事務所又は県災害警戒本部もしくは県災害対策本部が設置された場合のそれらの方面本部単位等（以下「方面本部単位等」という。）において、単独又は関係機関と共同して訓練を実施するものとし、その重点事項は、ア、イを参考に部局、課（室）若しくは事務所又は方面本部単位等において定める。 (2) 訓練の主なものはおりのとおりである。 ア 方面本部単位等の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練 イ 学校、病院、社会福祉施設等の避難等安全対策訓練 ウ 港湾の地震防災応急対策訓練又は災害応急対策訓練 エ 工業用水道等における応急措置訓練

3 防災関係機関

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに南海トラフ地震防災対策推進計画、又は対策計画に基づいて訓練を行う。

機関名等	重点事項
経済産業省関東経済産業局	(1) 組織動員 (2) 情報連絡 (3) 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 (4) 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策
国土交通省中部地方整備局	(1) 組織動員 (2) 情報連絡 (3) 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 (4) 関係機関との情報共有
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達 (2) 列車の運転規制方及び運転再開方 (3) 旅客の避難誘導
西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社NTTドコモ東海支社	(1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 (3) 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策
日本赤十字社静岡県支部	(1) 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施 (2) 血液製剤の確保及び供給 (3) 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導

日本放送協会	(1) 組織動員 (2) 情報連絡 (3) 放送送出 (4) 視聴者対応等
中日本高速道路株式会社	(1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 (2) 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 (3) 交通対策 (4) 緊急点検
中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社	(1) 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 (2) 地震防災応急対策 (3) 災害復旧
島田ガス株式会社	(1) ガス供給停止等非常態勢の確立 (2) 防災に関する整備、資材等の確保、点検 (3) 安全について需要家等に対する広報
大井川鐵道株式会社	(1) 乗客の避難 (2) 情報伝達
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	(1) 組織動員 (2) 情報連絡 (3) 視聴者対応等
地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者	(1) 情報の収集及び伝達 (2) 避難誘導 (3) 火災予防措置及び施設、設備等の点検 (4) その他施設、事業の特性に応じた事項

第4節 地震災害予防対策の推進

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。

市は、令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として、島田市地震対策アクションプログラム2013の後継となる島田市地震対策アクションプログラム2023を策定し、これまでの10年間の成果・課題を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の住民生活の健全化にも重点を置き、県内市町と連携して、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。

首都直下地震地方緊急対策実施計画における対象区域は首都直下地震緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023が兼ねるものとする。

業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

1 緊急消防援助隊の受援体制

市は、静岡市消防局と協議の上、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2 消防用施設の整備

市は、静岡市消防局と協議の上、災害時に地域における消防活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

3 火災の予防対策

市と静岡市消防局及び県は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び市民に理解と協力を求めて、地震による火災を未然に防止するために次の指導を進める。

区 分	内 容
危険物施設、 少量危険物取扱所 (資料編12-12)	県が示す危険物製造所等の地震対策指針等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。
高圧ガス (LPガスを含む。)施設 (資料編12-14)	高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導するとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。 特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。
LPガス消費設備	LPガス容器については、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付を促進する。
都市ガスの安全対策	雑居ビル、建築物の地階及び地下街等における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。
研究室、実験室等薬品類を保有する施設	次のような自然発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。 (1) 可燃物と酸化剤の接触による発火 (2) 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火 (3) 金属粉、カーバイド、その他浸水による発火
不特定多数の者が出入りする施設	ホテル、旅館、雑居ビル、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。
石油ストーブ	耐震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
家庭用小型燃料タンク	燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。

4 建築物等の耐震対策

建築物等の耐震性を評価する方法及び耐震性が不十分と評価された建築物について補強工法、これから建築する建築物の耐震設計法、並びに家具の耐震対策等を示し、これらを市民はじめ防災関係機関、並びに建築士会等建築関係団体に対し啓発指導し、併せて住宅の建て替え及び補強等のため融資制度を確立し、もって、建築物等の耐震性を向上する計画を定める。

区 分	内 容
建築主等による耐震性の向上	建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 (1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。 (2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。

区 分	内 容						
市による耐震性の向上	<p>市は次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。</p> <p>(1) 市民向けの建築相談窓口を設置し、耐震診断や耐震補強に対する必要性を啓発する。</p> <p>(2) 自主防災組織活動等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。</p> <p>(3) 建築主及び建築設計者等への下記についての啓発</p> <table border="1" data-bbox="432 389 1426 757"> <tr> <td data-bbox="432 389 596 517">新築建築物</td> <td data-bbox="596 389 1426 517">静岡県建築基準条例(昭和48年県条例第17号)、静岡県建築構造設計指針及び建築設備耐震設計・施工指針等による設計及び工事監理等の徹底</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 517 596 674">既存建築物</td> <td data-bbox="596 517 1426 674">木造住宅の耐震診断と補強方法、既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針及び耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針等による耐震診断及び耐震補強</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 674 596 757">建築設備</td> <td data-bbox="596 674 1426 757">建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強</td> </tr> </table> <p>(4) 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の促進 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物の耐震化を図る。</p>	新築建築物	静岡県建築基準条例(昭和48年県条例第17号)、静岡県建築構造設計指針及び建築設備耐震設計・施工指針等による設計及び工事監理等の徹底	既存建築物	木造住宅の耐震診断と補強方法、既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針及び耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針等による耐震診断及び耐震補強	建築設備	建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強
新築建築物	静岡県建築基準条例(昭和48年県条例第17号)、静岡県建築構造設計指針及び建築設備耐震設計・施工指針等による設計及び工事監理等の徹底						
既存建築物	木造住宅の耐震診断と補強方法、既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針及び耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針等による耐震診断及び耐震補強						
建築設備	建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針等による既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強						
公共建築物の耐震化	市は、所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。また、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。						
コンピュータの安全対策	市は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、行政情報システムの安全対策に関するガイドライン等の各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進するとともに、コンピュータを扱う企業に対し、安全対策の実施について啓発を行う。						
家具等の転倒防止	市は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について市民に対する啓発指導に努める。また、事業所等のスチール製の書棚、ロッカー等の安全対策等の実施を指導する。						
家庭内の安全空間確保	市は、耐震基準に満たない住宅での家屋倒壊による人的被害を防ぐため、耐震シェルター及び防災ベッドの設置・活用について啓発指導に努める。						
ブロック塀等の倒壊防止	<p>(1) 市有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法(昭和25年法律201号)第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。</p> <p>(2) 市は、民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。</p>						
ガラスの飛散防止	市は県が定めるガラス類等安全対策指針により、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。						
耐震化以外の命を守る対策	耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。						
供給ラインの耐震化	<p>ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。</p> <p>災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。</p>						
住宅の耐震化促進支援	昭和56年5月以前に建築した木造住宅の耐震性の向上を図るため、島田市建築物等耐震改修促進事業費補助金の活用を促進する。(資料編2-10)						

5 被災建築物等に対する安全対策

区 分	内 容	
応急危険度判定	市は、静岡県地震対策推進条例に基づき応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。	
災害危険区域の指定	市長は、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。	
	指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。
	指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

6 地盤災害の予防対策

市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

区 分	内 容
山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。(資料編7-1~2)
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震により大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、木造住宅の簡易な軟弱地盤対策等により必要な対策を講ずるよう指導する。
液状化対策の推進	液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努めるとともに、木造住宅の簡易な液状化対策等により必要な対策を講ずるよう指導する。
大規模盛土造成地対策の推進	地震時に活動崩落のおそれがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

7 落下倒壊危険物対策

地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該建築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行う。また、市及び県は当該建築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物件名	対策実施者	措置等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識・交通信号機等	管理者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等	管理者	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	管理者	設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停車場等	設置者 管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
看板、広告物	設置者 管理者	許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	所有者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等をする。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
天 井	所有者 管理者	脱落防止等の落下物対策を図る。

ガラス窓等	所有者 管理者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないように補強する。
自動販売機	所有者 管理者	転倒により道路に通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	所有者	倒壊等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

8 危険予想地域における災害の予防

(1) 避難計画の策定

区 分	内 容
要避難地区の指定	市長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、山・がけ崩れ及び延焼の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	市長は、避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。 また、南海トラフ臨時情報発表時における、事前避難対象地区をあらかじめ指定しておくことについては、引続き検討する。実際に臨時情報が発表された場合は、当時の気象状況や前触れ現象等を考慮して、避難の要否を検討する。
避難地、避難路の指定	市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 (1) 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 (2) 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また、必要に応じ一次避難地を指定する。

(2) 平常時に実施する災害予防措置

区 分	内 容	
避難誘導體制整備	市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、避難地、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、要配慮者等を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。	
山・がけ崩れ 危険予想地域	要避難地区のうち、山・がけ崩れ危険予想地域については、次の予防措置を講ずる。	
	山・がけ崩れ 危険予想地域図	市及び県は、協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。
	住民への 危険性の周知	市は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。
	南海トラフ地 震臨時情報	市は、南海トラフ臨時情報が発せられた場合には、国県等からの指示を受けるまでもなく、直ちに危険箇所から離れ、避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。
地震発生時	市は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難施設や避難地へ避難する等地域の実情に応じ住民のとりべき行動について周知徹底に努める。	

9 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

実施主体	内 容
市	(1) 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 (2) 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の推進 (3) 救出技術の教育、救出活動の指導 (4) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。
自主防災組織 事業所等	(1) 救出技術、救出活動の習得 (2) 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施 (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

10 要配慮者の支援

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は、共通対策編第2章第9節要配慮者支援計画に準ずる。

11 生活の確保

警戒宣言発令期間が長期化した場合及び地震災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

実施主体	内 容
市	(1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄 (2) 市内における緊急物資流通在庫調査の実施 (3) 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄 (4) 市内における緊急物資調達及び配分計画の策定 (5) 緊急物資の集積場所の選定及び運営管理等の検討 (6) 住民が実施する緊急物資確保対策の指導 (7) 給食計画の策定
市民	(1) 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄(食料、携帯トイレ、トイレ用紙等) (2) 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備 (3) 自主防災組織等を通じての助け合い運動の推進 (4) 緊急物資の共同備蓄

(2) 飲料水の確保

実施主体	内 容
市	(1) 復旧資材の備蓄を行う。 (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水対策計画を作成する。 (3) 給水タンク、トラック、ろ水機等の応急給水資機材を整備するとともに仮設水槽を設置する。
市民	(1) 家庭における貯水 ア 貯水すべき水量は、1人1日3Lを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする。 イ 貯水する水は、水道水等の衛生的な水を用いる。 ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。 (2) 自主防災組織を中心とする飲料水の確保 ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。 イ 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施して、

実施主体	内 容
	市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。 ウ ろ水機、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃料等応急給水に必要とされる資機材を整備する。

(3) 燃料の確保

実施主体	内 容
重要施設の管理者等	(重要施設の管理者等の行う措置は共通対策編第2章第13節重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画に準ずる。)

(4) 医療救護

実施主体	内 容
市	(1) 直接地域住民の生命、健康を守るため、市医療救護計画により、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。 (2) 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院は、その機能が十分発揮できるように、施設、設備、運営体制の整備を推進する。 (3) 医療救護用の資機材の備蓄及び調達計画を作成する。 (4) 救護班(DMA T等医療チーム)の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 (5) 家庭救護の普及を図る。
自主防災組織	(1) 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。 (2) 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。
市民	(1) 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医療品を準備する。 (2) 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。 (3) 献血者登録に協力する。

(5) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
市	(1) し尿処理及び防疫実施計画を作成する。 (2) し尿処分地の選定及び仮設便所の資機材を準備する。 (3) 防疫用薬品の調達計画を作成する。 (4) 住民が行う防疫の指導をする。 (5) 避難所等における健康支援活動に係る体制の整備を図る。

(6) 清掃活動

実施主体	内 容
市	(1) 被害想定に基づき、島田市災害廃棄物処理計画を定める。 (2) 住民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処置方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。

(7) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配置し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

なお、要配慮者にも配慮した配備又は準備に努めるものとする。

必要な設備及び資機材	
ア 通信機材	キ 物資の集積所
イ 放送設備	ク 仮設の小屋又はテント
ウ 照明設備(非常用発電機を含む)	ケ 仮設トイレ、ポータブルトイレ、携帯トイレ
エ 炊き出しに必要な機材及び燃料	コ 防疫用資機材
オ 給水用機材	サ 清掃用資機材
カ 救護所及び医療資機材	シ 工具類

(8) 救援・救護のための標示

区 分	内 容
公共建築物・病院の屋上への標識標示	市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上に標識を標示する。
孤立予想地域	市は、孤立するおそれがある地域について、地名標示シート、無線設備等の整備を実施、促進する。

(9) 応急住宅

区 分	内 容
供給体制の整備	市は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。
あっせん等体制の整備	市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速に対応できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

12 緊急輸送活動体制の整備

- (1) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定に基づき、応援要請や連絡調整手順を具体化しておくものとする。
- (2) 障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、あらかじめ応急復旧計画を立案するものとする。
- (3) 災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

13 災害廃棄物の処理体制の整備

- (1) 市は、島田市災害廃棄物処理計画を定める。
- (2) 災害時に発生するがれき・残骸物の処理体制の整備及び仮集積場の確保に努める。

14 公共土木施設等の復旧用資材の備蓄

市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

15 情報システムの整備

災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化及び多重化を図る。また、関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

16 緊急輸送用車両等の整備

災害時において、緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

17 文化財等の耐震対策

文化財建築物、文化財所蔵施設及び彫刻、石碑その他これらに類する文化的な物件(以下「文化財等」という。)の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害を防止するための安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。

必要な対策
(1) 文化財等の耐震措置の実施
(2) 安全な公開方法、避難方法の設定
(3) 南海トラフ地震臨時情報等発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
(4) 地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
(5) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
(6) 地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

第3章 地震防災施設緊急整備計画

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)に基づく地震対策緊急整備事業、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)に基づく地震防災緊急事業及びその他の地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第1節 地震防災施設整備方針

1 整備の目的

南海トラフ地震及び東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを推進する。

- (1) 多数の人的被害が発生するおそれのある地域における被害要因を予め除去又は軽減すること。
- (2) 地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。
- (3) 地震発生後の混乱を緩和し、救護活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

2 施設等の整備

各施設等の整備に当たっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

(1) 防災業務施設の整備

区 分	内 容
消防用施設の整備及び 消火用水対策	地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防団拠点施設、消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設及び設備の整備を図る。また、河川、農業用排水施設等の流水を消火活動に活用するなど多角的な水源の確保に必要な施設の整備を図る。
通信施設及び 情報処理 体制の整備	地震発生時並びに南海トラフ臨時情報発表時、及び東海地震警戒宣言発令時に予想される電話のふくそう、途絶に対応する情報体制の整備を図る。このため、防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備するとともに、地域衛星通信ネットワークと接続している県防災行政無線により、災害情報等を瞬時に伝達するよう努める。また、情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。さらに、住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。

(2) 地域の防災構造化

区 分	内 容
避難地の整備	市街地及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等の避難阻害の要因を解消するため、避難人口の規模に応じた避難地及び広域避難地の整備を図る。
避難路の整備	避難路について、所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。

(3) 緊急輸送路の整備

区 分	内 容
道路の整備	<p>緊急輸送ルート確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</p> <p>地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルートの多重化や代替性を考慮し、海路、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。</p> <p>緊急輸送路として、県が指定した第1次ルート(高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要路線及びアクセス道路で輸送の骨格をなす道路)、第2次ルート(第1次ルートと重要な拠点を連結する道路)及び第3次ルート(第1次及び第2次ルートと市の関連施設とを結ぶ道路及びその他の道路)並びに市が指定したルート(市道)の道路を整備し、事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。</p>
ヘリポートの整備	緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

(4) 防災上重要な建物の整備

区 分	内 容
医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
学校等施設の整備	児童、生徒の生命の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。
不特定多数が利用する公的建物の整備	教育文化施設、集会施設、スポーツレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の耐震化を図る。
庁舎、消防施設等の整備	市庁舎、消防施設等の災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。
地域防災拠点施設の整備	地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。また、地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

(5) 災害防止事業

区 分	内 容
山崩れ、地すべり等の防止	地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域(土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊)及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。

(6) 災害応急対策用施設等の整備

区 分	内 容
飲料水・電源等を確保するための施設又は設備の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管及び緊急遮断弁の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などに係る拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備、トイレ施設の整備を図る。
備蓄倉庫の整備	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。
応急救護設備等の整備	負傷者の応急救護等の救護機能を確保、強化するため、救護設備その他応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第2節 地震対策緊急整備事業計画

南海トラフ地震による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号、以下、「財特法」という。)に基づく地震対策緊急整備事業を実施する。事業の実施期間は昭和55年から令和6年度までの45年間である。

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画

南海トラフ地震及び東海地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)の規定に基づく地震防災対策の実施に関する目標として「島田市地震対策アクションプログラム2013」を位置付け、地震防災上緊急に整備すべき施設等についてこの目標に即した地震防災緊急事業を実施する。

平成8年度から令和2年度までの5次にわたる地震防災緊急事業五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を策定し、実施している。

第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえ、また、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討 静岡県版ガイドライン等を参考に、住民避難等の安全確保に関する事項や地震発生への備えに関する事項を、以下のとおり定める。

実際に南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、平素の住民生活や社会経済活動への影響を最小限にするとともに、リスクに応じた住民の安全確保措置を確実にを行うことを基本に、県の対応方針、近隣市町の動向を踏まえて、具体的な対応要領を決定する。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

I 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合、情報連絡室を設置し、危機管理課等による情報収集及び連絡活動を行うものとする。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時	情報連絡室の設置 (1) 情報の収集及び関係機関等との連絡活動 (2) 住民等への広報活動 (3) 南海トラフ地震臨時情報対策本部又は地震災害警戒本部への移行準備

Ⅱ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、南海トラフ地震臨時情報対策本部体制をとり、事態の推移を踏まえ、以下のとおり、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。

関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画及び地震対策編別紙 第1節 防災関係機関の活動に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時	南海トラフ地震臨時情報対策本部体制 (1) 気象庁、政府、県発表情報の収集伝達活動 (2) 住民等への広報活動、備えの呼びかけ (3) 備蓄物資・資機材等の確認・点検 (4) 施設の点検・安全措置の準備 (5) 社会的混乱の防止活動 (6) 物資調達準備 (7) 避難地、避難所の開設準備 (8) 県との応急対策活動の連携に関する調整 (9) 自主防災組織との連携 (10) その他必要な活動

第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項及び市の対応体制について周知するものとする。

市は、地域住民及び自主防災組織に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画及び地震対策編別紙 第2節 情報活動 第3節 広報活動に準ずる。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 市及び県がとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達、地震災害警戒本部等の設置等

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、島田市地震災害警戒本部条例(平成17年市条例第178号)及び島田市地震災害警戒本部設置運営要領(平成25年市長決裁)に基づき島田市地震災害警戒本部を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。

市の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画及び地震対策編別紙 第2節 情報活動 第3節 広報活動に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)発表時	島田市地震災害警戒本部設置 (1) 気象庁、政府、県の発表情報等の収集及び伝達 (2) 住民等への広報と備えの呼びかけ (3) 社会的混乱の防止 (4) 必要に応じ、避難指示等の避難情報の発令又は警戒区域の設定 (5) 災害が発生した場合の応急措置の準備 (6) 必要に応じ、避難地及び避難所の開設及び運営の支援 (7) 必要に応じ、避難者の生活支援 (8) 緊急輸送の準備 (9) 物資(食料、医薬品、救助資機材等)の確保準備 (10) 自衛隊等の広域応援部隊の受入調整 (11) 自主防災組織との連携 (12) 防災関係機関との連携のための調整 (13) 島田市立総合医療センター、学校、公共施設利用者等の安全確保のための措置 (14) 市道等の危険度に応じた規制、注意喚起標示 (15) その他地震防災上の措置

第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の周知

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項及び市の対応体制について周知するものとする。

市は、地域住民及び自主防災組織等に対し、日頃からの地震への備えを再確認し家庭内の安全確保の処置を実践する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

周知及び呼びかけの方法は、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画及び地震対策編別紙 第2節 情報活動 第3節 広報活動に準ずる。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市及び県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震(南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震)に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4節 避難対策等

1 基本方針

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表され、国から指示が発せられた場合に、豪雨等の当時の気象状況、それまでの一定規模の地震発生の状況、土砂災害危険区域での土砂崩落の前兆現象の有無等、科学的根拠と専門家の意見に基づき災害リスクを判断し、地元自治会等、関係者の意見を踏まえて、住民避難の要否、避難対象地域、避難のレベル(避難指示、高齢者等避難、自主避難の呼びかけ、自宅等での垂直避難等)、避難時間帯(夜間のみの場合)等を決定する。また、避難の期間は3日目、5日目を基準にその後の避難継続の要否を判断し、最大1週間程度とする。

市長は、避難指示等を発表したときは、直ちに対象区域内の住民に対して、同報無線をはじめとするありとあらゆる手段により広報し、その旨の周知徹底を図る。

なお、現行の東海地震対策としての要避難地区及び避難対象地区に相当する、土砂災害や大規模火災等のリスクを考慮した事前避難対象地域の設定及び事前避難対象地域内の住民等への自主避難の呼びかけ、避難情報の発令及び避難行動要支援者の事前避難先等については、継続検討する。

2 避難所の運営

(1) 基本方針

事前避難先は、避難を必要とする住民の親類・知人宅等を基本とするが、市は、親類・知人宅等への避難が困難な住民等のために、あらかじめ定めた施設に避難所を設置するものとする。

また、市は、住民等と避難所の運営方法などについて、あらかじめ具体的に検討・調整するものとする。

(2) 避難所の設置及び避難生活

ア 避難生活者

事前避難対象地域の住民等のうち、親類・知人宅等への避難が困難な住民等とする。

イ 設置場所

市があらかじめ定めた施設に設置するものとする。避難行動要支援者の災害応援先宿泊施設への避難については、継続検討・協議する。

ウ 設置期間

国が南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、後発地震に備え避難を継続すべきとした最大1週間とする。避難所設置後、3日目、5日目を基準にその後の避難継続の要否を判断して設置期間を決定する。

エ 避難所の運営

避難者が自ら行うことを基本とし、市は、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割等について、住民等と検討・調整を行うものとする。

第5節 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、消防機関・消防団及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- ・気象警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・事前避難対象地域を設定する場合の避難対象地域住民等の避難誘導、避難路の確保

第6節 警備対策

警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

第7節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

市等は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

5 放送

放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用にも努めるものとする。

第8節 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

第9節 交通

1 道路

- (1) 警察による南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。
- (2) 国・県が管理する道路について、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の交通対策、交通規制等の情報を収集し、住民に周知するものとする。
- (3) 市が管理する道路について、土砂災害や道路損壊のリスクに応じて、必要な交通規制や注意喚起のための標識設置を行い、通行の安全を確保するとともに、住民に周知するものとする。

2 コミュニティバス、通学・通園バスの運行

交通規制の状況に応じて、また大規模地震発生に伴う災害のリスクに応じて、運行要領の変更について委託業者等と検討し、運行の安全を確保するとともに、住民に周知するものとする。

3 航空・鉄道・乗合バス事業所の対応に関する情報収集

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の、運航規制、運行規制等の対応について、必要な情報を収集する。

第10節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合に、市が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区 分	内 容
河川保全施設	(1) 水門・樋門等について、閉鎖状況を確認し、閉鎖手段を確認する。 (2) 施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。 (3) 管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実施する。
ダム、ため池及び用水路	ダム、ため池及び農業用水路について、あらかじめ定めた者に対して所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	(1) 土砂災害監視システム等による監視体制を整える。また、土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県・自治会・社会福祉施設等の連絡体制を整える。 (2) 巨大地震発生時の土砂災害警戒情報の運用について、静岡地方気象台と確認する。
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。
市役所本庁・支所及びその他災害応急対策上重要な庁舎	市役所本庁・支所及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道水供給施設及び工業用水道施設	溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

市が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合に、市が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

この際、公共施設利用者や職員の安全確保のため、地震発生時の被害リスクを考慮し、必要に応じて一部利用制限を含めた措置を講ずる。なお、市以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

区 分	内 容
各施設が共通して定める事項	(1) 情報の伝達 (2) 必要な事業を継続するための措置 (3) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 (4) 施設及び設備等の点検、必要に応じた補強・落下防止措置 (5) 地震に備えて普段以上に警戒する措置 (6) 防災対応実施要員の確保等 (7) 職員等の安全確保
施設の特性に応じた主要な個別事項	(1) 病院 ア 耐震性等、建物の安全が確保されている施設においては、原則、営業を継続するものとする。 イ 入院患者等に対し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等を伝達する方法をあらかじめ定める。 ウ 入院患者等の状況に応じて、安全確保に向けた転院や院内の上層階への垂直避難等の準備を検討する。 エ 入院患者等に対する避難誘導の方法及び避難誘導実施責任者等、安全確保のための措置をあらかじめ定める。 オ 緊急性の低い外来診療について、一部制限することがある。 (2) 学校、幼稚園等(児童生徒等の安全確保のために必要な具体的措置について) ア 事前避難対象地域を設定した場合、ここに位置する幼稚園等、小中学校、特別支援学校、放課後児童クラブの臨時休業措置を検討する。その際、児童生徒等が在校中の場合は、安全が確保できる場所への避難誘導し、状況に応じて帰宅又は家族等への引き渡しを実施する。 イ 上記事前避難対象地域に指定されていない地域にある学校、幼稚園等については、避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。 ウ 学校、幼稚園等の窓ガラス、遊具、教具等、大規模地震に伴う損壊等により児童生徒に危害を及ぼす可能性のあるものについて、補強や使用の制限を行う。 (3) 社会福祉施設 ア 情報の伝達や避難等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用している場合が多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。 イ 要配慮者の事前避難に当たっては、避難先までの移動や、生活環境の変化などにより体調を崩すことも想定されることから、社会福祉施設に入所している要配慮者については、浸水しない上層階が同一施設にあり、かつ安全が確保される場合は垂直避難も検討するよう努める。 ウ 事前避難対象地域内にある施設は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等をあらかじめ定める。この場合において、要配慮者等の避難誘導について、配慮するものとする。

第11節 滞留旅客等に対する措置

- 1 市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅困難者支援等必要な対策を定めるものとする。
市以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を行うものとする。
- 2 沿岸部からの事前避難者を受け入れる場合の避難所の確保等、受け入れ態勢について避難元市町や関係機関との調整に基づき、必要な事項を定める。

第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の市、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を越える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災関係機関の活動

地震発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに市警戒本部との関連について定める。

1 市

区分	内 容	
市災害対策本部	市災害対策本部の設置	(1) 市長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、市災害対策本部を島田市役所に設置する。 (2) 市警戒本部から市災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
	所掌事務	(1) 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 (2) 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 (3) 消防、水防その他の応急措置 (4) 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画に基づく応援部隊等の受入 (5) 被災者の救助、救護、その他の保護 (6) 施設及び設備の応急の復旧 (7) 防疫その他の保健衛生 (8) 避難の指示又は警戒区域の設定 (9) 緊急輸送の実施 (10) 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 (11) 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携 (12) 自主防災組織との連携及び指導 (13) ボランティアの受入の調整
消防、水防機関の措置	静岡市消防局島田消防署	(1) 被害状況等の情報の収集と伝達 (2) 消火・救急・救助活動 (3) 地域住民等への避難指示の伝達 (4) 火災予防の広報
	消防団	(1) 被害状況等の情報の収集と伝達 (2) 消火活動、水防活動及び救助活動 (3) 一次避難地の安全確保及び避難路の確保 (4) 地域住民等の避難地への誘導 (5) 危険区域からの避難の確認 (6) 自主防災組織との連携、指導、支援
職員動員	職員の動員については、(資料編1-14)のとおりとする。 市災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において、災害応急対策に当たるものとする。 所属長は、地震発生後は速やかに職員の配備状況を把握するものとする。	

2 消防機関

機関名	災害応急対策として講ずる措置
静岡市消防局 (静岡市消防局島田消防署)	島田市災害対策本部と緊密な連携をとるものとする。 (1) 消防本部体制に関すること (2) 救助及び救急体制に関すること (3) 地域住民等への避難の指示の伝達 (4) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督 (5) 火災予防の広報及び火災発生時の消火活動 (6) 水防活動における救助、救急に関すること (7) 被災者の救助、救急 (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (9) 島田消防署職員は、静岡市消防職員動員実施要綱に基づき配備をする (10) その他地震災害拡大防止のための措置

3 防災関係機関

(共通対策編第1章総則第1節防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱に準ずる。)

第2節 情報活動

(共通対策編第3章 災害応急対策計画の第4節 通信情報計画に準ずる。)

第3節 広報活動

(共通対策編第3章 災害応急対策計画の第5節 災害広報計画に準ずる。)

第4節 緊急輸送活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第19節輸送計画に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、県が定める南海トラフ地震における静岡県広域受援計画による。

第5節 広域受援活動

共通対策編第3章災害応急対策計画第3節動員・応援・受援計画に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、県が定める南海トラフ地震における静岡県広域受援計画による。

市は、相互応援協定の締結に当たっては、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する5つの市と災害応援協定を締結している。

第6節 災害の拡大及び二次災害の防止活動

1 消防活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第24節消防計画に準ずる。)

2 水防活動

島田市水防計画の定めるところによる。

3 人命の救出活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第7節避難救出計画に準ずる。)

4 被災建築物等に対する安全対策

(共通対策編第3章災害応急対策計画第12節被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画に準ずる。)

5 災害危険区域の指定

(共通対策編第3章災害応急対策計画第12節被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画に準ずる。)

第7節 避難活動

(共通対策編第3章災害応急対策計画第7節 避難救出計画に準ずる。)

第8節 社会秩序を維持する活動

(共通対策編第3章 災害応急対策計画の第18節 社会秩序維持計画に準ずる。)

第9節 交通の確保対策

(共通対策編第3章災害応急対策計画第20節 交通応急対策計画に準ずる。)

第10節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の緊急物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体搜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について市、自主防災組織、市民等が実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、別に定める南海トラフ地震における静岡県広域受援計画による。

1 食料及び生活必需品等の緊急物資の確保

(共通対策編第3章 災害応急対策計画 第9節 食料供給計画及び第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画に準ずる。)

2 給水活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第11節 給水計画に準ずる。)

3 燃料の確保

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第10節衣料、生活必需品その他の物資及び燃料供給計画に準ずる。)

4 医療救護活動

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第13節医療・助産計画に準ずる。)

- 5 し尿処理
(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画に準ずる。)
- 6 廃棄物(生活系)処理
(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画に準ずる。)
- 7 災害廃棄物処理
(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画に準ずる。)
- 8 防疫活動
(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第14節 防疫計画に準ずる。)
- 9 遺体の搜索及び措置
(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画に準ずる。)
- 10 応急仮設住宅の確保
(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画に準ずる。)
- 11 ボランティア活動への支援
(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第27節 ボランティア活動支援計画に準ずる。)

第11節 学校における災害応急対策及び応急教育

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第21節 応急教育計画に準ずる。)

第12節 被災者の生活再建等への支援

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第22節 社会福祉計画に準ずる。)

第13節 市有施設等及び設備等の対策

(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第34節 県有施設及び設備等の対策計画に準ずる。)

第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

市民生活に密接な関係にある防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

区 分	内 容
水道	1 災害発生状況に応じて送水を停止する等、必要な措置を講ずる。 2 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 3 配管の仮設等による応急給水に努める。 4 医療機関、避難所等への優先的な応急給水に努める。

<p>電力 (中部電力株式会社) (中部電力パワーグリッド株式会社 島田営業所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。 2 電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。 3 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 4 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。 5 水力、原子力の各発電所は、直ちに各種装置及び施設を巡回点検し安全確保の応急措置を講ずる。
<p>ガス (島田ガス株式会社) (社団法人静岡県LPガス協会 島田金谷地区会・北榛原地区会)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。 2 都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。 3 都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。 4 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。 5 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。 6 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
<p>通 信</p>	<p>西日本電信電話株式会社 (静岡支店)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため次により必要な措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171サービスを提供する。 (3) 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 3 通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
<p>通 信</p>	<p>株式会社NTTドコモ 東海支社(静岡支店)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出しに努める。 (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。 2 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 3 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
<p>放送 (日本放送協会静岡放送局) (静岡放送株式会社) (株式会社テレビ静岡) (株式会社静岡朝日テレビ) (株式会社静岡第一テレビ) (静岡エフエム放送株式会社) (株式会社FM島田)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 2 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。 3 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。

市中金融	<ol style="list-style-type: none"> 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ相互の申し合わせを行い、次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等
鉄道 (東海旅客鉄道株式会社) (日本貨物鉄道株式会社) (大井川鐵道株式会社)	<ol style="list-style-type: none"> 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、併行社線との振替輸送等の措置を講ずる。 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
道路 (国、県、市)	<ol style="list-style-type: none"> 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。 県警察は、交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、応急復旧工事を実施する。
静岡空港	<ol style="list-style-type: none"> 空港管理者は、空港施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。 空港管理者は、空港機能を早期に確保するため、応急工事を実施する。
下水道	<ol style="list-style-type: none"> 災害発生状況に応じて下水道の使用自粛の要請等、必要な措置を講ずる。 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。 被災箇所の早期復旧に努め、被災状況に応じた運転に必要な処置を行う。

第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるもののほか、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

共通事項	災害応急対策を実施する組織の確立に関する事項 ア 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制 イ 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
	出火防止措置、消防用施設等の点検
	その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項

各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

施設・事業所	計画において定める個別の事項								
病院、診療所、スーパー等	<p>(1) 患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。</p> <p>(2) 地震に関する情報並びに避難地、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。</p> <p>(3) 病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。</p>								
石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。								
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業	利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。								
学校・幼稚園・保育所、社会福祉施設	避難地、避難路、避難誘導方法等を定める。保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮する。								
水道・下水道・電気及びガス事業	<table border="1" data-bbox="576 831 1444 1211"> <tbody> <tr> <td data-bbox="576 831 699 927">水道 (市等)</td> <td data-bbox="699 831 1444 927">水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 927 699 1023">下水道 (市等)</td> <td data-bbox="699 927 1444 1023">下水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1023 699 1117">電気</td> <td data-bbox="699 1023 1444 1117">火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 1117 699 1211">ガス</td> <td data-bbox="699 1117 1444 1211">火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置について利用者への広報を配慮する。</td> </tr> </tbody> </table>	水道 (市等)	水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。	下水道 (市等)	下水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。	電気	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。	ガス	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置について利用者への広報を配慮する。
水道 (市等)	水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。								
下水道 (市等)	下水道管の破損等による二次災害を防止、軽減するための措置を講ずる。								
電気	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。								
ガス	火災等の二次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置について利用者への広報を配慮する。								
貯木場	貯木の流出防止措置を講ずる。								

第6章 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや振興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1節 防災関係機関の活動

市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については市災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 市

区 分		内 容
市 震 災 復 興 本 部	設 置	市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めるときは、市震災復興本部(以下「市復興本部」という。)を設置する。
	市災害対策本部との併設	市復興本部は市災害対策本部と併設できる。市復興本部の運営に当たっては、市災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。
	組織及び所掌事務	市復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 (1) 市震災復興計画の策定 (2) 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 (3) 県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 (4) 静岡県震災復興基金への協力 (5) 相談窓口等の運営 (6) 民心安定上必要な広報 (7) その他の震災復興対策
市災害対策本部との調整		災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、市災害対策本部との連絡調整会議を開催する。

2 県

区 分		内 容
静 岡 県 震 災 復 興 本 部	設 置	(1) 知事は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めるときは、静岡県震災復興本部(以下「県復興本部」という。)を設置する。 (2) 県復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。 (3) 県復興本部は、静岡県災害対策本部と併設できる。県復興本部の運営に当たっては、静岡県災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。
	組織及び所掌事務	(1) 県復興本部の編成及び運営は、静岡県震災復興本部条例(仮称)及び静岡県震災復興対策本部運営要領(以下「本部運営要領」という。)の定めるところによる。

	(2) 県復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 ア 静岡県震災復興計画の策定 イ 震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ウ 国その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 エ 静岡県震災復興基金の設立及び運営管理 オ 被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保 カ 民心安定上必要な広報 キ その他の震災復興対策
防災会議の開催等	(1) 県復興本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策に係る連絡調整などを行う。 (2) 招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 (3) 防災会議は、県復興本部との調整を図るものとする。
震災復興対策会議	(1) 本部長は、復旧・復興対策を協議するため、必要に応じ、震災復興対策会議を設置する。 (2) 震災復興対策会議の構成及び運営は本部運営要領の定めるところによる。
他の都道府県に対する 応援要請	知事は、復旧・復興対策を実施するため必要があると認めたときは、他の都道府県知事とあらかじめ締結した災害時の応援に関する協定に基づき応援を要請する。

3 県警察(島田警察署)

社会秩序を維持する活動	(別紙) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策第8節及び第5章第8節に規定する社会秩序を維持する活動に準じた活動を行う。
交通の確保対策	第5章第9節交通の確保対策に準じた活動を行う。

4 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

(1) 指定地方行政機関

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
総務省東海総合通信局	ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産(普通財産)を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省静岡労働局 (島田労働基準監督署)	ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ウ 離職者の早期再就職等の促進(職業相談、雇用維持の要請等)
農林水産省関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること

	<p>エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</p> <p>オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</p> <p>カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること</p> <p>キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</p> <p>ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</p> <p>ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること</p> <p>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>	
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握	
国土交通省 中部地方整備局 (浜松河川国道事務所) (静岡河川事務所) (静岡国道事務所)	<p>ア 管轄する基盤施設(河川、道路など)が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施する。</p> <p>ウ 復旧・復興事業に関する広報を実施する。</p>	
国土交通省中部運輸局 (静岡運輸支局)	陸上輸送	<p>ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置</p> <p>イ 県からの要請に対する車両等の調達あつせん</p>
	海上輸送	<p>ア 県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請</p> <p>イ 県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請</p>
国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用を図る。</p> <p>イ 地理情報システムの活用を図る。</p> <p>ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>	
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	大津波警報、津波警報及び津波注意報の周知、津波情報、地震情報(東海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説	
環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>	
環境省 中部地方環境事務所	廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集	
防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>	

(2) 指定公共機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
日本郵便株式会社東海支社 (島田郵便局) (金谷郵便局) (川根郵便局)	<p>ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関と連携し、</p>

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
	災害予防に努める。
日本赤十字社静岡県支部	ア 義援金の募集・義援金配分委員会への参加 イ 協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会(静岡放送局)	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
中日本高速道路株式会社 (横浜支社 静岡管理事務所)	ア 管轄する基盤施設が被災した場所には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
東海旅客鉄道株式会社 (島田駅) (金谷駅) (六合駅) 日本貨物鉄道株式会社	災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。 本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。
西日本電信電話株式会社 (静岡支店) 株式会社NTTドコモ東海支社 (静岡支店)	ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOSグローブ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社(焼津支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行
中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社 (島田営業所)	ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社株式会社 セブン-イレブン・ジャパン株式会社 ローソン株式会社 株式会社ファミリーマート	ア 県からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施 イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
株式会社 セブン&アイ・ホールディングス	

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
都市ガス会社 (島田ガス株式会社)	ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
一般社団法人静岡県Pガス協会 (島田金谷地区会) (北榛原地区会)	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
大井川鐵道株式会社	ア 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
一般社団法人 静岡県トラック協会	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
土地改良区 (大井川土地改良区) (金谷土地改良区)	ア 管轄する施設(用水路、取水門、頭首工等)が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整する。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
公益社団法人静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、迅速に復旧・復興事業を行う。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を行う。

第2節 激甚災害の指定

(共通対策編第4章 復旧・復興対策の第2節 激甚災害の指定に準ずる。)

第3節 震災復興計画の策定

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

区 分	内 容
計画策定の体制	1 市長は、必要があると認めるときは、副市長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。 2 計画策定本部には、関係部長により構成する策定委員会を置き、この下部組織として所管課長で構成するワーキンググループ、地域ワーキンググループ及び部会を設置する。
計画の構成	計画は、基本方針(ビジョン)と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、市の総合計画や都市計画マスタープラン等との調整を図るものとする。
計画の公表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・県との協議	計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4節 復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

1 予算の編成

基本方針	復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。
区 分	内 容
財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 (1) 復旧・復興事業 (2) 震災復興基金への出損金及び貸付金 (3) その他
発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

基本方針	(1) 災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。 (2) 復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。
区 分	内 容
地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を

	図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 (1) 災害復旧事業債 (2) 歳入欠かん等債 (3) その他
国・県への要望	復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を国・県に要望する。

第5節 震災復興基金の設立

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ震災復興基金を設立する。

第6節 復旧事業の推進

基盤施設(道路・河川・農業用施設など公共施設等)の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

1 復旧計画の策定

基本方針	(1) 被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。 (2) そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。	
実施主体	内 容	
市	被害調査の報告	各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。
	復旧計画の策定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
	地籍調査の実施	平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。
防災関係機関	状況の把握	管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。
	復旧計画の策定	被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

2 基盤施設の復旧

基本方針	基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。	
実施主体	内 容	
市	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。

防災関係機関	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	復旧完了予定時期の明示に努める。

第7節 都市・農山村の復興

被災した市街地・農山村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、高齢者、障害のある人にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

1 都市・農山村復興計画の策定

(1) 基本方針

被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。

このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山村復興計画を策定する。

(2) 都市の復興方針を定めた都市復興計画を策定する。

2 都市の復興

基本方針	都市計画区域内の市街地・農山村が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため、震災復興都市計画行動計画に基づき復興計画を作成し、その計画に基づき市街地を復興する。	
実施主体	内 容	
市	被害状況の把握	市は各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
	建築基準法第84条による建築制限の実施	(1) 特定行政庁となる市は、緊急復興地区を対象に建築基準法第84条による建築制限区域を必要に応じ、指定する。 (2) 必要に応じ、建築制限期間を延長する。
	被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
	都市復興基本計画の策定	県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
	復興都市計画案等の作成及び事業実施	(1) 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。 (2) 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い、事業を実施する。
	復興まちづくり支援事業の実施	住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

3 農山村の復興(主に都市計画区域外)

基本方針	都市計画区域内外の農山村が被災した場合、居住環境の向上等を図る必要がある区域については、災害に強く健全な居住環境等の形成を図るため、単なる原状復旧ではなく復興を計画的に実施する。	
実施主体	内 容	
市	被害状況の把握	各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
	集落復興基本計画の作成	県の復興基本計画を踏まえ、また、県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針等を定めた集落復興基本計画を作成する。
	被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	都市計画区域に編入した地区について、被害が甚大で緊急に面的整備が必要と判断される区域を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画の作成・決定を行う。
	復興都市計画案等の作成及び実施	都市計画区域に編入した地区について、実施する事業制度等を検討する。都市計画事業等を実施する場合には、都市計画の作成・決定を行い、事業を実施する。
	集落復興計画案の作成及び実施	土木・農業・林業関係等の基盤整備事業を活用し復興を行うとした地区については、活用する事業制度等を検討し集落復興計画を作成し実施する。
	集落復興支援事業の実施	住民主体の集落復興を行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第8節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

1 恒久住宅対策

基本方針	被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。	
実施主体	内 容	
市	住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。
	県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議する。
	災害公営住宅等の供給	(1) 他の用途と調整を行い、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。 (2) 買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。 (3) 特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。
	住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

2 災害弔慰金等の支給

基本方針	震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。	
実施主体	内 容	
市	支給対象者の把握	災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
	支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき支給する。

3 被災者の経済的再建支援

(共通対策編 第4章 復旧・復興対策 第3節 被災者の生活再建支援 2 被災者の援護に準ずる。)

4 雇用対策

(1) 基本方針

厚生労働省静岡労働局、公共職業安定所と連携して、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。

(2) 相談業務の実施

雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

5 要配慮者の支援

基本方針	要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。	
実施主体	内 容	
市	被災状況の把握	災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 情報が不足している地域には補足調査を行う。 (1) 要配慮者の被災状況及び生活実態 (2) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
	一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
	福祉サービスの拡充	(1) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 (2) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 (3) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。
	健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住宅に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

6 生活再建支援策等の広報・PR

(1) 基本方針

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

(2) 生活再建支援策等の広報・PR

市の広報誌等を活用し、震災関連情報の広報・PRを行う。

7 相談窓口の設置

基本方針	被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施する総合的な相談窓口を設置する。	
実施主体	内 容	
市	相談窓口等の開設	(1) 発災後の相談ニーズに応じ相談窓口等を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。 (2) 相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。
	相談窓口等の業務の遂行	(1) 電話や面接等により、必要とされる情報を的確に提供し、様々な生活相談に対応する。 (2) 県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
	相談窓口等の閉鎖等	相談状況に応じ、相談窓口等の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

8 保険の活用

実施主体	内 容	
市	地震保険の普及促進	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

第9節 地域経済復興支援

被災地域の活性化を図り、市内に活力ある経済社会を実現するため、総合的できめ細かな経済支援策を実施する。

1 産業復興計画の策定

基本方針	経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。	
実施主体	内 容	
市	産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。	

2 中小企業を対象とした支援

基本方針	被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。	
実施主体	内 容	
市	中小企業の被災状況の把握	県が行う中小企業の被災状況調査に協力する。
	事業の場の確保	事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。
	支援制度・施策の周知	中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

3 農林業者を対象とした支援

基本方針	被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。	
実施主体	内 容	
市	農林業者の被災状況の把握	農林業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。
	支援制度・施策の周知	農林業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

基本方針	地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。	
実施主体	内 容	
市	イベント・商談会等の実施	<p>地域全体の経済活動を活性化させるため、県と連携し必要に応じ、次の施策を実施する。</p> <p>(1) イベント、プロジェクトの実施</p> <p>(2) 企業誘致促進のためのセミナー、イベントの開催</p> <p>(3) 商談会お開催等</p>
	誘客対策の実施	<p>被災観光地のイメージアップ、復興等をPRするため、県や関係団体等と連携し、必要に応じ、次の施策を実施する。</p> <p>(1) 市内における観光地の復興イベント等の実施</p> <p>(2) 市外における誘客イベント等の実施</p> <p>(3) マスコミを活用したPR</p> <p>(4) 大規模な会議等の誘致</p>

(別紙) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における市、県、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第4-2章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。)

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定した時(以下「注意情報発表時」という。)から、警戒宣言が発令されるまでの間もしくは東海地震注意情報が解除されるまでの間又は警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間もしくは警戒解除宣言が出されるまでの間において、市、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることもありうることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難等の時間を要する応急対策の準備行動等とし、その実施に当たっては、市、防災関係機関等は、できる限り住民等の日常の社会生活や経済活動が維持・継続できるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や東海地震予知情報の内容に応じて対策の進め方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1節 防災関係機関の活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

1 市

【東海地震注意情報発表時等】

区 分	内 容
防災体制の確保	<p>東海地震注意情報が発表されたとき市職員は、島田市役所等のあらかじめ指定された場所に参集して市地震災害初動対応本部(以下「初動対応本部」という。)を設置して防災体制を確保し、東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施する。また、必要に応じて市地震災害警戒本部(以下「市警戒本部」という。)を迅速に設置できるよう準備する。</p> <p>なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、あらかじめ定められた職員は島田市役所等に参集し、市地震災害情報連絡室(以下、「情報連絡室」という。)を設置し、情報の収集・伝達及び連絡体制を確保する。</p>
主な業務内容	<p>東海地震注意情報発表時に実施する主な内容は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有化 (2) 東海地震注意情報発令時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 (3) 東海地震応急対策活動要領に基づく応援部隊の活動拠点の開錠等開設準備 (4) 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措置の準備 (5) 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 (6) 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 (7) 物資等の調達協定締結者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 (8) 消防職員の参集等防災体制の確保、消防団員の連絡体制の確保

	<p>(9) 避難地への職員派遣、必要に応じて要配慮者等の避難のための避難所の開設</p> <p>(10) 救護所開設に備えた指定要員の参集、資機材等の点検等</p> <p>(11) 物資集積所の開設に備えた資機材等の点検等</p> <p>(12) 市警戒本部の設置準備</p> <p>(13) 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携</p> <p>ア 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。</p> <p>イ 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を島田警察署に要請する。</p> <p>ウ 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>(14) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</p>
消防機関の措置	<p>(1) 静岡市消防局島田消防署及び消防団本部は、職員・団員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等</p> <p>(2) 消防団員の連絡体制の確保</p> <p>(3) 必要に応じて住民等の避難誘導</p>

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
市 警 戒 本 部	市長は、警戒宣言が発せられたときは、市警戒本部を設置する。
	<p>(1) 警戒宣言の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携</p> <p>ア 市警戒本部に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。</p> <p>イ 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を島田警察署に、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対する指示等を県・県警察本部等にそれぞれ要請する。</p> <p>ウ 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>(3) 避難指示又は警戒区域の設定</p> <p>(4) 消防職員、団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備</p> <p>(5) 消防、水防等の応急措置</p> <p>(6) 避難者等の救護</p> <p>(7) 緊急輸送の実施</p> <p>(8) 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊の先遣部隊の受入</p> <p>(9) 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備</p> <p>(10) 自主防災組織活動の指導、連携</p> <p>(11) 避難所の開設、避難所運営支援、避難所及び避難地での避難住民への情報伝達</p> <p>(12) 救護所開設の準備、救護所要員の呼集</p> <p>(13) 物資集積所の開設準備</p> <p>(14) 市対策本部の設置準備</p> <p>(15) その他地震防災上の措置</p>
消防機関の措置	<p>島田 静岡市 消防署</p> <p>市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 情報の収集と伝達</p> <p>(2) 消火活動、救助活動の出動体制の確保</p> <p>(3) 地域住民への避難指示の伝達</p> <p>(4) 出火防止のための広報</p>
	<p>消防団</p> <p>市警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 情報の収集と伝達</p> <p>(2) 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立</p> <p>(3) 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施</p> <p>(4) 水利の確保(流水の堰止め等を含む。)</p> <p>(5) 住民の避難誘導</p> <p>(6) 水防資機材の点検、配備及び確保準備</p> <p>(7) 警戒区域からの避難確保のパトロール</p> <p>(8) 救助用資機材の確保準備</p> <p>(9) その他状況に応じた防災、水防活動</p>

2 県

【東海地震注意情報発表時等】

区 分	内 容
防災体制の確保	<p>東海地震注意情報が発表されたときは、知事は、静岡県地震災害警戒本部等運営要領(昭和54年11月14日施行)(以下「県警戒本部等運営要領」という。)に基づき、指定した参集先に職員を参集させ、静岡県地震災害警戒本部(以下「県警戒本部」という。)及び方面本部の設置の準備並びに地震防災応急対策の円滑な実施のための準備事務等に従事させる。</p> <p>なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集させ、県警戒本部等運営要領の定める情報収集体制により、情報収集・伝達及び連絡体制を確保させる。</p>
主な業務内容	<p>東海地震注意情報発表時において実施する主な業務は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、市町や防災関係機関等との情報の共有 (2) 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 (3) 備蓄物資・資機材等の確認・点検、必要に応じて施設等の点検安全措置の準備 (4) 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置 (5) 市町及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整 (6) 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画による応援の準備要請及び受入準備 (7) 物資等の調達協定者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請 (8) 必要に応じて市町等への職員の派遣 (9) 県警戒本部の設置準備 (10) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

【警戒宣言発令時】

県警戒本部	知事は、警戒宣言が発せられたときは、県警戒本部を設置する。
組織及び所掌事務	<ol style="list-style-type: none"> (1) 県警戒本部、県警戒本部の方面本部(以下「方面本部」という。)の編成及び運営は、静岡県地震災害警戒本部条例(昭和54年県条例第30号)及び県警戒本部等運営要領の定めるところによる。 (2) 県警戒本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。なお、方面本部管内の範囲で対策実施又は調整できる事務は、方面本部において対処する。 <ol style="list-style-type: none"> ア 警戒宣言、その他地震防災上必要な情報の収集及び伝達、市町や防災関係機関との情報の共有 イ 地震防災応急対策上必要な広報 ウ 緊急輸送の実施又は調整 エ 災害発生に備えた食料、医薬品等の確保準備 オ 社会秩序を維持する活動 カ 市町及び防災関係機関が実施する地震防災応急対策の連絡調整 キ 南海トラフ地震における静岡県広域受援計画による応援の受入準備及び調整
国の現地警戒本部との連携	国の地震災害警戒本部が設置され、現地警戒本部が置かれた場合は、県警戒本部は、当該現地警戒本部との連携を図り、適切な地震防災応急対策を実施する。

3 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時等】

区 分	内 容
防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。

応急対策の内容	<p>東海地震注意情報発表時の応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとし、その具体的な内容については各々の防災業務計画書等に定める。</p> <p>(1) 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市との情報の共有</p> <p>(2) 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報</p> <p>(3) 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施</p> <p>(4) 利用者等の社会的混乱を防止する活動</p> <p>(5) 市及び県が実施する応急対策の連絡調整</p> <p>(6) 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備</p> <p>(7) その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</p>
---------	--

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
総務省東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理
財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
農林水産省関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導
農林水産省関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
国土交通省 中部地方整備局 (浜松河川国道事務所) (静岡河川事務所) (静岡国道事務所)	ア 施設対策等 (ア) 河川管理施設等の対策等 (イ) 道路施設対策等 (ウ) 営繕施設対策等 (エ) 電気通信施設等対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報
国土交通省中部運輸局 (静岡運輸支局)	ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導 イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達 ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請 エ 海上保安部と協力して海運事業者の応急措置の実施指導
国土地理院中部地方測量部	関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報 イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説 ウ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、速やかに気象庁に報告し、適切な措置を講ずること

(2) 指定公共機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
日本郵便株式会社東海支社 (島田郵便局) (金谷郵便局) (川根郵便局)	ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導 イ 郵便業務の取扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報 ウ 郵便局、施設等の被災防止

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
日本赤十字社静岡県支部	ア 医療救護班の派遣準備 イ 血液製剤の確保及び供給の準備 ウ 救護物資の配布準備 エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 地震に関する情報の迅速な伝達 イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送
中日本高速道路株式会社 (横浜支社静岡管理事務所)	ア 警戒宣言等の伝達 イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検
東海旅客鉄道株式会社 (島田駅・金谷駅・六合駅) 日本貨物鉄道株式会社 (静岡支社)	ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ 列車の運転規制 ウ 旅客の避難、救護 エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
西日本電信電話株式会社 (静岡支店) 株式会社NTTドコモ東海支社 (静岡支店)	ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施 イ 防災関係機関の重要通信の優先接続 ウ 地震発生時に備えた資機材、人員の確保及び配置
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパングスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送
日本通運株式会社(焼津支店) 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	防災関係機関の要請に基づき緊急輸送の確保
中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社 (島田営業所)	ア 営業所及び電力センター等に地震災害警戒本部(非常災害対策本部)の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支社並びに協力会社等に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人 日本建設業連合会中部支部 一般社団法人 全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会 (一般社団法人島田市医師会) (榛原医師会) 一般社団法人静岡県歯科医師会	ア 医療救護活動のための救護班(医師、薬剤師等)の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備

(社団法人島田市歯科医師会) (榛原歯科医師会) 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 (島田薬剤師会) (榛原薬剤師会)	
都市ガス会社 (島田ガス株式会社)	ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報 イ 施設の点検等災害予防措置
社団法人静岡県LPガス協会 (島田金谷地区会) (北榛原地区会)	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
大井川鐵道株式会社	ア 警戒宣言の伝達 イ 列車の運転規制 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社 株式会社FM島田	ア 報道特別番組の編成 イ 警戒宣言、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 ウ 知事の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
社団法人静岡県トラック協会 社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
土地改良区 (大井川土地改良区) (金谷土地改良区)	ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ 緊急点検

第2節 情報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、県、市及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

1 市

区分	内容
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	<p>(1) 県から通知される東海地震に関する情報の受理は、次のとおりとする。</p> <p>ア 東海地震注意情報の受理は、勤務時間内外に関わらず、情報連絡室において行うものとする。</p> <p>イ 警戒宣言の受理は、初動対応本部において行うものとする。なお、市警戒本部設置後においては、市警戒本部において受理するものとする。</p> <p>(2) 東海地震注意情報、警戒宣言は、同時通報用無線、市ホームページ、SNS、LINE、防災メール配信システム、広報車両、FM島田・テレビ報道、自治会等を通じた個別連絡等により周知徹底を図るものとする。この際、警戒宣言が発せられたときは、直ちに地震防災信号(サイレン)を用いて、地域住民等に伝達するものとする。</p>

区 分	内 容
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	<p>東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を定めておくものとする。</p> <p>消防団員、自治会・自主防災組織等の構成員の中から地域における情報収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集にあたるものとする。</p> <p>情報の種類の主なものは、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難の状況 (2) 交通機関の運行及び道路交通の状況 (3) 防災関係機関の東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 (4) ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 (5) 情報の変容、流言等の状況 (6) 住民生活、社会・経済活動等の状況 (7) 避難指示又は警戒区域の設定(地震防災応急対策実施時のみ) (8) 消防職員・団員等の配備命令(地震防災応急対策実施時のみ) (9) 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等(地震防災応急対策実施時のみ)
県警戒本部等に対する報告	<p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等への報告は、方面本部を通じて情報広報実施要領に定める項目について、速やかに行うものとする。</p> <p>その主なものは、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難の状況 (2) 市において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

2 県

区 分	内 容
東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	<ol style="list-style-type: none"> (1) 消防庁から通知される東海地震注意情報、警戒宣言の受理は消防防災無線電話(地上回線、衛星回線)又は有線電話により、気象庁(静岡地方気象台)から通知される東海地震注意情報及び警戒宣言の受理は防災情報提供システム又は有線電話・FAX(防災行政無線電話)により、県警戒本部設置前は危機管理局において、県警戒本部設置後は県警戒本部において受理する。 (2) 市町及び防災関係機関に対する情報の伝達は主として県防災行政無線によって行う。伝達のルートは、県があらかじめ定める大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領(以下「情報広報実施要領」という。)による。 (3) 東海地震注意情報、警戒宣言等は、報道機関の協力を得て周知徹底を図る。
地震防災活動に関する情報の収集等及び伝達	<p>東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震応急対策を迅速かつ効率的に実施するための情報収集及び伝達は県防災行政無線等によって行う。</p> <p>収集及び伝達すべき情報の種類、優先順位、取扱い部局等については情報広報実施要領に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 避難指示の状況 (2) 避難の状況 (3) 市町及び防災関係機関の東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況 (4) 住民生活、社会・経済活動等の状況 (5) 交通機関の運行及び道路交通の状況 (6) ガス、水道、電気等生活関連施設の運営状況 (7) 市町からの要請及び防災関係機関への要請

区 分	内 容
国の現地警戒本部等に対する報告	東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから警戒宣言が解除されるまで又は東海地震が発生するまでの間において、県警戒本部等から次の事項について、その状況を逐次報告する。 (1) 避難の状況 (2) 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
防災関係機関の有機的連携の推進	(1) 放送協定に基づく報道関係機関の情報伝達 あらかじめ締結した放送協定による県等からの要請に基づき、日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、県民の的確な応急対応を促すため、東海地震注意情報の発表・警戒宣言発令等、交通機関の運行状況や道路の交通規制状況等の正確・迅速な情報伝達を実施する。 (2) 県と市の情報連絡の基本ルート及び情報活動の緊密化 情報の収集及び伝達は、県警戒本部等と方面本部、方面本部と市警戒本部等各相互間のルートを基本とし、警察署及び関係機関との緊密な連携のもとに行う。 東海地震注意情報が発表された時及び東海地震予知情報(警戒宣言)が発令された時は、情報活動の緊密化のため、警察署は方面本部(同所を管轄する警察署のみ)及び市警戒本部等に警察官を派遣するものとし、方面本部も必要に応じて職員を市警戒本部等へ派遣する。

3 防災関係機関

区 分	内 容
東海地震予知情報等の収集及び伝達	県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報等の受理については、受信方法、受領者を別に、あらかじめ県に届けるものとする。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	(1) 収集方法 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。 (2) 県警戒本部への報告 情報広報実施要領に定める項目について、速やかに報告するものとする。

第3節 広報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに市民が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮するものとする。

1 市

区 分	内 容
広報事項	東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報すべき事項は県に準ずるものとし、特に重要な広報事項については、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。 主な広報事項は、次のとおりである。 (1) 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味 (2) 主な交通機関運行状況及び道路交通情報 (3) 家庭において実施すべき防災対策 (4) 自治会、自主防災組織等に対する防災活動の要請
広報実施方法	(1) 同時通報用無線、市ホームページ、SNS、防災メール配信システム、広報車両、FM島田・テレビ等の報道機関等 (2) 自治会、自主防災組織等を通じての連絡 (3) 県に対する広報の要請

2 県

区 分	内 容	
広報事項	<p>県は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、県民等に対し、民心安定及び地震防災活動上広報すべき事項については、その文案、優先順位を情報広報実施要領に定め、これに基づき報道関係機関と事前に協定を締結し、防災関係機関との連携を密にして適切迅速な広報を行うものとする。</p>	
広報実施方法	<p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て一元的に行い、その方法は、ラジオ、テレビを中心として次の広報媒体によって行う。</p>	
	ラジオ放送	NHK、SBS(静岡放送)、K・MIX(静岡エフエム放送)
	テレビ放送	NHK、SBS(静岡放送)、SUT(テレビ静岡)、SATV(静岡朝日テレビ)、SDT(静岡第一テレビ)
	その他の 広報媒体	印刷媒体 県政記者会加盟の日刊紙、その他の印刷物 その他の 媒体 同時通報用無線、有線放送、道路情報提供装置、 県ホームページ、SNS
市からの 広報要請の処理	<p>東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部等は、市からの広報の要請があった場合は、報道機関等の協力を得てこれを処理するものとし、市の県に対する広報の要請には、広報文案を添えるものとする。</p>	
県民からの問い 合わせ等の処理	<p>東海地震注意情報・東海地震予知情報・警戒宣言等の内容や意味、公共交通機関やライフラインの状況、家庭内の防災対策等の問い合わせに対応するため、県民サービスセンターに窓口を設置する。</p>	

3 防災関係機関

区 分	内 容	
広報事項	<p>防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、住民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。</p> <p>広報する事項の主なものは、次のとおりである。</p> <p>(1) 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況</p> <p>(2) 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況</p>	
広報実施方法	<p>広報は、各防災関係機関の責任において報道機関等の協力を得て行う。この場合、市と連携を密にするものとする。</p>	

4 地域住民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

地域住民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

情報源	情報内容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言
ラジオ、テレビ	(1) 臨時調査情報 (2) 東海地震注意情報 (3) 東海地震予知情報(警戒宣言含む) (4) 交通機関運行状況 (5) 地域の情報・指示・指導等
同時通報用無線、FM島田、広報車	(1) 臨時調査情報 (2) 東海地震注意情報 (3) 警戒宣言 (4) 市域内の情報、指示、指導等

情報源	情報内容
携帯電話、スマートフォン	(1) 臨時調査情報 (2) 東海地震注意情報 (3) 警戒宣言 (4) 緊急地震速報
自治会、自主防災組織等を通じての連絡	(1) 臨時調査情報 (2) 東海地震注意情報 (3) 警戒宣言 (4) 市からの指示、指導、救助措置等
サイレン	警戒宣言が発せられたことの伝達
防災メール配信システム	(1) 東海地震注意情報 (2) 警戒宣言 (3) 東海地震予知情報及び震度に関する情報 (市内において震度4以上の場合)
市ホームページ、SNS、LINE等	(1) 臨時調査情報 (2) 東海地震注意情報 (3) 警戒宣言地域の情報・指示・指導等

第4節 自主防災活動

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言発令時から地震が発生するまで又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、自治会・各自主防災組織等が行う対策活動を定める。

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

準備的措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会・自主防災組織等の役員等の所在確認等の連絡体制の確保 2 警戒宣言発令時の地区対策本部又は自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認 3 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ 4 住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ 5 東海地震注意情報発表時に、山がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合にあっては、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。 なお、避難の実施に当たっては、市や避難地の施設管理者等と十分な連携を確保する。
-------	--

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
自治会、自主防災組織等の地区対策本部の設営	地区の活動・救援拠点として、自治会、自主防災組織等の地区対策本部を開設する。(対策本部開設の単位は、地区の特性・実情に応じて、地区ごとに決定する。)
情報の収集・伝達	<ol style="list-style-type: none"> 1 市からの警戒宣言等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 2 警戒宣言等をテレビ、ラジオ、市ホームページ等で入手するように努める。 3 応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。

区 分	内 容	
地区住民の所在・安否確認	住民(世帯)台帳等を活用し、地区住民の所在(安否)確認を行う。この際、民生委員・児童委員又は地域包括支援センター等と連携し、地区内の避難行動要支援者の状況を把握する。	
初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。	
防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。	
家庭内対策の徹底	次の事項について、各家庭へ呼びかける。	
	家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。
	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。
	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火気はできる限り使わない。
	備蓄食料・飲料水の確認	備蓄食糧及び飲料水を確認する。
病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。	
避難活動	避難行動	<p>(1) 山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市長は避難指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させる。避難状況を確認後市に報告する。</p> <p>(2) 避難行動要支援者については、必要な場合には、自主防災組織において市の避難地又は地区の避難地(耐震性があり落下防止対策等の措置を講じてある建物内を含む。)まで搬送する。</p> <p>(3) 山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区(警戒宣言が発せられた時に市長の避難指示の対象となる地域)で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難地等まで避難する。</p> <p>(4) 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。</p>
	避難生活	<p>(1) 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。</p> <p>(2) 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。</p> <p>(3) 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市と連絡を取り、その確保に努める。</p>
社会秩序の維持	<p>(1) ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。</p> <p>(2) 生活物資買占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。</p>	

第5節 緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため、必要な車両、人員、機材等の確保について定める。

地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

1 市及び防災関係機関

区 分	内 容
緊急輸送対象の基本方針	(1) 市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。 (2) 市は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要求するものとする。 (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資については、県に準ずる。
防災関係機関	地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

2 県

区 分	内 容						
緊急輸送対象の基本方針	(1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。 (2) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。 (3) 警戒宣言発令後相当期間が経過し、県内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ国の現地警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。						
緊急輸送の対象となる人員、物資等	(1) 防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に要する最小限の資機材 (2) 緊急の処置を要する患者、避難行動要支援者等 (3) その他 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。 ア 食料 イ 日用品等 ウ その他緊急に輸送を必要とするもの						
輸送体制の確立	(1) 輸送の方法 <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>陸上輸送</td> <td>緊急輸送路により必要な輸送を行う。 国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に県警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。</td> </tr> <tr> <td>海上輸送</td> <td>原則として海上輸送は行わないものとする。</td> </tr> <tr> <td>航空輸送</td> <td>県等のヘリコプターによるほか、国の現地警戒本部又は関係省庁に対し、航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。</td> </tr> </tbody> </table> (2) 輸送手段の確保 次により、輸送手段の確保を図る。 ア 県有車両の活用 イ 民間車両等の借上げ ウ 輸送手段確保のための国への協力要請 エ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請	陸上輸送	緊急輸送路により必要な輸送を行う。 国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に県警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。	海上輸送	原則として海上輸送は行わないものとする。	航空輸送	県等のヘリコプターによるほか、国の現地警戒本部又は関係省庁に対し、航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。
陸上輸送	緊急輸送路により必要な輸送を行う。 国等からの応援活動を円滑に実施するため、県境等に県警戒本部方面本部指令班交通誘導係の要員を派遣する。						
海上輸送	原則として海上輸送は行わないものとする。						
航空輸送	県等のヘリコプターによるほか、国の現地警戒本部又は関係省庁に対し、航空輸送を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。						

緊急輸送の調整	市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは県警戒本部において調整を行う。 この場合、次により調整することを原則とする。	
	優先順位	内 容
	第1順位	県民の生命の安全を確保するため必要な輸送
	第2順位	防災活動要員、緊急物資等地震防災応急対策を実施するため必要な輸送
	第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送

第6節 自衛隊の支援

警戒宣言が発せられた場合、市長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。

区 分	内 容
派遣要請範囲 県の現地警戒本部等に対する要請	市長は、知事に対し次の事項を示して自衛隊の派遣要請を行う。 1 派遣を希望する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項
地震防災 派遣部隊の受入	市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入態勢をとる。 自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県警戒本部中部方面本部との連絡調整を行う。

第7節 避難活動

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者(以下「避難実施等措置者」という。)は、警戒宣言が発せられたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

なお、東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、市や自治会・町内会、避難地等の施設管理者等と十分調整の上、避難行動要支援者等(介護者も含む)の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本とすべき事項を示す。

1 避難対策

区 分	内 容	
基本方針	<p>(1) 市が、市地域防災計画において明らかにした、山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言発令時に避難指示の対象となる地域(以下「避難対象地区」という。)の住民等は、警戒宣言が発せられたときは、速やかに危険予想地域以外のあらかじめ定めた避難地へ避難する。</p> <p>また、東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区(資料編7-1を準用する。)のうち、避難地までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち避難行動要支援者等(介護者等を含む)に限り、市の避難地又は地区の避難地(耐震性があり落下防止対策等の措置を講じてある建物内を含む。)に避難を促すことがある。</p> <p>(2) 避難対象地区の住民等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。</p> <p>ただし、山間地で避難地までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(3) 避難地では、自主防災組織の単位で行動するものとする。</p> <p>(4) 避難誘導や避難地での生活にあつては、要配慮者等に配慮するものとする。</p> <p>(5) その他の地域の住民等は、原則在宅避難(努めて2階以上に移動)とし、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要な場合、自治会や自主防災組織が定める地区の避難地(安全な空地等)へ避難する。</p>	
避難のための指示	避難指示の基準	市長は、警戒宣言が発令されたときは、原則として避難指示を行うものとする。
	避難指示の伝達方法	市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民等に対し、同時通報用無線、市ホームページ、SNS、LINE、防災メール配信システム、広報車両、FM島田・テレビ等の報道機関等により避難の指示を伝達するものとする。また、警察官に対し、避難指示の伝達について協力を要請するものとする。 なお、市は、必要に応じ避難の指示に関する放送を県に依頼する。
	避難についての周知事項	市、静岡市消防局島田消防署及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 東海地震注意情報が発表されたときは、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあつては、避難行動要支援者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発令された時は、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 (1) 避難対象地区の地区名 (2) 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 (3) 避難経路及び避難先 (4) 避難する時期 (5) 避難行動における注意事項(携行品、服装等)
警戒区域の設定	警戒区域設定対象地域	市は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災対法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき地域をあらかじめ選定し、前記の避難についての周知事項に準じて周知を図る。
	警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法	市は、警戒宣言が発せられたときは、速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入り禁止の措置をとる。市長は、警察官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに、可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するように努める。
避難の方法	地域住民の避難	市の避難地及び自主防災組織が定めた避難地等に避難するものとする。この場合も、地区内で決めた安全な場所(地区の集合場所等)に集合し、ここで人員等を確認し、まとまって避難地等に移動する。

区 分	内 容	
病院、旅館、ホテル、観光施設等の不特定多数が出入りする施設の避難		<p>(1) 施設等の管理者は、建物の耐震性等を考慮し、必要に応じてあらかじめ施設等の周辺の安全な場所を避難地と定め、その場所及び避難路等を施設利用者に事前に周知徹底する処置を取るとともに、従事者に所要の訓練を実施するものとする。市が定めた避難地を避難先とする場合は、あらかじめ市長と協議する。</p> <p>(2) 避難の実施に当たっては、管理者及び従業員が安全に避難誘導するものとし、また管理者は可能な限り避難地での食料、飲料水、寝具の供給又はあっせんを行うものとする。</p>
保育園、幼稚園、学校の避難		<p>(1) 児童・生徒等は、あらかじめ定めた方法により保護者へ引き渡す。</p> <p>(2) 引渡しが出来ない生徒等については、校（園）内の適切な場所に避難させるものとする。</p>
避難計画の作成	<p>各地区の避難所運営組織の代表者又は多数の入所者・利用者を有する施設管理者等は、避難所・避難地の施設管理者等と十分に調整を図り、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。</p> <p>避難計画の策定に当たっては、要配慮者の避難誘導、避難所・避難地での生活等に配慮するものとする。</p>	
避難状況の報告	<p>(1) 市は、自治会・自主防災組織等、現地避難地(所)班職員又は避難地の施設管理者等から直接に、又は島田警察署を通じて、次に掲げる避難状況の報告を求める。</p> <p>ただし、避難対象地区以外の地域にあっては、原則として、次のイに関する報告を求めないものとする。</p> <p>ア 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。</p> <p>(ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。)</p> <p>(イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置</p> <p>(ウ) 市に対する要請事項</p> <p>イ 避難の完了に関する報告—避難完了後、速やかに行う。</p> <p>(ア) 避難地・避難所名</p> <p>(イ) 避難者数</p> <p>(ウ) 必要な救助・保護の内容</p> <p>(エ) 市に対する要請事項</p> <p>(2) 市は、避難状況について県へ報告する。</p>	

2 避難所等の設置及び避難生活

区 分	内 容	
基本方針	市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、島田市避難所運営マニュアルや避難地・避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自治会・自主防災組織等、避難所運営組織及び学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。	
避難所・避難地の設置及び避難生活	避難生活者	避難地、避難所で避難生活をする者は、山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者とする。
	設置場所	(1) 山・がけ崩れの危険のない地域に避難地を設置する。 (2) 避難地は、原則として公園、学校グラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも避難地を設置することができる。 (3) 避難所は、原則として政令で定める基準に適合する学校(体育館)等の公共施設その他の施設を避難として設置する。
	設置期間	(1) 避難地の設置期間は、警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで又は地震が発生し避難所が設置されるまでとする。避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。 (2) 避難所の設置期間は、以下のとおりである。 ・避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させる期間 ・自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させる期間
	避難所等の運営	(1) 避難所等の運営は、避難者で構成する避難所運営組織が行い、自主防災組織、学校等施設の管理者及び市は、これに協力するものとする。 平時においては、自主防災組織等での協議により、避難所運営組織を編成し、学校等施設の管理者及び市の協力を得て、避難所等の運営に必要なマニュアル等を整備しておくものとする。避難実施時には学校等施設の管理者及び市と連携して、避難所等を開設するものとする。 (2) 市は、避難所に避難所の運営等の支援を行うために必要な市職員を配置する。また、避難所の安全確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。 (3) 避難所の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシー等の確保等に配慮するものとする。 (4) 避難所運営組織は、避難地の運営に関して役割分担を確立し、避難者が相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るように努める。

第8節 社会秩序を維持する活動

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、市民的確な防災対策を促進する。

区 分	内 容
予想される混乱	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震に関する流言 2 帰宅者による道路の混乱 3 電話のふくそう 4 避難による混乱 5 自動車による道路交通の混乱 6 買出し、旅行者等の混乱
市の実施事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、警察の情報等により、各種の混乱が生ずるおそれがあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、市民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。 2 東海地震注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、市警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。 3 生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、県に対し静岡県消費生活条例(平成11年県条例第35号)に基づき、特定生活物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する等の措置を要請する。
島田警察署の実施事項	<p>警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられた時に次の行動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。 2 犯罪情報の収集を行う。 3 駅、生活物資集積場等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。 4 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。 5 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。 6 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。 7 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。

第9節 交通の確保活動

警戒宣言発令時の陸上交通、航空交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係る緊急輸送を確保するため、車両、航空機又は歩行者に対し、必要な交通規制を実施する。

東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

1 陸上交通の確保対策

(1) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	<p>ア 走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、ラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。</p> <p>イ 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。</p>
警戒宣言発令時	<p>ア 走行中の車両は、次により行動する。</p> <p>(ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動する。</p> <p>(イ) 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。</p>

	<p>やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしない。</p> <p>(ウ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。</p> <p>イ 避難のために車両を使用しない。</p>
--	--

(2) 交通規制の方針

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	<p>東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。</p> <p>イ 警戒宣言が発令後の交通規制についてあらかじめ情報提供を行い、混乱防止に努める。</p> <p>ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートを選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による通行規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。</p>
警戒宣言発令時	<p>警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 強化地域内における一般車両の運行は極力抑制する。また、強化地域内への流入は極力制限し、強化地域外への流出は交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。</p> <p>イ 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図るための交通規制を実施する。</p> <p>ウ 東名高速道路及び新東名高速道路については、一般車両の強化地域への流入を制限するとともに強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。</p> <p>エ 広域交通規制対象道路については、必要な交通規制又は指導を行うとともに自動車利用の抑制を図る。</p> <p>オ 交通規制に際しては、警察庁、管区警察局、県警察本部、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。</p>

(3) 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発せられた場合、大震法第24条の規定に基づき、次の交通規制を実施し、避難路及び緊急交通路を確保する。

区 分	内 容
県内への一般車両の流入制限	<p>隣接県境の主要道路においては県内へ流入する車両(軽車両を除く。)のうち、大規模地対策特別措置法第24条に規定する緊急輸送に従事する車両(以下この編において「緊急輸送車両」という。)以外の車両を極力制限する。</p> <p>この場合県外への流出については交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。</p>
市内における車両の走行抑制	<p>市内における一般車両の走行は極力抑制する。</p>
広域交通規制	<p>ア 警察庁が制定した南海トラフ地震発生時の交通規制計画の緊急交通路指定予定路線において、必要な交通規制を実施する。</p> <p>イ 緊急交通路指定予定路線は、次のとおりである。</p> <p>新東名高速道路、東名高速道路、東富士五湖道路、東駿河湾環状道路、国道138号バイパス、西富士道路</p>

区 分	内 容	
緊急交通路等を確保するための措置	緊急交通路等については、各インターチェンジ等において交通検問所を設置し、緊急輸送車両以外の通行を禁止する。	
	路線	検問所設置場所
	新東名高速道路	長泉沼津IC、新富士IC、新清水IC、清水いはらIC、新静岡IC、藤枝岡部IC、島田金谷IC、森掛川IC、浜松浜北IC
	東名高速道路	御殿場IC、裾野IC、沼津IC、浜松西IC、三ヶ日IC
	東富士五湖道路	須走IC
	東駿河湾環状道路	三島塚原IC、三島萩IC、長泉IC、沼津岡宮IC
	国道138号バイパス	仁杉IC、ぐみ沢IC
西富士道路	広見IC、小泉若宮交差点	

(4) 緊急輸送車両の確認等

緊急車両の確認は、大震法第21条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。

確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。

これらの届出及び確認の手続き等については別に定める。

2 航空交通の確保対策

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	<p>空港管理者は、警戒宣言が発令された場合に適切な対応が図られるよう、次に掲げる措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 空港の運用は、継続する。 (2) 空港利用者及び空港施設内事業者に対して、東海地震注意情報が発表された旨を伝達する。 (3) 警戒宣言が発令された場合に速やかな空港の運用休止が行えるように、要員の確保、緊急車両及び保安車両の点検整備、工事の中止、火気取扱いの原則中止など必要な措置を講ずる。
警戒宣言発令時	<p>空港管理者は、警戒宣言が発令された場合は、次の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 緊急輸送等の機能を除き、航空機の離着陸の原則禁止等の制限を行うとともに、空港への入場制限等を実施し、緊急輸送等の機能を確保する。 (2) 空港利用者及び空港施設内事業者に対して、警戒宣言が発令された旨を伝達するとともに、公共交通機関の運行停止等の情報を提供する。

第10節 地域への救援活動

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品などの必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫及びその他の保健に関する活動又はその準備について定める。

東海地震注意情報発表時においては、市及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

準備的措置	<p>1 市は、緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備態勢の確保を要請する。</p> <p>2 市は、緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。</p> <p>3 市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。</p> <p>4 市は、医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。</p> <p>5 市は、航空搬送拠点の立上の準備等、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。</p> <p>6 市民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。</p>
-------	---

【警戒宣言発令時】

1 食料及び日用品の確保

(1) 調達方針

ア	警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災組織等による自助努力によって確保することを基本とする。
イ	市の緊急物資の供給は、アを補完するものとして、その供給は、原則として有償とする。
ウ	住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。

(2) 市及び防災関係機関がとる措置

実施主体	内 容
市	<p>ア 山・がけ崩れ等危険予想地域住民で非常持出しができなかった者や市外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達して、配分する。</p> <p>イ 県に対する緊急物資の調達あっせんの要請を行う。</p> <p>ウ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。</p> <p>エ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて、開設する。</p>
自主防災組織及び市民	<p>自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等緊急物資確保のための措置を実施する。</p> <p>また、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。</p>

(3) 調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要な緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則とするが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は、県に対して緊急物資の調達を要請する。

2 飲料水等の確保

市及び市民は地震発生後における飲料水等を確保するため、次の事項を実施する。

実施主体	内 容
市	<p>(1) 市民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。</p> <p>(2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。</p> <p>(3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。</p> <p>(4) 応急復旧体制の準備をする。</p>
市民	<p>(1) 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。</p> <p>(2) 自主防災組織の給水班を中心として、応急給水資機材を点検する。</p>

3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び廃棄物処理

市及び市民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

市は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

内 容	
ア	医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
イ	救護所の設備及び資機材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。
ウ	患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。
エ	住民に対し、医療救護施設情報を周知する。
オ	警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

(2) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
市	ア 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。 イ 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。
自主防災組織	自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

(3) 廃棄物処理

区 分	内 容
し尿処理	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 医療・救護施設への仮設便所の設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。 ウ し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。 エ し尿収集車の緊急車両手続を準備する。
廃棄物(生活系)・がれき・残骸物処理	ア 関係機関との連絡体制等について確認する。 イ 仮集積場の確認を行う。 ウ ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

第 11 節 市有施設設備等の防災措置

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において市が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、市民等の日常の社会生活等に支障を来さない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

1 無線通信施設等

警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

- | |
|--|
| (1) 通信施設(予備電源を含む。)を点検するとともに、動作状況を確認し必要な措置を講ずる。 |
| (2) 充電式携帯無線については、完全充電を行い、その他の携帯無線機の乾電池を確保する。 |
| (3) 災害現場からの映像送信及び現地本部等との通信手段を確保するために、応急用資機材の準備及び確保を行う。 |
| (4) 保守委託業者に保守体制の確立を要請する。 |

2 公共施設等

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、河川、ため池、道路、砂防、空港等、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮しおおむね次の措置を講ずるよう努める。

東海地震注意情報発表時には県の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業組合に要請し、警戒宣言発令

時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
ダム、ため池及び用水路	警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道 路	道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。 道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令時後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。
砂防、地すべり、急傾斜地等	土砂災害に関する情報収集・伝達のための配備体制、県・市・住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。
工事中の公共施設、建築物、その他	警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
本部(島田市役所)及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本部(島田市役所)及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道施設	警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
ダム、ため池及用水路	ダム、ため池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に、あらかじめ定めた者に対して、所要の措置に関する情報連絡を行い、必要に応じてダム、ため池からの放流、用水路の断水、又は減水を行う。 必要に応じ地域住民に対し避難の指示をする。
道 路	(1) 車両の走行自粛の呼びかけ及び東海地震予知情報等の広報をパトロールカー、道路情報表示装置等により道路利用者に対して行う。 (2) 緊急交通路及び幹線避難路において県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 (3) 災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。 (4) 地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。 (5) 幹線避難路における障害物除去に努める。
砂防、地すべり、急傾斜地等	土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための県・市・住民間の連絡体制を整える。
工事中の公共施設、建築物、その他	工事を中止し、必要に応じ立入禁止、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
本部(島田市役所)及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本部(島田市役所)及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。
水道施設	溢水等の災害に備えながら送水を継続する。

3 コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時におおむね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。 (2) 重要なデータから順次安全な場所に保管する。 (3) 警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。 |
|--|

第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民の生活に密接に関係のある防災関係機関が市民の生活を確保し、又は安全等を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表された時は、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずるとともに、必要な地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

これらの応急対策の実施に当たっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるように、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容	
水 道	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。	
電 力 (中部電力株式会社) (中部電力パワーグリッド株式会社(島田営業所))	電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。 浜岡原子力発電所については、安定供給に必要な代替電力の確保等を行うとともに、電力の需給状況を勘案しながら、段階的な停止などの準備的措置を講ずる。	
ガ ス (島田ガス株式会社)	ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。	
通 信 (西日本電信電話株式会社) (株式会社NTTドコモ東海支社(静岡支店))	平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。また、状況により安否確認等に必要な措置を実施する。	
放 送 (日本放送協会) (民間放送協会)	東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、地方公共団体の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。 警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。	
市中金融	金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。 警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。	
鉄 道 (東海旅客鉄道株式会社) (日本貨物鉄道株式会社) (大井川鐵道株式会社)	列車の運転規制等	1 旅客列車については、運行を継続する。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。 2 貨物列車については、強化地域への侵入を禁止する。
	旅客等に対する対応	東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。
バ ス (しずてつジャストライン株式会社) (株式会社大鉄アドバンス)	1 平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 2 帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。 3 警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。	

区 分	内 容
道路(国、県、市、警察等)	<ol style="list-style-type: none"> 1 平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 2 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。
病院・診療所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。(外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来たさない措置を十分に講ずる。) 2 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講ずる。 3 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の引渡しを実施できる。) 4 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施できる。)
スーパー・小売店舗	<ol style="list-style-type: none"> 1 スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。 警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。 2 営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。
静岡空港	<ol style="list-style-type: none"> 1 平常どおり運用を継続し、旅客等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、警戒宣言発令後の空港の運用休止(緊急輸送等を除く)等についても周知する。 2 警戒宣言発令時の空港の運用休止(緊急輸送等を除く)等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客等の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
水 道	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の供給は継続する。 2 地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。
電 力 (中部電力株式会社) (中部電力パワーグリッド株式会社(島田営業所))	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力の供給は継続する。 2 地震発生に対する備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の災害予防措置、資機材の確保等の措置を行う。 浜岡原子力発電所については、電力の需給状況を勘案しながら運転を停止する。

区 分	内 容
ガ ス (島田ガス株式会社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガスの供給は、ガス使用者が支障を来さない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。 2 重要施設の点検、要員の配置、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。
通 信 (西日本電信電話株式会社) (株式会社NTTドコモ 東海支社(静岡支店))	<ol style="list-style-type: none"> 1 あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。 このため、必要に応じ一般通話を制限するが、この場合においても、西日本電信電話株式会社の緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。 2 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。
放 送 (日本放送協会) (民間放送協会)	<p>臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。</p> <p>地方公共団体等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効適切な放送を行う。</p>
市中金融	<p>金融機関の営業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 <ol style="list-style-type: none"> ア 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。 イ 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店頭顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。 ウ 現金自動預払機(以下「ATM」という。)については、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。 エ 避難対象地区内に所在する店舗は、普通預金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通預金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。 2 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 <ol style="list-style-type: none"> ア 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。 イ ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続等に努める。 ウ ATMの稼動についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合は、その営業を停止することができる。 3 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。 4 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。 5 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開する。

区 分		内 容					
	保険会社 及び証券 会社の営業	<ol style="list-style-type: none"> 1 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。 2 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。 3 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。 4 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。 					
鉄道 (東海旅客鉄道株式会社) (日本貨物鉄道株式会社) (大井川鐵道株式会社)	指定公共 機関であ る鉄道	列車の 運転規 制等	<table border="1"> <tr> <td>新幹 線</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。 2 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停止する。 3 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。 </td> </tr> <tr> <td>在来 線</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 強化地域への進入を禁止する。 2 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。 3 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。 </td> </tr> </table>	新幹 線	<ol style="list-style-type: none"> 1 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。 2 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停止する。 3 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。 	在来 線	<ol style="list-style-type: none"> 1 強化地域への進入を禁止する。 2 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。 3 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。
		新幹 線	<ol style="list-style-type: none"> 1 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。 2 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停止する。 3 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。 				
	在来 線	<ol style="list-style-type: none"> 1 強化地域への進入を禁止する。 2 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。 3 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。 					
旅客等 に対する 対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。 2 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、関係地方公共団体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。 						
	指定地方公 共機関であ る鉄道	<ol style="list-style-type: none"> 1 列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。 2 旅客の避難、救護に関する事項は指定公共機関である鉄道に準ずる。 					
バス (しずてつジャストライン 株式会社) (株式会社大鉄アドバンス)		<ol style="list-style-type: none"> 1 バスには、営業所・出張所等から警戒宣言が伝達される。また、市のサイレンによって警戒宣言の発令を覚知する。 2 警戒宣言が発せられたときは、会社が定める場所又は、安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。 					
道路(国、県、市、警察等)		<ol style="list-style-type: none"> 1 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。 2 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。 3 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 4 高速道路・自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。 5 走行車両は低速走行する。 					
病院・診療所		<ol style="list-style-type: none"> 1 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。 2 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。 3 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院 					

区 分	内 容
	患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。
スーパー・小売店舗	<ol style="list-style-type: none"> 1 スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあつて、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。 2 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運転停止、道路交通規制等の内容を周知する。 3 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。
静岡空港	<ol style="list-style-type: none"> 1 航空機の離着陸を原則禁止し、旅客等に対して警戒宣言発令及び空港の運用休止（緊急輸送等を除く）、公共交通機関の運行停止等を周知する。 2 滞留旅客等が発生した場合は、あらかじめ決められた避難地等へ避難させるなど必要な措置を講ずる。

第13節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

大震法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業所にて政令で定めるものを管理し、又は運営する者は、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定に当たっては次に掲げる事項に留意する。

<各施設・事業所に共通の事項>

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画を定める。

【東海地震注意情報発表時】

東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。

建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は、次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項 2 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項 (2) 情報収集・伝達手段の確保に関する事項 (3) 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 (4) 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項 (5) 避難誘導の方法、近隣避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項 (6) 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認 (7) その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項 3 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海地震注意情報の内容と意味等 (2) 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容 (3) 冷静な対応の実施 (4) 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報 (5) 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容 (6) 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転停止、道路交通規制等の措置内容 (7) その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報 4 避難対象地区内にある施設の準備的措置 避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。
------------	--

【警戒宣言発令時】

警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。

ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は、次のとおりである。

共通に定めるべき事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項 2 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制 (2) 防災要員の参集連絡方法、参集手段等 3 地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項 (2) 情報収集・伝達手段の確保 (3) 救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項 (4) 施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項 (5) 設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項 (6) 備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項 (7) 警戒宣言発令時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項 (8) 商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項 (9) その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項 4 施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等 (2) 当該施設における地震防災応急対策の内容 (3) 公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報 (4) その他利用者、従業員等の安全を確保するために必要な情報 5 避難対象地区内の施設の避難対策 避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。
------------	--

＜各施設・事業所の計画において定める個別事項＞

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
病院・診療所	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。
	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。
スーパー・小売店舗	東海地震注意情報発表時	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあつては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 2 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあつては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 3 県や市等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 4 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
	警戒宣言発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。 営業の継続に当たっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。 2 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 3 県や市等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあつては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。 4 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物質等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設 (大震法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所)	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。
	警戒宣言発令時	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業 (大震法第7条第1項第3号に掲げる事業所)	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】鉄道、バス、静岡空港に準じる。
	警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】鉄道、バス、静岡空港に準じる。

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
学校・幼稚園・ 保育所・ 認定子ども園	<p>県教育委員会は、公立の学校等に対し、静岡県学校安全教育目標及び学校の危機管理マニュアル(災害安全)等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。また、県は私公立の学校、幼稚園、保育所等に対して、この指針に準じた対策を実施するように指導する。</p> <p>学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮するものとする。</p> <p>生徒等の安全確保のために必要な対策としては、おおむね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的な措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園(所)の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分に協議して定めるものとする。</p>	
	東海地震 注意情報 発表時	<p>生徒等が在校・在園中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は保護者への引渡しを実施する。 2 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。また、このほかの場合においても、授業や保育等を中止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。 3 家族等への引渡しが困難な場合は学校等に待機する。なお、学校等に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。
	警戒宣言 発令時	<p>生徒等が在校中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認(警戒宣言の解除等)されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。家族等への引渡しが困難な場合は学校等に待機する。なお、学校等に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。</p>
社会福祉施設	東海地震 注意情報 発表時	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。 2 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保護者等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置 (2) 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置
	警戒宣言 発令時	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者は家族等への引渡しを実施する。 2 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家族等への引渡しを実施する。 (2) 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送
放送事業	東海地震注意 情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】放送に準じる。
	警戒宣言 発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】放送に準じる。

施設・事業所		地震防災応急計画に定める個別事項	
その他の施設	貯木場	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】道路に準じる。
		警戒宣言発令時	第11節 市有施設設備等の防災措置の2 公共施設等の【警戒宣言発令時】ダム、ため池及び用水路に準じる。
	道路	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】道路に準じる。
		警戒宣言発令時	第11節 市有施設設備等の防災措置の2 公共施設等の【警戒宣言発令時】ダム、ため池及び用水路に準じる。
	ガス事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】ガスに準じる。
		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】ガスに準じる。
	水道事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】水道に準じる。
		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】水道に準じる。
	電気事業	東海地震注意情報発表時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【東海地震注意情報発表時】電力に準じる。
		警戒宣言発令時	第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置の【警戒宣言発令時】電力に準じる。
	従業員 1,000人以上 の工場	東海地震注意情報発表時	警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 従業員の通勤手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。
		警戒宣言発令時	防災要員を除く従業員の工場等から退避、帰宅等の安全保安措置を実施する。

第14節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

市が管理し、若しくは運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。

計画すべき対策の要点は、次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容	
各施設が共通して定める事項	1 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達 2 東海地震注意情報発表時の応急対策を実施する体制の確立 3 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置 4 施設及び設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検	
施設の特性に応じた主要な個別事項	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。	
	病 院	東海地震注意情報発表時の診療体制
	学 校	1 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等)
		2 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等
	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法
水道施設	警戒宣言発令に備えた溢水等による災害予防措置の準備	

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容								
各施設が共通して定める事項	1 東海地震予知情報等の施設利用者への伝達 2 地震防災応急対策を実施する組織の確立 3 避難誘導等利用者等の安全確保措置 4 消防、水防等の事前措置 5 応急救護 6 施設及び設備の整備及び点検 7 防災訓練及び教育、広報								
施設の特性に応じた主要な個別事項	病院、学校、社会福祉施設、空港等において計画すべき対策の基本的な考え方は、第13節の規定に準ずる。 <table border="1" data-bbox="432 595 1430 853"> <tr> <td data-bbox="432 595 644 629">病 院</td> <td data-bbox="644 595 1430 629">警戒宣言発令時の診療体制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 629 644 779">学 校</td> <td data-bbox="644 629 1430 779"> 1 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等) 2 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 779 644 813">社会福祉施設</td> <td data-bbox="644 779 1430 813">入所者の移送又は家族等への引渡し方法</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 813 644 853">水道施設</td> <td data-bbox="644 813 1430 853">溢水等による災害予防措置</td> </tr> </table>	病 院	警戒宣言発令時の診療体制	学 校	1 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等) 2 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法	水道施設	溢水等による災害予防措置
病 院	警戒宣言発令時の診療体制								
学 校	1 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置(家族等への引渡し方法等) 2 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法等								
社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法								
水道施設	溢水等による災害予防措置								

島田市地域防災計画

原子力災害対策編

令和6年3月 改定

島田市防災会議

目次

総則

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1 市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
2 島田市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)共通対策編及び地震対策編との関係	1
3 計画の修正	1
第3節 計画の周知徹底	1
第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	1
第5節 計画の基礎とすべき災害の想定	2
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲	2
第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	2
1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	2
2 放射性物質が放出された場合の防護措置の実施	6
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	8
1 指定地方行政機関	8
2 自衛隊	8
3 指定公共機関	9
4 指定地方公共機関	9
5 県	9
6 市	10
7 その他の防災関係機関	11
8 原子力事業者(中部電力株式会社)	11

発災前

第2章 原子力災害事前対策	12
第1節 基本方針	12
第2節 原子力事業者防災業務計画に対する意見及び原子力防災要員の現況等	12
1 防災業務計画に対する意見	12
2 届出書の送付	12
第3節 県及び原子力防災専門官並びに上席放射線防災専門官との連携	12
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	12
第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	13
1 情報の収集・連絡体制の整備	13
2 情報の分析整理	14
3 通信手段の確保等	15
第6節 緊急事態応急体制の整備	16
1 警戒体制をとるために必要な体制等の整備	16
2 災害対策本部体制等の整備	16
3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制	16
4 長期化に備えた動員体制の整備	17
5 防災関係機関相互の連携体制	17
6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	17
7 自衛隊との連携体制	17
8 広域的な応援協力体制の拡充・強化	17
9 オフサイトセンター	17
10 モニタリング体制等	18
11 専門家の派遣要請手続き	18
12 放射性物質による環境汚染への対処のための整備	18
13 複合災害に備えた体制の整備	18
14 人材及び防災資機材の確保等に係る連携	18

第7節	避難収容活動体制の整備	19
1	避難計画の作成	19
2	避難所等の整備等	19
3	避難行動要支援者に関する措置	20
4	要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	20
5	学校等施設における避難計画の整備	21
6	不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成	21
7	住民等の避難状況の確認体制の整備	21
8	市外に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備	21
9	警戒区域を設定する場合の計画の策定	21
10	避難所及び避難方法等の周知	21
第8節	飲食物の摂取制限及び出荷制限	21
1	飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備	21
2	飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保	22
第9節	緊急輸送活動体制の整備	22
1	専門家の移送体制の整備	22
2	緊急輸送路の確保体制等の整備	22
第10節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	22
1	救助・救急活動用資機材の整備	22
2	救助・救急機能の強化	22
3	原子力災害医療活動体制等の整備	22
4	安定ヨウ素剤の服用体制の整備	22
5	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	23
6	物資の調達、供給活動体制の整備	23
第11節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	24
第12節	行政機関の業務継続計画の策定	24
第13節	原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発	24
第14節	防災業務関係者の人材育成	25
第15節	防災訓練等の実施	25
1	訓練計画の策定	25
2	訓練の実施	26
3	実践的な訓練の実施と事後評価	26
第16節	核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	26
第17節	災害復旧への備え	26
発災後		
第3章	緊急事態応急対策	27
第1節	基本方針	27
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	27
1	施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	27
2	応急対策活動情報の連絡	28
3	一般回線が使用できない場合の対処	29
4	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	29
第3節	活動体制の確立	29
1	市の活動体制	29
2	原子力災害合同対策協議会への出席等	30
3	専門家の派遣要請	30
4	応援要請及び職員の派遣要請等	31
5	自衛隊の派遣要請等	31
6	原子力被災者生活支援チームとの連携	31
7	防災業務関係者の安全確保	31
第4節	避難、屋内退避等の防護措置	32

1	避難、屋内退避等の防護措置の実施	32
2	避難所等	33
3	広域一時滞在	34
4	避難の際の住民に対する避難退域時検査及び除染の実施	34
5	安定ヨウ素剤の服用	34
6	避難行動要支援者への配慮	35
7	要配慮者への配慮	35
8	学校等施設における避難措置	35
9	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	35
10	警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置	36
11	飲食物、生活必需品等の供給	36
第5節	治安の確保及び火災の予防	36
第6節	飲食物の摂取制限及び出荷制限	36
第7節	緊急輸送活動	36
1	緊急輸送活動	36
2	緊急輸送のための交通確保	37
第8節	救助・救急、消火及び医療活動	37
1	救助・救急及び消火活動	37
2	医療措置	38
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	39
1	住民等への情報伝達活動	39
2	住民等からの問い合わせに対する対応	40
第10節	自発的支援の受入れ等	40
1	ボランティアの受入れ	40
2	国民等からの義援物資、義援金の受入れ	40
第11節	行政機関の業務継続に係る措置	41
第12節	核燃料物質等の運搬中の事故への対策	41
大規模地震対策		
第4章	大規模地震対策	42
第1節	施設整備計画	42
1	避難者収容施設の耐震化	42
2	橋梁等の耐震化	42
3	通信連絡施設の整備	42
第2節	注意情報発表時等における対策	42
第3節	地震災害応急対策	42
中長期対策		
第5章	原子力災害中長期対策	43
第1節	基本方針	43
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	43
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	43
第4節	放射性物質による環境汚染への対処	43
第5節	各種制限措置の解除	43
第6節	災害地域住民に係る記録等の作成	43
1	災害地域住民の記録	43
2	災害対策措置状況の記録	43
第7節	被災者等の生活再建等の支援	44
第8節	風評被害等の影響の軽減	44
第9節	被災中小企業等に対する支援	44
第10節	心身の健康相談体制の整備	44

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災対法及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)に基づき、中部電力株式会社(以下「原子力事業者」という。)浜岡原子力発電所(以下「原子力発電所」という。)の原子炉の運転等(加工施設、原子炉、貯蔵施設、再処理施設、廃棄施設、使用施設(保安規定を定める施設)の運転及び原子力発電所外運搬(以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外(運搬の場合は輸送容器外)へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、静岡県(以下「県」という。)、島田市(以下「市」という。)、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び静岡県地域防災計画(以下「県地域防災計画」という。)原子力災害対策編に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市等関係機関は、想定されるすべての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 島田市地域防災計画(以下「市地域防災計画」という。)共通対策編及び地震対策編との関係

この計画は、市地域防災計画の原子力災害対策編として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、市地域防災計画の共通対策編及び地震対策編によるものとする。

また、市外への広域避難が必要となる事態に到った場合には、別に作成する島田市原子力災害広域避難計画(以下「広域避難計画」という。)に基づき対応するものとする。

3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画、県地域防災計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民等への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針(令和4年7月6日一部改正)を遵守するものとする。

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、次のとおりとする。

《想定される放射性物質の放出形態》

原子力発電所においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

【原子力発電所の場合】

実施すべき対策の内容に応じて、次に示す基準をもとに地域の範囲を定める。

(1) 予防的防護措置を準備する区域(以下「PAZ」という。)

(PAZ : Precautionary Action Zone)

(2) 緊急防護措置を準備する区域(以下「UPZ」という。)

(UPZ : Urgent Protective Action planning Zone)

県は、UPZの範囲を原子力発電所から半径31kmを目安としたことから、市のUPZの区域を下表のとおり定めるものとする。

UPZの区域
旧島田市のうち、犬間、小川、中平、二俣、白井、大森、西向及び大平を除いた全域
旧金谷町の全域

なお、上記以外の区域についても、区域内と同様な原子力災害対策を実施するものとする。

第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

PAZにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく次の区分のどれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施することとする。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- (1) 情報収集事態(御前崎市で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。)
- (2) 警戒事態
- (3) 施設敷地緊急事態
- (4) 全面緊急事態

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置(屋内退避)を原則実施することとする。なお、EAL(Emergency Action Level)とは、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の施設の状態等に基づく緊急時の活動レベルである。

表 警戒事態における緊急時活動レベル(EAL)

警戒事態を判断する基準	緊急事態区分における措置の概要
<ol style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の 1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。※1 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。※1 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。※1 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。※1 ⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。※1 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。※1 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。※1 ⑧ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。※2 ⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第10号)第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。※1 ⑩ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。※1 ⑪ 重要区域(原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。)において、火災又は溢水が発生し、原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。※1 ⑫ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。※1 ⑬ 御前崎市において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。※3 ⑭ 御前崎市沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合。※3 ⑮ 東海地震注意情報又は警戒宣言が発表された場合(浜岡原子力発電所のみ)。※3 	<p>体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。</p>

- ⑯ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。※3
- ⑰ 当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。※1
- ⑱ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。※3

- ※1 ①～⑦、⑨～⑫及び⑰は、原子炉の運転等の施設が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「規制法」という。)第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。
- ※2 ⑧は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。
- ※3 ⑬～⑯及び⑱は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、していないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

表 施設敷地緊急事態における緊急時活動レベル(EAL)

施設敷地緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。※1</p> <p>② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。※1</p> <p>③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。※1</p> <p>④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。※1</p> <p>⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。※1</p> <p>⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。※1</p> <p>⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。※1</p> <p>⑧ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。※2</p> <p>⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。※1</p> <p>⑩ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。※1</p> <p>⑪ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。※1</p> <p>⑫ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。※1</p> <p>⑬ 原子炉の炉心(以下「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。※1</p>	<p>P A Z内の住民等の避難準備及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>

- ⑭ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- ※1
- ⑮ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。 ※3
- ⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 ※3

※1 ①～⑦及び⑨～⑭は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。

※2 ⑧は、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。

※3 ⑮⑯は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、いかに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

表 全面緊急事態における緊急時活動レベル(EAL)

全面緊急事態を判断する基準	緊急事態区分における措置の概要
<p>① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>※1</p> <p>② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏れが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ※1</p> <p>③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ※1</p> <p>④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ※1</p> <p>⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ※1</p> <p>⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ※1</p> <p>⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ※1</p> <p>⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ※1</p> <p>⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 ※1</p> <p>⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ※1</p> <p>⑪ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</p> <p>※2</p> <p>⑫ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ※1</p>	<p>PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

- ⑬ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。※1
- ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)。※3
- ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。※3

- ※1 ①～⑩、⑫及び⑬は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している場合に適用される。
- ※2 ⑪は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していない場合に適用される。
- ※3 ⑭⑮は、原子炉の運転等の施設が、規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合している、いないに関わらず適用される。また、浜岡原子力発電所1号機及び2号機にはこの規定のみが適用される。

2 放射性物質が放出された場合の防護措置の実施

通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出された場合、UPZを中心とした緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL:Operational Intervention Level)と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線: 13,000cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等をした避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。

早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
飲食物摂取制限 ^{※9}	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

- ※1 初期設定値とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 地域生産物とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳)をいう。
- ※6 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ※7 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

- ※8 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。
- ※9 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※10 国際原子力機関(International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。)では、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である飲食物に係るスクリーニング基準を定める。

第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、指定地方行政機関、市、県、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、市地域防災計画(共通対策編)第1章第2節に定める防災上重要な機関の対処すべき事務又は業務の大綱を基本に次のとおりとする。

1 指定地方行政機関

機関名	所掌事務
(1) 総務省東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること。 カ 非常通信協議会の運営に関すること。
(2) 財務省東海財務局 (静岡財務事務所)	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整
(3) 厚生労働省静岡労働局 (島田労働基準監督署)	ア 労働災害防止の監督指導 イ 災害発生時における労働災害調査 ウ 業務上被災労働者に対する労災保険給付
(4) 農林水産省関東農政局 静岡支局	ア 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 イ 災害時における主要食料等の需給対策
(5) 国土交通省中部地方整備局 (浜松河川国道事務所)	直轄国道の通行確保に関すること。
(6) 国土交通省中部運輸局 (静岡運輸支局)	ア 各輸送機関との連絡調整 イ 緊急輸送に必要な車両(トラック、バス等)の配置の要請
(7) 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表

2 自衛隊

機関名	所掌事務
陸上自衛隊第34普通科連隊	(1) 緊急事態災害応急対策の支援(広域避難における輸送支援、避難対象者の安否確認を含む。) (2) 緊急時モニタリングの支援 (3) 避難退域時検査・除染の支援

3 指定公共機関

機関名	所掌事務
(1) 日本郵便株式会社東海支社 (島田郵便局、金谷郵便局及び川根郵便局)	災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。
(2) 東海旅客鉄道株式会社 (島田駅、六合駅及び金谷駅)、 日本貨物鉄道株式会社 (静岡支社)	ア 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
(3) 中日本高速道路株式会社 (横浜支社静岡管理事務所)	ア 災害時の輸送路の確保 イ 避難退城時検査場所設置への協力
(4) 西日本電信電話株式会社 (静岡支店)	ア 通信の確保 イ 公衆電気通信の特別取扱
(5) 株式会社NTTドコモ東海支社 (静岡支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	通信の確保
(6) 日本赤十字社静岡県支部	災害時における医療救護の実施
(7) 日本放送協会(静岡放送局)及び 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報
(8) 日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	ア 災害対策に必要な物資の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
(9) 国立研究開発法人量子科学技術 研究開発機構	ア 緊急時モニタリングの支援 イ 専門家の派遣 ウ 緊急被ばく医療派遣チームの派遣

4 指定地方公共機関

機関名	所掌事務
(1) 社団法人静岡県医師会 (一般社団法人島田市医師会・榛原医師会) 一般社団法人静岡県歯科医師会 (一般社団法人島田市歯科医師会・榛原歯科医師会) 公益社団法人静岡県薬剤師会 (島田薬剤師会・榛原薬剤師会) 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県病院協会	災害時における医療救護の実施
(2) 大井川鐵道株式会社	ア 災害時に必要な物資及び人員の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
(3) 一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	ア 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 イ 災害時の応急輸送対策
(4) 株式会社FM島田	災害情報の広報

5 県

(1) 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施
(2) 通信連絡設備等の整備
(3) 緊急時モニタリング設備等の整備

- (4) 原子力災害医療設備等の整備
- (5) 防災対策資機材の整備
- (6) 防災対策資料の整備
- (7) 原子力事業者からの報告の徴収及び立入検査
- (8) 緊急事態応急対策等拠点施設の整備及び維持
- (9) 災害状況の把握及び伝達
- (10) 県原子力災害警戒本部の設置
- (11) 県原子力災害対策本部の設置
- (12) 原子力災害合同対策協議会等への職員派遣
- (13) 緊急時モニタリングの実施
- (14) 避難等の支援
- (15) 避難退域時検査場所の設置、避難退域時検査及び除染の実施
- (16) 原子力災害医療措置
- (17) 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保
- (18) 汚染飲食物の摂取制限等
- (19) 住民等からの問合せ対応
- (20) 放射性汚染物質の除去
- (21) 制限措置の解除
- (22) 関係市町の原子力防災対策に対する助言及び協力
- (23) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (24) 国及び関係機関への支援の要請

6 市

- (1) 原子力防災に関する知識の普及及び防災訓練の実施
 - (2) 通信連絡設備等の整備
 - (3) 防災対策資機材の整備
 - (4) 防災対策資料の整備
 - (5) 避難所等の整備
 - (6) 災害状況の把握及び伝達
 - (7) 市原子力災害対策本部の設置
 - (8) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
 - (9) 国が行う緊急時モニタリングに対する協力
 - (10) 避難の指示及び立入制限
 - (11) 避難誘導、避難等の実施及び避難所運営の支援
 - (12) 県が行う避難退域時検査場所開設、避難退域時検査及び除染の実施に対する協力
 - (13) 県が行う原子力災害医療措置に対する協力
 - (14) 住民等及び必需物資の緊急輸送の確保
 - (15) 汚染飲食物の摂取制限等
 - (16) 住民等からの問合せ対応
 - (17) 県が行う放射性汚染物質の除去に対する協力
 - (18) 制限措置の解除
 - (19) 県が行う原子力防災対策に対する協力
 - (20) 損害賠償請求等に必要な資料の整備
 - (21) 県及び関係機関への支援の要請
- 《静岡市島田消防署》
- ア 住民等に関する広報及び避難誘導
 - イ 原子力災害医療措置に対する協力
 - ウ 防護区域の防火対策
 - エ 立入制限及び交通規制の協力
- 《市消防団》
- ア 住民等の避難誘導
 - イ 情報の伝達及び収集活動
 - ウ 防護区域の防火対策

エ 立入制限及び交通規制の協力

7 その他の防災関係機関

機関名	所掌事務
(1) 自治会等・自主防災組織	ア 原子力災害における屋内退避及び立退き避難のための計画作成及び訓練実施 イ 市の実施する被害調査、緊急事態応急対策についての協力 ウ 住民に対する情報の連絡、収受 エ 地区住民の避難、退域時検査における掌握、安否確認等 オ 当該地区避難所の運営 カ り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力
(2) 大井川農業協同組合 (島田営農経済センター、初倉営農経済センター、金谷営農経済センター、川根営農経済センター)	ア 農林畜産物等の安全性の確認 イ 農林畜産物等の災害応急対策についての指導

8 原子力事業者(中部電力株式会社)

- (1) 原子力発電所の防災体制の整備
- (2) 原子力発電所の災害予防
- (3) 原子力発電所の災害状況の把握及び関係機関への情報の提供
- (4) 従業員等に対する防災に係る教育、訓練
- (5) 原子力発電所施設内の応急対策措置
- (6) 通信連絡体制の整備
- (7) 放射線測定設備(モニタリングポスト)の整備
- (8) 原子力防災資機材の整備
- (9) 原子力災害活動で使用する資料の整備
- (10) 環境放射線モニタリングの実施
- (11) 原子力災害合同対策協議会への職員派遣
- (12) 避難退域時検査及び除染の実施(県と連携)
- (13) 県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力
- (14) 放射性物質の除去
- (15) 災害の復旧

第2章 原子力災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者防災業務計画に対する意見及び原子力防災要員の現況等

1 防災業務計画に対する意見

市は、原子力事業者が作成又は修正しようとする防災業務計画について、県から当該計画が送付され、意見を求められたときは、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、県が定めた期日までに意見を文書で回答するものとする。

県は、原子力事業者が防災業務計画を作成又は修正しようとする日の60日前までにその計画案を受理し、原子力事業者と協議を開始するとともに、市並びに牧之原市、菊川市、掛川市、焼津市、藤枝市、吉田町、森町、袋井市及び磐田市(以下「関係周辺市町」という。)から意見を聴き、必要に応じて協議に反映させるものとする。

2 届出書の送付

原子力事業者が、県に届け出た原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について、県は、これらの書類の写しを市及び関係周辺市町へ送付するものとする。

第3節 県及び原子力防災専門官並びに上席放射線防災専門官との連携

1 市は、市地域防災計画原子力災害対策編の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設(以下、「オフサイトセンター」という。)の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策(避難計画の策定を含む。)、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、県及び原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

2 市は、事故時の連絡体制の準備、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、県と連携し、必要に応じて地区の担当として指定された上席放射線防災専門官と連携を図り、実施するものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

- 2 市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。
- 3 市は、避難所の整備、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。また、広域避難が必要な事態に備え、広域避難計画に基づき、避難先市町との連絡調整を定期的に行うほか、市の行政機能の保持要項について明らかにしておくものとする。

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、御前崎市、関係周辺市町、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保することを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県、原子力事業者その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口(夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。)

イ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先

ウ 防護対策の決定者への連絡方法(報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者(優先順位つき)を含む。)

エ 関係機関への指示連絡先(夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した代替となる手段(衛星電話等非常用通信機器等)や連絡先を含む。)

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

この際、1次情報を主体的に入手するため、情勢緊迫に応じて副市長又は関係部長をオフサイトセンターに派遣する体制を整える。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、東海地方非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、業務用移動通信、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、意見聴取・連絡調整等のため、島田市原子力災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県、御前崎市、関係周辺市町及び原子力事業者その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、次のような資料を整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部を設置する島田市役所庁舎（以下「庁舎」という。）に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

ア 原子力発電所に関する資料

- (ア) 原子力事業者防災業務計画
- (イ) 原子力発電所の施設の配置図

イ 社会環境に関する資料

- (ア) 種々の縮尺の周辺地図
- (イ) 周辺地域の人口、世帯数(原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。)
- (ウ) 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料(道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。)
- (エ) 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画(位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。)
- (オ) 周辺地域の配慮すべき施設(幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設等)に関する資料(原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。)
- (カ) 原子力災害医療機関に関する資料(位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等)

ウ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- (ア) 周辺地域の気象資料(過去1年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等)
- (イ) モニタリングステーション・モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図、及び環境試料採取候補地点図
- (ウ) 線量推定計算に関する資料
- (エ) 平常時環境放射線モニタリングに関する資料
- (オ) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- (カ) 農林水産物の生産及び出荷状況

エ 防護資機材等に関する資料

- (ア) 防護資機材の備蓄・配備状況
- (イ) 避難用車両の緊急時における運用体制
- (ウ) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

オ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

- (ア) 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料(人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む。)
- (イ) 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制(報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など)
- (ウ) 状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

カ 避難に関する資料及び医療機関、社会福祉施設等

- (ア) 地区ごとの避難計画(移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの)
- (イ) 避難所運用体制(避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの)
- キ 職員の配置計画・通信連絡手段
 - (ア) オフサイトセンターへの職員派遣
 - (イ) 緊急モニタリング等のための職員配置
 - (ウ) 飲食物の摂取制限に係る調査のための職員配置
 - (エ) 安定ヨウ素剤配布のための職員配置
 - (オ) 避難退域時検査場所に派遣する職員配置
 - (カ) 市民の一部を市内の避難所に避難させる場合の職員配置
 - (キ) 広域避難を行う場合の職員配置
 - (ク) その他、緊急対応のための要員確保

3 通信手段の確保等

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、次のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 専用回線の整備

ア 市と県の専用回線網の整備

市と県は、緊急時における国、県、御前崎市及び関係周辺市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

イ オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

市と県は、オフサイトセンターと市、県、御前崎市及び関係周辺市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化

ア 市防災行政無線等の確保・活用

市は、防災関係機関への確な情報伝達を図るため、移動系及び同報系の防災行政無線等の確保・活用を図るものとする。

イ 災害に強い伝送路の構築

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

ウ 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話等の原子力防災への活用に努めるものとする。

エ 災害時優先電話等の活用

市は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

オ 通信ふくそうの防止

市は、県及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

カ 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備(補充用燃料を含む。)し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を行うものとする。

キ 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第6節 緊急事態応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、次に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。また、検討結果等については、第3章緊急事態応急対策に反映させるものとする。

1 警戒体制をとるために必要な体制等の整備

(1) 島田市原子力災害警戒本部の設置準備体制

市は、情報収集事態・警戒事態の発生を認知した場合若しくは原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生の連絡を受けた場合又は国、県から警戒事態発生の連絡を受けた場合、速やかに関係職員を非常参集し、原子力災害情報連絡室を設置して情報収集・連絡に当たると共に、警戒事態移行に伴い原子力災害対策室を開設し、緊急事態応急対策を行う体制を整える。また、島田市原子力災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の設置準備を行う。

そのため、あらかじめ非常参集職員の名簿(衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。)等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。

(2) 警戒本部の体制

市は、原子力事業者から特定事象(原災法第10条事象)発生の通知を受けた場合又は国、県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、島田市長(以下「市長」という。)を本部長とする警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、警戒本部の設置場所、本部の組織・所掌事務及び職員の配備体制等をあらかじめ定めておくものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が、現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ情勢緊迫の程度に応じて担当職員から副市長までの派遣職員を指定しておくとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておくものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

市は、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県、御前崎市及び関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、オフサイトセンターに設置するものとする。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、市、御前崎市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等)の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、市は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会の下にモニタリング情報の把握、医療

関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、市、御前崎市、関係周辺市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市は機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5 防災関係機関相互の連携体制

(1) 市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(2) 市は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、静岡市消防局と協力し、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

7 自衛隊との連携体制

市は、静岡県知事(以下「知事」という。)に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国及び県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査(避難者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。)等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力の下、市町間及び民間事業者との応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

なお、広域応援協定等の締結状況は、資料編17-1のとおりである。

9 オフサイトセンター

(1) 市は、原災法第12条の規定により、オフサイトセンターの指定又は変更について、内閣総理大臣 から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出するものとする。

(2) 市は、県とともにオフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

10 モニタリング体制等

緊急時モニタリングを実施するために、国の統括の下、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国(原子力規制委員会及び関係省庁)、関係地方公共団体(「PAZを含む地方公共団体及びUPZを含む地方公共団体」をいう。以下同じ。)、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築しておく。

この際、現有のIP電話、IPFAX、TV会議端末及び衛生携帯電話等を活用して、緊急時モニタリングセンターと情報を共有するものとする。

11 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者から特定事象発生のお知らせを受けた場合又は国、県より施設敷地緊急事態発生のお知らせを受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きを定めておくものとする。

12 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備(人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等)を行うものとする。

13 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)が発生する可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。

14 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、風雨等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

第7節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

市は、国、県及び原子力事業者の協力の下、市の全域を対象とした屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するものとする。

原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、P A Z住民の円滑な避難が実施できるよう配慮しながら、広域避難計画を策定するものとする。

避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は、U P Zの区域外とする。

なお、県及び市の境界を越えた広域の避難計画の策定は、国及び県が中心となって市と避難先市町村の間の調整を図るものとする。また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

2 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

市は、公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難地及び避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等と福祉避難所に関する協定締結を促進するよう努める。

また、市は避難地等の指定に当たっては、風向等の気象条件により避難地等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮する。

市は、国及び県の協力の下、広域避難に係る市町間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。避難先は、県内の川根本町及び静岡市以東の中部から東部・賀茂地区の市町とし、複合災害等に伴い県内避難先に避難できない場合は東京都に避難する。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県と協力し、広域避難も想定して、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保するものとする。

(3) コンクリート屋内退避施設の整備

市は、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設の整備に努めるものとする。

(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 応急住宅の供給体制等の整備

市は、国、県及び企業等と連携を図りつつ、建設型応急住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(7) 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、**ガス設備**、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(8) 物資の備蓄に係る整備

市は、県と連携し、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、**炊出し用具**、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

3 避難行動要支援者に関する措置

(1) 市は、避難行動要支援者(市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。)を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2) 市は、平常時から民生委員・児童委員をはじめとする関係者の協力を得ながら避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(3) 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

4 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 市は、県の協力の下、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、避難誘導に当たっては、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意するものとする。

(2) 市は、県の協力の下、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図るものとする。
なお、市は、県の助言のもと、要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。

(3) 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所(転院先)、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

なお、転院先確保や受入れ体制が整わないことから一定期間病院内に留まるケースを予期し、病院施設の放射線防護設備の充実について、引続き国・県に要望する。

(4) 介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。この際、福祉車両の確保に関して、電力事業所に継続要望する。

5 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県又は市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生(以下「生徒等」という。)の安全を確保するため、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における市と幼稚園・保育所・認定こども園等の施設、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

6 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

駅等の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

7 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立退きの指示(具体的な避難経路、避難先を含む。)を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。
なお、避難状況の確実な把握に向けて、避難所等以外に避難をする場合があることに留意する。

8 市外に避難する被災者に関する情報を共有する仕組みの整備

市は県の支援の下、市外に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域の設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

10 避難所及び避難方法等の周知

市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法(バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。)、屋内退避の方法等について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

また、避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、原子力災害対策業務に従事する者(以下「防災業務関係者」という。)及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者の協力の下、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について整理しておくものとする。さらに、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画を周知しておくものとする。

住民への周知と自治会、事業所ごとの避難計画作成を推進するために、市として、原子力災害避難訓練等での住民説明会、出前講座、市民ワークショップ等の開催、自治会ごとの原子力災害広域避難リーフレットの作成・配布等の事業を推進する。

第8節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

市は、国、県及び関係機関と協議し、飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、飲食物の摂取制限及び出荷制限を行った場合における、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第9節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力(最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等)について、県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

- (1) 市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。また、市は、市の管理する道路について、県及び県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため緊急輸送路を確保する。
- (2) 市は、国及び県の道路管理者等が行う緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路の確保に協力するものとする。
- (3) 市は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努めるものとする。
- (4) 市は県と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県及び静岡市消防局と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急機能の強化

市は、県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 原子力災害医療活動体制等の整備

市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

4 安定ヨウ素剤の服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びに住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の服用が行えるよう、準備しておくものとする。

【事前配布体制の整備】

- (1) 市は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を保健福祉センター、指定救護所である学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。
- (2) 市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、県、関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。
- (3) 市は、県と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。
- (4) 市は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。

【緊急時における配布体制の整備】

- (1) 市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ救護所となる施設等の適切な場所に備蓄しておくものとする。
- (2) 市は、県と連携し、避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。
- (3) 市は、避難指示が発令される前の警戒事態の段階で、必要に応じて立ち退き避難が予期される地域の住民等に対して、安定ヨウ素剤の配布を行うことがある。

【共通事項】

市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、国及び県と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

6 物資の調達、供給活動体制の整備

- (1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所等への分散備蓄を行うなど、体制の整備に努めるものとする。

- (2) 市は、国及び県と連携の上、物資集積場を指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- 1 市は、国及び県と連携し、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応の状況や場所等に応じた分りやすく正確で具体的な内容を整理しておくものとする。また、周辺住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ、共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努めるものとする。
- 2 市は、国及び県と連携し、地震や風雨等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、住民等への的確な情報を常に伝達できるよう、体制、防災行政無線等の無線設備、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。
- 3 市は、国及び県と連携し、住民等からの**問合せ**に対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。
- 4 市は、原子力災害の特殊性に**鑑み**、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ正確に伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。
- 5 市は、県と連携し、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、FM島田、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、ケーブルテレビ、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第12節 行政機関の業務継続計画の策定

市は、庁舎が、避難対象地域に含まれる場合に備え、本庁舎機能を川根支所に置き、避難先市町の適切な地区に支所機能を設置することを基本に、業務継続計画において市役所機能の保持要領を具体化し、業務の継続性を確保しておくものとする。

第13節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発

- 1 市は、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。
 - (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
 - (2) 原子力施設の概要に関すること。
 - (3) 原子力災害とその特性に関すること。
 - (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
 - (5) 緊急時に、市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること。
 - (6) コンクリート屋内退避所、避難所等に関すること。
 - (7) 要配慮者への支援に関すること。
 - (8) 緊急時にとるべき行動に関すること。
 - (9) 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- 2 市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

- 3 市が、防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。
- 4 市は、避難状況の確実な把握に向けて、避難所以外に避難をした場合等には、災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。
- 5 市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第14節 防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、県、国及び防災関係機関と連携して、被ばくの可能性がある環境下で活動する原子力防災業務関係者に対し、次に掲げる事項等についての研修を必要に応じ実施するものとする。なお、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力施設の概要、原子力安全対策及び原子力災害対策に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリング実施方法、機器、モニタリングにおける気象情報や大気中拡散計算の活用に関すること。
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (7) 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること。
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (9) 放射線原子力災害医療(応急手当を含む。)に関すること。
- (10) その他緊急時対応に関すること。

第15節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

- (1) 市は、国、県及び原子力事業者等関係機関の支援の下、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた次の訓練計画を策定するものとする。

- ア 災害対策本部等の設置運営訓練
- イ オフサイトセンターへの参集、立上げ、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 原子力災害医療訓練
- カ 周辺住民に対する情報伝達訓練
- キ 住民避難訓練(地区毎の避難住民の掌握・安否確認・報告、車両による移動、避難経由所での最終避難場所の確認、避難所到着後の避難所開設の手順等)
- ク 安定ヨウ素剤の配布訓練

- ケ 避難退域時検査の受検、除染、検査済証の受領に関する訓練
- コ 消防活動訓練・人命救助活動訓練

(2) 市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練に市を含めた実施計画が作成される場合には、市は、住民避難及び住民に対する情報提供等、市が行うべき防災対策、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に県とともに共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

市は、計画に基づき、国、県及び原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づき、必要に応じ住民の協力を得て、国、県及び原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するに当たり、県及び原子力事業者の協力を受けて作成した大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、**改定**に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第16節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力発電所のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、市内において運搬中の事故が発生した場合の防災関係機関の対応は、次によるものとする。

- (1) 事故の通報を受けた静岡市消防局は、直ちにその旨を県消防防災主管部局に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (2) 事故の通報を受けた島田警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (3) 市及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民の避難等、一般住民等の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第17節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会及び内閣府は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体(県、市、御前崎市及び関係周辺市町をいう。以下同じ。)に対して情報提供を行うものとされている。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡することとされている。

イ 県は、原子力規制委員会及び内閣府から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。

ウ 市は、原子力規制委員会及び内閣府から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、原子力災害情報連絡室を設置し、情報収集・連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。また、情報収集事態の発生を認知し、所要の体制を整えたことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。その際併せて、気象情報を提供するものとされている。

(2) 警戒事態が発生した場合

ア 原子力規制委員会及び内閣府は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとされている。また、内閣府は関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、PAZを含む御前崎市及び牧之原市に対しては、連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、また、UPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請することとされている。

イ 県は、原子力規制委員会及び内閣府から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。

ウ 市は、原子力規制委員会及び内閣府から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、原子力災害対策室を設置し、緊急事態応急対策を行う体制を整えるものとする。また、島田市原子力災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の設置準備を行うものとする。また、警戒事態の発生を認知し、所要の体制を整えたことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

(3) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合

ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、御前崎市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

- イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸(内閣官房)、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び住民等に連絡するものとされている。また、PAZを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、また、内閣府はUPZを含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、更にUPZ外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請するものとされている。
- ウ 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、次に掲げる事項に留意し関係周辺市町及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- ・PAZを含む市と同様の情報をUPZを含む市町に連絡
 - ・UPZを含む市町に連絡する際には、PAZ内の住民避難が円滑に進むよう配慮を願う旨を記載
- エ 市は、原子力事業者、国及び県から通報・連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- オ 原子力検査官(原子力運転検査官)等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

(4) 県のモニタリングステーション・モニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合

県は直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに原子力事業者を確認を行うものとする。連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力検査官(原子力運転検査官)と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、県はその結果について連絡を受けるものとする。

2 応急対策活動情報の連絡

(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ア 原子力事業者は、官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、御前崎市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。
- イ 市は、県又は国(原子力防災専門官を含む)及びオフサイトセンターに派遣した副市長等から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ウ 県は、関係周辺市町及び指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- エ 市は、指定地方公共機関との間において、原子力事業者及び国又は県から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- オ 市及び県は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- カ 市は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2) 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡)

- ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、御前崎市の消防本部、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

イ 原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うこととされている。

市は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班に職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

ウ 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

エ 市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

オ 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡するものとされている。

3 一般回線が使用できない場合の対処

市は、地震や風雨等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、インターネットメール及び防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力する。

第3節 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 警戒本部の設置準備等

ア 警戒本部の設置準備体制

市は、情報収集事態・警戒事態の発生を認知した場合若しくは原子力事業者から警戒事態に該当する事象の連絡を受けた場合又は国、県から警戒事態発生連絡を受けた場合、速やかに職員を非常招集し、原子力災害情報連絡室を設置して情報収集・連絡に当たるものとする。警戒事態移行に伴い原子力災害対策室を開設し、緊急事態応急対策を行う体制を整えると共に、国、県及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、島田市原子力災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の設置準備を行うものとする。

イ 情報の収集

市は、原子力防災専門官、原子力事業者及びオフサイトセンターに派遣した副市長等から情報等を得るなど、国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

ウ 警戒本部の設置準備体制の解除

警戒本部の設置準備体制の解除は、おおむね次の基準によるものとする。

(ア) 市長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。

(イ) 警戒本部が設置されたとき。

エ 市及び御前崎市等への連絡

県は、警戒本部の設置準備体制をとったとき又は廃止したときは、その旨を市、御前崎市及び関係周辺市町へ連絡するものとする。

(2) 警戒本部の設置等

ア 警戒本部の設置

市は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合又は国、県から施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、市長を本部長とする警戒本部を庁舎に設置するものとする。

イ 情報の収集

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は国、県及び原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

ウ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国がオフサイトセンターにおいて現地事故対策連絡会議を開催する場合、あらかじめ派遣した職員を当会議に参加させる。

エ 国等との情報の共有等

市は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整及び情報の共有を行うものとする。

オ 警戒本部の廃止

警戒本部の廃止は、おおむね次の基準によるものとする。

- (ア) 警戒本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策の必要がなくなったと認めたとき。
- (イ) 災害対策本部が設置されたとき。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

ア 設置

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を**庁舎**に設置するものとする。

イ 廃止

災害対策本部の廃止は、おおむね次の基準によるものとする。

原子力緊急事態解除宣言がなされた後、災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(4) 県への連絡

市は、情報連絡室、災害対策室、警戒本部又は災害対策本部を設置又は廃止したときは、その旨を県へ連絡するものとする。

(5) 災害対策本部等の組織、配備体制及び参集方法等

情報連絡室、災害対策室、警戒本部及び災害対策本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等の島田市原子力災害対策本部等運営要領は、別に定めるものとする。

(6) 他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、市は、副市長をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。また、市は、あらかじめ定めた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

3 専門家の派遣要請

市は、原子力事業者から特定事象の発生の通報を受けた場合又は国、県から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

市は、必要に応じ、応援協定等に基づき、他市町等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。

市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

5 自衛隊の派遣要請等

市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、市長は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求するものとする。

6 原子力被災者生活支援チームとの連携

原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難がおおむね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

7 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

市は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、災害対策本部と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

ア 災害対策本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

イ 市は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

(3) 防災業務関係者の放射線防護

ア 市は、防災業務関係者の放射線防護について、下表の防護指標に基づき行うものとする。

なお、これらの防災業務関係者の放射線防護に係る指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものとする。

対 象	指 標
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で50ミリシーベルトを上限とする。
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々(例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員及び緊急医療関係者等)が、災害に発展する事態の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を併せて用いる。 a 眼の水晶体 等価線量で300ミリシーベルトを上限とする。 b 皮膚 等価線量で1シーベルトを上限とする。

(注)事故が発生した原子力発電所等の放射線業務従事者については、別途法令により線量限度が定められているため、本指標は適用しない。

イ 市は、県と連携又は独自に市職員の被ばく管理を行うものとする。

(4) 安全対策

ア 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。

イ 市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、県、御前崎市、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 避難、屋内退避等の防護措置

1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等を踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。

- (1) 市は、警戒事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置避難の準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うものとする。
- (2) 市は、施設敷地緊急事態発生時には、国若しくは県の要請又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行うこととする。
- (3) 全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出しPAZ内の避難指示をした場合、市は、その避難の実施に併せ、国若しくは県の指示又は独自の判断により、UPZ内の住民等に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう伝達するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。更に、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や原子力災害対策指針に基づいたOILの値を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。
- (4) 放射性物質が放出された後は、国は、市町及び県に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて市町及び県が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された市町長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。
- (5) 市は、原子力災害の観点から、屋内退避指示が出ている中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になったときには、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、市独自の判断で避難の指示を

行うことができる。その際には市は、国及び県と緊密な連携を行うものとする。

- (6) 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたとき、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査の場所等の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報及び大気中拡散計算結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、市は、避難や避難退域時検査の場所等の所在、災害の概要等の情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (7) 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたとき、避難のための立退きの指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定めた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (8) 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、県は国の協力の下、受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町と協議の上、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示すこととされている。なお、県域を越える広域的な避難を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、県は、原子力災害対策本部等に対して要請を行う。
- (9) 市は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

2 避難所等

- (1) 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたとき、県と連携し、緊急時に必要に応じ避難所及び避難退域時検査場所の開設等の状況を伝達し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。
- (2) 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたとき、県と連携し、それぞれの避難所等に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市に提供するものとする。
- (3) 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたとき、県の協力の下、避難所等における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4) 避難所等における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、市は、市の区域に避難対象区域が含まれたときは、県と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮をする。市は、福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、必要に応じて施設入所、人員の派遣、物品の手配等を計画的に実施する。また、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (5) 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたとき、県の協力の下、避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用

の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努めるものとする。

- (6) 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたとき、県の協力の下、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (7) 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたとき、県の協力の下、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所等の早期解消に努めることを基本とする。
- (8) 市は、建設型応急住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、建設型応急住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。なお、建設型応急住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請するものとする。

3 広域一時滞在

- (1) 市は、被災した場合、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 市は、県に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言を要請するものとする。
- (3) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとされている。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待つ暇がないときは、市の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議要請を市に代わって行うものとされている。
- (4) 国は、市及び県が被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行うこととされている。

4 避難の際の住民に対する避難退域時検査及び除染の実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び除染措置を実施するよう地方公共団体に連絡するものとされている。

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等(避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び避難退域時検査結果に応じたO I Lに基づく除染を行うので、市はこれに協力するものとする。

但し、避難の時期等により、汚染のないことが明らかな場合には、避難退域時検査を行わないようにすることもできる。

5 安定ヨウ素剤の服用

市は、市の区域に避難対象区域が含まれたときは、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用に当たっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じるものとする。

【事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示】

- (1) 安定ヨウ素剤が事前配布されたPAZ内の住民等に対しては、原子力緊急事態宣言が発出された時点で、直ちに、安定ヨウ素剤の服用指示が原子力規制委員会の判断に基づき、原子力災害対策本部又は地方公共団体から出されることとされている。
- (2) 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたときは、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

【緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示】

- (1) 緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。
- (2) 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたときは、県と連携し、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、住民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行うものとする。

6 避難行動要支援者への配慮

市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

7 要配慮者への配慮

- (1) 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたときは、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導を行う。避難所等での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、要配慮者向け建設型応急住宅の設置、優先的入居等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとし、その旨を県に対し速やかに連絡するものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとし、その旨を県に対し速やかに連絡するものとする。

8 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

9 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

駅等の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させるものとする。

10 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

市は、現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域又は避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるものとする。

11 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 市は、住民等が被災した場合、備蓄物資、自ら調達した物資及び国や他の県等によって調達され、引き渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- (3) 市及び県は、住民等が被災した場合、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国(物資関係省庁)又は原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

第5節 治安の確保及び火災の予防

市は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災予防等に努めるものとする。

第6節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

- 1 国は、放射性物質が放出された後、OILに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するよう、関係地方公共団体に指示することとされている。市は、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するものとする。
- 2 国は、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果に応じて、飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し、都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請し、当該検査の結果を取りまとめ、取りまとめた結果に基づき、OILの基準等を踏まえた飲食物の摂取制限及び出荷制限について都道府県等に指示・要請するものとされている。市は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。また、市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、又は独自の判断により、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限及び出荷制限及びこれらの解除を実施するものとする。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、市の区域に避難対象区域が含まれたときは、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送

- 第2順位 避難者の輸送(PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難)、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
- イ 負傷者、避難者等
- ウ 緊急事態応急対策要員(原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等)及び必要とされる資機材
- エ コンクリート屋内退避所、避難所等を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- カ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

- ア 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたときは、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- イ 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたときは、人員、車両等の調達に関して、下表の関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町に支援を要請するものとする。

輸送内容	関係機関
モニタリング要員各種資機材	<ul style="list-style-type: none"> a (一社)静岡県トラック協会 b 日本通運(株) c 自衛隊 d 県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)
避難住民等	<ul style="list-style-type: none"> a (一社)静岡県バス協会 b 自衛隊 c 県警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等)

- ウ 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたときは、イによっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

市は、市の区域に避難対象区域が含まれたときは、原子力災害合同対策協議会において、交通規制に当たる県警察や他の道路管理者と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通の確保に必要な措置をとるものとする。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

- (1) 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたときは、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたときは、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

- (3) 市の区域に避難対象区域が含まれたときは、静岡市消防局と協議し、保有する消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに県内消防相互応援、緊急消防援助隊の出動等の調整を図る。
 なお、調整時には、次の事項に留意するものとする。
 ア 救急・救助及び火災の状況並びに応援要請の理由、応援の必要期間
 イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
 ウ 市への進入経路及び集結(待機)場所

2 医療措置

- (1) 市は、県が行う原子力災害医療活動実施要領に定める住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急時原子力災害医療について協力するものとする。
- (2) 原子力災害医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた原子力災害医療措置を対応する医療機関等が講ずるものとする。

区分	原子力災害医療機関(※1)	原子力災害拠点病院	高度被ばく医療支援センター
診療機能	外来診療等	汚染の有無に関わらず災害時に多発する重篤な傷病者に対し高度な診療を提供	長期的かつ専門的治療を要する被ばく傷病者の診察及び長期的診療を行う。
医療機関名	市立御前崎総合病院 榛原総合病院 菊川市立総合病院 藤枝市立総合病院 焼津市立総合病院 島田市立総合医療センター 磐田市立総合病院 中東遠総合医療センター	県立総合病院 浜松医科大学 医学部附属病院	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 公立大学法人福島県立医科大学
スクリーニング、線量評価(※2)	ア スクリーニング イ 簡易な放射線測定による個人線量評価	ア スクリーニング イ 専門的な個人線量評価(高度被ばく医療支援センターからの技術支援)	ア 高度専門的な個人線量評価
除染	ふき取り等の簡易な除染等	シャワー設備等を利用した除染等	原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染
診療	ア 安定ヨウ素剤服用等放射線障害予防措置 イ 救急蘇生法等 ウ 合併損傷(創傷、熱傷等)の初期治療 エ 内部被ばく傷病者等に対する初期対応等	ア 局所被ばく傷病者等の診療開始 イ 高線量被ばく傷病者等の診療開始 ウ 合併損傷の治療 エ 内部被ばくに対する診療の開始等	ア 重篤な局所被ばく傷病者等の診療 イ 高線量被ばく傷病者等の診療等 ウ 重症の合併損傷の治療 エ 重篤な内部被ばく傷病者等に対する診療等
資機材等	被ばく傷病者等の救急外来診療を行う医療関係者に必要な資機材等	除染用シャワー設備等	専門的線量評価資機材等
支援機能	医療機関と原子力発電所の連携(各種サーベイメータ、放射線管理要員の派遣等)	ア 協力機関及び拠点病院相互への技術的支援、専門家派遣 イ 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等	ア 他の原子力災害医療機関への技術的支援、専門家派遣 イ 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等

連携	ア 外来診療で完結 イ 外来診療→転送(※3)	ア 入院診療 イ 診療開始 →転送(※3)	専門医療機関間での転送
搬送機関	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。

(※1) 協力機関は、講ずることのできる原子力災害医療措置が異なる。

(※2) スクリーニング及び線量評価は、県放射線技師会等の協力を得て行う。

(※3) 転送は、一般の診療所・病院、**原子力災害**拠点病院、高度被ばく医療支援センター等への転送をいう。

(3) 初期及び二次被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。

(4) 市は、国の原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤の服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。

(5) 市は、被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について県に要請し、県は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつ分かりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1 住民等への情報伝達活動

(1) 市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ分かりやすく正確に行うものとする。

(2) 市は、住民等への情報提供に当たっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ**分かりやすい**例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(3) 市は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況(原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報や放射性物質の大気中拡散計算結果、等)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供するものとする。なお、その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。

- (4) 市は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係周辺市町、原子力事業者等と相互に連絡をとりあうものとする。
- (5) 市は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、SNS、LINE等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

2 住民等からの問合せに対する対応

- (1) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。
- (2) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係周辺都道府県、消防機関、県警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受ける加害者から追跡されて危害を受けるおそれがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第10節 自発的支援の受入れ等

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申入れが寄せられるが、市は、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ

市、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意し、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、市民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて市民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関する問合せ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。

(2) 義援金の受入れ

市は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第11節 行政機関の業務継続に係る措置

- 1 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたときは、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- 2 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたときは、別に定める業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第12節 核燃料物質等の運搬中の事故への対策

- 1 原子力事業者の原子力防災管理者は、運搬中の事故による施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、経済産業省、原子力規制委員会、内閣府、国土交通省、県、市町、警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関に文書を送信し、更に主要な機関等に対しては、その着信を確認することとされている。
- 2 県は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、国、市町、県警察、消防機関、原子力事業者、海上保安部署、その他防災関係機関と連携し、直ちに事故の状況把握に努めるとともに、必要に応じ緊急時モニタリングの準備態勢を整えておくものとする。
- 3 全面緊急事態に至った場合には、内閣総理大臣は原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、国の原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することとされている。市は、国の現地対策本部から、事故現場周辺の住民避難等の指示があった場合には、住民の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第4章 大規模地震対策

第1節 施設整備計画

南海トラフ地震等の大規模地震対策として、次の施設整備を推進する。

1 避難者収容施設の耐震化

市は、原子力災害が発生した場合に避難所となっている学校等の建物(以下「避難者収容施設」という。)の耐震化(窓ガラスの破損防止対策を含む。)を実施する。

2 橋梁等の耐震化

市は、避難路の確保を確実にするため、避難路の橋梁等の耐震化を推進するとともに、道路交通の確保を速やかに、かつ、容易に実施できるよう体制を確立する。

3 通信連絡施設の整備

市は、市民等に対する指示伝達を迅速かつ正確に実施できるよう、防災行政無線等の通信連絡施設を多重的に整備する。

第2節 注意情報発表時等における対策

- 1 東海地震注意情報発表時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら段階的に原子炉の運転を停止するなどの準備的措置を講ずるものとする。
- 2 警戒宣言発令時には、原子力事業者は、地震防災強化計画に基づき、電力の需給状況を勘案しながら原子炉の運転を停止するなどの原子力災害の発生防止策を速やかに実施し、その実施結果をあらかじめ定められた様式により県へ報告するものとする。
- 3 警戒宣言発令時には、防災関係機関は、原子力災害発生後の出動に備え準備態勢を整えておくものとする。

第3節 地震災害応急対策

- 1 原子力発電所は、御前崎市内で震度5弱・震度5強が観測された場合、県内で震度6弱以上が観測された場合又は御前崎市を含む県内沿岸に大津波警報が発表された場合、直ちに原子力発電所の施設、設備等を点検するとともに、その点検結果を異常の有無にかかわらず、あらかじめ定められた様式により県、市、御前崎市及び関係周辺市町へ報告するものとする。
- 2 市は、1により報告を受けた場合は、異常がないときにおいても、その旨を住民等に対して、市の有するあらゆる広報手段を用いるとともに、報道機関の協力を得て的確かつ迅速に広報するものとする。
- 3 市は、避難者収容施設の被害状況の調査を実施し、収容可能な施設数及び人員を把握するものとする。
- 4 市は、避難の指示を行うときは、気象条件、建物の被害状況、道路の損壊及び道路交通の確保状況を勘案して行うものとする。

第5章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて、原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定を見直すものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

第5節 各種制限措置の解除

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、**立入制限**、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定めた様式により記録するものとする。

2 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておくものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

- 1 市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。
- 2 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。市の区域を越えて避難した被災者に対しても、市又は従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。
- 3 市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第8節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第9節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第10節 心身の健康相談体制の整備

市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

島田市地域防災計画

風水害対策編

令和6年3月 改定

島田市防災会議

目次

総則

第1章 総 則	1
第1節 過去の顕著な災害	1
1 風水害	1
2 竜巻(旋風)	3
3 がけ崩れ・土石流・地すべり	3
第2節 予想される災害と地域	4
1 風水害	4
2 がけ崩れ・土石流・地すべり	5
3 強風による建物等の損壊及び倒木等に伴う大規模停電等	5

発災前

第2章 災害予防計画	6
第1節 総則	6
第2節 河川災害予防計画	6
1 河川の現況	6
2 河川の治水対策	6
3 浸水想定区域の指定と通知	6
4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項	7
5 連携体制の構築	8
第3節 道路・橋りょう・鉄道災害防除計画	8
1 道路・橋りょう	8
2 鉄道	9
第4節 土砂災害防除計画	9
1 土砂災害対策	9
2 急傾斜地崩壊対策事業	9
3 砂防事業	10
4 地すべり対策事業	10
5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用	11
6 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行	11
7 事業者の対応	12
8 その他のソフト対策	13
第5節 山地災害防除計画	13
1 山地災害対策	13
2 治山事業	13
3 総合的な山地災害対策	13
第6節 林道災害防除計画	13
第7節 農地災害防除計画	13
1 ため池等整備事業	14
2 農地保全事業	14
第8節 倒木被害防除計画	14
第9節 盛土災害防除計画	14
第10節 避難情報の事前準備計画	14
1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	15
2 住民への周知・意識啓発	15
第11節 避難誘導體制の整備計画	15
第12節 防災知識の普及計画	16
第13節 自主防災会活動	16

発災後

第3章 災害応急対策計画	17
第1節 指定水防管理団体、水防機関.....	17
1 指定水防管理団体	17
2 水防機関	17
第2節 水防管理団体の水防計画.....	17
第3節 水防組織及び非常配備体制.....	18
第4節 水防上重要な水こう門等.....	18
第5節 水防区域の危険箇所	18
第6節 水防に関する予警報	18
1 水防活動に必要な予報及び警報とその措置.....	18
2 洪水予報	18
3 水防警報	18
4 水位周知河川における水位到達情報.....	18
5 雨量及び水位の監視と通報.....	18
6 ダム、水こう門等及びその操作.....	18
7 道路の通行規制に関する情報.....	18
第7節 情報収集・伝達	19
第8節 広報活動	19
第9節 水防信号及び水防標識等.....	19
第10節 避難のための立退き	19
第11節 水防倉庫及び資器材の整備及び調達.....	19

第1章 総則

この計画は、災対法第42条の規定により、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市及び防災機関が行うべき市域に係る風水害対策の大綱（共通対策編で定めたものを除く。）を定めるものとする。

風水害対策編は、次の各章から構成する。なお、復旧・復興については、共通対策編第4章復旧・復興対策によるものとする。

章	記載内容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	総則、河川災害予防計画、道路・橋りょう・鉄道災害防除計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策計画	指定水防管理団体・水防機関、水防管理団体の水防計画、水防組織及び非常配備体制、水防上重要な水こう門等、水防区域の危険箇所、水防に関する予警報、情報収集・伝達、広報活動、水防信号及び水防標識等、避難のための立退き、水防倉庫及び資器材の整備及び調達

第1節 過去の顕著な災害

1 風水害

風水害は、季節と密接な関係にあることはもちろんであるが、市の水害史は、大井川とともにあり、過去にしばしば大災害を繰り返してきた。

大井川上流は、県下では天城山付近と並んで降水量が多い地域であり、中上流部山地は地形的、地質的に崩壊しやすい地域である。また、大井川の河床勾配が大きいことが水害の一要因である。

大井川は、1590年(天正18年)に相賀と横岡の間、牛尾山を切り崩し、堤防を築き、現在のような川に形づくられてきた。江戸、明治、大正、昭和時代の長きにわたり、大井川流域のいたるところで度重なる大洪水を引き起こし、多くの人命を奪い、田畑を荒し、交通を破壊するなど甚大な被害を及ぼしてきた。

中小河川においては、台風や集中豪雨に起因して伊久美川、相賀谷川、東光寺谷川、大代川などの氾濫により、山津波や家屋への浸水が発生し、多くの犠牲者が出ている。

最近では、強靱な堤防整備などの治水工事の成功とダムの建設、先人の幾多の苦労による水防対策の確立により、大きな水害は発生していない。

次に近年の顕著な水害の発生を示す。(資料編19-3参照)

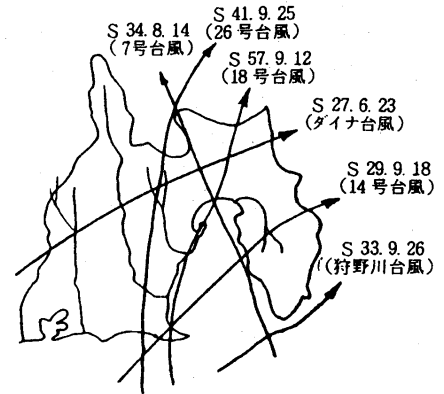
西暦	年号	原因	記事
1959	昭和34	低気圧・ 温暖前線 台風	8/26～27 総雨量(島田)376mm(金谷)380mm(1h雨量120mm、3h雨量243mm) 栃山川、東光寺谷川、大津谷川、伊太谷川、相賀谷川、大代川の堤防決壊御飯屋町、大草、相賀、野田、落合の橋流失、(島田)負傷3、行方不明者1、全壊8、半壊14、流失8、床上浸水3,000、床下浸水6,000、(金谷)死者1、負傷113、全壊11、半壊26、一部破損6、流失8、床上浸水2,344、床下浸水2,400 9/26 伊勢湾台風 総雨量100mm以上 (島田)全壊2、半壊21、床上浸水7、床下浸水1
1960	昭和35	台風・ 寒冷前線	8/12～14 総雨量600mm～700mm(1h雨量50～70mm) 大井川13日21時神座水位2.9m、伊久美川の氾濫で川口橋流失、伊久身部落の山津波、蓬萊橋流失、(島田)死者16、負傷7、軽傷29、全壊27、半壊42、流失7、(金谷)床上浸水70数戸、(川根)死者5、行方不明者2、全壊15、半壊24、流失埋没10、床上浸水155、床下浸水390
1961	昭和36	豪雨・ 梅雨前線	6/23～29 36.6豪雨 総雨量423mm 伊久美川増水、伊久身(犬間・長島他)仮橋流失4、(長島)土砂崩れ交通途絶、(二俣・白井)床下浸水5、神座で大井川決壊、大井川鉄橋橋脚流失、(金谷)白光川氾濫、床上浸水6、床下浸水10
1965	昭和40	台風	9.16～17 台風24号 総雨量300mm (島田)死者1、負傷者1、行方不明者2、道路決壊8、堤防決壊3、農林道決壊4、住家一部破損113、学校一部破損23、農地一部流没2ha
1969	昭和44	台風	8/4～5 台風7号 (島田)負傷者3、全壊1、半壊2、床上浸水1、床下浸水34、一部損壊4、非住家2、畑埋没2、畑冠水4、道路損壊5、橋梁流失1、堤防決壊1、山崩れ23、鉄道4、罹災世帯5、罹災者数19
1979	昭和54	台風	10/19 台風20号 (島田)軽傷者2、全壊3、一部破損60、床下浸水2、非住家公共建物3、その他45、文教施設2、砂防1、罹災世帯数3、罹災者数8
1980	昭和57	台風	9/11～12 台風18号 総雨量521mm (島田)全壊7、半壊5、一部欠損8、床上浸水374、床下浸水976、護岸決壊36、橋梁流失18、水稻倒伏200ha、水田冠水270ha、田土砂流入40ha、畑土砂流入10ha
1998	平成10	台風 前線	9/21～22 台風8号 総雨量174mm 蓬萊橋橋脚1本流失 9/23～24 総雨量230mm (島田)床上浸水18、床下浸水140、水田埋没0.09ha、水田冠水1.55ha、道路通行止5、橋梁通行止1、山崩れ2、水道断水75、避難1地区14世帯49人
2019	令和元	台風	10/11～12 令和元年東日本台風(台風第19号) 10/12 22:00時点 積算雨量 島田(道悦)434mm 一部損壊3、床上浸水7、河川溢水2、倒木、崩土多数、 10/12 18:30 第一次指定避難所39箇所開設、420世帯967人が避難
2020	令和2	前線 集中豪雨	6/30～7/2、7/4～7/10、7/26～7/28 梅雨前線が華中から九州付近を通過して東日本に停滞した影響から豪雨となった。また、7月下旬には初倉地区で線状降水帯が発生し、床上、床下浸水が発生するなどの被害が発生した。 時間雨量最大：島田地区25mm/h、金谷地区35mm/h、川根地区38mm/h ※富士山静岡空港 59.5mm/h 初倉地区：床上浸水2件(住家1、工場1)、床下浸水10件(住家8、店舗2)
2022	令和4	集中 豪雨	9/23～24 台風15号に伴う大雨により、市内各地で浸水害や土砂災害等の被害が発生し、災害救助法の適用となった。 時間雨量最大：島田地区126mm/h、伊久美地区127mm/h、金谷地区87mm/h、川根地区88mm/h、塩本地区108mm/h、笹間地区107mm/h。国道473号及び県道蔵田島田線等が通行止めとなり、半壊8件、準半壊18件、一部損壊(床上浸水46件、床下浸水109件、その他9件)の被害があった。

2023	令和5	集中豪雨	6/2～3 台風2号に伴う大雨により、床上、床下浸水が発生するなどの被害が発生した。 時間雨量最大：島田地区33mm/h、伊久美地区68mm/h、金谷地区34mm/h、川根地区56mm/h、塩本地区49mm/h、笹間地区47mm/h 国道473号及び県道蔵田島田線等が通行止めとなり、一部損壊（床上浸水1件、床下浸水1件）の被害があった。
------	-----	------	--

島田市に被害を与えた台風(過去20年)

県下到大被害を与えた主要台風経路図

西暦	年号	台風	西暦	年号	台風
1997	平成9	7号・9号	2007	平成19	4号・9号
1998	平成10	5号	2009	平成21	18号
2001	平成13	11号・15号	2010	平成22	9号
2002	平成14	6号・7号・21号	2011	平成23	15号
			2012	平成24	4号・17号
2004	平成16	22号・23号	2019	令和元	東日本台風(19号)
2005	平成17	11号			



2 竜巻(旋風)

竜巻は、寒冷前線や台風に伴うものが多い。県内では、安倍川河口付近と遠州灘沿岸部に多く発生している。竜巻の発生予想は難しく、瞬時に大きな被害をもたらすことになるので注意が必要である。

西暦	年号	記事
1954	昭和29	9/13午後 横井町 即死者1名、負傷者3名、多くの建物が壊れる

3 がけ崩れ・土石流・地すべり

大井川流域の山地災害は、山崩れと地すべりによって特色づけられる。

地域の北縁部の山地は、高度200メートルから300メートルの丘陵状の起伏を有し、次第に高度を高め大井川上流部では3,000メートル級の高峰を連ねる赤石山脈となる。

牧之原台地の北部地域では、牧之原礫層と基盤岩の境界付近あるいは基盤岩の上で、しばしば地すべりが発生している。主な地すべり地は、神谷城・鎌塚・吹木・湯日などである。

西暦	年号	記事
1960	昭和35	8/13 伊久美集落の伊久美川上流部で大規模な土石流発生、死者・行方不明者16人。災害派遣中の自衛官1名が落石事故により殉職
1962	昭和37	4/12 福用地内の県道金谷～中川根線で、約50mにわたり土砂崩れ交通が不通となり、大井川線も不通
2003	平成15	8/17 大井川鐵道神尾駅の金谷側で土砂崩れが発生し、福用一千頭間で折り返し運転9月25日から金谷～横岡(仮)の折り返し運転再開、翌年3月19日全線開通
2016	平成28	4/末 県道蔵田島田線の伊久美二俣地区で崖崩れが発生し、生活道路を遮断、茶の出荷作業にも大きな影響を及ぼした。大雨ではなく強風による崖上端部の樹木滑落が引き起こしたと見られる。
2018	平成30	9/11 台風を引き続く断続的な雨により、市道日掛上平線の久野地区の路肩コンクリートブロックと岩盤が笹間川まで落下し、道路が寸断状態になった。道路を拡幅し重量制限で片側通行とした。

2020	令和2	7/3 梅雨時期の長期的な大雨により、市道尾川上伊太線の尾川地区において、大規模な地すべりが発生し、道路に大きなクラックが発生したため、全面通行止めとした。2020(R3)/5/15に仮復旧した。
2021	令和3	7/3 梅雨時期の断続的な大雨により、県道焼津森線の橋梁(コンクリートスラブ)が、土石流により損壊し、道路が寸断状態になった。道路は、1カ月ほどで仮橋梁を整備し、復旧した。

第2節 予想される災害と地域

1 風水害

一級河川大井川は、国と県のいずれの管理区間もダム建設や治水工事等により、水害の危険は少なくなっているが、河川断面の不足や水衝洗掘している箇所があり出水時には警戒が必要である。

市内には、18の中小河川があり、いくつかの河川が比較的広い流域面積を持っていることから、上流部での長雨により、長期間にわたり水位上昇が続く傾向にある。また、大きい河川の水位上昇により小河川からの流入が遮られることもあり、内水被害への注意も必要である。近年、局地的な降雨の発生が増加傾向にあり、河川の急速な水位上昇による越水や溢水にも注意が必要である。

季節的には4～5月は、低気圧の通過に伴い、豪雨となることがある。6～7月は、梅雨前線活動の活発化により全県的に大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また、8～9月にかけては台風の接近又は上陸により、洪水や土砂災害の他、強風に伴う家屋・農業用施設等の損壊、広範囲での倒木及び大規模停電等の暴風雨による災害が発生しやすいので注意が必要である。

(1) 市内の河川

一級河川 (国・県管理)	大井川・菊川
一級河川 (県管理)	(大井川水系) 笹間川・家山川・切山川・身成川・大代川・新堀川・清水川・童子沢川・福用川・白光川・伊久美川・大久保川・相賀谷川・伊太谷川・尾川・大津谷川
二級河川	(栃山川水系) 栃山川・東光寺谷川 (湯日川水系) 湯日川 (勝間田川水系) 勝間田川

(2) 河川流域の状況

流域名	流域の状況
大井川流域 (一級河川)	ア 大井川流域は、日本屈指の多雨地帯であり、しかも地質は脆弱であるため、各所でがけ崩れや道路決壊等の災害がしばしば発生している。 イ 大井川は、長島ダムの完成などによって治水安全度は向上したが、狭く部の流下能力不足、砂州の固定化などにより水害が発生するおそれがある。
笹間川流域 (一級河川)	ア 笹間川流域は、山付きの河川で地質は脆弱であるため、がけ崩れがしばしば発生している。 イ 大沢合流点より500m下流から上流の区間では、河岸の洗掘が見られる。
相賀谷川流域 (一級河川)	ア 昭和43年の台風10号では、相賀谷川の堤防が10mにわたり決壊し、床下浸水や農地に大規模な被害が発生した。 イ 下相賀橋上流から滝田橋までの区間は河川断面が小さく、越水や溢水が起こる可能性がある。内水氾濫にも注意が必要である。
伊太谷川流域 (一級河川)	ア 新東名交差付近から大井川用水伊太隧道流入点までの700mの区間は河川断面が小さく、越水や溢水が起こる可能性がある。 イ 伊太谷川は、農業用水供給のために改修された人造の河川であるが、河川断面の不足による水位上昇によって、中央町付近の低地からの雨水の流入が遮られ内水氾濫に注意が必要である。

大津谷川流域 (一級河川)	ア 栃山頭首工から高島橋までの区間及び尾川合流点から上流では、河川断面が小さく、越水や溢水が起こる可能性がある。 イ 流域面積を広く持ち、長い期間において水位の上昇が続く傾向にある。
東光寺谷川流域 (二級河川)	ア 八島橋から上流の150m及び出合橋から阿知ヶ谷橋の区間では、堤防高が不足しており、また河川断面も小さいため、越水や溢水が起こる可能性がある。 イ 流域面積が比較的広く、長い期間において水位の上昇が続く傾向にある。

2 かけ崩れ・土石流・地すべり

市では、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域が諸所存在している。

特に、平地と丘陵の接撃部に当たる地域には、集落が発達し急傾斜の土砂崩落による災害リスクが高まっている。

また、大井川上流部の地域では、地質が弱いため、降雨による土砂崩れ等がたびたび発生し、道路の寸断により、災害の規模を大きくする原因ともなる。

3 強風による建物等の損壊及び倒木等に伴う大規模停電等

強い台風の接近に伴い、市内全域で家屋等・農業用施設・各種標識等の損壊が発生し、中山間地を中心に倒木等による送電設備が損壊し大規模(広域・長期)停電発生リスクが高まっている。

多数の倒木による道路阻絶や大規模停電による簡易水道の給水機能停止等、住民生活への多大な影響を及ぼす事象の発生が懸念される。

平成30年9月、台風24号の影響により市内で約15,100戸、最長4日間にわたる大規模停電が発生した。

第2章 災害予防計画

第1節 総則

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。

市及び県は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

市及び県は、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市又は県が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

市及び県は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

市、県及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

1 河川の現況

現在の河川の整備状況は、国管理の一級河川大井川では河川改修が一定の水準に達しているが、一部の堤防において水衝部の洗掘や漏水があり、対策が望まれている。また、県管理の二級河川は、川根地区には大井川水系笹間川、家山川、身成川、金谷地区には大井川水系大代川、島田地区には大井川水系大津谷川(支川伊太谷川、尾川含む)、相賀谷川、栃山川水系栃山川(支川東光寺谷川含む)、湯日川水系湯日川の河川改修が行われ、安全性は向上しているものの、一部改修中の河川もあり、早急な改修が望まれている。

普通河川については、住宅が密集した地区で改修・整備が進んでいない箇所が多く残っている。近年の気象状況や宅地等の開発により、土地の保水・遊水機能の低下と局地的な豪雨による内水氾濫等の危険性が高まっている。

近年における短時間豪雨等の気象状況の激烈化は、河川の流下能力を超えて大量の雨水が河川に流れ込むことで、河川改修や堤防・護岸の整備効果を低減させ得ることに留意する必要がある。

2 河川の治水対策

一級河川及び二級河川については、管理者である国、県に対し、河川改修を積極的に働きかける。準用河川及び普通河川については、流下能力向上のために道路改良事業、公共下水道事業等の他事業との調整を図りつつ計画的に整備を推進する。

3 浸水想定区域の指定と通知

国(国土交通省)及び県は、洪水予報を実施する河川又は洪水特別警戒水位を定め、その水位に達した旨

の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深等を順次公表し、洪水浸水想定区域として指定するとともに、関係市町の長に通知するものとする。

河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、ダム洪水調節機能協議会等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。

市又は県は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を順次公表するとともに、県知事に対しては関係市町の長に通知するものとする。

知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。

県は、特定都市河川流域のうち、洪水等により住民等に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発・建築行為等の制限をすべき土地の区域について、浸水被害防止区域として指定することができる。

4 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

- (1) 市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所や避難経路に関する事項及び洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。
- (2) 市は、市地域防災計画において、洪水浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定めるものとする。
 - ア 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。
 - イ 大規模工場等(大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。
- (3) 上記のうち、要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。
 - ア 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。

また、市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - イ 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保の

ための訓練を行わなければならない。

エ 市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。

(4) 市は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所や避難経路に関する事項及び洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項並びに洪水浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物及びハザードマップを配布その他必要な措置を講ずる。

(5) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

5 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした大規模氾濫減災協議会、流域治水協議会等の既存の枠組みを活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域治水の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第3節 道路・橋りょう・鉄道災害防除計画

1 道路・橋りょう

(1) 基本方針

道路の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。

今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図る方針である。

災害時には、地域住民の避難路として、あるいは、市庁舎をはじめ救急指定病院、消防機関、防災関係機関、その他公共公益機関等との連絡路として、また、物資や人などを運搬する緊急輸送路としての機能を確保する。

(2) 主要道路の整備

幹線道路及び1、2級の市道等については優先的に点検を実施し、道路・橋梁等の安全性の確保と災害時における避難路及び緊急車両・輸送車両等の通行のため有効な幅員を確保する。また、がけ崩れ等の土砂災害からの保全を図る。

(3) 生活道路の整備

生活道路は、一時的な避難路及び避難路へ接続する道路として防災対策や安全対策等に配慮し、狭あ

いな道路の解消に努め、避難しやすい安全性を確保した構造の道路として整備する。

(4) 道路環境の整備

災害に強い道路環境を創出するために次のことに留意し、整備を実施する。

- 1) 道路の拡幅及び緑化(延焼遮断帯としての効果)
- 2) 道路標識・避難地の標識の改良(避難行動への効果)
- 3) 駐車場の確保(路上駐車を無くし、災害対応への効果)
- 4) 駐輪場の確保(放置自転車・バイクを無くし、避難行動・災害対応への効果)

(5) 道路ストック点検

緊急輸送路などの幹線道路を対象に橋梁長寿命化計画に基づく改修及びトンネル、法面、照明灯などの点検を実施する。

2 鉄道

東海旅客鉄道株式会社は、新幹線における重要施設の浸水被害軽減のため、必要な対策を講ずるものとする。

第4節 土砂災害防除計画

1 土砂災害対策

土砂災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、まず事前措置として平素から危険予想箇所のパトロールを実施する。

また、土砂災害の発生するおそれのある場合又は危険が切迫した場合には、迅速かつ適切な避難指示（警戒レベル4）が行えるよう避難対策に留意する。避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、避難経路及び避難の心得などをあらかじめ徹底させておくものとする。

なお、道路危険箇所についてもパトロールを実施し、防災工事を実施するよう努める。

2 急傾斜地崩壊対策事業

県は、急傾斜地の崩壊が発生するおそれのある箇所に対し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、崩壊の発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、被害想定区域内の住民の生命を保護するため、崩壊防止施設の整備を実施する。

(1) 急傾斜地崩壊対策事業

法面工、擁壁工等、急傾斜地の崩壊防止施設の整備を計画的に実施する。

(2) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業

風水害、震災等により新たに生じた崩壊を放置すれば次期降雨で拡大するおそれのある場合、緊急に崩壊防止施設の整備を実施する。

(3) 現況

市には、土砂災害警戒区域(急傾斜地崩壊によるもの)が540箇所ある。(資料7-1 参照)

(4) 対策

ア 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊対策事業並びに緊急急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

イ がけ地近隣危険住宅移転事業については、がけ地の崩壊及び土石流による危険が著しいため、建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条の規定に基づく災害危険区域内の建築物、静岡県建築基準条例第10条の規定に基づくがけの高さが2メートルを超えるがけの下端から水平距離が、がけの高さの2

倍以上の位置にある不適格建築物(危険住宅)の除去等に要する経費並びに危険住宅に代わる住宅の建設に要する経費に対して補助金を交付するものである。

(5) 危険箇所周辺の土地利用規制

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)

急傾斜地に対し災害を予防し、積極的に防災工事を実施していくうえでも、県知事の急傾斜地崩壊危険区域の指定が前提条件となる。

急傾斜地の崩壊により人家の倒壊等著しい被害のあった区域又は著しい被害を及ぼすおそれのある区域は優先して区域指定を受け、その他の危険区域においても危険度や地域の実情等を考慮のうえ、極力指定の促進を図らなければならない。

指定区域内では、水の放流、工作物の設置、立竹木の伐採等の有害行為を取締り、防災措置の勧告、改善措置の命令等を行なうことになっている。

イ 災害危険区域の指定(建築基準法)

急傾斜地崩壊危険区域に指定された区域又は静岡県建築基準条例(昭和48年静岡県条例第17号)第3条の規定により指定した災害危険区域内の住居の用に供する建築物は原則禁止されている。

ウ 都市計画区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法)

都市計画区域内において、建築物の用に供する目的で一定規模以上の開発行為をする場合、急傾斜地崩壊危険区域(災害危険区域)を含む開発行為は許可されない。また、がけに近接する危険宅地に建築物を建設する場合には、がけの形状、土質、建築物の位置、規模及び構造に応じて安全な擁壁を設けなければならない等の急傾斜地に対する規制もある。

3 砂防事業

県は、土石流の発生するおそれのある溪流に対し、砂防指定地の指定を行い、土砂の崩壊を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、土砂の生産抑止と流路内における流出土砂の調節を図るために、砂防設備の整備を実施する。

(1) 砂防事業

砂防えん堤、溪流保全工事等の砂防施設の整備を計画的に実施する。

(2) 現況

市には、土砂災害警戒区域(土石流によるもの)が234箇所ある。(資料7-1 参照)

(3) 対策

ア 国や県と連携を図り、砂防指定地の拡大や山腹崩壊、土石流の危険箇所の防災対策を促進していく。

イ 災害時に備えて情報の提供や警戒避難体制の確立に努める。

4 地すべり対策事業

県は、地すべりの発生するおそれのある箇所に対し、地すべり防止区域の指定を行い、地すべりの発生を助長・誘発する行為の制限を行うとともに、地すべり防止施設の整備を実施する。

(1) 地すべり対策事業

地下水の排除、地表水の誘導、杭打工等の地すべり防止施設の整備を計画的に実施する。

(2) 現況

市には、土砂災害警戒区域(地すべりによるもの)が42箇所ある。(資料編7-1 参照)

(3) 対策

ア 国や県と連携を図り、地すべり防止区域の防災対策を促進していく。

イ 災害時に備えて情報の提供や警戒避難体制の確立に努める。

5 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

(1) 土砂災害警戒情報の提供と活用

- ア 県と静岡地方気象台は、県民の生命及び身体の保護を目的とした土砂災害に対する警戒避難体制の整備に資するため、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して、共同で土砂災害警戒情報（避難が必要とされる警戒レベル4に相当）を発表する。
- イ 県は、土砂災害警戒情報を関係のある市町の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講ずるものとする。
- ウ 市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、避難情報の発令を検討する。また、具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。
- エ 市は、土砂災害警戒区域等における避難情報の発令を検討するに当たり、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するものとする。
- オ 市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（気象庁ホームページ）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ等）の確認・把握に努める。これらの把握した情報と今後の気象推移予測、現在の災害発生の前兆となり得る各種事象の発生状況、ハザードマップや過去の災害発生実績等を踏まえ、災害発生のリスクを至当に判断する。

(2) 土砂災害緊急情報の提供

国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市に対して適切に住民の避難情報等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

6 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行

(1) 土砂災害警戒区域等の指定、公表

- ・県は、土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれのある箇所について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。
- ・県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果を、関係のある市町に通知するとともに、公表するものとする。

(2) 土砂災害特別警戒区域における規制等

- ・県は、土砂災害特別警戒区域において、特定の開発行為（住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）社会福祉施設、学校及び医療施設）を制限する。
- ・県等は、土砂災害警戒区域で、建築物の構造の規制を行う。

(3) 市地域防災計画

- ア 市防災会議は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (ウ) 災対法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設であって、急傾斜地の崩落等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地
 - (オ) 救助に関する事項
 - (カ) (ア)～(オ)に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- イ 市防災会議は、市地域防災計画において前項(エ)に掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。

(4) 要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等

- ア 土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。また、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- イ 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ウ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- エ 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(5) 住民への周知

- ア 市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。
- イ 県は、電子地図の提供等により、市町を支援するものとする。

(6) 避難情報の発令解除

- 市長は、避難情報の発令を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、国土交通省又は県は、必要な助言をするものとする。

7 事業者の対応

- 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

8 その他のソフト対策

- (1) 土砂災害危険箇所図の配布、土砂災害危険箇所表示板の設置、インターネットによる土砂災害危険箇所マップの提供等を行い、土砂災害危険箇所の周知を図る。また、県による土砂災害警戒区域設定に伴う住民説明会に努めて多くの住民の参加を求めるほか自主防災組織が行う防災マップ作成の支援を通じて、土砂災害警戒区域等に対する理解を深めさせる。
- (2) 市と県は、連携して、土砂災害に対する防災訓練を実施し、警戒避難体制の強化を図る。

第5節 山地災害防除計画

1 山地災害対策

林野庁森林管理局及び県は、地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及ぼす危険性の高い箇所を山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区)に指定し、市は、国及び県と計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。

市及び県は、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

2 治山事業

- (1) 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備(間伐など)や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。
- (2) 市の山地災害危険地区は、103地区である。(資料編7-2参照)

3 総合的な山地災害対策

毎年6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。

第6節 林道災害防除計画

市の林道は、急峻な山腹に法面切り取り又は盛土して開設したものが多く、特に法切り面のほとんどは地肌が露出したままとなっており、風化や雨水等による自然崩壊が見られる。

林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められているため、計画的に危険箇所の改良を実施し、通行の安全を図る。

第7節 農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、一般土地改良事業の推進に平行して各種事業を積極的に進めている。

1 ため池等整備事業

決壊した場合に影響が大きい農業用ため池は、耐震調査を実施し、必要に応じた補強対策や統廃合を実施する。市内の農業用ため池は、令和4年1月1日時点で10箇所である。(資料編7-3参照)

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点農業用ため池に指定するとともに、地震や豪雨・劣化による決壊を防止するため、調査及び防災工事を実施し、利用実態のないため池については廃止を進める。

県内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

(1) 定期点検の頻度：1回／年

(2) 定期点検を行う者：ため池の管理者

防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

2 農地保全事業

農地面積が小さく急傾斜が多いなど、農業を営むための地理的条件が平坦地域と比べて不利な中山間地域等の耕作放棄を抑制し、又は耕作放棄地を解消することにより、国土の保全や洪水の防止に努める。

第8節 倒木被害防除計画

市、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、これまでの予防伐採の実績・成果を踏まえ、地域性を考慮しつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市及び県は、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第9節 盛土災害防除計画

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。

市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、**宅地造成及び特定盛土等規制法**などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である静岡県盛土等対策会議を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、市と県等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。

第10節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(警戒レベル4)、緊急安全確保(警戒レベル5)といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動

や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

(1) 市は、市町域の河川特性等を考慮し、内閣府の避難情報に関するガイドライン(令和3年5月)を踏まえ、洪水、土砂災害に対する島田市避難情報の判断・伝達マニュアルを作成している。

洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により、具体的な避難情報の発令基準を設定している。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、広域に避難情報を発表し、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

(2) 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努めるものとする。

(3) 県は、島田市避難情報の判断・伝達マニュアルに対し、技術的専門的な助言等の支援を行う。

2 住民への周知・意識啓発

(1) 市及び県は、避難指示(警戒レベル4)、緊急安全確保(警戒レベル5)が発令された際、避難地への移動(立ち退き避難・水平避難)、知人・友人宅をはじめとした近隣の安全な場所への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難(垂直避難)、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる(退避)等により安全を確保する屋内安全確保など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難(警戒レベル3)の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市及び県は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー等)の連携により、要配慮者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

(2) 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で危険な場所から全員避難すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、地区の避難行動計画(地区マイ・タイムライン)の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定したマイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き等を参考に、各地域における住民等による地区マイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第11節 避難誘導體制の整備計画

市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住

民等の理解の促進を図るよう努める。

地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(警戒レベル4)といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。

第12節 防災知識の普及計画

原則として、共通対策編 第2章 災害予防計画 第3節 防災知識の普及計画及び風水害対策編 第2章 災害予防計画 第10節 避難情報の事前準備計画 2 住民への周知・意識啓発に準ずる。

加えて、市及び県は、国、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- (1) 浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については早期の立退き避難が必要な区域として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- (2) 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- (3) 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。

第13節 自主防災活動

(共通対策編第2章災害予防計画第6節自主防災組織の育成及び第7節事業所等の自主的な防災活動に準ずる。)

第3章 災害応急対策計画

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号)に基づき、河川、湖沼の洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、共通対策編第3章災害応急対策計画及び市水防計画(以下「水防計画」という。)によるものとする。

第1節 指定水防管理団体、水防機関

1 指定水防管理団体

指定水防管理団体とは、水防法第4条の規定により水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体で、知事の指定した市町又は組合をいう。

指定水防管理団体は、毎年水防訓練を実施し、また、当該団体の水防協議会を設置する場合には当該水防協議会に諮って水防計画を定め、知事へ届け出なければならない。

当該団体の水防協議会を設置しない場合には、当該団体である市防災会議に諮って水防計画を定め、知事へ届け出なければならない。

2 水防機関

市の水防業務を処理する水防の機関は、静岡市島田消防署及び消防団をもって充てる。

第2節 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防計画は、市地域防災計画において、おおむね次の事項について定めるものとする。

- (1) 水防組織
- (2) 重要水防箇所
- (3) 予報及び警報
- (4) 気象予報等の情報収集
- (5) ダム、水こう門等の操作
- (6) 通信連絡
 - ア 水防区(土木事務所)と水防管理団体間の連絡(電話番号、連絡責任者)
 - イ 水防管理者と各機関(消防団)
 - ウ 上下流水防管理者との連絡
- (7) 水防施設及び輸送
 - 水防用資器材及び設備の整備
- (8) 水防活動
 - ア 非常配備
 - イ 避難のための立退き計画
- (9) 水防信号、水防標識等
- (10) 協力及び応援
 - ア 河川管理者の協力
 - イ 水防管理団体相互の協力及び応援
- (11) 費用負担及び公用負担
- (12) 水防報告等
- (13) 浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置住民への周知等
- (14) 水防協力団体

第3節 水防組織及び非常配備体制

水防管理者(市長)は、洪水等の水害が発生するおそれのある場合、**島田市役所**災害対策室に、水防警戒本部、又は市水防本部(以下「水防本部」という。)を設置する。ただし、市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

水防組織及び非常配備体制は、水防計画のとおりである。

市災害対策本部の編成、設置及び運営については、共通対策編第3章災害応急対策計画第2節組織計画のとおりである。

第4節 水防上重要な水こう門等

水こう門等の管理人は、常にその当該施設が十分その機能が発揮できるよう努めるとともに水防時には適正操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

水防上重要な水こう門等は、水防計画のとおりである。

第5節 水防区域の危険箇所

市内の河川で特に水防上、警戒又は防御を有する重要水防箇所は、水防計画のとおりである。

第6節 水防に関する予警報

1 水防活動に必要な予報及び警報とその措置

静岡地方気象台の発表する気象、水象予警報とその措置については島田市水防計画書(第4章)に定めるところによる。

2 洪水予報

島田市水防計画書(第4章)に定めるところによる。

3 水防警報

島田市水防計画書(第4章)に定めるところによる。

4 水位周知河川における水位到達情報

島田市水防計画書(第4章)に定めるところによる。

5 雨量及び水位の監視と通報

島田市水防計画書(第5章)に定めるところによる。

6 ダム、水こう門等及びその操作

島田市水防計画書(第6章)に定めるところによる。

7 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第7節 情報収集・伝達

共通対策編 第3章災害応急対策計画 第4節通信情報計画のとおりである。
情報連絡体制については、島田市水防計画書（第4章）に定めるところによる。

第8節 広報活動

共通対策編 第3章災害応急対策計画 第5節災害広報計画のとおりである。

第9節 水防信号及び水防標識等

島田市水防計画書（第10章）に定めるところによる。

第10節 避難のための立退き

共通対策編第3章災害応急対策計画第7節避難救出計画のとおりである。

第11節 水防用資器材及び設備の整備運用並びに輸送

島田市水防計画書（第8章）に定めるところによる。

島田市地域防災計画

大火災対策編

令和 6 年 3 月改定

島田市防災会議

目次	
大火災対策編の構成	1
I 大火災対策計画	
総則	
第1章 総 則	2
第1節 関係機関の業務の大綱	2
第2節 過去の顕著な災害	2
第3節 予想される災害と地域	3
発災前	
第2章 災害予防計画	4
第1節 消防体制の整備	4
第2節 火災の予防対策	4
第3節 林野火災対策の推進	5
第4節 火災気象通報の取扱い	5
発災後	
第3章 災害応急対策計画	6
第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動	6
第2節 情報伝達系統図	6
第3節 市の対応	7
第4節 林野火災対策の推進	7
II 大爆発対策計画	
総則	
第1章 総 則	8
第1節 関係機関の業務の大綱	8
第2節 予想される災害と地域	8
発災前	
第2章 災害予防計画	9
第1節 ガス災害予防計画	9
1 ガス保安体制の整備	9
2 ガス保安施設の整備	9
3 ガス災害の予防対策	9
第2節 危険物災害予防計画	10
1 予防査察	10
2 保安教育	10
発災後	
第3章 災害応急対策計画	11
第1節 関係機関の業務の大綱	11
第2節 情報伝達系統図	11
第3節 市の対応	12
1 応急対策	12
2 県等との連絡協議	12
3 事故の報告	12
4 災害対策本部の設置及び任務	12
第4節 危険物応急対策計画	13
復旧・復興期	
第4章 災害復旧計画	14
第1節 原因究明と是正措置	14

大火災対策編の構成

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市及び防災機関が行うべき市域に係る大火災対策の大綱(共通対策編で定めたものを除く。)を定めるものとする。

大火災対策編は、次のⅠ大火災対策計画及びⅡ大爆発対策計画から構成する。

Ⅰ 大火災対策計画

章	記載内容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	消防体制の整備、火災の予防対策、林野火災対策の推進、火災気象通報の取扱い
第3章 災害応急対策計画	大規模火災及び林野火災に対する消防活動、情報伝達、市の対応

Ⅱ 大爆発対策計画

章	記載内容
第1章 総則	関係機関の業務の大綱、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	ガス災害予防計画、危険物災害予防計画
第3章 災害応急対策計画	関係機関の業務の大綱、情報伝達、市の対応、危険物応急対策計画
第4章 災害復旧計画	原因究明と是正措置

I 大火災対策計画

第1章 総 則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止し、又は軽減するための火災予防対策並びに火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第1節 関係機関の業務の大綱

実施主体	内 容	
市	(1) 防災に関する組織の整備 (2) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (3) 情報の収集、伝達及び被害調査 (4) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 (5) 清掃、防疫その他保健衛生 (6) 緊急輸送の確保 (7) 災害復旧の実施 (8) その他災害防御又は拡大防止のための措置 (9) 消防施設の整備 (10) 消防団員の教育 (11) 消防団の活性化 (12) 緊急消防援助隊の受援体制の確立	
静岡市消防局	消防体制の整備	(1) 消防組織の確立 (2) 消防施設の整備
	火災予防対策	(1) 都市防災対策の推進 (2) 予防査察の実施 (3) 消防用設備の整備指導 (4) 防火管理体制の整備 (5) 防火思想の普及
	林野火災予防対策	(1) 林道(防火道)等の整備 (2) 予防設備の整備 (3) 消防資機材の配備
	災害応急対策	(1) 消防活動 (2) 広域活動協力体制
静岡地方気象台	火災気象通報の発表	

第2節 過去の顕著な災害

明治36年以降の県下の主要な大火を列記する。ただし、戦争による火災は含まれていない。

発年月日	焼失数	場 所	記 事
昭和35年11月17日	119戸	榛原郡川根町家山	本州南岸を低気圧が通過し、弱い気圧の谷となった。静岡で最大風速北北東4.6m/s、最小湿度52%

第3節 予想される災害と地域

市街地では、住宅の密集、老朽住宅の集合等の地区がみられる。また、大規模小売店舗やホテルの建築、不特定多数の人々が利用する建物の高層化と複合用途化が進んでおり、これらの施設で一度火災が発生すると、大規模な建物の消火の困難性もあり、多数の人命が失われる危険性が高まっている。更に石油タンク等危険物施設、高圧ガス施設の防災対策についても十分配慮しておく必要がある。

山間地域では、林野火災のおそれがあり、その原因は落雷等の自然現象によるものもあるが、ほとんどは一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響するため、地形、林況、気象条件には注意が必要である。

近年、冬場の強風下におけるたき火の不始末等による小規模の林野火災事例が発生していること、林野火災を誘発するヘリ墜落事故も発生していることから、警戒が必要である。

第 2 章 災害予防計画

市は、消防組織の確立と消防施設の強化拡充を図るとともに、火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い、被害の軽減を図る。

第 1 節 消防体制の整備

市は、静岡市消防局と連携し、消防体制の整備に協力するものとする。

区 分	内 容
消防組織の確立	市は、静岡市消防局と連携し、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
消防施設の整備	市は、静岡市消防局と連携し、地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化充実を図り、消防体制の万全を期するものとする。
消防力の現況	消防力の現況は、資料編12-1～9のとおりである。
消防団員の教育	消防団員に高度な知識及び技術を習得させるため、県消防学校が行う教養訓練に参加させる。また、消防団において一般教養訓練を行うなど、消防体制の万全を期するものとする。 この際、特殊火災における死傷事故の教訓や火災現場経験不足の若手消防団員増加等の要因を踏まえ、より実践的な教育訓練に留意する必要がある。
消防団の活性化	災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の施設・整備、青年層や女性について消防団活動への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。
緊急消防援助隊の受援体制の確立	市は、静岡市消防局と連携し、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

第 2 節 火災の予防対策

区 分	内 容
都市対策の推進	火災危険地域の解消に努めるとともに、防火地域及び準防火地域の建築物の不燃化を推進し、大火災の発生防止に努める。
予防査察の実施	防火対象物の予防査察を定期的の実施し、火災危険箇所の改善を指導する。 (資料編12-10参照)
消防用設備の整備指導	火災の早期発見、初期消火のための消防用設備等の整備を指導する。
防火管理体制の整備	旅館、ホテル、病院等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するとともに、講習会、研究会等を実施し、防火管理の徹底を図る。
防火思想の普及	事業所、学校、幼稚園、幼年消防クラブ、自主防災組織等に対し防火講習会、防災訓練及び夜警活動への積極参加を促すとともに、広報活動を推進し、防火思想の向上を図る。

第3節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

区 分	内 容
林野火災関係機関	陸上自衛隊(坂妻)第34普通科連隊第2科、航空自衛隊(静浜基地)第11飛行教育集団司令部企画班、県危機管理部、県消防防災航空隊、県志太榛原農林事務所森林整備課、静岡中央警察署、藤枝警察署、牧之原警察署、菊川警察署、掛川警察署、袋井警察署(森分庁舎)、天竜警察署、静岡市役所、藤枝市役所、牧之原市役所、菊川市役所、掛川市役所、森町役場、浜松市役所、川根本町役場、静岡市消防局、志太広域事務組合志太消防本部、菊川市消防本部、掛川市消防本部、袋井市森町広域行政組合袋井消防本部、浜松市消防局、森林組合おおいがわ、中日本高速道路(株)、県島田土木事務所、大井川鐵道㈱
林道(防火道)等の整備	市は、静岡市消防局と連携し、林況、地況等の実態を把握し、林道(防火道)、防火線、防火林等の整備に努める。
防火水槽の整備	市は、関係機関の協力を得て必要な防火水槽の整備に努める。
消防資機材の配備	林野火災に対する市有消防資機材を整備する。特に、ジェットシューターの充足向上に努める。

静岡市島田消防署有消防資機材 林野火災消防資機材

種 別	現有数					計
	静岡市 島田消防署	六合出張所	初倉出張所	金谷出張所	川根南 出張所	
チェンソー	9	4	2	5	3	23
ジェットシューター	23	4	3	6	9	45
下刈鎌	25	10	8	3	0	46
鋸(のこ)	13	3	3	7	4	30
鉋(なた)	15	3	3	7	4	32

第4節 火災気象通報の取扱い

消防法(昭和23年法律第186号)第22条第1項の規定により、静岡地方気象台長から知事を経由し、市長に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。

区 分	内 容				
火災気象 通報の基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象地域</th> <th>実施基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概ね市町 単位 (二次細分 区域)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。 毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。 注意すべき事項は次の3つに区分する。火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。 </td> </tr> </tbody> </table>	対象地域	実施基準	概ね市町 単位 (二次細分 区域)	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。 毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。 注意すべき事項は次の3つに区分する。火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。
	対象地域	実施基準			
概ね市町 単位 (二次細分 区域)	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。 毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。 注意すべき事項は次の3つに区分する。火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。 				
火災警報の 発表	市長は、火災気象通報の伝達を受け、気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。				

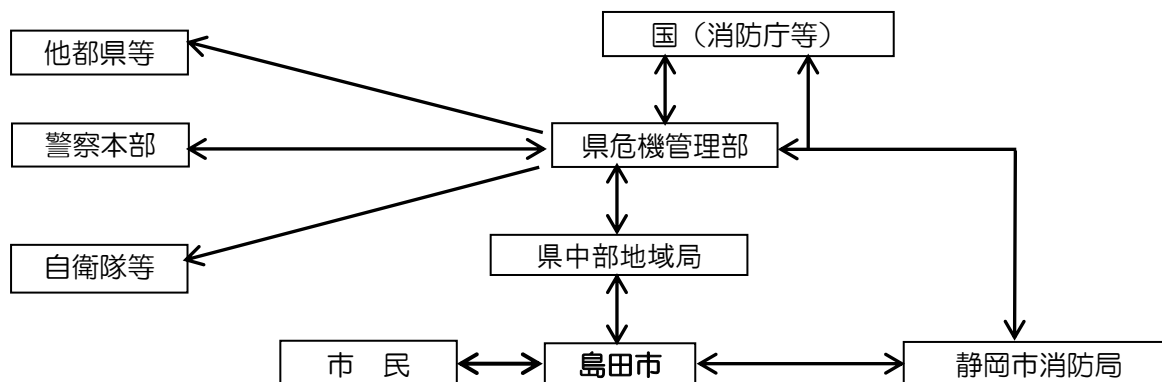
第3章 災害応急対策計画

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

区 分	内 容
消防活動体制	市は、その地域に係る大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、静岡市消防局と連携し、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
広域協力活動体制	市長は、大規模火災、林野火災が次のいずれかに該当する場合には、静岡県消防相互応援協定に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 (1) 発災市町等において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合 (2) 発災市町等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合 (3) 発災市町等を災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのあるときは、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、消火用水源の確保、ヘリポート設置、飛行経路沿いの安全確保等、地上において空中消火活動を支援するものとする。
緊急消防援助隊の応援要請	市長は、静岡市消防局の保有する消防力では対処できないと判断した場合には、静岡市消防局と協議し、消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条に基づき、緊急消防援助隊の応援出動等の調整を図るものとする。

第2節 情報伝達系統図



第3節 市の対応

大規模火災が発生し、必要な場合には災害対策本部を設置し、情報収集、応急対応を行う。
 (災害対策本部の設置及び任務については、共通対策編 第3章第2節組織計画のとおり。)
 (災害応急対策については、共通対策編 第3章災害応急対策計画のとおり。)
 (災害復旧については、共通対策編 第4章復旧・復興計画に準ずる。)

第4節 林野火災対策の推進

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図る。

区 分	内 容
林野火災関係機関	各市町村、各市町村消防本部、静岡県教育委員会、各森林組合、(公社)静岡県山林協会、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会、静岡県山林種苗協同組合連合会、(公社)静岡県林業会議所、(一社)静岡県猟友会、(公社)静岡県観光協会、(一社)静岡県建設業協会、(一社)静岡県トラック協会、伊豆箱根林野火災防止対策協議会、国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センター静岡水源林整備事務所、森林管理署(静岡・伊豆・天竜)、静岡県道路公社、中日本高速道路(株、中部ブロック「道の駅」連絡会、各鉄道会社(交通機関)、陸上自衛隊第34普通科連隊、陸上自衛隊第10特科連隊、(公財)静岡県舞台芸術センター
予防設備の整備	関係機関の協力を得て必要な予防施設の整備に努める。
防災知識の普及啓発	市及び県は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や県、市、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。 その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中にはその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く県民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。

Ⅱ 大爆発対策計画

第1章 総則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

このため、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第1節 関係機関の業務の大綱

機関名	内 容
市	(1) 防災に関する組織の整備 (2) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 (3) 情報の収集、伝達及び被害調査 (4) 必要に応じて、住民避難及び警戒区域の設定、避難所の確保 (5) 必要に応じ応急救護 (6) 清掃、防疫その他保健衛生 (7) 緊急輸送の確保 (8) 災害復旧の実施 (9) その他災害防御又は拡大防止のための措置
静岡市島田消防署	(1) 危険物事業者の許認可 (2) 煙火の消費許可 (3) 災害発生時の消火、人命救助活動 (4) 爆発事故、危険物事故等の原因究明、再発防止指導
県	(1) 高圧ガス、火薬類事業者の許認可 (2) 高圧ガス、火薬類事業者の保安指導 (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整 (4) 大規模事故発生時の危機管理対応 (5) 高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指導
警 察	(1) 火薬類事業者の保安指導 (2) 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 (3) 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査
関係事業者	(1) 自主保安体制の構築 (2) 危害予防規程、地震防災計画等の策定 (3) 防災資機材の整備 (4) 防災訓練等の実施 (5) 災害発生時の関係機関への通報 (6) 事故原因の究明、再発防止措置の実施

第2節 予想される災害と地域

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は市内全域で発生する危険性がある。特に危険物製造所等の防災対策については、十分な配慮が必要である。危険物製造所等の施設の現況は、資料編12-11のとおり。

第2章 災害予防計画

第1節 ガス災害予防計画

都市ガス(ガス事業法に定める一般ガス事業に係るガス及び簡易ガス事業に係るガスをいう。以下同じ。)及び高圧ガス(高圧ガス保安法に定める高圧ガスをいう。以下同じ。)による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

1 ガス保安体制の整備

区 分	内 容
保安規定の写しの提出	都市ガス事業者は、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第30条の規定による保安規定の写しを関係市町村、消防機関に提出するものとする。
ガス保安に係る連絡調整体制の整備	都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める販売事業者をいう。以下同じ。)は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行なうために必要な資料を、所轄消防機関に提出する。

2 ガス保安施設の整備

区 分	内 容
ガス遮断装置の設置	都市ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。
ガス漏れ警報設備等の設置	都市ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

3 ガス災害の予防対策

区 分	内 容
都市ガス	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市ガス事業者は、ガス製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規定等に定める基準に基づき巡視、点検及び検査を行う。 (2) 都市ガス事業者は、災害予防のため、社員や協力会社等の関係者に対し、保安教育及び訓練を行い、安全意識の高揚に努める。 (3) 都市ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事に関わる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等に際しては、関係工事会社と十分な連絡を取り、現場立会等を実施する。 (4) 他工事業者は、他工事をする際にガス導管にかかる災害を防止するため、あらかじめ、都市ガス事業者と連絡、協議をするとともに都市ガス事業者が行う保全のための措置に協力するものとする。 (5) 都市ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のため設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。
高圧ガス	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高圧ガス事業者及び高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。 (2) 県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議会等、災害防止のため必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努める。 (3) 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力的体制の維持に努める。 (4) 県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害防止のため、消費者保安講習、啓発のためのパンフレットの配布、ラジオ・テレビ等によるPRを行う。また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の安全を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

第2節 危険物災害予防計画

市域における危険物施設の現状を把握して災害時における危険物施設の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

1 予防査察

区 分	内 容
災害予防の指導	県、静岡市消防局及び関係機関は、それぞれ製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に保安検査・立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導、取締りを行う。
施設改修等の指導	県、静岡市消防局及び関係機関は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。
危険物規制行政	危険物規制行政については、県の指導助言を受けて静岡市消防局において実施する。
災害予防体制の確立	県、静岡市消防局及び関係機関は、自衛消防組織等の組織化を指導推進し、自主的に災害予防体制の確立を図る。
化学消火機材の整備	静岡市消防局は、化学消火機材の整備を推進する。

市所有消防資機材 化学消火薬剤備蓄状況

単位：kl

静岡市消防局	薬剤種類	たん白系 3%型	たん白系 6%型	合成界面 活性剤	水成膜泡 消火薬剤	水溶性 液体用 泡消火薬剤
	静岡市島田消防署				0.52	

2 保安教育

県、静岡市消防局等及び関係機関は、危険物施設の従業員に対し、保安に必要な教育を行う。

防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう随時パンフレット等を発行する。また、講演会等を開催し保安の高揚を図る。

第3章 災害応急対策計画

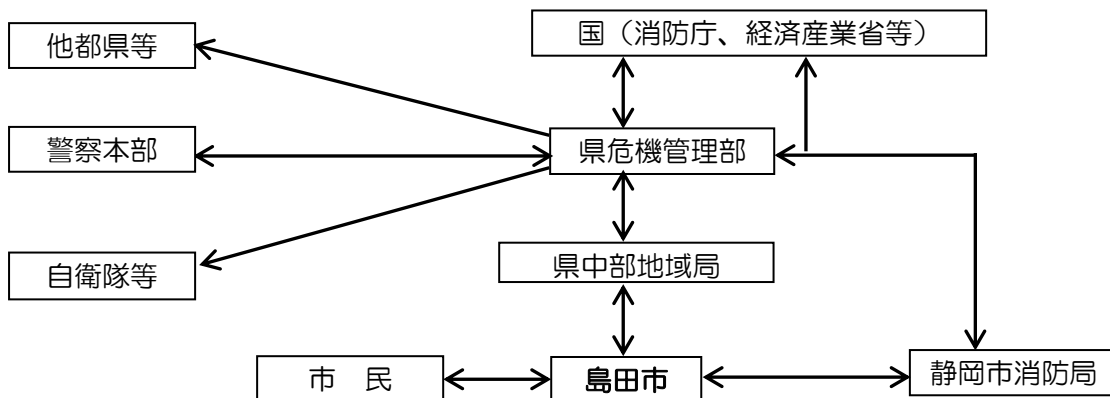
この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近住民の避難、二次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第1節 関係機関の業務の大綱

機関名	内 容
市	(1) 市災害対策本部の設置 (2) 情報の収集、伝達及び被害調査 (3) 必要に応じて、住民避難及び警戒区域の設定、避難所の確保 (4) 必要に応じ応急救護 (5) 緊急輸送の確保 (6) その他災害の防御又は拡大防止のための措置
静岡市消防局 市消防団	(1) 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 (2) 消火活動 (3) 人命救助活動 (4) 避難誘導 (5) 事故調査
県	(1) 災害対策本部の設置 (2) 防災対策の総合調整 (3) 情報収集・発信、広報 (4) 国等との連絡調整 (5) 自衛隊等への支援要請 (6) 事故調査
警 察	(1) 事故捜査 (2) 交通規制 (3) 避難誘導
発災事業者	(1) 事故通報 (2) 自衛防災対応 (3) 災害拡大防止措置 (4) 関係機関への協力 (5) 相互援助協定事業者等への支援依頼

第2節 情報伝達系統図



第3節 市の対応

1 応急対策

区 分	内 容
保護保安対策	<p>(1) ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。</p> <p>(2) ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する協定(以下「相互協定」という。)により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。</p> <p>(3) ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設(貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等)の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。</p> <p>(4) 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。</p> <p>(5) ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行なったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。</p> <p>(6) 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については、直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また、市防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、市、静岡市消防局、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。</p> <p>(7) ガス事業者は、応急対策に要する緊急工事用資機材、車両等を確保する。</p>
危険防止対策	<p>(1) 災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害(中毒・火災・爆発)を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防災用具を準備し、火気の取扱には注意をする。</p> <p>(2) 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難・警戒区域の設定について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。</p> <p>(3) ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風の良い場所に仰臥させる等の応急措置をとる。</p>
応急復旧対策	<p>(1) ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに、復旧工事の迅速化に努める。</p> <p>(2) 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。</p> <p>(3) 都市ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院、給食センター等の復旧を優先させる。</p> <p>(4) 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には、暫定供給を考慮する。</p>

2 県等との連絡協議

都市ガス事業者及び高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、市、県、静岡市消防局及び警察と十分連絡、協議する。

3 事故の報告

都市ガス事業者は、ガス事故の報告を市、静岡市島田消防署及び警察に行う。

4 災害対策本部の設置及び任務

大規模な爆発事故が発生し、必要な場合には災害対策本部を設置する。
(災害対策本部の設置及び任務については、共通対策編3章第2節組織計画に準ずる。)

第4節 危険物応急対策計画

市内における危険物製造所等の現状と災害応急対策を示し、災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

実施方法

区 分	内 容
火薬類	<p>(1) 火薬庫、火薬類の所有者又は占有者の措置(法令による)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合にはこれに移し、見張り人をつける。 イ 道路が危険であるか又は輸送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずる。 ウ 火薬庫の入口、窓等を完全に密封し、木の部分は防水の措置を講じ、必要によっては付近住民に避難するよう警告する。 エ 吸湿、変質不発、半爆等のために著しく原性能又は原形を失った火薬類若しくは著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。 <p>(2) 市長の措置</p> <p>市長は、静岡市消防局と連携し、下記の措置をとるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、関係機関と連携を取り、販売業者、消費者その他火薬を取扱う者に対して火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示するものとする。 イ 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、関係機関と連携を取り、警戒区域を設定し、防災関係者及び施設の関係者以外の立ち入りの制限及び禁止若しくは退去を命ずるものとする。この場合避難者については、その立退き先を指示するものとする。 ウ 被害者の救出救護並びにその他必要な措置を講ずるものとする。 エ 爆発又はそのおそれがあると認めるときは、関係機関と連携を取り、災害の防御又は災害の拡大を防止するものとする。
石油類	<p>(1) 石油類貯蔵施設及び石油類の所有者又は占有者の出火防止等の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 出火防止の措置 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 施設内の使用火、作業火気を完全に消火し、発火源を除去する。 (イ) 施設内の電源は、状況により保安系統を除き切断する。ただし、断線の場合は、自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。 (ウ) 出火防止上危険と認められる作業は中止する。 (エ) その他施設内の巡回を強化し、警戒の万全を図る。 イ 消防施設の確保 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 消火設備の点検及び起動し、機能を確保する。 (イ) 警防設備を点検し、機能を確保する。 (ウ) 消防ポンプ車等の確保に努め、自衛要員を増強し、自衛消防力を強化する。 ウ 災害防止の措置 <p>危険物貯蔵タンク、容器等の損傷、転倒による漏油、流失には積土のうその他必要な措置を実施して、流失区域の拡大を防止する。また、付属施設には、防水等防護装置を完全に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 貯蔵危険物には保安措置を強化する。 (イ) 保安資機材を確保する。 <p>(2) 市長の措置</p> <p>市長は、静岡市消防局と連携し、下記の措置をとるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設内における一切の火気の使用を禁止する。 イ 状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させるものとする。 ウ 被害が広範囲にわたり引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と連携を取り、警戒区域を設定し、区域内居住者に避難を指示する。この場合、避難先を指示するものとする。 エ 引火、爆発又はそのおそれがあるときは、関係機関と連携し、災害を防御又は災害の拡大を防止するものとする。災害の状況規模により、自衛隊(化学消防車等)に出勤を要請するものとする。

第4章 災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や住民生活に関する復旧措置等について定める。

第1節 原因究明と是正措置

区 分	内 容
発災事業者の対応	(1) 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。 (2) 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。 (3) 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。
関係機関の対応	(1) 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。 (2) 必要な場合には、県や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。
産業や住民生活に関する普及措置	(1) 発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や住民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。 (2) ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。 (3) 復旧に時間を要する場合には、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。 (4) 供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合には、ガス事業者は、関係機関と連携し、該当区域の事業所や住民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底する。 (5) 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 (6) 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。
情報公開、広報	(1) 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近住民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。 (2) 市及び静岡市島田消防署は、市民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。

島田市地域防災計画

大規模事故対策編

令和 6 年 3 月 改定

島田市防災会議

目次

大規模事故対策編の構成	1
-------------------	---

I 道路事故対策計画

総則

第1章 総 則	2
第1節 関係機関の業務の大綱	2
第2節 道路の状況と予想される事故の態様	3
1 市内の道路状況	3
2 市内の交通事故件数等	3
3 予想される道路事故の態様	3

発災前

第2章 災害予防計画	4
第1節 道路構造物の災害予防	4
1 異常気象時、災害発生時の措置	4
2 平常時の措置	4
3 関係機関との連携・協力	4
第2節 道路管理者等の防災体制の整備	4
第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備	5
第4節 防災訓練	5
第5節 道路トンネル事故の予防対策	5
1 主要なトンネルの現状	5
2 事故防止対策	5
第6節 関係機関との相互連携体制の整備	6
1 連絡窓口の明確化	6
2 防災訓練の合同実施	6

発災後

第3章 災害応急対策計画	7
第1節 情報の収集・報告・伝達	7
1 情報の収集・広報	7
2 災害内容の報告	7
3 情報伝達	7
第2節 応急体制	8
1 市の体制	8
2 防災関係機関	8
第3節 危険物等の流出・散乱に対する応急措置	9
1 拡散防止措置等	9
2 市民の安全確保	10

復旧・復興期

第4章 災害復旧計画	11
第1節 災害復旧計画の策定	11
第2節 施設の復旧	11
第3節 安全性の確認	11
第4節 被害者等へのフォロー	11
1 健康相談の実施	11
2 心の健康相談の実施	11
第5節 再発防止策の検討	11

1 対応の評価	11
2 マニュアル等の見直し	11

II 鉄道事故対策計画

総則

第1章 総則	12
第1節 予想される事故と地域	12
1 事故の形態及び発生要因(国土交通省鉄道事故等報告規則)	12
2 市内の鉄道事業者及び運行路線	12

発災前

第2章 災害予防計画	13
第1節 防災体制の整備	13
第2節 鉄道交通の安全確保	14
1 踏切事故対策	14
2 鉄道妨害の防止	14
第3節 応急対策用資機材等の整備	14
第4節 防災訓練	14
第5節 関係機関との相互連携体制の整備	14

発災後

第3章 災害応急対策計画	15
第1節 情報連絡体制の整備	15
第2節 応急体制	16
1 市の体制	16
2 関係機関等	16
3 情報の収集・伝達	17
4 広報活動	17
5 消防活動	17
6 救助・救急活動	17
7 医療救護等	17
8 避難	18
9 危険物等搭載貨車事故に対する応急対策	18

III 航空機事故対策計画

総則

第1章 総則	19
第1節 予想される事故	19
1 事故の形態	19
2 事故の危険性	19

発災前

第2章 災害予防計画	20
第1節 防災体制の整備	20

発災後

第3章 災害応急対策計画	21
第1節 情報の収集・伝達	21
1 連絡系統図	21
第2節 応急対策	22
1 市の対応方針	22

2	市の体制	22
3	防災関係機関の対応事項	22
4	捜索救難活動	24
5	避難	24
6	入国管理、検疫、動植物検疫、税関	24
7	広報	24

大規模事故対策編の構成

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、市が行うべき大規模事故対策の大綱(共通対策編で定めたものを除く。)を定めるものとする。

大規模事故対策編は、次のⅠ道路事故対策計画、Ⅱ鉄道事故対策計画及びⅢ航空機事故対策計画から構成する。

なお、鉄道事故対策計画及び航空機事故対策計画の災害復旧計画については、道路事故対策計画の災害復旧計画に準ずるものとする。

Ⅰ 道路事故対策計画

章	記載内容
第1章 総 則	関係機関の業務の大綱、道路の状況と予想される事故の態様
第2章 災害予防計画	道路構造物の災害予防、道路管理者等の防災体制の整備、危険物流出等に備えた資機材等の整備、防災訓練、道路トンネル事故の予防対策、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・報告・伝達、応急体制、危険物等の流出・散乱に対する応急措置
第4章 災害復旧計画	災害復旧計画の策定、施設の復旧、安全性の確認、被害者等へのフォロー、再発防止策の検討

Ⅱ 鉄道事故対策計画

章	記載内容
第1章 総 則	予想される事故と地域
第2章 災害予防計画	防災体制の整備、鉄道交通の安全確保、応急対策用資機材等の整備、防災訓練、関係機関との相互連携体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報連絡体制の整備、応急体制
(災害復旧計画)	(1 道路事故対策計画 第4章災害復旧計画に準ずる。)

Ⅲ 航空機事故対策計画

章	記載内容
第1章 総 則	予想される事故
第2章 災害予防計画	防災体制の整備
第3章 災害応急対策計画	情報の収集・伝達、応急対策
(災害復旧計画)	(1 道路事故対策計画 第4章災害復旧計画に準ずる。)

I 道路事故対策計画

第1章 総 則

市内の県道、国道、高速道路等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市、県及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

第1節 関係機関の業務の大綱

防災関係機関が処理すべき業務は、次のとおりとする。

機関名	処理すべき業務
市	(1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報、住民広報に関すること。 (2) 被災者の救出、救護(搬送・収容)に関すること。 (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること。 (4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示に関すること。 (5) 県及び他の市町に対する応援要請に関すること。 (6) 関係防災機関との調整に関すること。
道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社)	(1) 管理道路の災害予防に関すること。 (2) 管理道路の防災体制の整備に関すること。 (3) 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること。 (4) 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること。
県	(1) 的確な情報の収集・把握及び関係防災機関への連絡・通報に関すること。 (2) 自衛隊や他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。 (3) 国、市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 医療救護体制の確保に関すること。
県警察 (島田警察署)	(1) 災害関係情報の収集及び伝達 (2) 被害実態の早期把握 (3) 負傷者等の救出救助 (4) 緊急交通路の確保等交通上の措置 (5) 避難誘導及び二次災害の防止措置 (6) 検視及び行方不明者の捜索 (7) 市民の安全確保と不安解消のための広報 (8) 関係機関の行う災害復旧への協力 (9) その他必要な警察業務
国土交通省 中部地方整備局	(1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること。 (2) 関係防災機関との調整に関すること。
気象庁東京管区气象台 (静岡地方气象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象(地震にあつては地震動に限る。)及び水象の予報及び警報 (3) 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 (4) 気象業務にかかわる各種の研究 また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に関する各種観測網及び予報、警報等を発表、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。
静岡市消防局 (静岡市島田消防署)	(1) 救助・救出用資材、車両等の整備 (2) 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成 (3) 事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立 (4) 携帯電話からの119番通報に対し的確に対応できる体制の確立
医療機関	搬送患者を効率よく受け入れるための情報伝達体制の確立

建設事業者	事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握
-------	-----------------------

第2節 道路の状況と予想される事故の態様

1 市内の道路状況

(令和5年4月1日現在)

道路の種類	路線数	実延長(km)
高速自動車国道	2	13.80
国 道	2	45.63
県 道	20	158.49
市 道(※)	3,493	1,079.83
合 計	3,517	1,297.75

(※) 高速自動車道、国道、県道：静岡県の道路状況（管理機関別） R 4. 4. 1 現在

(※) 市道：R 5 年度 道路台帳より（R 5. 4. 1 現在）

2 市内の交通事故件数等

区 分	人身事故発生件数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)
令和4年	443	1	585
令和5年	421	3	544

3 予想される道路事故の態様

市内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては次のものが考えられる。

要 因	想定される事故
自然災害等に起因するもの	(1) 落石・土砂崩れ等による道路法面の崩壊 (2) 土砂崩れ等による道路への土砂の流出 (3) 河川の増水等による橋梁・道路の流失
大規模な交通事故等に起因するもの	(1) トンネル内での車両火災 (2) 道路上での危険物等の漏洩 (3) バスの転落等事故
その他	沿道での大規模火災等

第2章 災害予防計画

第1節 道路構造物の災害予防

1 異常気象時、災害発生時の措置

道路管理者は、豪雨、積雪等の異常気象時及び地震等大規模災害発生時における道路交通の危険防止を図る。

2 平常時の措置

道路管理者は、道路構造物の異常を早期に知覚するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有又は調達できる体制を整備する。

3 関係機関との連携・協力

市及び静岡市島田消防署は、他の道路管理者等と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の捜索、交通規制、危険物の処理、住民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に努める。

第2節 道路管理者等の防災体制の整備

実施主体	内 容
市	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
消防機関 (静岡市島田消防署)	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備
道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社)	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 安全設備等の整備 (3) 防災体制の確立(情報連絡を含む) (4) 異常気象時の通行規制区間の指定 (5) 通行規制の実施及び解除 (6) 通行規制の実施状況に関する広報 (7) 防災訓練の実施
県	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
警察 (島田警察署)	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 防災体制の確立(情報連絡を含む) (3) 通行の禁止等の措置 (4) 信号機等の点検
静岡地方気象台	(1) 気象観測予報体制及び地震・津波・火山監視体制の整備等 (2) 気象等の防災情報の提供等 (3) 気象知識等の普及
国土交通省 中部地方整備局	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
医療機関	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 応急救護用医薬品、医療資機材等の確保体制の整備
建設事業者	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 応援業務に関連する情報連絡体制の整備 (3) 応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握

第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努めるものとする。また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード(化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード)の携行の普及促進等を図るものとする。

第4節 防災訓練

防災関係機関は、相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

第5節 道路トンネル事故の予防対策

1 主要なトンネルの現状

市にある防災上重要なトンネル(延長2km以上又はトンネル等級A以上)は、11箇所である。

No.	名称	管理者	路線名	延長(m)	トンネル等級	非常用施設の有無						関連市	
						非常電話	ボタン通報	火災検知機	非常警報装置	消火器	消火栓		誘導掲示板
1	牧之原第三トンネル	浜松河川国道事務所	(国)1号	510	A	○	○	○	○	○	○	○	
2	大草トンネル(上り)	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	2,659	AA	○	○	○	○	○	○	○	藤枝市
3	大草トンネル(下り)	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	2,679	AA	○	○	○	○	○	○	○	藤枝市
4	尾川第一トンネル(上り)	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	441	A	○	○	-	-	○	○	○	
5	尾川第一トンネル(下り)	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	510	A	○	○	-	-	○	○	○	
6	尾川第二トンネル(上り)	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	451	A	○	○	-	-	○	○	○	
7	尾川第二トンネル(下り)	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	460	A	○	○	-	-	○	○	○	
8	矢倉山トンネル(上り)	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	1,379	A	○	○	-	-	○	○	○	
9	矢倉山トンネル(下り)	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	1,336	A	○	○	-	-	○	○	○	
10	粟ヶ岳トンネル(上り)	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	4,522	AA	○	○	○	○	○	○	○	掛川市
11	粟ヶ岳トンネル(下り)	中日本高速道路(株)	新東名高速道路	4,667	AA	○	○	○	○	○	○	○	掛川市

2 事故防止対策

トンネル内での追突事故及びこれに伴う車両火災事故は、大きな人的、物的被害をもたらすおそれがあることから、道路管理者等は事故防止のため次のとおり、設備及び体制の整備に努める。

- (1) 道路管理者は、トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡協調体制について改善に努めるものとする。
- (2) 道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努めるものとする。
- (3) 道路管理者、警察及び消防機関等は交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的に合同の防災訓練の実施に努めるものとする。

第6節 関係機関との相互連携体制の整備

1 連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

2 防災訓練の合同実施

防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救出活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図るものとする。

第3章 災害応急対策計画

事故の状況に応じて、配備職員の参集・増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制及び対策を行う。

第1節 情報の収集・報告・伝達

1 情報の収集・広報

災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部課、関係機関と共有する。迂回道路等の情報と併せて随時市や道路管理者のホームページに掲載するとともに、FM島田、同時通報用無線等を活用した広報活動を行う。

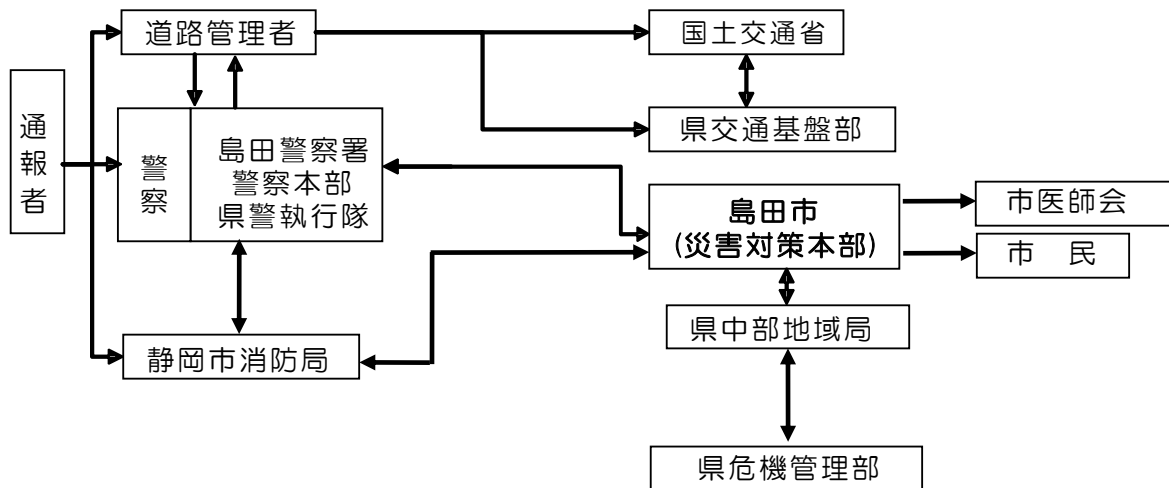
2 災害内容の報告

道路災害発生の通報を受けた機関等は、関係部課に内容を連絡する。また、静岡市島田消防署は、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官)に基づき、県へ必要事項を報告する。

3 情報伝達

市、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

<情報連絡系統図>



第2節 応急体制

1 市の体制

(1) 情報収集

事故の連絡を受けた市は、県警察(島田警察署)、静岡市島田消防署等の関係機関から情報を収集し、事故の状況に応じて、必要に応じ関係部課職員の参集、事故対策資機材の事前準備等の初動体制確立のための措置をとる。

区 分	内 容
任 務	(1) 初期情報の収集・整理 (2) 消火活動に関する応援体制の確保 (3) 救出救助に関する応援体制の確保 (4) 現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整の検討 (5) 災害対策本部設置の検討 (6) その他必要な活動の検討 (7) 県への報告 (8) 広報に関する事項

(2) 市災害対策本部

市は、連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは、災害対策本部を設置する。災害対策本部の運営については市災害対策本部設置運営要領による。

2 防災関係機関

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
市	(1) 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理 (2) 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整 (3) 遺体の措置 (4) 道路の応急復旧
県 (災害対策本部)	(1) 防災対策の総合調整 (2) 情報収集、発信、広報 (3) 関係機関への支援要請 ア 自衛隊への災害派遣要請 イ 消防庁、他都県等への支援要請 ウ 医療機関等への協力要請 エ 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 オ その他関係機関への応援要請 (4) 二次災害等発生防止措置 (5) 消防庁への報告 (6) 広報に関する事項

県 (現地災害対策本部)	(1) 消火活動に関する調整 (2) トリアージ及び救急医療活動に係る調整 (3) 負傷者搬送に係る調整 (4) 負傷者数の把握及び搬送先医療機関等に係る調整 (5) 被災者情報に関すること。 (6) 広報に関すること(緊急を要する事項)。 (7) 遺体措置に関する調整 (8) その他必要な活動
道路管理者 (国土交通省中部地方整備局、県、市、中日本高速道路株式会社)	(1) 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力 ア 主要交通路(迂回路)の確保 イ 災害時における通行の禁止又は制限 (2) 道路施設の応急復旧活動に関すること。 ア 道路の応急復旧 イ 類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施
警察(島田警察署)	(1) 災害関係情報の収集及び伝達 (2) 被害実態の早期把握 (3) 負傷者等の救出救助 (4) 緊急交通路の確保等交通上の措置 (5) 避難誘導及び二次災害の防止措置 (6) 検視及び行方不明者の捜索 (7) 市民の安全確保と不安解消のための広報 (8) 関係機関の行う災害復旧への協力 (9) その他必要な警察業務
消防機関 (静岡市島田消防署及び消防団)	(1) 消火活動 (2) 被災者の救出、救護 (3) 負傷者の医療機関への搬出
医療機関	(1) 救護所の開設 (2) 負傷者に対する医療処置 (3) 患者搬送
建設事業者	負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力

第3節 危険物等の流出・散乱に対する応急措置

危険物等の流出・散乱が確認された場合又は想定される場合は、次の措置を行う。

1 拡散防止措置等

区 分	内 容
流出危険物の 拡散防止及び 除去	(1) 警察及び消防は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカード又は運搬車両の所属事務所から流出危険物の名称、性状及び毒性等の状況を把握する。 (2) 輸送業者及び消防、警察、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。
二次災害の防止	(1) 消防機関等は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災及び健康被害、環境汚染防止等を行う。 (2) 流出危険物による飲料水汚染の可能性がある場合には、当該水道水の取水機関(県大井川広域水道企業団、市水道課、大井上水道企業団、簡易水道組合及び飲料水供給施設管理者)に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。 (3) 流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚染の可能性がある場合には、河川管理者及び県保健所等は、必要に応じて環境調査を実施する。 (4) 必要に応じて付近住民等の避難誘導等を行う。

2 市民の安全確保

- (1) 危険物等が流出・散乱した場合は、有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、付近の市民等の避難、区域への立入禁止等の必要な措置を行う。また付近の市民等を避難させる際には、安全な地域に避難場所を開設する。
- (2) 災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容(中毒危険、退去命令及び火気の使用禁止等)の情報を広報する。
- (3) 危険物の処理が終了し、安全が確認された場合、速やかに警戒区域を解除するとともに、その旨を広報する。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部課や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係部課及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、ホームページ、同時通報用無線、FM島田等を活用して広く市民に周知を図る。

第4節 被害者等へのフォロー

1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線住民が大きな被害を受けた場合は、県と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害(P T S D)等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第5節 再発防止策の検討

1 対応の評価

- (1) 当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。
- (2) 関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

2 マニュアル等の見直し

関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応するマニュアル等を速やかに見直し、関係機関に周知する。

Ⅱ 鉄道事故対策計画

第1章 総 則

市内の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故又は火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市、県及び防災関係機関がとるべき行動を定める。

第1節 予想される事故と地域

1 事故の形態及び発生要因(国土交通省鉄道事故等報告規則)

事故の形態	内 容
列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故
列車脱線事故	列車が脱線した事故
列車火災事故	列車に火災が生じた事故
踏切障害事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故
鉄道人身障害事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故(上記5種類の事故に伴うものを除く。)
鉄道物損事故	列車又は車両の運転により500万円以上の物損を生じた事故(上記6種類の事故に伴うものを除く。)

2 市内の鉄道事業者及び運行路線

会社名	路線名	区 間	営業キロ(km)
東海旅客鉄道(株)	東海道新幹線	熱 海 ～ 浜 松	152.7
	東海道本線	熱 海 ～ 新所原	177.8
大井川鐵道(株)		金 谷 ～ 井 川	65.0

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

実施主体	内 容
市	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
消防機関 (静岡市島田消防署 及び消防団)	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
県	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 災害発生の防止又は拡大防止のための措置関係機関との相互連携体制の整備 (4) 防災訓練の実施 (5) 関係機関との相互連携体制の整備
警察 (島田警察署)	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
中部運輸局	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 鉄道事業者に対する安全指導 (3) 管内で鉄道事業を営むものに対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度立入検査 (4) 救助・救出に係る資機材等の整備及び備蓄 (5) 防災訓練への参加 (6) 関係機関との相互連携体制の整備
鉄道事業者	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 鉄道施設の安全対策の推進、防災体制の整備、職員に対する教育・訓練の実施 (3) 乗務員に対する適性検査の定期的実施 (4) 車両や施設に関する安全確保の実施 ア 土砂災害等から鉄道の保全を図るため、トンネル、落石覆その他の線路防護施設の整備・点検、軌道・踏切等の定期的検査 イ 列車集中制御装置(CTC)、自動列車停止装置(ATS)の高機能化、線路防護施設の整備促進等、安全性の向上につながる施設の整備 (5) 安全管理規定、防災業務計画、防災業務実施計画、事故・災害等応急処理手続きに関するマニュアル等防災計画の作成 (6) 応急対策用資機材の整備 (7) 防災訓練への参加 (8) 関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
関係団体	情報連絡体制の整備

第2節 鉄道交通の安全確保

各鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。また、一般公衆に対する啓発を行う。

1 踏切事故対策

各鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法について、自動車運転者への普及に努める。

2 鉄道妨害の防止

各鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行うものとする。

3 鉄道交通の障害となりうる植物等の除去

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

第3節 応急対策用資機材等の整備

各鉄道事業者は、各社の保安規定に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておくものとする。

第4節 防災訓練

各鉄道事業者は、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的実施し、習熟に努める。また、消防、警察、市、県、その他関係機関と合同で、列車の脱線・転覆等、大規模な鉄道事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討するものとする。

第5節 関係機関との相互連携体制の整備

各鉄道事業者は、事故災害発生時の消防、警察、市、県その他の関係機関との連携についてあらかじめ協議・検討し、情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から関係強化に努めるものとする。

第3章 災害応急対策計画

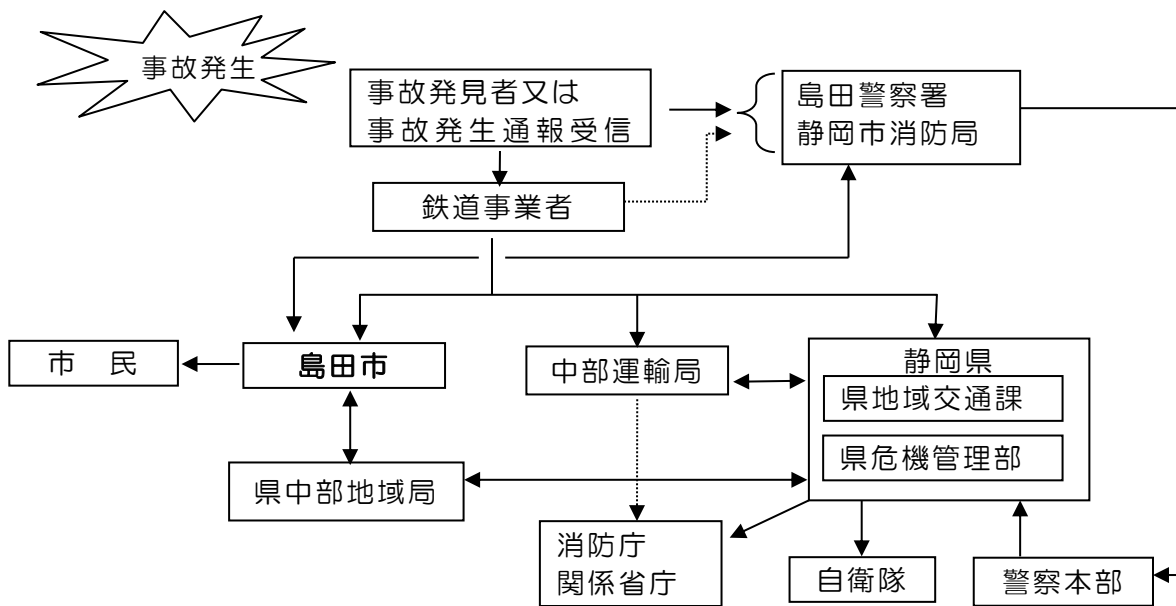
鉄道災害が発生した場合、次の対策を行う。

第1節 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等に多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに下記の経路により関係機関に通報する。

このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は、関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

また、市及び県は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。



第2節 応急体制

1 市の体制

(1) 情報収集

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴い、対応が困難と思われる場合は、市は関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、必要な職員の配置し、初動体制の確立のために必要な措置をとる。

区 分	内 容
任 務	(1) 情報の収集・伝達 (2) 職員の非常参集、災害対策本部設置など必要な体制の確立 (3) 県又は防災関係機関への協力・応援要請 (4) 医療救護活動の支援 (5) 避難誘導、避難所の開設 (6) 遺体安置所の設置 (7) 住民に対する広報

(2) 災害対策本部

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故等、大規模事故に移行するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは、市災害対策本部を設置する。市災害対策本部の運営については市災害対策本部設置運営要領による。

2 関係機関等

実施主体	内 容
消防機関 (静岡市消防局島田消防署及び消防団)	(1) 情報の収集・伝達 (2) 消火活動 (3) 捜索活動 (4) 救出・救助・救急活動 (5) 医療救護活動 (6) 負傷者の搬送
県 (災害対策本部)	(1) 防災対策の総合調整 (2) 情報収集、発信 (3) 関係機関への支援要請 ア 自衛隊への災害派遣要請 イ 消防庁、他都県等への支援要請 ウ 医療機関等への協力要請 エ 消防庁への緊急消防援助隊の出動要請 オ その他関係機関への応援要請 (4) 防災ヘリコプターによる搬送及び被害状況の調査 (5) 二次災害等発生防止装置 (6) 消防庁への報告 (7) 広報に関する事項

警察	(1) 災害関係情報の収集及び伝達 (2) 被害実態の早期把握 (3) 負傷者等の救出救助 (4) 緊急交通路の確保等交通上の措置 (5) 避難誘導及び二次災害の防止措置 (6) 検視及び行方不明者の捜索 (7) 市民の安全確保と不安解消のための広報 (8) 関係機関の行う災害復旧への協力 (9) その他必要な警察業務
中部運輸局	情報の収集・伝達
鉄道事業者	(1) 情報の収集・伝達 (2) 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 (3) 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 (4) 市や県に対する必要な支援の要請 (5) 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 (6) 後続列車の衝突等の2次災害の防止活動 (7) 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 (8) 被災者の家族等への情報提供 (9) 被災者及び被災家族に対する必要な手配 (10) 代行輸送等の手配 (11) 避難誘導 (12) 乗客等に対する広報
関係団体	日本赤十字社静岡県支部 (1) 医療及び遺体措置に関すること (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置

3 情報の収集・伝達

- (1) 鉄道災害発生の通報を受けた場合は、関係部課に内容を連絡する。また、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官)に基づき、県へ必要事項を報告する。
- (2) 災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部課、その他関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、ホームページ、同時通報用無線、FM島田等を活用して広く市民に周知を図る。

4 広報活動

鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期的又は随時の記者会見等により、報道機関に提供するものとする。

5 消防活動

火災が発生している場合は、迅速な消火、二次災害の防止等の活動を実施する。

6 救助・救急活動

現場において救助活動を実施し、救助した傷病者等を医療機関に搬送する。

7 医療救護等

傷病者が多数発生した場合は、救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

8 避難

乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に避難場所を開設する。避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を避難者に提供する。

9 危険物等搭載貨車事故に対する応急対策

区 分	内 容
初動対応	危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断された場合は、乗務員又は駅員は直ちに消防機関(静岡市島田消防署)や警察(島田警察署)に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等応急措置を行う。
二次災害防止及び住民の安全確保	現地に出動した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときは、直ちに周辺地域での火気の遮断及び地域住民の一時避難を市長に要請する。また、流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はそのおそれがある場合は、市及び河川管理者等の必要な機関に連絡する。

(災害復旧計画については、原則としてI 道路事故対策計画 第4章災害復旧計画に準ずる。)

Ⅲ 航空機事故対策計画

第1章 総 則

静岡空港及び市内において、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市がとるべき行動を定める。

第1節 予想される事故

1 事故の形態

航空機事故とは、航空機が航行中に起きる事故であり、航空機事故の形態としては次のような形があげられる。

令和2年12月には、大代地区にヘリコプターが墜落し、周辺住民の被害や山火事には波及しなかったものの、操縦士が死亡する事故が発生している。

事故の形態	内 容
墜落	(1) 墜落は飛行中に突然発生することが多く、空港内だけでなく市街地、海、山など墜落場所を問わないため、墜落場所によっては乗員・乗客だけでなく数十～数百人の住民が巻き添えとなることがある。住民への影響として、住民の死傷発生、住家等の損壊・火災、送電線切断による長期停電等の被害が発生し得る。 (2) 胴体が寸断されるなど、空中で跡形もなくなるケースと原型を保ったまま墜落するケースがある。 (3) 胴体が寸断又は空中分解すれば、乗客の生存はほぼ絶望的である。 (4) 原型を保ったまま墜落の場合では、機体が衝撃を吸収するため、墜落場所と座席位置によっては生存の可能性はある。
不時着	(1) 降着装置が降りなかったり、燃料が尽きたり、操縦系統が故障したり、屋根が吹き飛んだりしながらも無事に着陸できるケースと、着陸態勢は取れたが場所が不適當だったため機体が破損するケースがある。 (2) 無事に着陸ができなくても、衝撃が墜落に比べコントロールできているので生存率は高い。
オーバーラン	(1) 離陸できずに滑走路の先の障害物にぶつかるケースと、着陸の際に制動距離が長すぎてぶつかるケースがある。 (2) 地上で起きるので生存率は高いが、状況によっては多くの死傷者が出る場合もある。
火 災	(1) 飛行中あるいは地上にいる際に何らかの原因で火災が発生することがある。 (2) 火と煙が回りきる前に着陸できるかどうかで被害の様相が大きく変わる。
衝 突	(1) 空中衝突して墜落するケースもあるが、悪天候等で現在位置を把握することができず、地上に衝突するケースもある。 (2) 大半の事例では良くて片方、悪ければ両方が墜落して大惨事へと発展している。

2 事故の危険性

航空機(特に旅客機)では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によっては地上にいる住民をも巻き込む大惨事になってしまう危険性がある。

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

市、県及び防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実施主体	内 容
市	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
消防機関 (静岡市消防局島田消防署及び消防団)	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
県	(1) 富士山静岡空港株式会社による緊急時対応計画の整備、機器管理体制構築状況等の確認 (2) 情報連絡体制の整備 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
警察 (島田警察署)	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 航空交通の安全確保等のための規程等の整備 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
富士山静岡空港(株)	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 航空交通の安全確保等のための規定等の整備 (4) 防災訓練の実施 (5) 関係機関との相互連携体制の整備
航空事業者	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 航空交通の安全確保等のためのマニュアル等の整備 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
静岡地方气象台 東京航空地方气象台 東京航空地方气象台 静岡航空気象観測所	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 航空機の安全運航に必要な気象観測の実施 (3) 気象予警報の発表(東京航空地方气象台静岡航空気象観測所を除く) (4) 防災訓練への参加(東京航空地方气象台静岡航空気象観測所を除く) (5) 関係機関との相互連携体制の整備
自衛隊	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備

第3章 災害応急対策計画

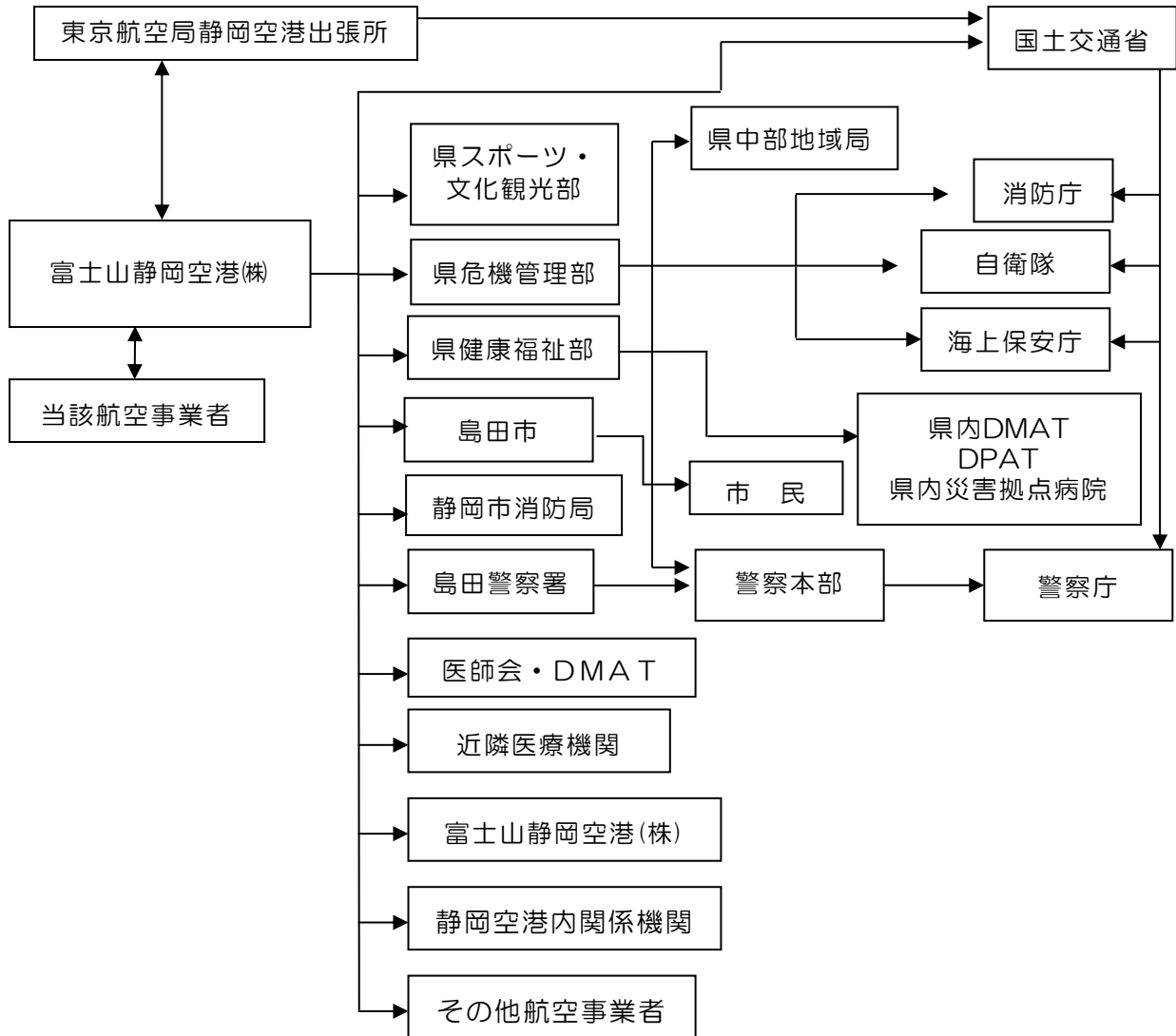
静岡空港及び市内において、航空機事故が発生した場合、市、県及び防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

第1節 情報の収集・伝達

航空災害防災関係機関は、航空機事故の発生を認知したときは、発生状況及び被害の状況を収集し、把握した内容を下図に示す連絡系統により他の関係機関に連絡通報する。

1 連絡系統図

静岡空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合（詳細は、静岡空港航空機事故等対応計画による。）



第2節 応急対策

1 市の対応方針

静岡空港及び市内において航空機事故が発生した場合

- (1) 富士山静岡空港株式会社から航空機事故が発生した旨の連絡を受けた場合は、関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、必要な職員を配置し、初動体制の確立のために必要な措置をとる。
- (2) 事故の連絡を受けた場合は、必要に応じて市長に災害対策本部の設置を協議する。
- (3) 市長は、必要と認めるときは市災害対策本部を設置するとともに、県が設置する空港現地対応本部に職員を派遣し、情報の収集等に当たる。
- (4) 市は、必要に応じた支援調整や応急対策を実施する。

2 市の体制

(1) 情報収集

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴い、対応が困難と思われる場合は、市は防災関係機関等から情報を収集し、事故の状況に応じて、必要な職員を配置し、初動体制の確立のために必要な措置をとる。

任 務	<ol style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集・伝達 (2) 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立 (3) 県又は防災関係機関への協力・応援要請 (4) 医療救護活動の支援 (5) 避難誘導、避難所の開設 (6) 遺体安置所の設置 (7) 住民に対する広報
-----	---

(2) 災害対策本部

連絡を受けた事故が、多数の死傷者等を伴う大規模事故又は大規模事故に移行するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは、市災害対策本部を設置する。市災害対策本部の運営については市災害対策本部設置運営要領による。

3 防災関係機関の対応事項

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
富士山静岡空港(株) (静岡空港における航空機事故発生時)	静岡空港航空機事故等対応計画に基づく対応の実施
県 (現地災害対策本部)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部及び被災市町等との連絡調整 (2) 航空機事故等空港現地対応本部又は被災市町に対する連絡員・応援要員の派遣 (3) 航空機事故等空港現地対応本部が行う現地活動の支援(静岡空港において航空機事故が発生した場合)
県 (航空機事故等空港現地対応本部)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 消火活動に関する調整 (2) トリアージ及び救急医療活動に係る調整 (3) 現場救護地区の設置及び負傷者搬送に係る調整

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 搭乗員名簿の入手及び確認 (5) 負傷者数及び搬送先医療機関等に係る調整 (6) 広報に関すること(空港現地対応に関する事項) (7) 食事、飲み物、衣料等の手配に関すること。 (8) 遺体収容所の調整 (9) 空港の入場規制に係る調整 (10) その他必要な活動
警察 (島田警察署)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集・伝達 (2) 捜索活動 (3) 救助・救出活動 (4) 避難誘導 (5) 行方不明者の捜索 (6) 検視及び死傷者の身元確認 (7) 警戒区域の設定、交通規制の実施
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集・伝達 (2) 必要な飛行情報の提供 (3) 捜索救難調整
消防機関 (静岡市消防局島田消防署 及び消防団)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集・伝達 (2) 消火救難活動 (3) 捜索活動 (4) 救助・救出・救急活動 (5) 医療救護活動 (6) 負傷者の搬送
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 救護所の開設 (2) 医療救護活動 (3) 患者搬送
航空事業者 (事故機体所有事業者)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集・伝達 (2) 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内 に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 (3) 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できる よう手配 (4) 市や県に対する必要な支援の要請 (5) 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 (6) 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警 察への報告 (7) 被災者の家族等への情報提供 (8) 被災者及び被災家族に対する必要な手配 (9) 代行輸送等の手配 (10) 避難誘導 (11) 搭乗者等に対する広報
静岡地方气象台 東京航空地方气象台	必要な気象情報の提供
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集・伝達 (2) 捜索活動 (3) 救助・救出活動 (4) 医療従事者、負傷者等の搬送 (5) 現場医療活動の支援
富士山静岡空港(株) (静岡空港における航空機事故発生時)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集・伝達 (2) 空港利用者に対する広報及び避難誘導 (3) ターミナルビルの秩序維持及び災害応急対策等に必要な場所の提供

4 搜索救難活動

搜索救難活動は、東京航空局東京空港事務所に設置される救難調整本部が中心となり警察庁、消防庁、国土交通省(航空局)及び防衛省(以下「救難調整本部等」という。)が連携して実施する。市、県及び県内防災関係機関は、救難調整本部等から搜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

5 避難

航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、市は、避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。

6 入国管理、検疫、動植物検疫、税関

被災航空機が国際線であった場合は、検疫所、その他の関係機関と密接に連携して事態の対処を行う。

7 広報

- (1) 市は、市民に対し、航空機事故の状況、応急対策の状況、安否情報等の情報を、ホームページ及び報道機関を通じて広報する。また、航空機事故に伴う応急対策及び航空機事故調査、機体回収までの事故現場への立入規制、生活道路の通行制限、停電発生時の電力復旧見込み等、住民生活に影響を及ぼす事項についても、適宜広報する。
- (2) 静岡空港等で航空機事故が発生した場合、航空機事故等空港現地対応本部は、航空機事故の状況、運航状況等を、空港利用者に対し適切な方法で広報するとともに、市民等に対し報道機関を通じて広報する。
- (3) 事故機体所有航空事業者は、乗客及び被災者家族等に対し、航空機事故の状況、安否情報、医療機関の情報等を適切な方法で広報する。

(災害復旧計画については、1 道路事故対策計画 第4章災害復旧計画に準ずる。)